

出雲族なることは疑がないが、此兒を残して父のみが東國に移住した事情を詳にせぬ。オホヤキは地名であらう。

オホヤクチ(大矢口)の宿禰の命

舊刊本には大矢口としてオホセクチと訓してある。大矢口とある本を正しとすべきであらう。

物部四世大木口宿禰命の弟(舊)。兄と並んで宿禰となつて大神を齋祀したとある。名の所由不明。水口と同郡に矢川神社(神名帳)があるから、或は之に關係があるのかも知れぬ。

國史大系本に坂戸由良都野爲(妻生)四兒といふ一旬を此人の項下に移したのは誤である。其四兒が徳積及采女の祖なる大木口宿禰の子なることは、記、紀、姓氏錄にワラシヨの命又はイカガシヨの命を徳積臣及采女臣の祖としてあるによつても明である。

オホヤケ(大宅)(公)

ケは穀禾の意であらう。オホヤ(大屋)はミヤ(宮)と同義で、皇室の穀禾をミヤケともオホヤケとも稱へ、官物、公物の意から轉じて官、公の義に用ひられたのであらう。——ミヤケは専ら其收蔵所を意味するやうになつた。

オホヤケの原義が公教であるのは之に對するワタケ(私)が吾田禾草の意なることによつても推定せられる。

オホヤケ(大宅)(地)

和名抄大和國添上郡大宅郷。大宅臣の本貫である。春日に連接し、今の奈良市の南部東市村、大安寺村地方を呼稱したものと、やうである。

國(武烈紀)ものまはに 於廣野(廣野)さき 春日の かすがを過ぎ

オホヤケ(大宅)の朝臣マロ(麻呂)

持統朝判事に任ぜられた人(紀)。——次項參照。

オホヤケ(大宅)の臣

天押帶日子(孝昭天皇の御子)の裔(記)。紀に此氏の祖として木事といふ名が見え、其他軍及鑑柄といふ名があげられて居る。天武十三年朝臣に昇格(紀)。姓氏錄大和神別に大和臣朝臣同祖津速魂命の後とある大臣とは別氏である。

オホヤケ(大宅)の臣カマツカ(鎌柄)

天智朝新羅征討將軍(紀)。

オホヤケ(大宅)の臣イクサ(軍)

推古朝後の新羅征討軍副將(紀)。

オホヤケ(大宅)の臣の祖コト(木事)

反正天皇の紀津野媛の父(紀)。——記には九瀬之許基登臣之女とある——コトは請辭の意で、祝詞と同義らしいから、此人も亦春日の祠官であつたと思はれる。

オホヤケ(大宅)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。舊名を大宮といふとある。ミヤとオホヤとは同義語である。

オホヤケ(大宅)の皇女(王)

欽明天皇の皇女、生母は蘇我のキタシ比賣(記、紀)。天武八年薨去とある(紀)。

オホヤケ(大宅)女

萬葉作家。豊前國皇子とある。大宅氏の女であらう。

オホヤコ(大屋古)の命

石見ノ國造(舊)。紀伊國造と同祖陸佐奈朝命の兒で、崇神朝に任命せられたとある。天道根命の後裔であらう。

オホヤサキ(大矢崎)の命

斐陀(飛彈)の國造(舊)。尾張連祖瀧津世襲命(欽字)とある。尾張氏系譜に大八橋命(刊本甲斐の國造とあるが、恐らくは斐陀の誤記であらう)とあると同人とすれば、産興曾の命の子で、其同列に置部興曾命といふものがあるから、遠祖オキツヨソの命とまされたものと思はれる。——オホヤハシの命の項下參照。

オホヤシマ(大八洲、大八島)國

大は美稱、ヤシマは多数の島の意。日本國號の一。單に八島(洲)國とも稱へる(其項下參照)。紀記には八つの島が最初に生まれたから大八洲(大八島)國といふとあるが、其八つとして擧げられた島々及其生成の順序は左記の如く諸傳一致して居らぬ。

	大日本豊秋津洲	伊豫二名島	筑紫洲	能岐洲	佐渡洲	越前洲	大洲	吉備子洲	淡路洲	伊伎洲	對馬洲	六小島
紀	1	2	3	4	5	6	7	8				
(一)	1	3	4	5	6	7						
(七)	2	3	6	4	5					7	8	
(八)	2	3	4	6	7	8						
(九)	1	3	4	6	5		8					
記	8	2	4	3	4	7			1	5	6	
舊	7	2	4	3	3				1	5	6	8

案するに多くの島より成る國といふ意で、八つに限らなかつたのであらう。右の表によるも雖て八の數に合はさんが爲に便宜に取捨した形跡が見え、紀の本文の如きは淡路島を胞として員外として居るのである。——アハチシマ及エの項下を見よ。

オホヤタコ(大屋田子)(人)

景行天皇の命により肥前國松浦郡賀周里の土蜘蛛海松權姫を誅戮し

た人(風)。日下部君の祖とある。狭手彦と契つたといふ藤原村の人弟日姫子も日下部君等の祖とあるから、此地方に日下部氏が居住したも
のと思はれる。

オホヤツヒメ(大屋津姫)の命

スサノヲの命の子(紀一書)。奉渡於紀伊國也とあり、神名帳にも
紀伊國名草郡の條下に大屋部比賣神社をあげて居る。兄神をイ(射)猛
命といひ、妹神をツマ(尖)津姫といふ所を見ると、ヤは箭を意味する
のであらう。木種を分布したから「屋」の意であらねばならぬとする説
は従はれぬ。古事記大國主の條下に木國ノ大屋毘古神とあるのは此神
又は其兄イマケル神の異傳と思はれる。

オホヤハシ(大八椅)の命

尾張氏九世彦興曾命の子(舊)。斐陀國造とある。——舊刊本に甲斐
國造とあるが、國造本紀に大埼命とあると同人であらねばならぬ。同
本紀には瀛津世襲命の裔としてある。——名の義不明。恐らくは地名
であらう。

オホヤヒコ(大屋毘古)の神

イザナギ、イザナミの命所生の神の一(記)。石巢毘賣神と併記せら
れて居るから、オホヤの語義は字の通りで、家屋の神であらう。後記
の木國ノ大屋毘古神とは全く別神である。

オホヤヒコ(大屋毘古)の神

大國主神が八十神の迫害を免れる爲に木國にある此神の許に遣はさ

れたとある(記)。上記の大屋津姫に縁故のある神の名であらう。

オホヤマクヒ(大山咋)の神

クヒは樹下水の意。——其項下を見よ。
大年神の子(記)。亦の名を山末之大主神といふとある。山林から流
れて出る水を神格化したものであらう。山水は耕作には必要なるもの
であるから、大年神の系譜に入れたので、此神が日枝を始め諸國に祭
られるのも亦農業の神としてである。

クヒの語義は從來明にせられず、山といふ字によつて漫然山祇と同
一視せられたもの、やうである。亦坐葛野之松尾(用ニ鳴鐘ニ神者也と
あるので益々學者を惑はせたが、鳴鐘を用ひたのは祭の行事で、鳴と
ナリ(成實)とが通ずるからであらう。之を火雷神(山代風土記)と同一
視することの妄なるはいふまでもない。

オホヤマタメ(大山田女)、サヤマタメ(狭山田女) (人)

肥前國佐嘉郡の土蜘蛛(風)。佐嘉川(川上河)の河上に住む荒神を鎮
祭する方法を縣主に建築したとある。——佐嘉郡は此賢女を記念する
爲にサカシメ國と稱へたのが説つたのであるといはれる。——今も川
上村の大字に東山田といふ村があるから、恐らくは之を名に負うたの
であらう。

オホヤマツミ(大山積)の神

五段に斬られたカケツチの首から化生した神(紀一書)。
ヤマツミがヤマツチの説であらねばならぬことは次項に述べる通り
である。

オホヤマツミ(大山津見)の神

イザナギ、イザナミの神所生の神の一(記)——紀には山神等號ニ山祇
とある。——ヤマツチの説傳であらう。

記傳にはヤマツモチ即ち山を持坐神と解したが、其意ならばヤマモ
チといふべきである。——ウケモチの神をウケツモチといふた例はな
い——山神がヤマツチなるべきは紀の高天原の段にも野槌神に對して
山雷神をあげ、神武紀に薪の名を嚴山雷としたことによつても明であ
る。恐らくは後記の大ヤマツミの神と混同せられたのであらう。

オホヤマツミ(大山津見)の神

山住民の大酋長といふ意。

足名稚、手名稚は大山津見神の子とあり(記)。——紀には國神の子と
せられて居る。——又木花知流比賣及木花佐久夜毘賣の父も大山津見
(大山祇)神とある(記、紀)。此の如く時代と場所とを異にした大山津
見神がある所を見ると、ヤマツミは一神の名ではなく、此種の神に與
へられた稱呼とせねばならぬ。案するにヤマツミはヤマスミ(山住)の
轉呼で、山住民の酋長をヤマツミの神といひ、其大有力者に「大」とい
ふ美稱を冠したのであらう。釋記にも大山祇にチホヤマスミといふ傍
訓を施してある。

紀に山祇といふ字をあてたのは決して不當でないが、前項の如く古
事記に山神を山津見としてあるにより、之を神なる山の神と解する
のは大なる誤である。木花佐久夜毘賣を紀に天神聖大山祇神所生兒
とあるのは大ヤマツミが女神なることを意味するもので、此稱呼が一
神の専有でないといふれば深く惟しむに足らぬ一異傳である。萬凰が天

神娶の三字を削つたのは寧ろ早計といはねばならぬ。

オホヤマツミ(大山積)の神

釋紀所引伊豫國風土記に乎知(越智)郡御島に坐す神で一名を和多志
大神といひ、仁德朝百濟から渡來して津ノ國御島に鎮坐したとある。
右によれば此大山積はイザナギ、イザナミの命の所生の山の神とも、
木花佐久夜毘賣及足名稚手名稚の親といはれる大山津見神とも全く系
統を異にするものとせねばならぬが、或は大山積と和多志大神とは別
神で合祀せられたものであるかも知れぬ。

ホオヤマト(大倭、大和、大日本)

大は美稱、ヤマトは山處の意。
ヤマトは地形に因む地名で、筑後の山門郡、同國及肥後の山門郡(和
名抄)を始め、他にも同名の地があるが、神武天皇の建國の地なるヤマ
トが最有名で、之に大を冠したオホヤマトは皇室の稱呼にも、帝國の
意にも轉用せられるやうになつたのである。

ヤマトに倭の字をあてたのは支那人の作爲で、大和民族も支那人が
倭と名づけた九州所住の民族も同種と推定し、我國をよぶに倭を以て
したによる。さりながら倭とかくのは不當であるから、夙に同音異義
の和の字を以て之にかへ、日本といふ稱號が支那に對して——天平勝
寶年間の事とする説がある——用ひられるやうになつてから、日本を
ヤマトとも訓した。紀に國號としては常に日本の字を用ひ、ヤマトと
訓ませたのは當を得たことであるといはねばならぬ。

オホヤマト(大和) (地)

和名抄城下郡大和(於保夜末止)。今山邊郡朝和村に属する。倭の大國魂神を祭る地であるからヤマトと稱へ、美稱「大」を冠してオホヤマトといふやうになつたのであらう。——垂仁紀一書には此神を大倭大神とも記してあるから、或はオホヤマトの神と稱へた事もあり得る。いづれにしても神社によつて名を負うたもので、崇神(又は垂仁)朝に始めて此神の爲に社を設けられた穴磯邑も其當時はオホヤマトと稱へたのかも知れぬ。

オホヤマト(大倭)の直

垂仁紀二十五年條下に一云として大倭直の祖長尾市宿禰とある。同じ紀の三年及七年の條下には單に倭直祖長尾市とあるから、大倭もヤマトと訓むのかも知れぬが、同人の奉仕した倭大國魂(大倭大神)の鎮坐の地も前項の如く於保夜末止といふとあるから、椎根津彦系の大倭直と區別する爲にオホヤマトの直と稱へたことも有り得る。——長尾市及ヤマトの直の項下参照。——長尾市の商は右の倭國魂神の祭主として大倭の郷に居住したが故に、ヤマトの直とも大倭の直とも稱へたのであらう。天武十四年忌寸に昇格した大倭連(紀)は此と同氏族と思はれる。

和銅六年氏上として大倭大神を祭らしめられた大倭忌寸五百足及天平四年神官により宿禰のカバネを賜はつた大倭忌寸小東人及水守等(續紀)は此氏人に属するのであらう。姓氏録によれば大倭宿禰は神知津彦命の後、大倭連は神知津命十一世の孫御物足尼之後也とある。

オホヤマト(大倭)の子ヨのカチベ(千代勝部)——チヨのカチマの項を見よ。

オホヤマト(大倭)の大神

倭大國魂神の一名(垂仁紀)。單に倭大神ともいふ。

オホヤマトクニアレヒメ(意富夜麻登久邇阿禮比賣)の命

安寧天皇の御孫、孝靈天皇の紀(記)。——紀には倭國香媛とある。亦の名をアエイロキといふ(記)。アレはアラ(現)の意であらう。皇族の出なるを以て大倭(又は倭)を稱號とせられたのである。

オホヤマトクニタミシ(大倭國民磯)姫

大田田羅古命の祖大御氣主命の配(誓)。其子阿田賀田須命は和邇君等の祖とある。クニは和邇氏の通稱(彦國意部郡、彦國服命等)であるから、此女性も其出身で皇族なるが故に大倭を冠稱としたのであはるまいか。タミシの語義は確説し得ぬ。

オホヤマトタラシヒコクニオシヒト(大倭帶日子國押人)の命

大倭彦(倭彦)、大倭根子彦は上代の皇子の稱號である。孝安天皇の御名(記)。——紀には日本足彦國押人天皇とある。——御母は尾張連余曾多本見賣(記)、又は世襲足媛(記)。タラシ(帶、足)はタリマシの意で美稱、國押人は國家を統治する人といふ意である。

オホヤマトトヨアキツシマ(大倭豊秋津島、大日本豊秋津洲)

オホヤマトは大和國の意。トヨは美稱で、アキツシマは既記の如く本來大和の一地方の呼稱であるが、此場合はオホヤマトと同義に用ひられたやうである。

大八洲國の一(記、紀)。オホヤマト、シキシマが帝國の一稱に轉用せられたと同様に、此稱呼もまた帝國を意味するやうになつた。

オホヤマトネコヒコクニクル(大倭根子日子國玖疏、國牽)の命(天皇)

孝元天皇の御名(記、紀)。御母は細比賣命とある。クニクルは國牽(クル)ち國土が寄來るといふ意。紀に牽の字をあてたのは國引の義によるものであらう。

オホヤマトネコヒコフトニ(大倭根子日子賦斗邇、大日本根子彦太瓊)の命(天皇)

孝靈天皇の御名(記、紀)。御母は押媛(紀)又は忍鹿比賣(記)、孝安天皇の御姓とある。フトニの語義は大土で、國土の強大を意味するのであらう。

オホヤマトヒコスキトモ(大日本彦耜友、大倭日子組友)天皇(命)

懿德天皇の御名(記、紀)。安寧天皇の御子、御母は停名底仲媛命(紀)又は磯城縣主の女川津媛(紀一傳)又は師木の阿久斗毘賣(記)とある。スキはシキ(磯城)の轉呼、トモは部の意で、母氏によつてスキトモと稱へられたのであらう。——ミスキトモミ武日子のスキトモとは同音別義である(其項下参照)。

オホヤマトヒタカミ(大倭日高見)の國

大和日高見之國とつけられたのは祝詞の外に例がない。ヒタカミの國は夷族の國の呼稱で、大和も神武天皇以前にはヒタカミの國であつたといひ得ぬことはないが、此句のヒタカミは文字通りの意味に用ひられたのであらう。

オホヤママヌシ(大山主) (人)

國(大倭祝詞)四方之國中ト大倭日高見之國ヲ安國ト定奉テ

オホヤママリ(大山守)の命

應神天皇の皇子、御母は高城入姫(紀、記)。山地の守護職に任せられたので此名を負はれたのであらう。紀には令々掌ニ山川林野とある。

オホユエ(大湯坐)、ワカユエ(若湯坐)

ユエの條下を見よ。

本牟智別命(垂仁皇子)の爲に設置せられた民部(記)。此皇子を日足奉る爲に定めたもの、やうに記されて居るが、一時的職掌でないことは大湯坐連といふ氏名があるのを見ても明である。案ずるにユエは湯物坐をも意味するから、——ユエの項下参照——此御代に湯物職の部を置かれたものと解すべきであらう。大、若は區別の稱呼である。

ユエを湯沐に奉仕する婦人の意とした例は神代紀一書にも見えるから、母后が御母の乳を取り大湯坐、若湯坐を定め、日足し奉るべしといはれた(記)こともあり得べきであるが、鳥取部、鳥甘部、品運部と同

時に定められた大湯坐及若湯坐を宮中雑仕の名稱と見なすことは無理である。

オホユメ(大湯人)の連

天武十三年宿禰に昇格した(紀)。此氏族は饗座の工人で其部長は何氏の人か判明せぬが、額田部の湯坐連と同族とすれば天津彦根系、湯人鹽城部連と祖先を同するものとすれば天火明命の裔で、尾張連の支流とすべきである。

おほよすがらに [歌詞]

スガラの項下を見よ。
オホヨはサ夜に對する語で、單に夜といふ意、ヨスガラは徹夜の義である。

宮人の 大夜スガラにいさとはし行の宜しも大夜スガラニ

おほよそ衣 [歌詞]

大装衣の意。
神樂「大前張」に
宮人の オホヨソコロモ 膝とはしきのよろしもよ オホヨソ衣とある。古語拾遺に笠縫邑の神籬奉齋のとき宮人が皆參集し、終夜宴樂して

宮人の おほ夜すがらに いさとはし ゆきのよろしも おほ夜すがらに
と詠じたのを今俗に
宮人の オホヨソコロモ ひさとほし ゆきのよろしも おほよ

そこらも

と轉訛したとあると略々同一である。之は轉訛若くは訛といふよりも寧ろ「作りかへ」又は「かへ歌」で、全然本歌とは意味を異にするものである。従つて第四句もユキのヨロシモとあるよりも神樂歌の如くキのヨロシモを可とする。歌の意は宮人が大禮服を膝の下まで着通したのが立派であるといふことである。

愚案抄及考に「凡衣」の意としたのは守部の説の如く理に合はぬ。

オホレ(溺、没溺) [動]

オホレはアビ(浴)と同原か。

水を浴び居るといふ意味から溺の意となり、更に轉じて耽溺をも意味するやうになつたのであらう。

(記、山幸海幸段) 出ニ瀾盈珠一而溺

(紀、同) 瀾瀾滿理一則潮盈滿、以此没瀾汝兒

オホロ(臙)

オホ(勢)と、ロ(接尾語)。

オホ(勢)と同義で、晴爽ならざることを意味し、霧のか、つたやうな状態をいふのである。

おほろか [形]

上記オホロに形容接尾語カを接着したものである。

オホロは通例臙の意に用ひられるが、オホの原義により平凡の意をも含み、オホロカの形に於ては(一)忽(二)迂濶等を意味する。オロカ(愚)も亦其轉義である。

(仁徳紀)角さはふ 磐の樹が オホロカニ 閉こさぬ うらくはの木 よるまじき 川のくまぐま
(萬心)ますらをの行くとふ道ぞオホロカに思ひて行く丈夫の伴
右の外萬葉集には用例が少くはない。

オホワケ(大別)の王

敏達朝百濟の宰に任ぜられた人(紀)。分註にも未詳所出也とある。

オホワシ(意富鷲)の意彌の命

師長(相摸)の國造(舊)。茨城國造建許呂命の兒とある。名の所由不明。ワシは或は足柄のアシと關係があるのではあるまいか。オミは大身の意であらう。

オホワタ(大和太)の濱

大渡の意。——ワタの項を見よ。

萬葉集六卷に「濱清く浦めづらしみ神代より千舟のとまる大和太の濱」とあるのは敏馬の浦で詠じた歌であるから、この大和太は今和田岬の名に残つて居る神戸港にあたるのであらう。神崎川の東、西成郡(今の西淀川區)に現在する大和田(其附近に千舟田がある)を之に擬するものがあるが従はれぬ。恐らくは此歌によつて後人が負はせた地名であらう。

オホワタツミ(大綿津見)の神

イザナギ、イザナミの命所生海の神(記)。——紀には生海神等(賦)

少童命とある——ワタツツミの神の意とも解し得られるが、山神をヤマツチ、野神をノツチと稱へる所を見ると、ワタツツミの神の説傳であるかも知れぬ。

海住民をワタツツミといひ(其項下参照)、其首長をワタツツミの神といふので、之と混同した形跡がある。純神としての海の神はワタツツミといふを可とする——ワタツツミの項下参照。

オホワチ(邑)の里

播磨國神前郡の地名(風)。新次の神社に鎮座するアヤスキ高ロコノの命の神宮を此里に作る時意保和知を苜り廻らして隣としたから邑曰野といふと説明せられて居る。オホワチは大葉茅の轉呼であらう。大葉茅の約とする説もあるが、ワカといふ以上「大」といふ語を冠するのには疑でない。

オホキ(大蘭)草

大なる蘭。

和名抄に莞可ニ以爲席者也オホキとある。今フトキと稱する。蒲席を織る材料となるものである。

(萬心)上つ毛野いならの沼のオホキくさよそに見しよは今こそまされ

オホ井(大井)媛

孝明天皇の妃(紀一云)。倭國豐秋狹太媛の女とある。——信友校本に媛を姫と改めたのはさかしらである(其項下参照)。大井は地名と思はれるが所在を明にせぬ。

おほろこがはら (歌詞)

仁徳天皇の御製に「御諸の其高城なるオホホコガハラ」とある(記)。大猪が原といふ意で、地名であらうが所在を詳にせぬ。——大和志に葛上郡池心宮一名大葦古原とあるは信ぜられぬ。

おほをにしなかさだめる (歌詞)

古事記經太子の御歌に
こもりくの 初瀬の山の 大丘には 畑墾りたて き小丘には 畑墾りたて オホホニシ ナカサゲメル おもひ妻あはれ
とある。上六句はオホホの序で、大丘にオホ(凡)をいひかけたのであらう。オホホとしてはチが餘つて聞えるが、ホの韻を伸べたものと解すべきである。「オホに伸定める思ひ妻」は輕の皇女との仲が確然たらざることをいふのであらう。

オミ(臣)

オホホミ(大身)の約。

大身の意から轉じて敬稱となり、更に轉じてカバネとして用ひられた。オホオミ(大臣)・アツミ(朝臣)といふ語も此オミにオホ(大)・アセ(男子の敬稱)を冠したものである。

オミには次に掲げるやうに同音別義の二語がある。字にかくときは臣、使主を互に通用したので、其意味混同するものが多いが、其々の出身について區別して心得べきである。

オミ(齋)(忌)

イミ(意)の轉、又は大イミの約。——オホミの項下を見よ。

イミの原義の清淨の意から轉じて神に仕へるものをイミとも、イミ(忌部)とも稱へた。オミは其轉呼でオムともいひ、大身の意の臣とは全く違つた意味で稱號に用ひられたもの、やうである。オホミと假字書したのは大忌の意であらねばならぬ(其項下參照)。

文字には臣又は使主とかくの、從來の學者が氣づかずに通じたけれども、オミ又はオホミと稱へられるもの、うちには日觸使主の女宮(主宅)・應神紀、和邇許登臣(反正記)の如く司祭者であることが名によつて明白なものである(各其項下參照)。天武朝瑞璽を獻じた饒積(吉事)の姓も和邇ツ忌の約で、其職に因んでヨゴト(賀詞)と名乗つたのであらう。

オミ(使主)

韓語(音イム)の轉呼。

歸化人の貴種をよぶ敬稱。使主といふ字をあてたのは外交事務を擔當し外國に使用する事が多かつたからであらう。朝鮮語(音イム)は今でも邦語のサマ(サン)と同様に見サンを對等といふやうに、敬稱に用ひられる。イムとオムとが相通することは上記の忌がオムと稱へられたことによつても疑がない。使主の裔をイムキ(忌子)と稱へるのは原語によるものである。

オミ(臣)の木

大實の木の意。——臣は借字である。

(伊豫風土記) 千時於大殿戸有樞輿臣木於其上集鵲與此米鳥。天皇爲此鳥枝葉等養賜也(仙臺萬葉抄所引)

古義はこれを縱(和名抄モミ、字鏡ムミ)の木なりとした。モミ(又はムミ)がオミと通ずることはあり得るが、こゝは縱と斷定せず、ムカ(樞)と同様に鳥が好んでくふ實のなつた木と廣く解する方がよい。

オミカアラ(臣賀夫良)の命

オホムカアラの項下を見よ。

オミサヤマ(臣狭山)の命

倭建命時代鹿島大神の旨をうけて神舟を作つて獻納した人(常風)。鹿島の祠官であつたのであらう。オミは大身の意で、其子も狭山彦命と呼ばれたから、區別の爲に冠稱せられたものと思はれる。狭山彦命は中臣鹿島連の祖である(鹿島大宮司系譜)。

オミシル(意美志留) (人)

伊香刀美が天女に生ませた子(帝王編年紀所載近江國古老傳)。——イカガトミの項下を見よ。

オミチツ(臣知津)彦の公

甲斐國遠見足尼の父(舊)。狹穂彦三世の孫とあるが、名の調、所由共に不明である。遠見足尼が成務天皇の朝に任命せられたといふのが事實であるならば、臣知津彦は景行朝の人であらねばならぬが、甚しく世代が相違する。何か誤傳があつたのであらう。

オミツ又(淤美豆奴、臣津野、意美豆努)の神

オミは地名。ツはネに通ずる尊稱である。出雲に於ては八島土奴、鴨瀨停の如くツと用ひた例が多い。

スサノヲの命四世の孫、大國主神の祖(記)。雲出風土記には國引坐八東水臣津野命又は國引坐意美豆努命とある。——ヤツカミツの項下參照——オミは出雲縣意美濱、意保美小川、意保美社、風とある地で其地の君主なるが故にオミツヌ(ネ)と呼ばれたのであらう。——ヌをメシの約とするは非。メシはノウシの約で、シ(主)に意義があるのであるから之を省くことは出来ぬ。

オミナ(老女、媪)

オミは(大)メ(女)の轉。ナはネに通ずる敬稱である。

オミナ(少女の敬稱)に對立する語で、老婦人に對する敬稱である。——音便によりオウナと稱へられる。——敬意を含まぬ老媪はオキメ(大女)といふのが古語である。

オミナコ(老女子)の郎女(夫人)

オイメコの項下を見よ。

おみのおとめ (歌詞)

オミ(忌)の少女の意。

春日の靈符比賣の大御酒を奉るとき、雄略天皇が詠まれた御製に、「ホモトケオミのナトメ」とある(記)。靈符比賣の父は和邇之佐都紀臣といふ祠官で、靈符比賣も亦神に奉仕した少女とおもはれる。

オミをカバネの臣とするのは非。連の少女とも宿禰の少女とも用ひられた例がないから、「臣の少女」といふ語のみがあり得たとはおもはれぬ。

オムノコ(臣)

○オモ(臣)の(高)の意。アセ(阿兄)オミ(臣)即ちアソミ(朝臣)に對する稱呼である。

○天武朝制定の八色姓中第六階(紀)。臣はオミと讀むのではなく、舊訓の如くオムのコと改稱せられたのであるが、チシと同様に世間には行はれるに至らず、自然消滅に歸したものとおもはれる。

オンカ(恩荷) (人)

○齊明朝嗣田の夷人の名(紀)。阿陪臣に降伏したので小乙上の位を授けられたとある。恐らくはナカ(男鹿)島の人で、地名を取った稱呼としたのであらう。

オムカシミ(欣感)

○オムカシはウムカシの音便。——其項下を見よ。
○字義には偉慶、悦、奇、賀、幸、福に於て我志又は字禮志と訓してあるが、續紀宣命には常にウムカシとある。神功紀「欣感厚禮送」及「深徳ニ君王」とある欣感及徳にオムカシミと訓し、日本紀「宴歌に「いさをしく正しき道のオムカシサ」と用ひた所を見ると、平安朝ではオムカシとも稱へたのであらう。ムカシとした例もある事は其項下に述べる。

オムナキミ(老女君) —— オイメコの項下を見よ。

オメの水門

○神樂朝倉に或説として
あさくらや オメの水門に 網引なれば 海人のめざしに なびきあひにけり 鹿きあひにけり

といふ歌があげてある。本歌「朝倉の木の丸殿」のかへ歌であらうが、筑前の朝倉とは限らず、オメの水門といふ稱呼も其地には存せぬやうである。之を筑後川なりとする説もあるが、此歌は川流の光景とは思はれぬ。他に之を求むべきであらう。

オモ(面)

○オは接頭語。
○オモはセに對する語で、イモ(妹)、セ(妹)と對立するやうに、セ(背)に對して額面をオモと稱へたのである。

オモ(母、乳)

○擬聲語。——ウマの項下を見よ。
○嬰兒の最初の發音はウマで、オモとも聞える。之をとつて其態求する所のもの即ち、母及乳の名としたのである。次の語は此オモから導かれたものであらう。
○オモヒ(思)——居喪の意のオモヒとは全然別語(アマヒ及ミオモヒの項下参照)
○オモシ(重)

オモ(母乳)の汁

○オモノチシルと訓するものがあるが、オモといふ語に乳の意があるから、チを添へるのは蛇足である。
○出雲傳説に大國主の神が八十神に欺かれて大火傷をした時、蛸貝比賣が其ヤケト(焦)を刺け、蛸貝比賣が待受けて母乳の汁を塗つたので本復したとある。母乳に火傷を醫する効があるとせられたのである。

○此一節舊訓が甚誤つて居ることは訓詁の部に説く通りである。

オモカツ(面勝)神

○天宇受賣命は伊牟迦布神と面勝神とある(記)。——紀には目勝と記されて居る——いづれも面目勝るといふ意であらう。

オモカヤ(厚鹿文) (人)

○厚は鹿と同じく、オモと訓むのであらう。アツカヤと訓しては意なきぬ。——訓詁の部参照。
○景行天皇に討伐せられた日向の熊襲(紀)。セカヤ(連鹿文)に對する呼稱で、男女性を區別する爲にオモ(イモに通ず)、セ(妹又は兄)を用ひたのである。カヤは地名。——イチカヤの項下参照。

オモタカアタ(面高夫駄)

○オモタカは字の通り、アタはフトの轉音で、肥大なることをいふのである。今も豚にアタといふ名をおはせて居るのである。
○(萬三)おのれ故のらえて居れば肥馬の面高夫駄に乗りて來べしや
○アタをフトマの轉とするものがある。意味からいへばフトマとしても差支はないが、フトマの約アタとするのは反切法に提はれたもので我發音法の原則ではない。フチ(疾)の意とする説は肥馬とある言のつづきから見て無理のやうである。

オモタル(淤母陀流、面足)の神(尊)

○神世七代の一神(記紀)。アヤカシコノの神と對偶する。オモタルは容貌具足の意である。

○オモヒ(思)の國造——シノアの國造の項下を見よ。

オモヒカネ(思金、思兼)の神

○高天原に居たといはれる智謀の神、高皇產靈神の兒(記、紀「書」)。——舊事紀には天思兼命又は八意思兼命とある——カネは兼の意である。

オモヒトリ(念鳥)

○萬葉集二卷天智皇后の挽歌に「いさなとり……オキツ權いたくなはれそへツ權いたくなはれそ若草の端の念鳥立」とある。オモヒ鳥といふ鳥の名はないが、オモヒ(居喪)にモヒ鳥(水鳥)をいひかけたのである。——アマヒ及モヒの項下参照——オモヒは「思」と解しても意は通するが、舊説の如くオモフの鳥タツと訓しては歌にならぬ。

オモアケ(於毛夫氣)

○オモムケの音便。
○面向けの意。
○(續紀詔六)教賜、於毛夫氣賜、答賜、宣賜。

おもへりしくし (歌詞)

○タは事の意の助語。上のシは過去助動詞、下のシは其の意の助語。
○萬葉集四卷に「夜のほどろ我出て來れば我妹子が念有四九四面影に見ゆ」とある。下の句は「思有し事其が面影に見ゆ」といふことである。從來此クといふ助語の存在に氣附かずして色々説を立てたものがあるが論ずるに足らぬ。

オモフソラ(思空) [歌詞]

ソラはスラと同語。——其項下を見よ。
「おもふすら」の意。スラ、シラ、ソラはいづれも其に接尾語ラを添へたものである。

〔萬三〕 遠妻のこゝにあられば オモフソラ 安からなくに 嘆く
そら 安からぬものを〔萬四〕

オヤ(親、祖)

〔萬上〕 ヨ(代)の轉呼であらう。

親又は祖の字をあて、居るが、語義は先代といふことである。されば性には關係はないのであるが、上代に於ては一般に母系制度であつたから、單にオヤといへば、母親又は祖先の女性と了解せられたのである。

オヤオカシ(上通)

記傳には延佳本に基いて上通ト通婚として併せてオヤオカシと訓してあるが、其は文體をなさぬのみならず、タハケといふ語のあたらしめことは訓詁の部に詳説する通りである。

〔萬上〕 オカシ(オヨシの轉)の意。——オカシの項下参照。

神功皇后の國之大敵にあげられた罪の「記」。オヤは母親をいふ。母を斬することは國つ罪の最大なるものである。大敵視詞には已母犯罪とある。

オヤジ(同)

オナウと同語であるが、語原を詳にせぬ。

〔萬上〕 オナウ(同)はもとオヤウといふ形に於て用ひられたやうであるが、原義を明にし難く、且ツが常に濁音である所を見ると、外來語であるかも知れぬ。上古はヒトツ及ヒトシといふ語を以て此意を表現したもので、やうである。左にオヤウと假字書せられた二、三例をあげる。

〔天智紀〕 たちばなは己が枝々なれども玉にぬくとき於野見
緒にぬく

〔萬四〕 人言のしげきによりてまを覆の於夜自枕は我はまかじやも
〔萬七〕 妹も吾も心は於夜自たぐへれど〔萬七六〕

オユ(老) [人]

中臣間人連老(孝徳紀)、坂上直老(天武紀)、水連老(持統紀)、息真人老(同)、間人連老(萬葉一)等多く人名に見える。孝徳紀に此云於諭と訓註してあるから、通例オユと稱へたのであらう。

オヨシヲ(意余斯遠)

オヨシヲ(凡世)の説であらう。ヨとナとは屢々相通する。オヨシはオヨツ(又はオホヨツ)の原形である。

〔萬上〕 哀世間難住歌。オヨシヲはかくのみならし〔萬四〕

オヨツレ(於余豆禮)

オヨはオホヨの約、ツレは連。

オヨは上記オヨシヲの例によれば凡の意、この確實ならざるをいひ、オヨツレは流説、諸言を意味するのであらう。

〔萬三〕 オヨツレか 我聞つる 狂言か 我き、つるも〔萬四〕

〔萬七〕 吾待ちとふに オヨツレの たはこと、かも〔萬七〕
〔續紀〕 於奥豆禮カ多波許止ヲカモ云
〔萬七〕 妖言をオヨツレ、妖偽をオヨツレトと訓したのは義訓で、妖にオヨツレといふ訓があるのではあるまい。

オヨビ(及)

〔萬上〕 オヨビ(及)の轉、ビは活用語尾であらう。
古語ではないが、奈良朝以來今日まで普く用ひられて居る語でありながら語原は判明せぬ。恐らくは彌ビの意(オは接頭語)で重複を意味し、シキ(重)と同様に及の意に轉用せられ、更に轉じてマタの意となつたのであらう。

オラビ(呼號)

オラ(擬聲語?)ビ(活用語尾)。
オウ、オウと笑ふことであらう。古はオウ、オウと聞なしたのかも知れぬ。

オリカモ(罷毘)

現代朝鮮語(オトカム)と語原を同うし、マ、ラ相通——布の材料たる毛といふ意であらう。之に罷毘の字をあてたのは毛のみを撫りあはせたものなるが故である。カモは其界語で、今でも毘の意に用ひられ、此毛をとる鹿をカモシカと稱へる。

オレ(意禮)

オレはアレ、オノレと同じく自他兩用である。——語法要録参照——

古は多く第二人称に用ひたものと見え、古事記に左の例が見える。

〔出雲傳説〕 意禮爲大國主神
〔神武段〕 伊賀所仕奉於大殿内者意禮先入

オロカ(愚)、オロカシ [形]

オホロカの約、オロカシのシは形容語尾である。——オホロカの項下参照。

オロシモノのツカサ(監物)

監物は職員令によると中書省の官吏で、監三察出納請進管領ことを掌るとある。文武紀には始任ニ下物職ともある。之をオロシモノと稱へる理由については確説がないが、後世のサゲモノと同義で、官から下付するもの、意ではあるまいか。

おろすはた [歌詞]

オロスはオラスの音便、「織り坐す布」の意である。

〔仁徳天皇御製〕 女鳥の我大君のオロスハタ誰がたれろかも〔記〕

オウ(於和)村

オは接頭語。

播磨風土記安樂郡御方里伊和村の條下に又云於和村大神國作訖以後云於和等。於我美岐とある。ナハリ(終)の意であらうが、假字がらかふ。恐らくはイワと同じく、ワ(段)から出た語であらう。

於我美岐の於も推古紀の歌には鳥呂織綱且とかき、其原語の折もチリとせられて居るが、之と同原らしくおもはれる織はオウであるから

古は或はオエ(折)、オロガミ(拜)といふたのかも知れぬ。

オエ(意惠)

出雲風土記に八東水臣津野神が國引務つて後或る社に杖をたてオエ(意惠)といふたとある。オ、エともに感動詞と解する宜長説は當つて居るやうであるが、尙ウエ(儀)といふ語とも關係があるやうにおもはれる。神武紀には痒の字にナエと訓してあるが、ナエとオエとは發音上相違があるにしても、共に疲れたときの聲であらう。

か

カ(日)

「上」を意味する原語で原形に於ては「日」の意味、——轉じてケとなることもある——又は接頭語として用ひられるのみであるが、結合語に於ては次のやうな意味を表示する。

神、上——ミは身の義であらう。
耀、赫——カガといふ形に於て最も多く用ひられる。アカ(赤)のカも之に屬する。

カ〔接頭語〕——語法要録を見よ。

カ(瓮、瓮)

ケ(筒)の轉呼。
ケの原義(食)から轉じて飲食器をもケといひ、更にカと轉音してヒラカ(平瓮)、ミカ(鹽・甕)の如く用ひられる。

カには瓮又は瓮の字を充た場合が多い。瓮は鹽に通じ、液體を盛る容器、甕は瓮と同一用途の瓦器をいふ語であるが、國語ではいづれもカである。

カ(鹿)

ケ(食)の分化語。

肉が食用に供せられる動物といふ意でカと稱へたもの、やうである。其故にシ(尖)カとも呼ばれる。

カは本初必しも鹿のみを意味しなかつたのであるが、此國土に於ては鹿が食用獸として最古から知られて居たので、其呼稱に專用せられるやうになつたのであらう。されば之に接頭語イを冠したイカは魚の古語で、今も鳥豚の義と解せられ、イルを冠したイルカ(入鹿)は海豚を意味するのである。

ガ(鷺、鷺)

釋紀に音可讀也とし、和名抄にも鷺音義、形如鷺人家所畜也とあつて和名をあげて居らぬのはガと稱へられたからであらう。

ガは擬聲語でガガと鳴く水禽をいふ。漢字鷺も其意から出たのであるが、和名抄の説の如く人家に飼ふ水禽の一種の稱呼となつた。釋紀にオホカリと註したのは誤である。

〔記・大國上段〕乘天之羅摩船、而内剥鷺皮、剥爲衣服、有^{ヨリケル}歸來神、(雄略紀) 身狹村主青將、與所獻鷺二、到^ニ於筑紫。

カイナ(胛、腕)

カ(上)エ(肢)ホ(根)の轉。

カイナといふ語は和名抄には見えぬが、胛にカイカネと訓してあるのが之に相當する。但し胛之下也としたのは不可解で、字書によれば胛は肩胛骨のことである。其故に記の舊訓には肩胛をヨハカイナと訓してあるのである。古は腕(和名抄タムキ又バリア)をカイともいひ其根といふ意でカイナと稱へたものと思はれる。カイナを腕の意に用ひるのは後世の轉用であらねばならぬ。

カウ(高)氏アマ(海人)

萬葉作家。薩摩國の目とある。高何といふ氏を畧したのか、或は後記高義通と同じく外國姓か不明。

カウ(高)氏オユ(老)

萬葉作家。對馬國の日とある。上記海人と同氏であらう。

カウ(高)氏義通

萬葉作家。大宰府の醫師とある。高義通といふ漢名の人であらう。

カウラ(高羅)の行宮

肥前風土記基肆郡の條下に、昔者景行天皇筑紫の御井郡の此行宮に居られたとある。神名帳筑後國御井郡高真ノ玉垂神社とある地で、今も三井御井町(舊名府中)の東なる高真山頂に此神社がある。

カウラの語義は不明であるが、考羅、各羅とかいてカウラとよむのと

紀の少名彦命出現の段には以^ニ鷺鷺羽^一爲衣とある。ササギも亦ササ(小)ガの説であらう。カガミの舟に乗つたとある事により、鷺は過大なりとして蛾の誤なりと説くものがあるが、其は羅摩又は白鷺といふ文字に提はれた解釋で、カガミの原義からいへば少しも不思議のないことである——カガミの項下参照。——雄略紀の鷺が家禽なることは勿論である。

ガといふ語を鷺の字音と解するのは誤りである。支那で鷺の字を用ひたのはガといふ名の鳥を表現せんが爲で、字は後、語は其よりも古いものとせねばならぬ。此語が漢人ばかりではなく、廣くアジア大陸で用ひられたことも有り得べきで、ガン(雁・鴈)も亦之から出た語とおもはれる。國語では語頭を濁音とすることを好まなかつたのでガンをカムと發音し、カモ(鴨)といふ語を分派した。カリも亦ガンの轉呼であらう。仙覺の萬葉鈔にはカルも亦鴨をいふとある。——ンとルとは相通音である。——之を要するにガン、カモ、カリ(カル)は皆ガから分化したものであらねばならぬ。

カアシツ(鹿葦津)姫

ニニギの尊の妃(紀)。亦の名は神吾田津姫、又は木花之開耶姫。紀の一書には神吾田鹿葦津姫とある。アシツは吾田の津の名で、恐らくは葦の生ひた津といふ意であらう。カは神の意で美稱である。

カアヲ(香青)

カは接頭語。

顯著なる青色といふほどの意である。
〔萬〕和多豆の 菟磯の上に カアヲなる 玉藻沖つ藻(三二)

同語ではあるまいか。

カオリタ(賀意理多)の谷

播磨國賀古郡の地名(風)。カオリは香織とかいて他にもある地名であるが、語義を詳にせぬ。

カガ(加賀、加我)の國

イカガ(イカゴ)、イガ等と同語で神子の意であらう。神子と名乗つた氏族が此地を領した爲に國名となつたものと思はれる。——イカガの項下参照。

今の加賀國は弘仁十四年越前の加賀及江沼の二郡をさいて立てられたのであるが(類聚三代格)、カガの郡(今の河北郡)は古は一國として國造を置かれた。

カガ(加賀)の郷(神崎)

出雲國島根郡の地名(風)。御祖神魂命の子支佐加比比賣が聞き岩屋なるかもというて金弓で射た所が、光加加明た故に加加と名づくところ。之によれば羅の意であるが、佐太大神の鎮坐地で、此神は其地の加賀神崎の窟の中で生まれたとあるから、前項のカガと同じく神子の意を以て名に負うたものとも解せられる。

カガ(賀我、加宜)の國造

國造本紀には賀我と加宜との國造を各別にあげて居るが、兩者ともに加賀國加賀郡をいふものと思はれる。——无邪志と胸刺とを別國とし、思と信夫とを區別したと同様の説傳であらう。——其國造は次の

やうに記されて居る。

(一)加宜國造。能登國造素都乃奈美小田命が仁德朝に拜任した。

(二)賀我の國造。三尾君祖石權別命四世の孫大兄彦君が雄略朝に任命せられた。

右によれば仁德朝任命の家が滅びて雄略朝に新に補任せられたものと解せられぬことはない。能登國造は國造本紀に大入來命の子彦徳島命の裔とあつて上記の記事とは一致せぬ。恐らくは越の深江國造素都の奈美留命(舊)とまされたのであらう。

カガアリ(香々有)媛

香々有はカカリと稱へたのかも知れぬ。

カカは赫の意、アリは敬稱である——其項下参照。

安閑天皇の妃(紀)。許勢男人大臣の女とある。

カカキ(鹿垣)の池

應神天皇の朝に作られた池(紀)。所在不明。

カガセヲ(香々背男) (神)

星の神の名(紀)。カガは赫の意、セはホシ(星)のシの音便であらう——ホシの項下参照。

カカリ(鹿父) (人)

俗呼(父爲)何曾と訓註してある。

日鷹吉士の從者(仁賀紀)。葦城邑の人とある。——アタメメの項を見よ——名の義不明。

カガナク(可加奈久) (動)

カナクはカナルと同義。口語のカナルといふことである。カカと疊頭したのは反覆を表示する爲であらう。

(萬二)筑波れにカガナク雲のれをのみか鳴きわたりなむ逢ふとはなしに

カカノム(可々呑) (動)

カはカ青など用ひられる接頭語で、カカは其疊語であるから、最顯著なることを意味するのである。さればカカノムは俗語のカガ呑といふ意であらう。

(大政)連開都比咩ト云神持可呑ヲム

かがなべて (歌詞)

此語は倭建命が筑波を過ぎて幾夜か寝つる」と問はれたに對し火鏡の翁が「カガナヘテ夜には九夜日には十日を」と奉答したので厚く賞せられたとある(記、紀)——記にはアヅマの國造に任ぜられたと傳へて居る。——カカナマテは「日日並べて」に對並べて」といひかけたので、翁の職業がら巧にいひなしたのを御感あらせられたのであらう。

カガヒ(加我毘、賀我比)、カガフ(加賀布)

カガ(權)ヒ(火)の意から轉じて等を焚いて夜中執行する集會の意に用ひられたのであらう。カガフとも活用する。

常陸風土記に權歌之會の下に俗曰ニ字大我岐、又曰ニ加我毘とあり、萬葉集九卷に爲ニ權歌會ニ同歌にも權歌は東俗語曰ニ賀我比と註してあ

る。歌垣(其項下を見よ)のことであるが、カガヒといふ語は上古の神事の集會即ち祭りから出たものと思はれる。——此語義に關する在來の諸説はいづれも牽強を免かれぬ。

カカフ(可可布)

カカヒ(カキ、ハヒ)の轉呼。

カガリ(罽製)と同義で上古カガヒといふ語が用ひられ、かき裂けた布の義に轉用せられたのであらう。

萬葉集五卷賀賀問答の歌に

布肩衣の 海老の如 わわけさがれる カカフのみ 肩に打かけとある。字鏡に襟、殘帛也としてヤアレカカフと訓し、古今集袖中抄によれば「カカハとはきぬ布のやれて何にもすべくもなきをいふなり」とあるから、カカハとも稱へ、襪を意味するのであらう。俗語にヤアレカカフといふのも此カカフの説と思はれる。

カカフリ(冠、被)

カフリ(被)の疊頭語。

上被の意から冠の義にも轉用せられたのである。——カフシの項下参照——カワムリ、カムリともいふ。

(記、禊段)次於ニ投棄御冠ニ成神名飽昨之大人能神

語義からいへば頭被はすべてカカフリと稱へてもよいが、冠といふ字は通例頭被中或る様式のもの、みに用ひられる。上記禊傳説の冠を字の通り解すべきものであるとすれば説傳といはねばならぬ。何となれば上代には冠と名づくべきものは存しなかつたからである。——紀

にはアキタヒの神は禊の化生神としてある。

カガミ(鏡)

鏡は古傳説に屢々あらはれるが、假字書した例がないので、果してカガミと稱へたか不明である。或は古語はカタマではなかつたかと思はれる。——カタマの項下参照——萬葉時代にはカガミといふ語が用ひられて居たことは疑がない。

カガ(鏡)ミ(見)、カゲ(影)ミ(見)等の説があるが確證を缺く。藍(音カム)の音から出たとする説もある。

漢名祖光師によつて發表せられた契丹古文書(日韓正宗源流所載)に神者羅體無以能名焉、權監能象、故稱監曰日神體、讀如愛理曼とあるのは注意すべきことで、次の如く了解せられる。

- (一) 契丹に於ても鏡をカガミ(又は類似の音)と稱した。
- (二) カガミは日神身の意である。

契丹語は日本語と同一の源から出たことはいふまでもないから、國語のカガミの語義の説明として見ることも出来るのであるが、同時にカガミをカタ(像)と稱へたことも肯定せねばならぬ。

カガミ(羅摩、白蠶)

羅摩、白蠶は借字。カはヒラカ(平定)、ミカ(蟻)のカと同じくケ(筒)の音便で、カガミは「筒の實」といふことであらう。

(記、大國主段) 乘天之羅摩船、内則鴉皮、刺爲衣服、有歸來神。

(神代紀) 有、一箇少男、以白蠶皮爲舟、以鷗鷺羽爲衣。

和名抄に羅摩一名尤爾、和名カガミとあり、學名 Metaphelis 屬、長さ三四寸の萌を生ずる多年生植物である。然るに白蠶は和名抄にヤ

マカガミとはあるが、球根草で、羅摩子とは全く別種のものであるから、羅摩といひ、白蠶とあるも共に借字とせねばならぬ。從來記は正字、紀のは借字と断定したのは羅摩子の萌が舟に譬へ得べき形状を備へて居るからであるが、鷗又は鷗鷺の羽衣を着たもの、乗物としては餘りに小い。乃で鷗を鷗の誤字とし、紀の鷗鷺は誤傳であると断定した昔の學者の勇氣には驚歎せざるを得ぬ。案するに我神代にはまだ本草はなかつた書であるから、カガミと稱するものがあつたとしても、其は植物學的種名ではなく、形態又は効用について與へられた名であらねばならぬ。我らは和名抄、和名本草を引用する前に、先づカガミといふ語義を考へて見る義務があるのである。カガミを「筒の實」の意とするに於ては羅摩子も其なる事は勿論であるが、決して之には限らず、鴉の糞なものもカガミといひ得べき書である。鴉が船の譬に用ひられたのは鴉公の例をひかすとも想像にかたからぬ事だ、大形のものにあつては鴉の羽衣をきるほどの大きさの人を容れ得るのである。

カガミ(鏡)の王(王女)

天武紀に天皇初娶、鏡王女額田姫王、生三十市皇女とある。——刊本には女の字がないが釋紀の補記に從ふ——下文十二年の紀に天皇其家に行幸して病を訊はれたとある鏡姫王、並に萬葉集に屢々見える鏡王女と同人であらう。第一の夫は不明であるが、額田姫王を生んで後、藤原原足に嫁して嫡室となつた。明示せられて居らぬが、皇族の一員で近江國蒲生郡鏡村を本貫としたが故に名を負うたのであらう。

其女を額田王といふのも鏡作の縁語である。——マカタの項下参照——天智天皇蒲生野の御狩の時額田女王と皇太子(天武天皇)との間に贈答の歌があるのは蒲生郡に由縁があつた一説とするに足る。又藤原

が「吾はもヤサスミコ得たり」(萬)と狂喜した采女安見兒も此鏡王のことで安即ち野洲と蒲生とは隣地、見兒は借字で、ミコ(王)の意と思はれる。采女を女嬬と解するものがあるが、鏡足ほどのものが女嬬一人を口説き落したとて歌を以て天下に誇つた筈がない。

此鏡王を男性なりとするのは更に根據のない事である。額田姫王の父は不明であつたこともあり得るのみならず、鏡ひ判明して居ても身分が低ければ之を擧げぬこともあり得る。萬葉集第二卷には天智天皇との贈答の戀歌があげられて居るが、必しも同天皇と情交があつたと断することは出来ぬ。恐らくは母子ともに才色双絶を以て聞えた宮嬪であつたのであらう。

カガミ(鏡)坂

豐後國日田郡の地名(風)。郡西にありとあるが所在を明にせぬ。天皇此坂上から國形を御覽になつて鏡面に似たりと仰せられたから鏡坂と名づく風土記に説明せられて居る。

カガミ(鏡)村

天日槍の從人と稱する陶人の居住地(垂仁紀)。近江國蒲生郡の鏡村(今鏡山村)であらう。

カガミ(鏡)山

豐前國田川郡香春村(今勾金村の大字)の東北の山。豐前風土記(仙登萬葉集抄所引)には神功皇后が此地で神を祈つて安置せられた鏡が化石したから鏡山と名づくところがあるが、此附近は銅の産地であるから、早く鏡作が占據し、地名となつたのであらう。此地の探銅所の事は三

代實錄にも見える。萬葉集によれば持統朝に大宰帥に任ぜられた河内王は任地で薨じ、此地に葬られたとあり、外に按作村主益人の歌もあるから、探銅所によつて早く開けたものと思はれる。

カガミ(鏡)の渡

肥前國松浦郡の地名(風)。郡北にありと註せられて居る——今松浦川河口の更側に鏡といふ村がある。——宣化天皇の御代任那に派遣せられた大伴の狭手彦が此郡の權原村の目下姓の弟姫子を娶り、別に臨んで鏡を與へたが、弟日姫子が悲歎の餘り栗川に落したので其所を鏡の渡といふと風土記に説明せられて居る。

カガミイシ(鏡石)

常陸風土記久慈郡河内里の項下に東山石鏡、昔有、鷗鷺、葦葉、見鏡、則自去とある。標註によれば鏡石は生井澤村より出で俗に日鏡石ともいひ、其色紫黒有、潤澤、可鑑といふ。又頗料とすべき青紺の土をも産したとある(風土記)。

カガミツクリ(鏡作)の連

鏡工の部長。天孫降臨供奉の五伴緒中イシヨットメの裔と稱せられるが(紀、記)、天武紀に十二年鏡作造が連に昇格したとあるのは物部第十一世庶流鏡治師連(伊葛那の子)といふ人の裔なる鏡作造のことであらう。

かかみなす (枕)

「鏡のやうに」といふ意。ミ(見)の枕詞である。例

〔萬二〕カガミナス 見れどもあかす〔一六〇〕
〔萬四二五〕カガミナス みつの濱邊
鏡ナス我おもふ妹〔萬三〕鏡ナス我念ふつま〔記、輕太子歌〕の鏡ナスは枕詞ではなく、譬喩又は形容詞に用ひられたのである。

かかめども

〔萬二〕武烈紀始臣の歌に「大君の八重のくみ垣カカメドモなをあましみにカカメくみ垣」とある。カカメトモは「懸編めども」の意であらう。

カガヨヒメ(香用比賣)

カガは赫の意、ヨはヤに通ずる接尾語でカガヤカの語幹である——カアヤといふ(其項下参照)。

〔萬二〕大年神の紀〔記〕。大香山戸臣神を生んだとあるが、出自を詳にせぬ。

カガヨフ(加我欲布、蚊蛾欲布)

カガ(蟻)ヤ(形容語尾)フ(活用語尾)。

カガヤは蟻語となつたが、古の形容詞でカガヤ(カアヤ)姫の如く用ひられた。之にクといふ活用語尾をつけたカガヤクは今も光耀の意に用ひられて居る。カガヨフは之と同義である。

〔萬二〕見わたせば近きものから岩がくりカガヨフたまを取らずばやまじ
〔萬二〕ともし火のかけにカガヨフうつせみの妹がふまひし面かけに見ゆ

カガヨリヒメ(香余理比賣、藤依姫)の命(皇女)

〔萬二〕記傳には紀の藤を正字として香をカゴと訓したが、語義上カガの方がよいやうである。

〔萬二〕景行天皇の皇女、一妾の出〔記〕。紀には八坂入姫の所生藤依姫とある。藤もまたカガと訓むのであらう。——カガは赫の意。神のヨリ姫となられたものと思はれる(ヨリヒメの項下参照)。

カガリ

カキ(麩)アリの約。

〔萬二〕蟻の意で、手足の龜をいふに轉用せられ、足のカガリをアガカリといふ(今アカヤレと訛つて居る)。

〔萬二〕稻つけばカガリ香が手を今宵かも殿のわくこかとりてなげかむ

カカリ(蚊雁)姫の尊

アヤカシキネの尊の一名(舊)。カカリはカカアリの約であらう——其項下参照。

カガワケ(鹿我別、賀我別)

〔萬二〕神功朝野田別と共に新羅に出征した人〔記〕。國遣本紀に崇神天皇五世孫で浮田の國造に任ぜられたとある。御諸別の子で上毛君の一族であらう。神紀に上毛野君野田別及取別とあるカムコ(カガ)の別も同人をいふものと思はれるから、カガの原義は神子で取(カガ)と同意であらうが、此人が神であつたが故にカガといふ名を負はせたのか、或は加賀の國と同じく神子の意から轉じた地名を取つて稱呼としたものであるか判別し得ぬ。上毛野アシカガ(足利)——今下野に屬する——といふ地名

と關係があるのかも知れぬ。

カキガヒ(蠟貝)

カキ(蠟)カヒ(貝)の意。

〔萬二〕和名抄に蠟蛤は和名加木とあるが、本來貝を割削器に用ひたからカキガヒというたのを、略してカキとしたのであらう。衣通王の歌にも「カキガヒに足フマスマ」とある〔記〕。

カキキラシ(搔霧之)

キラシはキリの使動形。

〔萬二〕キラシは霧爲である。カキは接頭語として添へられたので、カキカモリのカキと同じく深い意味はない。
〔萬二〕カキキラシ雨の降る夜をほととぎす鳴きて行くなりあはれそ

かきこほり

カキ(麩)コホリ(氷)。

〔神樂早歌〕……をみなこのざえは 霜月しほすの カキコホリ
〔萬二〕女子の采は霜月師走の薪水の意であらう。前句「近衛の御門に申子おといつ髪根のなれば」とあると同じく、便ないことをいふものやうである。

〔萬二〕愚案抄にはカキコホリをカキコボチヨリとして「女子の才は垣をこぼち破りて薪にする」意と解し、眞淵は稻のかきこほれ、即落穂を女子の財とする義としたが(守部同説)、前者は餘りに巧すぎ、後者は「霜月師定の」といふ句を無視したものである。稻のかきこほれはおそく

とも舊曆九月のうちに拾はればならぬ。

カキツニ(加支川爾)

カキツニ

〔萬二〕常陸國久慈郡より産出する青緋色の土は畫に用ひると麗しいのでアツニ又はカキツニと稱へたと風土記に記されて居る。

カキツバタ(燕子花)

〔萬二〕和名抄に舊歌の本草註を引いて、刺草一名馬蘭和名カキツバタとあり、和名本草に燕實、本草撰に杜若といふ字をカキツバタにあて、居る。今も此名を以て知られて居る草で、紫藍色の花をひらく。萬葉集によれば此花も衣を染めるに用ひたもの、やうである。カキツが畫付の意なることは前項カキツニの例によつても明で、バタは或はハナの轉呼であるかも知れぬ。此花がニツラフといふ語の枕に用ひられるのも此縁によるものであらう。

〔萬二〕カキツバタ衣にすりつけますら男のきそひ狩する月ば來にけり

カキツバタ(垣津旗)

〔萬二〕ニツラフ及サキの枕詞。ニツラフにいひかけたのは花の色に擬へたのであらう。——其項下を見よ——例

〔萬二〕我のみやかく懸ひすらむカキツバタにづらふ妹はいかにあらむ
〔萬二〕カキツバタ開沼の菅を笠に縫ひきむ日を待つとしぞへにける

カキノモト(柿本)の朝臣ヒトマロ(人麻呂)

有名な歌人であるが、系傳不明である。萬葉集にのせられた多くの歌によつて推するに、天武、持統朝の人で、石見の國司に任じたもの、やうである。柿本朝臣は後記柿本臣と同氏である。

カキノモト(柿本)の臣

天押帶日子の命(孝昭皇子)の裔(記)。天武十年朝臣に昇格(記)。姓氏録によれば春日の臣の一族で、敏達天皇の御代に此氏人の家の門の傍に柿の木があつたから、苗字としたとある。

カキノモト(柿本)の臣サル(猿)

天武朝の人(記)。小錦下の位を昇叙せられたとある。

カキハキ(懸佩)

カキは接頭語で、ハキは佩用の意である。萬葉集九卷宇奈比少女の歌に「懸佩の小剣取はき」とあるのは「佩用の小太刀をおびて」といふ意であらう。

カキハミクルス(攪拌栗柄) [地]

カキハミ(搔喉)は皮を剥いでくふ意、クスの枕詞に用ひられたのである。クルスは地名で和名抄大和國忍海郡栗柄郷とある地であらう。大和志に忍海村字柳原村が其舊地で、同村字笠の本名は攪喉とある。いづれにしても忍海近傍であることは疑がない。

カキベ(民部)

カチベの轉呼。

カチは本來徒歩の意であるから、騎馬の士に對して歩卒をいふ語であつたが、轉じて部長の引率する配下の民をいふに用ひられた。雄略紀に見える秦氏族の百八十勝部の如きが其で、音便によりカキベといひ、民部の字があてられたのである。

カキを藩籬の意とする在來の説は理由のないことで、ことにカキをタミと同義とし民官、民部等をカキのツカサと訓むが如きは甚しき誤である。部曲は舊訓にウチヤツコともあるから、民部も本初は家ツ子を意味しヤツコと稱へられたのであらう。

カキホナス(垣穗成) [枕]

ホは秀、穂の意で、カキホといへば垣の上縁をいひ、カサネに對する語であるが、イハホ、イハキがいづれも岩と同義語として用ひられるやうに、カキホ、カキネも亦單に垣の意と了解せられる。カキホナスは「カキホの如き」といふ意。

ヒト(人)の枕詞である。カキホはカキベ(民部)と通ずる所から民部の人といふ意によつてつゞけて用ひるのである。之を聲喩として枕詞に加へぬものがあるが、此等をこそ眞の枕詞といふべきである。例(萬)カキホナス人言開きて我せこが心たゆたひ逢はぬこのころ(同)カキホナス人の横言しけみかも逢はぬ日まねく月の經ぬらむ外にカキホナス人のとふとき(萬)カキホナス人はいふとも(萬三)と用ひた例がある。

カギロヒ(陽炎、炎)

カギルヒの轉呼。

カギルはカガヤクと同義。炫る日(火)の意で、本來日光又は火炎の意であるが、轉じて春日野邊に立つ陽炎(赤遊)をいふやうになつたのである。古は原義を以て用ひられた。例(萬)ひむがしの野にカギロヒの立つ見えてかへり見すれば月かたむきの

是は早朝の景色を詠んだもので、東方には炎く日の立昇るのが見えて、西の方には残月が傾いて居るといふのである。

カギロヒ(陽炎) [枕]

カギル(春)、モユル(燃)の枕詞。例

(履中天皇御製)カギロヒの 燃ゆる家むら 妹が家のあたり(記)

(萬)カギロヒの 心もえつゝ 嘆く別を(一合)

カクカ(覺賀)鳥

張聲語か。

景行紀に天皇淡之水門御渡航の際、此鳥の鳴聲を聞き給ひ、其形を見んと思召て海中に出まし白蛤を得られたとある。常陸風土記、高橋氏文にも之に類した記事がある。私記に師説瑞鳥不見其名也安大夫説左古、公望案高橋氏文云水佐古とあり、和名抄にも之によつて鳴鳩の項下に按古語用覺賀鳥三字云加久加乃土利見日本紀私記と記註してあるが、高橋氏文には此浦間鳥鳥之音其鳴我久

久とあるから、ミサゴであらうとも他の鳥であらうとも、覺賀が鳴聲を模したもなる事は疑がない。瑞鳥不見其名とあるのが正しい説であらう。

カグツチ(迦具土、軻遇突智)の神(命)

カグはカガ(赫)の意、ツチは靈神の義である。

火の神の名(記、紀)。イザナミの命が此神を産む爲に、陰を婚かれて殺せられたので、イザナギの命に斬殺されたと傳へられて居る。

カクノコノミ(香久乃菓子)

萬葉集第十八卷大伴の家持の橘の歌に「時じくのカクノコノミをかしくも殘し給へれ」とある。カクノコノミは次項のカクノミと同義なることは勿論で、家持時代には橘を「カクの木實」と稱へたのかも知れぬが、カクといふ語の説明は困難である。香の字は天香山のごとくカケの假字にも用ひられるが、其は原音アケの音の韻をひやかしたもので、カケに句といふ意があるのではない。カケ(懸)はカ(香)に活用語尾ケを添付したもので、全く別語である。恐らくは「カケ(香木)のミ」といふては音が足らぬので、「木の實」と重れたのであらう。記の迦玖能木實はカクノミと訓むべきである。次項参照。

カクノミ(香果、迦玖能木實)

紀に香果此云迦玖能木と訓註してある。カクノコノミと訓むは不可。木實の二字は合せてミの假字に用ひられたので、木の實を單にミといふことは橘子に大神ツミといふ名が與へられた例によつても證とせられる。

カク(香水)のミ(實)の意で、櫛をいふのである。
 (垂仁紀)天皇命田道間守遺常世國命求非特香菓——記に登岐土玖能迦具能木實とある。

かくみやたりは (歌詞)

ヤタリはヤトリ(宿)の轉呼か。
 「此く御宿りは」といふことであらう。
 仁徳紀磐之媛皇后の御歌に

夏虫の火虫の衣二重きて介區瀾夜儀利破あによくもあらず
 とある。天皇が八田の皇女を後宮に納れんとしたまふのを非とせられたので、「夏虫の火」までは序、「ムシ(芋麻)の衣二重着て」は妻をかざれてといふことの譬喩である。即ち其やうな御宿りはおよろしくはあ
 るまいといはれたのであらう。

カクヒ(鹿咋)山

播磨國賀毛郡の地名(風)。應神天皇の御狩の時己が舌を咋へた白鹿
 —白鹿が——に逢うたが故に此名が興へられたとあるが、クヒは恐らくは樹下水の意であらう(クヒの項下参照)。

カクヤ(迦久矢)

カクは鹿兒の義。之を射るに用ひる矢といふ意であらう。——カゴヤともいふ。
 天若日子が天神から給はつた矢を記には天之波々矢とも天之加久矢とも記し、紀の一書には天真鹿兒矢とある。天は美稱で、カク矢もマカコ矢も同義である。

カグヤヒメ(迦具夜比賣)の命

カガヤヒメと同義、光耀なる貴女の意である。
 垂仁天皇の紀(記)。大筒木垂根命(開化天皇の御孫)の女とある。

カグヤマ(香山) (地)

香は借字。カクは鹿兒の意で鹿が住むといふ意を以て山の名としたのである。

大和の山名及地名。——磯城郡香久山村——往々天之香山とも稱へられる。「天」は美稱であるが、高天原にも香山といふ山があると傳へられたので、之に擬へていふのである。大和風土記(神代口訣所引)に天上の山が地に落ち一片は伊豫國天山、一片は大和國香山となつたとあるのは天香山といふ字を二つにさいて天山と香山とに附會した後世の解釋に過ぎぬ。

カグヤマトのオミ(香山戸臣)の神

大年神の子(記)。生母は天知迦流美豆比賣とある。異母兄弟としてあげられた大香山戸臣神と同じ職能の神であらう。——其項下参照。

カゴヤマ(香山)の里

カケヤマと訓むも可。
 播磨國揖保郡の地名(風)。鹿が来て立ち、且峯の形が墓に似て居るので鹿墓と稱へたのが、後はカケ山と訛つたとある。和名抄に香山(加古也萬)郷とある地で、今も香島村の大字に香山といふ名が残つて居る。

カグラ(神樂)

神樂はカミアソビと訓むべきもので、古今集にもカミアソビの歌と假字書してある。カグラは字音の轉呼であるが、可なり古くから用ひられた語である。

原義は「神遊」即ち神に奉ずる娛樂であるが、之が爲に設けられた樂曲をさして特に「神樂」といふやうになり、普通名詞の「神遊び」と區別する爲にカグラと稱へられたのである。

カクリミ(隱身)

ミチカグスと訓するものもあるが、次に説くが如くカクリミと讀む方がよいやうである。

古事記別天神五柱及國常立、豐雲野の二神は「獨神成坐而隱身也」とある。純神なるが故に形態あらはれずとしたのであらう。

身ヲ隱スと訓むと形態が存したことになるが、天之御中主や葦芽彦男神は人文神として説かれたものと思はれぬ。宜長は形態なき鬼神はなしというたが、「目に見えぬ鬼神」はあつた筈である。

カグロ(賀具呂)姫

カグロは髮黒の意。女人に多い名で、次項にも同名の人が見える。
 天日方奇日方命の孫健甕凡命の配(妻)。伊勢幡主の女とある。

カグロヒメ(詞具漏比賣)の命

倭建命の孫和賣伊呂大日子王の女(記)。其祖母を飯野の黒黒比賣といふから、之に因んだ名で、眞黒と同義を以てカ黒(カは接頭語、顯著

の意)と稱へたものとも解せられるが、尙髮黒の意とすべきであらう。
 記にはニケ所まで此皇女が景行天皇の妃となられたとあるが、餘りに時代が離れて居り、且支孫女を娶るといふこともあり得べしと思はれぬから、同名の人があつたので誤り傳へられたのであらう。應神天皇の妃で、川原田郎女外四柱の生母である迦具漏比賣は或は右の須賣伊呂大日子の女であるかも知れぬ。記傳には之をも誤として若沼毛二俣王の妃であると考證して居る。倭建命の裔に關する記の記事には右の外にも疑はしい點があるが、他書に記されて居らぬので確説することが出来ぬ。

カケ(蔭)

カキの轉、カクリ(隱)の語幹。
 カギリ(限)、カクリ(隱)の意から、もの、限をカケ(蔭)と稱へるやうになり、更に轉じて皇居、神居のことを天のミカケ、天のヤスカケと稱した。

(萬)高知るや 天之御蔭 天知るや 日の御影の 水こそは 常にあらめ 御井の清水(三)
 (祝詞) 天之御蔭、日之御蔭(新年祭、大殿祭)
 (推古紀) カクリマス 天の擲蘇詞(蘇)

カゲ(影)

カゲ(備)の轉。
 カガヤクといふ意味から光の義に轉じ、更に影の意となつた。前項のカケ(蔭)とは同音異義で、ヒカゲ(光輝)、カゲトモ(山陽)、オモカゲ(面貌)の如く用ひられる。

カゲ(葎)

カ(髪)ゲ(毛)の意が。カツラ(鬘)の意に用ひられた。例 (持統紀) 以ニ垂綬ニ通リテ子孫宮ニ此曰ニ御蔭 (播風) 品天皇御蔭ニ於此山ニ故曰ニ蔭山 (萬二) あしびきの山かつらカゲましばにも得がたきカゲをおきや 枯さむ

垂仁紀(記)に綬をカゲと訓してあるのは次に掲ぐる如く別義である。萬葉集の歌のカゲをヒカゲ(籠)の意と説くは誤。ヒカゲのカゲはコケの轉で、サルナカセがかつらに用ひられるので、ヒカゲのカツラというた例はあるが、カツラカケといふものはあり得ぬ。

カゲ(綬)

綬は借字で掛の意であらう。

垂仁紀に田道間守が常世の國から非時香果八竿八綬——記には綬八綬才八予——を持ち歸つたとある。綬はカケと訓せられ、内膳式にも桶子四條と記されて居るから、カゲと稱へたことは疑がない。果實を敷へるにカケというたのは條線を以て之を緯し、懸るやうにしたからで、神宮に奉る神嘗の稻をカケチカラ——チカラの項下参照——といふと同義で今でも麻、水引、根掛類は一カケ、二カケと敷へるのである。垂(綬に通ず)を以て緯し掛るやうにしたからであらう。——蔭といふ字によつて葉付の果實とするのは聊無理である。

カケ(鶏)

擬聲語。

八千矛神歌) 庭つ鳥カケは鳴く(記)

カケ(可家)の水門

萬葉集十四卷に「あぢかまのカケの水門に入る湖のこてたけくもか 入りてれまくも」とある。カケは地名であらうと思はれるが、所在を明にせぬ。天龍川(遠江)の河口の掛塚といふ地が古のカケの水門の跡ではあるまいか。

カゲ(影)媛(比賣)

武内宿禰の母、紀直遠祖黃道彦の妹(紀)。——記には木國造祖字豆比古の妹山下影比賣とある——キ(木)の縁によつて蔭と名づけたのであらう。

カゲ(影)媛

武烈天皇東宮に坐す時平群の鎭臣と争はれた少女(紀)。物部の鹿鹿火連の女とある。

カケオカシ(鶏婚)

記傳にはトリタハケと訓してあるが、鶏をトリといふのは後代の語で、且タハケ(戯)は此場合適合せぬ。 鶏を養ふことをいふ。神功皇后の國の大祓に列擧せられた罪の一つである。祝詞には馬婚牛婚鶏婚犬婚を引くるめて畜犯(罪)といふ表現を用ひて居る。——オカシの項下参照。

カゲサナサナ(蔭佐奈朝)の命

石見國直大屋古命の父(舊)。紀伊國造同祖とあるから、天道根命の裔といふ意であらうが、いつ分岐したか不明である。カゲは日影、サナサナは「朝な朝な」の意であらう。

カケチカラ(懸祝)

チカラは、では穀禾の意に用ひられたのである。——チカラの項を見よ——神に貢る新穀は禾草の儘神壇にかけたのでカケチカラと稱へたのであらう。

カゲトモ(影面)

カゲ(影)ト(處)オモ(面)の約。 山陽をカゲトモといふ(成務紀)。カゲトは日の影(光線)のさす所といふ意で、今の語の蔭とは反對である。

かけのよろしく (歌)

「いひかけ」「手かかり」其他何でも「かゝりが宜く」といふ意である。——カケマクモアヤに懐きなどいふカケと同義。

カゲヤマ(蔭山)の里、カゲ(蔭)岡

播磨國神前郡の地名(風)。應神天皇の御蔭が此山におちたからカケ山ともカケ岡ともいふとある。——和名抄にも蔭山郷をあげ、今の山

カケチカラ(懸祝)

カ(種)の原語(コ)子。 カは舟を進める具の古言で、之をカイ(カ柄)ともカチ(カ手)ともいひ、カシ(杓柄)——其項下を見よ——といふ語も之から分化したのである。カを取換ふものはカトリ又はカコとよばれた。應神紀一傳に日向の諸縣主牛が鹿皮を衣て海を渡り播磨の鹿兒水門に來たから其地をカコとよび、爾來水手をもカコと稱へるやうになつたとあるのは附會説である。

田、船津、豊富村一帯を指稱したもので、やうである。

播磨郡安相里の條下に「故號蔭山前」とある一句は、こゝからまざれ込んだのであらう。

カコ(水手)

カコ(可古)の鳥 萬葉集三卷人麻呂の歌に 稱日野も行通不勝おもへれば心こほしき可古の鳥見ゆ とある。賀古は郡名又は地名で今も加古とよばれるが、古來鳥はながつたやうである。此歌を西行の途次とすれば家鳥をいふものとせればならぬ。播磨風土記に飾磨郡夢崎から大牝鹿が伊刀鳥に泳ぎついたら

カコ(可古)の鳥

播磨國の地名(風)。和名抄にも見え、今も此名を存する——丘の形が鹿兒に似て居るので名を得たと風土記に説明せられて居るが、いづれの丘を指したのか判明せぬ。香山と同じく鹿の棲息する地といふ意味で名づけられたのであらう。

カコ(可古)の鳥

萬葉集三卷人麻呂の歌に 稱日野も行通不勝おもへれば心こほしき可古の鳥見ゆ とある。賀古は郡名又は地名で今も加古とよばれるが、古來鳥はながつたやうである。此歌を西行の途次とすれば家鳥をいふものとせればならぬ。播磨風土記に飾磨郡夢崎から大牝鹿が伊刀鳥に泳ぎついたら

いふ傳説をのせてある所を見ると、今の家島群或は其一をカゴと稱へたのかも知れぬ。又東上の作とすれば、大和島と同様に賀古郡の陸地を可古の島と稱へたとすべきである。

カゴサカ(香坂、麩坂)の王(皇子)

神皇正統天皇の皇子、御母は大津日賣(記、紀)。カゴサカは地名であらうが所在を詳にせぬ。或はカケサカと稱へ、カケ山附近の地であつたのかも知れぬ。

カゴジモノ(鹿兒自物)〔枕〕

鹿兒其物、即ち鹿兒のやうなものといふ意。

ヒトリの枕詞。鹿は一時に一仔のみを産するからである。例

(萬六) 秋萩を 妻問ふ鹿こそ 子ひとつ もてりといへ カゴジモノ

ノ 吾獨子の(二五〇)

(萬二〇) カゴジモノ 唯一人して(三〇〇)

カゴヤ(鹿兒矢)——カケヤの項を見よ。

カゴユミ(鹿兒弓)

カゴは鹿兒であるが、男をチノコといふが如く、必しも仔のみを意味するのではない。之を射る弓即ち獵弓をカゴ弓と稱へたのであらうが、戦争の用にも供せられることは勿論である。之に美稱を冠してアメのカゴ弓又はアメのマカゴ弓とも用ひられる。

カゴヨリヒメ(麩依姫)の皇女——カガヨリヒメの項下を見よ。

カサ(瘡)

カサの轉呼。——其項下を見よ。

敏達天皇の十四年天下に瘡が流行し、天皇も亦之が爲に崩御せられたとあり(紀)、瘡はカサと訓せられて居る。瘡瘡のことであらう。

カサ(笠)

韓語(音カト)と同語。

頭蓋の類をいふ。

(神代紀) 素盞鳴尊結東青草以笠裝面乞宿於諸神

カサの淺茅原

神樂「小前張」に

殖根や 田中の杜や もりやてふ カサのあさち原に 我をき

て ふた妻とるや とるなてふ カサの淺茅原に

とある。カサは槓根の田中の附近であらうが、其名は傳はらぬ。——菅原里(今伏見村)とするものもあるが、餘りに距離がはなれ過ぎて居る。——カサは諸國に多い地名である。

此歌の意は「カサの淺茅原に我を置て二妻(他の妻)を娶る、とるな」といふこと、上二句はモリヤの序である。

トルといふ語を守部が女を犯す義といふたのは曲解で、結婚の意である。今でも女トルといひ、漢字でも取女とかくのである。又テフを拍手としたのも肯はれぬ。トイフの意と解すべきである。

カサ(笠)の朝臣カナムラ(金村)

天智朝唐使護送使(紀)。

カサ(笠)の臣の國造

應神朝吉備の鴨別命が分封せられ、其八世の孫笠三枚臣が國造に定められた(舊)。——紀によれば鴨別の封せられたのは波風縣の縣で其子孫が笠臣と稱したとある。

カサノオミといふ國名はあり得ぬから、笠國の誤又は笠臣の居住する國の意であらう。

カサ(河沙)の郡

天武紀五年の條下に丹波國河沙郡を主基に卜定したとある。和名抄丹波國加佐郡とある地である。——丹波が丹波から分立せられたのは和銅六年の事である。カサの語義は判明せぬが、種族名であつたらしく、吉備にも笠國があり、丹波の東隣にカサ(若狹)の國がある。崇神朝に誅戮せられた丹波の土豪玖賀耳のミカサのカサも之と關係があるやうに思はれる。

カサ(笠)の山

萬葉集三卷に「雨ふらば着むとおもへる笠の山」とあるのは三笠の山のことであらう(契沖)。——ミカサの山の項下参照。

カサ(笠)のサミ(沙彌)

萬葉作家。大宰府の官人。恐らくは笠朝臣の氏人でサミは其名であらう。俗人が沙彌又は禪師のやうな名をつけることは此頃の流行であつたやうである。

萬葉作家。傳不明。後記笠の臣と同氏であらう。

カサ(笠)の朝臣コキミ(子君)

萬葉集十九卷に三形沙彌の歌を傳誦したとある。傳不明。

カサ(笠)の郎女

萬葉作家。笠朝臣家の女であらう。大伴家持に思を寄せたとある。

カサ(笠)の臣

若建吉備津日子(孝靈皇子)の裔(記)。應神紀には御友別の弟鴨別が波風縣に封ぜられ、其子孫が笠臣を稱したとある。天武十二年朝臣に昇格した(紀)。此笠は備中の地名で、今の笠岡町に其名が残つて居る。カサは後記丹波のカサ郡を始め諸國にある地名で、アカサ(若狹)とも關係があるらしく、氏族名から出たのではないかと思ふが尙之を詳にせぬ。

姓氏錄に應神天皇西巡の際吉備國加佐米山に登られ、颯風に御笠を吹き飛ばされ給うたとき、供奉の鴨別命が其は神祇が敬意を致したのであらうと申上げ、其體があつたので右の鴨別命に笠といふ姓を賜うたとある(大意)説は信するに足らぬ。既にカサメ山といふ名があつたとすればカサは之と關係があるものと解すべきである。

カサ(笠)の臣シタル(垂)

孝德朝古人皇子の謀叛に黨し自首した人(紀)。吉備笠臣とある。

カサ(笠)の臣モロシ(諸石)

カサ(笠)のミヒラ(三枚)の臣

一本に枚を枝としサイクサと訓してあるが、三枚を可とする。
笠臣國造(舊)。吉備の鴨別命八世の孫とある。笠臣氏でミヒラ(三枚)に名であらう。笠の縁語である。

カササ(笠沙、笠狭)の岬

天孫最初の占居地(記、紀)。薩摩國河邊郡加世田郷が其故地で、カセダはカササの説であらうといはれて居る。——語義不明——アダの郷も此附近である。

カサ又ヒ(笠縫)の島

萬葉集三卷に「しはつ山打越え見れば笠縫の島こぎかくる櫛無小舟」といふ歌があるから、シハツ山即ち壱江附近の丘陵から見える所にあつた島であらうが、今所在を詳にせぬ。宜長は菅笠の産地なる深江村(今南新開莊村)を之に疑した(記傳)。

カサ又ヒ(笠縫)の王

忍坂日子人太子(敏達天皇の御子)の子(記)。御母は櫻井の立の王とある。紀には此名が見えぬが恐らくは女王であらう。欽明天皇の皇女中にも同名がある。

カサ又ヒ(笠縫)の女王

萬葉作家。同集目錄によれば六人都親王の女、母は田形皇女とある。田形皇女は天武天皇の御子である。

カサ又ヒ(笠縫)の皇女(王)

欽明天皇の皇女、御母は石城皇后(記)。——紀によれば更の名を狭田毛皇女といふとある——倭笠縫邑に因があつて名に負はれたのであらう。

カサ又ヒ(笠縫)邑

崇神天皇の御代天照大神を奉齋した地。其名は残つて居らぬが、城上(磯城)郡三輪山附近の地であらうといふことである。

カサノカリテ(笠乃借手)

カリテは契沖の説に「笠に小輪をつけてそれに緒をつける。之をカリテといふ」との事である。羽織の紐を通す小輪を口語でチ又はチ子と稱へると同じ趣である。ワの枕詞に用ひられた。例(萬二)我妹子が笠のカリテのわざみ野にわれは入りぬと妹に告げ

カサハヤ(加座嘯夜)

風疾の意であらう。倭姫世紀にも伊勢加佐波夜之國とある。
萬葉集三卷にカサハヤの三保のうら回の白つ、じ見れどもさぶしなきひとおもへば

とあるカサハヤは紀伊國日高郡三種の窟の歌であるから、カサハヤも其地の稱呼の意と了解せられ、同國名所圖會には此窟の浪打際の岩村を俗にアサハイといふのは、カサハヤの轉呼であらうと説かれて居る

が、倭姫世紀の例によれば單に風の疾い三保の浦といふことであるらしい。

カサハヤ(風速)の浦

萬葉集第十五卷に遺新羅一行が備後國水調郡から、安藝國長門島(今の倉橋島)に渡り、此浦に一泊して作つた歌がある。今の賀茂郡早田原村大字風早のことであらう。——高田郡風速郷とするは非。其は山間の地で船を泊すべき所ではない。

(萬二)我が故に妹なげくらし風早のうらの沖邊に露たなびけり

カサハヤ(風速)の國造

カサハヤは和名抄に伊豫國風早郡(今温泉郡に屬す)とある地で、應神朝伊香色男命四世の孫阿佐利が國造に定められた(舊)。

カサハヤ(風速)の郡

持統紀に見える。和名抄伊豫國風早(加佐波夜)郡とある地。上記風速の國である。

カサハラ(笠原)の直オミ(使主)

武藏國造(安閑紀)。同族小杵と相續争を起し、朝廷の裁断により勝利を得たとある。カサハラは和名抄に武藏國埼玉郡笠原(加佐波良)郷とある地であらう。今も此名を存する。使主は借字でオホミ(大島)の意、同族チキ(小子の意)に對する區別的稱呼である。

カサマ(笠間)〔地〕

常陸國新治郡の地名「風」。今の笠間町である。和名抄には此郷名をあげて居らぬ。カサマはカシマ、カスミと同じく神祇間即ち神地の意であらう。

カサモツワケノオシヲ(風木津別之忍男)の神

調風云云加那、調木以音と註してある。之を無視してカザケツと調むは非。
モツはモチの轉呼で護持の意。ワケのオシヲとつづけたのは異例であるが、ワケもオシヲも尊稱である。

天之吹男及大屋昆古と同時に生まれた神(記)。古語に防風装置をカザモツと稱へたので之の名に負うたのであらうと思ふが確説し得ぬ。同時に生成した諸神が居住の神であることに注意すべきである。

カシ(炊)

ケ(食)シ(爲)の轉呼。
食物を作るといふ意から烹炊をカシといふやうになつたものと思はれる。

行爲を意味する接尾語ギがついてカシギ(炊)といふ動詞となり、カシに用ひられる樹葉をカシハと稱へる。カシ、イヒ(炊、飯)は約せられてカシヒともカヒとも稱へられた。——各其項下參照。

カシ(白樺、樞、樞)

カシハノキの略語。
カシ(炊)に用ひられる潤葉樹を樞くカシハノキといひ、略してカシノキとも單にカシとも稱へられるやうになつた。其は恰も火を鑽る杵

に用ひる木を單にヒ(楡)といふと同様の轉義である。後世カシハとカシとを區別し前者には柏の字をあて、カシは穀斗科中材質堅牢な常緑喬木の名として櫻(堅木の合字)とかくやうになつた。和名抄には櫻の字をカシと訓し、字鏡にはいろ／＼の字をあけてあるが、其中白樹とあるのを一字に合すれば柏となるのである。

カジ(咒、加持)

カ(神)シ(爲)。

神の作用の義で、マツに對する語である。——マツの項下を見よ。
—神威の發動を乞ふ意味にも轉用せられ、咒の字をあて、マツナヒと同様に用ひられるが、古語では其場合にはカシリといふた。加持とかくのは當字である。

眞言密教に於ては加は「加護」を意味し、持は「攝持」の意と説いて居るが、恐らくは古語のカシを教義に引つけて解したので、弘法あたりの細工であらう。

カシ(可志、可之、戕剝)

カ、ハシの約か。

カはカイ、カヤ、カコの原語で、舟を進むる意を有し、ハシは桿の義である。其故にカシの原義はミサチ即ち篙の意であつたのが、轉じて陸岸又は濱邊の水底につきたて、舟を繋ぐ竿をもいふやうになり、戕阿といふ字をあてたものと思はれる。

(萬七) 舟はて、カシ振り立て、いほりせな子江のはま邊に過ぎがてぬかも。
(萬二) 大船にカシ振り立て、濱清きまりふの浦に宿りかせまし

(萬三) あななみに袖さへぬれて漕ぐ舟のカシふるほどに夜更けなむか

(出風) 此而堅立レ加志者石見國與ニ出雲國之堺ニ有名佐比賣山是也
和名抄には戕剝をカシと訓し所以繋舟也とあるによつて、繋舟具に專用せられる語としては萬葉二十卷の歌はとけぬ。「袖さへぬれてコガ舟」とあるから、進行中のことで、篙をつかうて居るのを詠んだものとせればならぬ。

戕阿の二字は箋註の攷證の如く戕剝を正字とすべきで戕は杖、阿は舳に通じ舟を意味するものとおもふ。

カシコ(惶、賢)

カ(神)シコ(峻嚴)。

神威の形容から轉じて(一)尊嚴、(二)賢の意を生じたのである。
此語は接尾語ミ(見)、シ(キ)を添付してカシコミ、カシコシ(キ)の如く活用せられる。原形に於てはアナカシコ、アヤカシコ根の神等の如き用例がある。

カシコ(懼)坂

天武紀に坂本臣財等が高安城から出て壹岐史韓國と戦つて敗れ、かれて紀臣大音を配した懼坂の陣に退いたとある。地理から推察するに立田から河内へ出る道路の一で、今の立野村(三郷村の大字)の西の峠であらう。萬葉集六卷、石上乙麻呂土左衛門流の歌にも「恐の坂に幣奉り云々」とあるが、同人の經由した道はマツチ山を過ぎて紀伊にいで大崎(海草郡)から船出したとあるから、別にカシコの坂があつたとせればならぬ。

かしこきろかも (歌詞)

カシコクアムカモといふ意。——語法要録参照。

磐之姫皇后が仁徳天皇の異母妹八田皇女を後宮に納れんとする御希冀に反對してよまれた歌に

衣こそ二重もよきさ寢床を並べむ君はカシコキロカモ
とある。此カシコキは「畏」の轉義で、近代の語でいへばケウトキといふにあたる、釋紀に賢也と註したのは誤である。

カシコジモノ(恐古土物)

「性其物」の意。イヌジモノ、鳥ジモノ等に倣うたものであるが、語法上聊か相違がある。續紀以前には見えぬ語である。

(續記詔云) 太上天皇大前ニ恐古土物 進退 勿知 廻ホリ
(同二) 軟フ御命ヲ畏自物受賜

カシコネ(惶根)の尊

神世七代の一神(紀)。面足尊と對偶する。アヤカシコネ、アユカシキ、アヤカシキネ、アヤカシキともいふとある。——アヤカシコネの神の項下を見よ。

カシノフ(加志能布、伽辭能輔)

吉野の國權の歌に「カシノフに横白を作り」とある(應神紀記)。横の生地をカシノフというたのである。——フの項下を見よ。

カシハ(柏)野

豐後國大分郡の地名(風)。酒水の水源地とある。所在を明にせぬが酒水は郡西に在りとあるから、速見郡の境であらう。

カシハ(柏葉)の濟

難波の海、即ち今の大阪市の地先の水面(景行紀、仁徳紀)。此名の由来として磐之媛皇后が柏を撒き散らされたによると仁徳紀に説明せられて居るが、日本武尊が此濟で惡神を退治せられたとあるから、其以前から存した地名とせればならぬ。景行天皇の御世にはまだ此地は要津ではなく、異族が占據して居たのであらう。カシハの濟と呼ぶのは其陸岸をカシハと稱へた爲と思はれるが、其名は早く滅びたものやうである。

カシハデ(膳、膳夫)

カシハは炊葉(柏)、テはト(事、物)の轉呼で、シロ(料)の意に用ひられたのである。——ヒラテの項下を見よ。

炊食物を盛る盤、即ち膳をもカシハテといひ、更に膳夫の義に轉用せられたのである。

(記、大國主段) 櫛八玉神爲ニ膳夫
(神武記) 宛ニ八十建ニ股ニ八十膳夫

右の外紀には膳、膳夫、膳部、供膳等を皆カシハテと訓して居る。

カシハテ(膳部)の王

カシハテと訓むば非。
萬葉作家。長屋王の子とある。

カシハデ(膳)の臣

大産命(孝元皇子)の裔(紀)。記には其子比古伊那古志別命の後とあり、姓氏録高橋朝臣(膳臣改稱)の條下にも大稻與命之後也とある。天武十二年朝臣に昇格した(紀)。姓氏録及高橋氏文には此姓を給はつたのは景行朝のことであるかのやうに記されて居るが、當時は尙賜姓といふ例はなかつたやうであるから、恐らくは後記カシハテの大伴部の首長が後日膳臣と名乗るやうになつたのであらう。

高橋氏文には始祖六磨の命が白蛤の爵を奉つたことを賞美せられて遠々長々天皇が天津御食ヲ警忌取持ヲ仕奉るといふ叙をうけたとあり、又段後其靈を膳職に奉斎したとして、カシハテを膳夫の意と説明した。從來疑を挾んだものもないやうであるが、御膳奉仕といふ職が景行朝に始まつたと解することは困難であるから、六雁命が此名を獨占すべき理由がない。案ずるにカシハテの原義が不明になつたので、「膳」といふ文字について後世案出せられたのであらう。——カシハテのオホトモへの項を見よ。

カシハデ(膳)のアレシ(余磯)——アレシの項に出づ。

カシハデ(膳)の臣イカルガ(斑鳩)

雄略朝任那日本府守備の將(紀)。

カシハデ(膳)の臣オホトモ(大伴)

推古朝任那使節迎引役(紀)。大伴は固有名ではなく膳大伴の臣の意であつたのを名を逸した爲め誤つて轉置したのであるかも知れぬ。

カシハデ(膳)の臣オホマロ(大麻呂)

安閑朝の内膳(紀)。伊其國造をして珠を獻納せしむべき勅命を奉行したとある。此時代に内膳といふ官名があつたとは思はれぬ。恐らくは膳臣の意譯であらう。膳臣は安房上總の大伴部を管領したから勅命傳達の任にあつたので、珠と内膳とは關係がない。

カシハデ(膳)の臣カタア(賀拖夫)

崇峻朝の將軍(紀)。蘇我の馬子に當して物部の守屋討伐軍に加はつたとある。カタアは名で——其項下を見よ——次項傾子とあると同人であらう。

カシハデ(膳)の臣カタアコ(傾子)

此云三河拖部古と訓註してある。

欽明朝高麗使迎接のため越に使した人(紀)。前項賀拖夫と同人であらう。

カシハデ(膳)の臣ナガヌ(長野)

雄略天皇に皇太后から進ぜられた膳夫(紀)。これは前後の文意から見ても大産命の子孫ではなく、割烹に長じた人ないふもの、やうである。ナガヌは地名であらう。

カシハデ(膳)の臣ハスビ(巴提便)

提はテイ又はシであるが、轉紀にハスビとある。或はハシビと稱へたのかも知れぬ。

欽明朝百濟に派遣せられた將軍(紀)。猛虎を搏ち殺したといふ事を以て有名である。名の義は明にし得ぬが、ビは前項カタアの、後記ハツミのミと同じく身の意で、此氏が好んで用ひた稱號とおもはれるから、ハスはハシといふを正しとし、好の意であるかも知れぬ。

カシハデ(膳)の臣ハツミ(葉積)

齊明朝高麗派遣大使(紀)。名の義は初身又は大身である。

カシハデ(膳)の臣ヒロクニ(廣國)

靈異記に豐前國宮子郡の小領とある。持統朝の人。

カシハデ(膳)の臣マロ(摩漏)

天武朝の功臣(紀)。十一年に卒去したが草壁、高市兩皇子を弔問に遣はされ且大紫位を授けられたとある。

カシハデ(膳)の臣モモヨリ(百依)

孝德朝の不正官吏(紀)。

カシハデ(膳)の臣オホトモ(大伴部)

景行朝に定められた部(記)。紀には磐鹿六雁命が淡の水門で白蛤の爵を奉つたので膳大伴部を賜うたとある。——高橋氏文には單に大伴部を賜ふと記されて居る——オホトモは軍旅をいひ、當時は武日の命が統率した部隊で、之と區別する爲にカシハテの大伴部と稱へたのであるが、カシハテは後記攻取の如く膳又は膳夫の意ではなかつたやうである。白蛤の爵傳説は恐らくは膳の字について後世附會せられた

のであらう。

從來膳之大伴部を膳夫の詳と解して居るやうであるが、膳夫が天皇に奉仕する職をいふものならば、高橋氏文の如く「日暨日橫陸面背面諸國人ヲ割移」さればならぬほどの多人数を必要とせず、又一般野人を意味するものとすれば、上代に之を専職とするものがあり得たかといふ事を考へて見ればならぬ。案ずるにカシハテは膳夫の意味ではなく、補助又は補充といふやうな意味ではなかつたらうか。アイヌ語のカシ(膳)、イカシマ(加)等と關係があるやうに思はれる。——ミスキトモミの項下参照——上掲膳臣の諸人について見るも多くは武將で、實際内膳職に奉仕したものは一人もなかつたやうである。

カシハ又(柏野)の里

播磨國安業郡の地名(風)。和名抄に柏野とあるのは此地名の誤傳ではあるまいか。風土記には柏樹が生ひた野なるによつて號くとある。

カシハバラ(柏原)の里(郷)

播磨國淡路郡の地名(風)。柏が多いから此名を貰うたとある——今の中安村にあたる(地名辭書)。

カシハバラ(柏原)の郷

履前國直入郡の地名(風)。——今も柏原村といふ地がある——柏樹が多く生じたから名づくたとある。

カシハバラ(柏原)のヒロクニ(廣國)

持統朝兵衛と僞稱して劫掠を行つたので、土佐國に流された人

〔紀〕。河内國逢川郡出身とある。柏原連(物部支連)の配下であらう。

カシハラ(檜原、白樹原)の宮

〔神武天皇の宮號(記紀)〕。大和高市郡欽傍山の東南カシ原といふ地に皇居が造營せられたのである。今白檜村と稱へる。

カシハラ(柏峽)の大野

〔豐後國直入郡の地名(紀)〕。景行天皇土蜘蛛討伐の際御經由の地で、大石を懸上げられたといふ傳説がある。風土記にも柏原といふ地名をあげて居る。——其項を見よ——恐らくは郡南一帯の山地を柏峽と稱へ、其入口を大野といふたのであらう。

カシヒ(訶志比)の宮

〔仲哀天皇の宮號(紀、記)〕。和名抄に筑前國糟屋郡香椎とある地で、今も此名を以て呼ばれて居る。命名の所由は詳でないが、語義は炊飯であらう。——カシの項下参照。

カシフ(可之布)江

〔萬葉集十五卷に〕カシフ江に鶴鳴きわたるしがの浦に沖つ白波立ちし來らしもとある。此カシフはカシヒ(香椎)の轉訛で、其地の入江をいふのであらう。

カシマ(鹿島)〔地〕

〔紀州日高郡南部町の海面にある小島。——ミナへの海の項下参照。〕

〔萬一〕ミナへの海潮なみちそれカシマなる釣する海人を見てかへり來む

カシマ(香島、鹿島)の大神

〔カシマは諸國にある地名で、多くは神島又は神栖間を意味するものやうである。常陸の香島の場合隣郡にもカスミ(神住)といふ地があるを見て神栖間と解すべきであらう。〕

〔常陸の鹿島(香島)に鎮坐する神(風)〕。——官幣大社鹿島神社——武甕槌神を主祭神とする。

カシマ(鹿島)の臣クス(檉樟)

〔持統天皇六年相模國御浦郡で赤島を捕へて奉つた人(紀)〕。常陸の鹿島のオミ(嗣官)であらう。——オミの項下を見よ。

カシマ(香島)の郡

〔常陸の郡名。同國風土記によれば孝徳の朝中臣氏族のもの、乞により、下總海上郡の一部及常陸那賀國造の領内を割いて神郡とし、香島の大神に因んで郡名としたとある。〕

カシマ(香島)のミコ(神子)の社

〔常陸國行方郡提里の北方にある神社(風)〕。玉造村の鎮守大宮であらうといはれる(標註)。香島大神の神裔と稱した其地の開拓者を祭つたのであらう。

カシマタ(蚊嶋田)〔地〕

吉備の上道縣の舊地名(雄略紀)。吉備の上道采女大海(紀)小弓宿禰妻)の所領であつたが、韓奴六口をそへて大伴室屋に贈つたとある。所在不明であるが、カシマの田といふ意であらう。今の上道郡高島村は和名抄の上道郷で、舊國府の地であるから、或は之をいふのではあるまいか。

カシマネ(所聞多彌)〔地〕

〔和名抄能登國能登郡加島(今の鹿島郡)とある地。ネは鳥根の意を以て添へられたのであらう。〕

カシマ(神爲)〔活用語尾〕

〔神武紀に嚴咒詛此云ニイツノカジリと訓註してある。〕

カシラ(頭)

〔カ(上)シリ(尾)の轉呼。カはカマ(肩)、カホ(額)、カミ(髪)、カイナネ(脚)の如くすべて身體の上部をいふ語であるから、身體の上端といふ意でカシラと稱へる。従て頭頂からどこまでとは明確に定まつて居らず、頭顔のみをさす場合もあり、肩より上を總稱することもあるのである。〕

カス(精、滓)

〔飛洋を意味する原語で、クズとも轉用せられる。形容語尾カを添付したカスカは幽微の意に用ひられ、カスミ(霧)、カスビ、カスリ(擦)といふ語も之から分化したもので、やうである。〕

カス(賀周)の里

〔肥前國松浦郡の地名(風土記、兵部式)〕。松浦河畔であらうが、所在を詳にせぬ。風土記によれば景行天皇の命をうけた大屋田子といふものが土蜘蛛海松根媛討伐の際、霞が四方を閉したので霞の里と名づけたのを説つたとある。——ミルカシ姫の項下参照。

カスカ(春日)〔地〕

〔和名抄大和國添上郡春日(加須加)郷とある地、今も此名を存する。〕

〔カは神、上、髪、原語で、上位のものを意味するのであるが、こゝでは神の意と解すべきであらう。——カスカに對して人間の聚落をスカ又はアスカと稱へる——有力なる神が此地に祭られたので、神地の意を以てカスカと稱へられたのである。此語は本来普通名詞であるが、大和のカスカ(春日)が最有名であつたので、カスカといへば此地のことと解せられるのである——春日とかくのは枕詞のハルヒの字を轉用したものであらう(ハルヒの項下参照)。〕

カスガ(春日)の縣主オホヒモロ(大日諸)

〔綏靖天皇の妃糸織媛の父(紀一云)〕。大は美稱、ヒモロは秀室の意、

上代春日に占居した名族であつたことは疑はないが出系を詳にせぬ。孝昭皇子天押帶日子命の後なる春日の臣は此縣主家を繼承したのであらう。

五郡神社略解に引用した十市縣主系譜(通稱所載)によれば、此春日は十市の舊名で、大日諸は鴨王命の子とあるが、眞偽を明にせぬ。恐らくは春日(神栖處)に鎮座した神の裔孫と稱したのであらう。

カスガ(春日)の娘

武烈天皇の妃(紀)。未詳。疑子父とある。春日祠官の女であらう。

カスガ(春日)の大郎女(大娘)

仁賢天皇の后(記)。雄略天皇の皇女とある。紀には春日和珥臣深目の女(女君)の所生とある。生母の縁によつてカスガと稱へられたのであらう。

カスガ(春日)の王

同名の左の二王がある。

(一) 持統三年の條下に薨去した皇族(紀)。系、傳並に不明である。

(二) 萬葉作家。施基皇子の兄、大寶三年卒去(紀)。

カスガ(春日)の臣

孝昭天皇の皇子天押帶日子の命の裔(記)。垂仁紀に春日の臣の族市河といふ名が見え、敏達紀、崇峻紀にも氏人があらはれて居ることは後記の通りである。大春日の臣ともいひ、天武十二年に朝臣に昇格した(紀)。姓氏録大春日朝臣の條下には家富んで禮を積んで堵としたか

ら、仁徳天皇から糟垣臣といふ姓を給はつたのを、後春日臣と訛つたとあるが信ずるに足らぬ。上記の如く此皇子の子孫が母系により春日の縣主家を繼承したのであらう。和邇、大宅、栗田、小野、楠木、菅比井等の諸氏は皆春日氏から分岐したものである。

春日の大縣主家を繼承した結果、春日の大神の祭祀も此等の諸氏族によつて行はれることになつた。春日、和邇、大宅氏に可祭者と推定すべき名の人が多いのは之によるものである。オミといふカバネも或は大忌を意味したのかも知れぬ。

カスガ(春日)の臣 (逸名)

崇峻朝の人(紀)。蘇我馬子に黨したとある。

カスガ(春日)の臣ナカツキミ(仲君)

敏達天皇の妃老女君夫人の父(紀)。記には春日の中若子とある。春日のオミ(忌)、即ち神職でナカツキミは其稱號であらう。

カスガ(春日)の皇子(王)

敏達天皇の皇子。生母は春日の老女子(紀記)。崇峻紀には蘇我馬子の徒黨のうちに此皇子の名が見える。母の名を負はれたのであらう。

カスガ(春日)のアハタ(栗田)の臣クダラ(百濟)

孝徳朝の人(紀)。遺唐僧道觀の父とある。此氏族は單に栗田臣とも稱し、天武十三年朝臣に昇格した(紀)。姓氏録によれば、栗田朝臣は大春日朝臣と同祖で、彦國妻命の後也とある。——アハタの臣の項下参照。

カスガ(春日)のクラ(藏)の首オユ(老)

藏首をクラヒトと訓み、カバネとするものがあるが、此時代にはクラヒトは職名でカバネではなかつた筈である。

萬葉作家。續紀によれば大寶元年三月何辨紀を遺俗せしめ姓を春日倉首、名を老と賜うたとある。春日倉は舊屯倉の地をいふ。

カスガ(春日)のタケクニカチトメ(建國勝戸賣)

日子坐王(開化皇子)の妃沙本之大國見戸賣の母(記)。春日の豪族の出で、タケ(武)は美稱、クニカチは國處主の意であらう。

春日には其神を奉ずる舊家があつたので、孝昭天皇の皇子彦國押入命の子孫も此氏族について春日臣と名乗るやうになつたものと思はれる。記傳に系譜は父を奉ぐべきで母を記したのは違例であるといはれる。誤りて、上代の多くの例を見るに親とあるは母で、然らざれば兄を奉げて居る。母系制度に在ては其が當然であるのである。

カスガ(春日)のナカツクコ(中若子)

敏達天皇の妃老女子の父(記)。——紀には春日臣仲君とある(其項下参照)——ナカツクコは仲子を尊んで呼んだ稱である。

カスガ(春日)のヒツマ(日爪)の臣

欽明天皇の妃糠子郎女の父(記)。春日山田郎女(皇女)の生母とある。然るに春日山田郎女は仁賢天皇の御子で、安閑天皇の皇后となられた方にも同名があり、其生母を糠君(紀)といふとあるから、誤まつて欽明紀に再掲せられたのであらう(記傳)。従つて此臣は糠君の父な

る和珥臣日爪と同人であらねばならぬ(其項下参照)。オニとカスガとは同族で、春日和珥臣とつゞけて用ひた例もあるのである。

カスガ(春日)のヤマ(山)の君

五十日帶日子王(垂仁皇子)の裔(記)。同祖に春日部君といふ氏もあるから、カスガといふ地の山守等が主枝であらう。

カスガ(春日)のヤマタ(山田)の皇女(郎女)

安閑天皇の皇后。仁賢天皇の御子で、生母は糠君娘(紀)。記には糠若子郎女の出で春日小田郎女とある。欽明天皇の皇女にも糠子の郎女の出として春日山田皇女(郎女)の名が見えるが、前項の如く誤傳であらう。

カスガ(春日)のワニ(和珥)の臣フカメ(深目)

雄略天皇の御子春日大娘皇女(仁賢皇后)の生母皇女君の親(紀)。皇女君が記に丸邇の佐都紀臣の女(實乎比賣(少姫の意)とあると同人なることは字義によつても明白であるから、深目も亦佐都紀と同一人か、或は其配偶者であらう。——メは或は女の義であるかも知れぬ。——和珥に居住した春日の祀官なるが故に春日の和珥の忌と呼ばれたのである。

カスガ(春日)のヲダ(小田)の郎女

延佳本には小田と改めてある。
仁賢天皇の御子、生母は丸邇の糠若子郎女(記)。記には糠君娘の出で春日の山田皇女とあり、安閑天皇の皇后と記されて居る。春日は母

氏族の居住地で山田、小田共に地名と思はれるから必しも紀の傳を正、記を誤と斷することは出来ぬ。

欽明天皇の御子にも春日山田耶女があるもので、其重複なることを氣づかず、さかしらに山を小にあらためたのであらうと想像せられぬことはないが、尙斷定は不可能である。

カスガ(春日)のヲヌ(小野)の臣オホキ(大樹)

雄略朝播磨の妖人文石小麻呂を誅戮した人(紀)。古事記によれば天押帯日子命(孝昭皇子)の裔に春日臣と小野臣とが併舉せられて居る。恐らくは春日臣氏が分岐して其の一派を春日小野臣と稱へたのが後日單に小野臣と略稱せられるやうになつたのであらう。

姓氏録に小野の妹子が近江國滋賀郡小野に居住したから、小野を姓としたとあるのは疑はしい——ヲヌの臣の項を見よ。

カスガヒ(鏡)

カセギ、アヒの約轉。

カセギは梓、樹の意のカセから出た語で物を引かけることをいひ、カセギアヘルといふ意で鏡をカスガヒと稱へたものと思はれる。

催馬樂「東屋」カスガヒも、トザシも、あらばこそ、其殿戸われささめ、おしひらいてきませ、我や人妻

眞淵が金次の意としたのは従はれぬ。カネスカヒは發音上カスカヒとはならぬ。

カスカベ(春日部)の采女

安閑記に廣城部連根高命が其女婚姫の罪を償ふ爲に此女を獻じて采

女丁としたとある條下には春日部の采女也と分註してある。曖昧な註記であるが、之が動機となつて春日部の采女といふものが設けられたと解すべきであらう。春日部の采女は采女の丁を出す民部の名と思はれる。

カスカベ(春日部)の君

五十日帯日子王(垂仁皇子)の裔(記)。春日部といふ民部を置かれた記録はないが、尾張の春日郡(和名抄)、火國春日部屯倉、阿波國春日部屯倉(安閑記)、武藏國の柏壁(現存)などいふ地名があるから、神地の民をカスカベと稱へたのであらう。此春日部君は上記春日山君と同地名を負うたものと思はれる。姓氏録未定雜姓に見える春日部村主とは全然別氏である。

カスカベ(春日部)の屯倉

安閑朝火國及阿波國に新設せられた屯倉(紀)。火の國のものは所在不明であるが、阿波の春日部の屯倉の址は那賀郡宮倉村(今羽の浦町の大字)で、其隣りに春日といふ地名が残つて居るといふことである(阿波志)。

カスカベ(春日部)のマロ(麻呂)

萬葉作家。駿河國の人。神戸の民であらう。

カスビ(掠、捉)

カスはカスカ(幽)の原語。——其項下を見よ——トは活用語尾。幽にするといふ意から眼をカスメ(カスマの音便)の如く用ひら

れ、轉じて掠の意になつたのであらう。

今では専ら他動詞カスメ(カスマ)の形に於て用ひられるが、紀には劫掠をカスミウバヒと訓し、又捉をカソフと讀ませた例がある。

カスミ(霞)

カス(幽)に見るといふ意で、水蒸氣のかゝることをカスミ(霞)と稱へたのであらう。——前項のカスビも亦音便によつてカスミといふことがある。

カスミ(香澄)の里

常陸國行方郡の地名(風)。和名抄にも見え、今も香澄村といふ。風土記によれば景行天皇下總の印波、鳥見丘に登臨東方を展望せられて、海には青波たゞよひ陸には霞たなびき其中に國が見えたと仰せられたから霞の郷と名づけたとあるが、其名が此一郷の專有になつた理由は説明せられて居らぬ。恐らくはカシマと同じく神栖間の轉であらう。——カシマの大神の項下参照。——霞が浦といふ名は風土記には見えぬから此里名から轉じたものと思はれる。

カスヤ(糟屋)の屯倉

筑前國糟屋の郡にある屯倉(續體紀)。筑紫の石井の子葛子が之を奉つて死罪を贖うたとある。

カゼ(石陰子)

和名抄に石陰子をカゼと訓してある。箋註によれば石陰子は今の子

安貝のことで、カゼはワニの類をいふものゝ如く、岩城では海盤車をカゼといふと記してあるが、此催馬樂によれば石陰であらねばならぬ。カゼの語義不明。

催馬樂「我家」……みさかなに なによけむ あはびさだえかカゼよけむ

カゼ(伽)、カセキ(杵)

原形はカシであらうが語原を詳にせぬ。

丁字形にしたものをいひ、其形によつて織絲を巻く織車をカゼ又はカセギといひ、横首杖をカセツエ(和名抄)といふが如く用ひられる。カセギはカゼの活用形で——四時祭式には加世比とある。ヒも亦活用語尾である——織車に限らず總てカゼを以て物をひきかけることないふのであるが、轉じて勞務によつて収入をはかることもカセギ(稼)といふやうになつた。

(萬六)をとめらが織麻かくちふカゼの山時しい行けばみやことなり(龍田風神祝詞) 金ノ杵、金ノ杵

(古語拾遺) 宜以三麻柄一作杵杵之 後の例は蝗を驅逐する方法で、麻績をかける杵を意味するのではない。

カゼ(風)の神

天武朝風神を龍田の立野に祀られた(紀)。之が祭祀の理由は式の風神祭の祝詞に説かれて居る。

カゼ(鹿脊)山

山城國相樂郡木津町字鹿背山の丘陵。

〔萬六〕山城の カセ山の際に 宮柱 太しきまつり〔二〇〇〕

〔同〕をとららが麻かくといふカセの山時しい往けば都となりぬ
〔同〕みもろつく カセ山の際に 咲く花の 色めづらしく〔二〇九〕

カゼコ(珂是胡)〔人〕

津子の意。機織に因んで貢うた名である。

筑前國宗像郡の人(肥風)。山途川の荒神を鎮祭したとある。此神に縁故のある人であつたのであらう。風土記には次のやうな傳説が記されて居る。

珂是古は先づ幡を擧げて神の居る地に落ちよと念じたら御原郡姫社の社——筑後國三原郡(今三井郡)大崎村の岩船の社——に落ち、更に飛んで山途邊村の田村に落ちたので、神の所在を明にした。其夜の夢に臥機と新衆とがあらはれ、舞を舞うてカゼコを驚かした。姫社は織姫の社をいふらしく、——ヒメコソの項下を見よ——筑前國宗像郡に織姫神社があるから(神名帳)、カゼコは其氏子であらう。ハタ(幡は借字)は布で、クツヒキ、タタリはいづれも織器であるから、カゼコも津子の意と思はれるのである。

カゼフルヒレ(振風比禮)、カゼキルヒレ(切風比禮)

ヒレは護符の意——其項下を見よ。

天の日矛將來の神寶(記)。風を振り起す護符、風を切り拂ふ護符をいふ。

カソ(父)

仁賢紀の註に俗呼父爲カソ會とあり、同紀に風父、機織紀に父根といふ人名が見える。和名抄にも父を加會と訓してあるが、古語ではない。恐らくは家長の聲音カソの轉呼であらう。此語は大寶令にも見え朝鮮では今も妻から夫に對する呼稱に用ひられて居る。

カソヒ——カスビの項下を見よ。

カタ(像)(兆)

顯明の意のカ(其項下を見よ)から出た語で、タは接尾語であらう。——エタ(枝)のタ。

顯明の義から形に現はれること即ち兆象をいひ、更に像型等の義を生じたのであらう。カタチ(形)がカタの派成語なることは勿論である——チはト(物)の音便であらう。

神代紀の一書に鏡のことを神之象と記し、古語拾遺にも日像之鏡とある所を見ると、古は鏡をもカタと稱へたのかも知れぬ。——カカミの項下参照。

カタ(肩)

カ(上)タ(方)。

和名抄は肩はカタ、傳也とある。傳は勝にも通じ、肩胛を意味する。匾體の上位にあるが故に上方の意を以てカタと稱へたのであらう。

カタ(方、片)

カ(彼)タ(方)。

アタリ(邊)の語幹アタと同じく、「或る方」といふ意から轉じて「方」

「片」を意味するやうになつたのであらう。

カタツキ、カタマシ、カタマケ、カタマチの如く接頭語的に用ひられるカタは片の意から轉じたものであらうが、ウチ、カキ等の接頭語と同じく、原意は極めて軽く、殆ど語意を強める用をなすに過ぎぬ。——各其項下参照。

カタ(渦)

カはカヤ(楓)、カヒ(楫)等のカで、コケ(榜、漕)の意。タは處の意のトの轉音で、舟行地といふ意と思はれる。紀伊の加太、周防の加太の大島(後記参照)は此意で命名せられたらしく、東北では今も湖沼をカタといひ、古歌に見えたカタも必しも淺洲を意味せぬ。斥鹵の意に用ひられるカタは恐らくはヒカマの略語であらう。——ヒカマの項下参照。

カタ(蚊田)〔地〕

應神天皇御生誕の地(紀)。——神功紀(古事記及風土記)には字瀨とある。恐らくは同一地でカタは其舊名であらう。——ワミの項参照。

カタ(可太)の大島

萬葉集十五卷に 筑紫路の 可太の大島 しましくも 見ればこひしき 妹をおきて來ぬ とある。此大島は周防の大島即ち今の屋代島のことと、カタは原義により舟行地をいふのであらう。次に西大島鳴門とある。大島の鳴門は大島の瀬戸をいひ、即ちカタである。

カタウタ(片歌)

古事記に倭建命の詠と稱せられる「はしけやし 我家の方よ雲ぬたち 來もといふ歌を片歌とし、又建内宿禰が琴に合はせて歌うた「汝が皇子やつひに知らむと雁は卵産らし」を本枝歌(片歌)之片歌也とある。全首の半端とふ意味を以て片歌と稱へたのであらう。

カタウラヨミ(片巫)

カタカマナギと訓するものがあるが意が通ぜぬ。

部分的の占をカタウラといひ、之を判するものをカタウラヨミと稱へたものとおもはれる。

古語拾遺に大地主神が片巫、眩巫をして占はせたとあり、片巫に「志止止鳥」と註してある。シトトは巫鳥のことで、吉凶をつける鳥とせられたのであらう。簡略な占讀をするものなるが故に、シトトに替へられたものと思はれる。巫はウラヨミ(卜者)にあつた借字である。

カタエ(方結)〔地〕

出雲國島根郡の地名(風)。和名抄にも見え今八束郡片江村といふ。風土記にはスサノヲの命の子國忍別命が吾敷坐國は國形宜というたから、方結と名づくところある。

結の字をエと訓むことは異例である。郡内には玉結の社、宇由比濱、結島門、濱山比濱等ユヒと號くる地名が多いから、之もカタエヒと稱へられたのを、國形宜といふ語について強いてカタエと訓したのであるまいか。

カタオロシ(片下)——ヒナアリのカタオロシの項下を見よ。

カタカゴ(堅香子)〔植〕

カタは堅の意、カゴは食粉の義であらう。澱粉の名から轉じて之を製する原料の呼稱となつたものと思はれる。

一般にカタクリとして知られて居る百合科の植物で、早春紫色の百合状の花をひらく。其根でカタクリといふ澱粉を製する。眞淵によれば越の國ではカタコと稱へるといふことである。

(萬二)もの、ふの八十をとめらが汲みまがふ寺井の上のカタカゴのはな

カタガタ(片縣)〔地〕

カタ、アガタの約。

齊明朝百濟から貢進した唐人を置いた地〔紀〕。美濃國片縣郡(今稲葉郡方縣村界隈)である。山縣(郡名)に對する語で長良川流域舟行地の縣といふ意であらう。——アガタの項下參照。

カタカヒ(片貝)川

越中國立山北麓に源を發し北流して富山河に入る。萬葉集十七卷立山賦中に此川の名が見える。

カタカムナギ(片巫)——カタウラヨミの項下を見よ。

巫は和名抄に女祝也和名加牟奈岐とあるが、片巫は註に「志止止島」とあるを見ても、カムナギ(神の子の轉)と讀んでは意が通ぜぬ。恐らく

くは巫は卜者の意でウラヨミと訓むのであらう。

カタクニ(傍國)

天照大神奉齋地物色中伊勢國に於て此地は傍國の可伶國ナリといふ神託があつたとある〔垂仁紀〕。傍は借字で地盤の堅固な國といふことであらう。

カタシ(鍛)

カタ(型)シ(爲)。

垂仁紀に野見宿根に鍛地を給うたとあり、鍛にカタシと點してある。鍛造をもカタシといひ得るから鍛の字を借り用ひたので、語義は製作である。——シはハニシのシ——土偶をつくるには土を以て型をつくる事を要するから、其料として地を給はつたといふのであらう。

カタシ(堅石)の王

記傳にカタシハと訓してあるが、宣長が疑を存したやうに迦多連王と同人と思はれるからカタシと訓むべきであらう。——シ、チは通音である。

應神天皇の皇子〔記〕。——前段には迦多連王と記されて居る(其項下參照)——久奴王の父とある。名の義は字の通りであらう。

カタジケナシ(賀多自氣奈志)

ケはクに通じ、「事」の意の助語、カタジは不加之意。

不加事無シの意から轉じて感謝を表示する語となり、或は己の非を悔いる語ともなつたのであらう。今も「有かたい」と「恥しい」との兩義に

用ひる。——續紀以前には見えぬ語である。

〔續紀五四〕 耻志賀多自氣奈志

カタジケナミ(加多自氣奈美)

カタジケナシと見るといふ意。——前項參照——「有難がる」一耻しがる」といふ意である。

〔續紀四四〕 天地之心ヲ勞ミ重キ 辱ミ恐ミ坐

(同五三) 加多自氣奈、伊蘇志、思シ坐

右の外六、四一、五二、五七詔に「辱ミ愧ミ」可多自氣奈「モ念ス」辱ミ「歎シ」などいふ用例がある。

カタシハ(堅磐、片鹽、片足羽)〔地〕

片鹽はカタシハ、片足羽はカタシハと訓するものがあるが、いづれもカタシハとよみ得るから、三者は同一地をいふものとしてカタシハと訓する方がよいやうである。

安寧天皇皇居の地〔紀、記〕。宮號を浮穴宮といふとあるからカタシハは堅磐を正字とすべきであらう。——次項參照——續紀養老四年の條下に河内國堅下堅上二郡更號三太縣郡とある所を見ると、カタシハが堅上、堅下の二郡に分たれ、後再び一郡に合併せられたものと思はれる。大縣郡は明治年間河内郡に編入せられ、堅上、堅下の二村となつた。雄略紀に見える堅磐の固安錢は此地に在住した歸化人で、萬葉集九卷の片足羽川も此地に於ける大和川の稱呼と推定せられる。——次項參照。

カタシハ(片足羽)川

カタシハ(片鹽)のウキアナ(浮穴)の宮

片鹽をカタシハと訓むべきことは前項に述べた通りである。ウキアナは大の意、ウキアナは大穴をいふのであらう。——浮は借字である。

安寧天皇の宮號〔記〕。紀には遷都於片鹽三基謂浮穴宮といふとある。堅磐の大穴といふ意から地名となつたものとおもはれる。上記のカタシハの郷の一地であらう。

此天皇の山陵は畝傍のミホドにあるとあるから〔紀、記〕、皇居もそれに近かつたのではないかと考へられるので、北葛城郡三倉の里(今深穴村と稱する)を之を擬するものもあるのであるが、天皇の御名を磯城津彦と申上げる所を見ると、河内國志紀郡(カタシハの隣地)に御由縁があつたとの想定も成立し得る。

カタシハ(堅磐)の固安錢

此云河内之波と訓註してある。

雄略朝の人〔紀〕。日廣吉士と共に吉備弟君の妻樟媛を迎へる爲に大島に派遣せられたとある。カタシハは上記河内の地名で、固安錢は其地に在住した歸化人の姓名であらう。

原文に遺日廣吉士堅磐固安錢とあるので、日廣吉士を姓とするカ

タシハと固安鏡との二名であると説くものもあるが、日鷹吉士といふ姓は他に見えず、次に難波日鷹吉士ともあるから、姓は難波吉士、日鷹は名(地名を貰うたのであらう)とすべきである。河内の國は古來歸化人を置かれた所であるから、固安鏡がカタシハといふ所在地を冠稱としたのは極めてあり得べきことである。

カタタチ(片立)

大和の磐余の舊名(神武紀)。片居ともいうたのである。岩多くして偏立を要したから其名を貰うたのであらう。

カタチ(加多運)の王

應神天皇の皇子、生母は迦具彌比賣(記)。——紀には此皇子の名が見えぬ——上記堅石王と同人であらう。

カタツキ(片附) [歌詞]

カタは接頭語に用ひられたので、——其項下参照——強い意味はなく、單に「就く」といふと大差はない。例
 (萬三) 雪をおきて梅をな戀ひそ足ひきの山カタツキて家居する君
 右の外「谷カタツキテ家居する」「萬元」「海カタツキテ玉拾ふ」「萬六」などいふ用例もあるが、いづれも「谷(海)に就いて」といふほどの意である。

カタテ(崇)

カ(神)タテ(立)の轉義であらう。紀に崇の字に此訓を施してあるだけで、他に用例が見えぬ。

カタナ(小刀)

カタは像、ナはナタ(鉋)、カナ(鋸)、ナギ(鎌)等の語幹で、切物を意味する。

象を彫る爲の切物をカタナと稱へ、マチ(大刀)に比して小なるものであるから小刀と譯した。カタナが彫刻以外の用途にも供せられたことは勿論で、兵器と目せられなかつたにしても、常時携帯せられたのである。——ワズメの命、海幸彦、佐保姫等の例——アイヌの携帯するマキリ(目切の義で同じく彫刀である)は其遺風であらう。東歌にはマクラ太刀とある。

カタナ(堅魚)

カタツチといふのは後世の語で、堅魚の二字をカタチの假字とすることは出来ぬ(日本古俗誌)。

雄略朝志磨の縣主が之をあげて屋舎をつくつた爲に、天皇の遊獵にふれたとある(記)。家屋構造の部分的稱呼であらう。

神宮儀式帳に堅魚木十枚、長各七尺、徑一尺、寸、材木別端以金筋とあり、今も神社の屋根の上に取付る板を堅魚木と稱へて居るやうであるが、志磨の縣主のあげたものが之と同一であつたと連断することは出来ぬ。或はカタナ木即ち像の木の意ではあるまいか。裝飾用として且記録をかねて種々の彫刻を施した木材を建築に供用することは南島の酋長の家屋に於て今も見る所で、我國にも此古習の存したことはあり得る。カタナキを略してカタナと稱へたことも絶無とはいへず、或は「木」の字を脱したのかも知れぬ。右の儀式帳にも堅魚木とせられて居るのである。

かたなき [歌詞]

片泣の意、片思のカタと同一用法であるが、接頭語的に用ひられたのであるから、泣くといふ語に重きを置くべきである。

(仁徳御製) 朝妻のひかの小坂をカタナキに道行く人もたくひてぞよき(紀)

(輕太子歌) 足引の……下位に 我が泣く妻 カタナキに 我がなく嬌(記)

カタヌ(肩野)の皇女

欽明天皇の皇女、生母は蘇我の堅鹽媛(紀)。——記に麻奴王とあるに相當する——河内の交野に所縁があつたが、若くは交野連が奉仕したから、名を貰はれたのであらう。

カタヌ(交野、肩野)の連

物部七世多辨宿禰命の裔、並に同氏十四世臣竹連(フツケル系)の後(舊)。姓氏録にも物部族中に此姓をあげて居る。後記肩野の物部の連であらう。

カタヌ(肩野)の物部

饒速日命供奉二十五物部の一(舊)。河内の交野に定着した物部であらう。和名抄河内國交野(加多乃)郡とある地。近年北河内郡に編入せられた。

かたね [歌詞]

カサネ(重)の轉呼。——サ、タは通音である。

萬葉集十八卷越中守大伴宿禰家持の歌(四二六)に
 大君の マキのまにまに 執りもちて 仕ふる國の 年の内の
 事カタネもち

とあるのは「重れ持ち」の意であらう。マキをマキ、カサネをカタネとしたのはいづれも越中の方言を其借用ひたものと思はれる。

カタフ(香賜、賀拖夫、堅經) (人)

ア(又はビ)は屢々人名につけて用ひられた稱呼で、身の意のム(又はミ)の音便のやうである。カタア恐らくは堅身の意であらう。——ヒラフ、アラカフ(アラカビ)の項下参照。

或時代に好んで用ひられた名らしく、紀には凡河内直香賜、伊勢阿部堅經、膳臣賀拖夫などが見える。膳臣賀拖夫は傾子(此云阿陀部古)と訓註してある)とも稱へられた。

カタマ(勝間、堅間)

カタマと訓するものもあるが、其はカタマの音便で、少くも堅間をカタマと訓むことは出来ぬ。

紀の書に堅間は今之龍也とあり、和名抄にも等々は小龍也漢語抄云加太美とあるが、——カタミはカタマの音便——龍を渡海の具に用ひたとは考へられぬ。案するにカタマは筏を意味するイカタ(イは接頭語)と同語で、臺灣嶺語でもカタマランといふから、竹の筏を意味し、轉じて竹籠にも用ひるやうになつたのであらう。原義は明に「得ぬが、無目勝間(記)とあるによつてカタツマ即ち目のつまつて居ること、解するのは牽強である。

カタマケ(片設)

カタマケは「偏に」といふ意で接頭せられたのであるが、意義は主としてマケにある。マケはマチ、マツケ(待設)にあたる。例(萬二〇)鶯の木傳ふ梅のうつろへば櫻の花の時カタマケマシ字陀の大野は思ほえむかも」とある片設を従来カタマケと訓してゐるが、甚口調の悪い字餘りである。恐らくは片設はマケの假字に用ひられたのであらう。

カタマチ(片待)

カタは上記のカタと同じく接頭語的に用ひられたもので、偏に待つといふことであるが、マチに重きを置かねばならぬ。例(萬七)吾舟は沖へなかり向ひ舟カタマチがてら浦ゆこぎあはむ(萬〇)冬こもり春べをこひて植ふし木の實になる時を片待つ我ぞ

カタミ(籠) — カタマの項を見よ。

カタミ(形見)の浦

紀伊國の加太浦のことであるといふ。——イモが烏カタミの浦の項下参照。

カタムキ(傾)田

播磨國揖保郡萩原里の地名(風)。舟傾き乾たから名づくところ。此舟は借字で酒槽の意である。

カタワ(片滝、片輪)の里

靈異記に「和と訓註してある。和名抄に「和名加多井」とあり、靈異記にも此訓を與へて居る。傍居の意と説かれて居るが、俗語に痲疾をカタイ(カツタイ)といふ所を見ると、他に意味があつたのかも知れぬ。——和名抄にはホカヒヒトとも訓してある(其項下を見よ)。

カタキ(乞丐)

和名抄に「乞兒和名加多井」とあり、靈異記にも此訓を與へて居る。傍居の意と説かれて居るが、俗語に痲疾をカタイ(カツタイ)といふ所を見ると、他に意味があつたのかも知れぬ。——和名抄にはホカヒヒトとも訓してある(其項下を見よ)。

カタキ(片居) [地]

大和の磐余の舊名(神武紀)。片立ともいふとある。石多くして偏居を要したから此名を負うたのであらう。

カタラカ(片岡、傍岡) [地]

大和國葛城の地名。神名帳に葛下郡片岡神社とある地。今の北葛城郡王寺、志津美、上牧村地方(地名辭書)。語義は傍によつた岡といふ事であらう。後記孝靈、顯宗、武烈三帝の山陵の所在地である。手研耳命の居住したとある片丘の大磐も此地であらう。(萬七)片岡の此向つ峯に椎まかば此年の夏の蔭にみなむか(二〇九)

カタラカ(片岡)の大連

カタヤキ(兆灼) 卜占の爲に或ものを灼いて像をあらはし、之によつて判断することないふ。其材料には後世専ら龜甲が用ひられるが、古は木葉又は樹皮をも併用したやうである。——カラヘ(占葉)及ハハカの項下参照。

カタリ(語) カタはコト(言)の轉呼であらう。リは活用語尾。 談話の意である。進行格としてはカタラヒといひ、又カタリ、アヒ(談合)の意でカタラヒといふ語を用ひることもある。

カタリ(語)の臣井マロ(猪麻呂) 出雲國意宇郡安來郡の人(風)。和爾に愛女を取られたことを憤つて天神地祇に誓を建て復讐したとある。次項の語連と同じく、語部の名門であらう。

カタリ(語)の造 舊訓カタラヒとあるが、カタリ部の造といふ意であるからカタリと訓む方がよい。

語部の首長。天武十二年連に昇格(紀)。語部を置かれた記事は見えずが、其存在したことは疑はなく、大嘗祭の式にも大伴及佐伯の宿禰が各語部十五人を引率して東西掖門より入るとあり、出雲風土記にも語部猪麻呂といふ名が見える。姓氏録右京神別に神魂命七世の孫天日鷲命の後として掲げた天語連(アタのカタリ)の連か、或はアマコトの連と稱へたのであらう)も亦語部の首長であらう。

カタラカ(肩岡)の池 推古朝に造られた池(紀)。上記片岡に存したのであらう。

カタラカ(片岡)の村 常陸國那賀郡の地名(風)。茨城里のモカ毗賣が生んだ神の子に投げつけた産葉が此村に存すとある。ウバラキの里の附近であらう。——其項下参照。

カタラカ(片岡)のイハツキ(石坏)の岡 顯宗、武烈二代の御陵(記、紀)。イハツキは石築の意で御陵の岡を石で築いたから其名を得たのであらう。諸陵式には顯宗陵は南陵、武烈陵は北陵としてある。南陵は今の北葛城郡陵西村大字池田の二子山、北陵は磐間村大字築山であらうといはれる。カタラカは此地方の地名である。

カタラカ(片岡)のウマサカ(馬坂)の陵 孝靈天皇の山陵(記、紀)。今の北葛城郡王寺村字馬脊坂にある。

カタラリ(片折) 一部分を折かへす意か。 神樂の採物の曲中約の歌は本歌の次に「片折」と「諸舉」と二つの歌ひ

方をあげてある。片折には
 *大原や せかるや せがるの水を
 *わが門の いたるや いた井のしみつ
 とある。愚案抄に「第二句を重ねて歌ふをいへり」とあるのは當を得た
 説明である。宣長は樂曲の名稱として「片おろし」と同一とし「記傳」、
 守部は本末の一方が調子を下げて歌ふことと説いた(入文)けれども根
 據が薄弱である。

カチ(勝)

カは漢語加、嘉、佳等と同源、チは活用語尾。——語法要録參照。
 加、嘉、佳の意から優勝の義を生じたものと思はれる。
 國語と支那語との間に源を問うるもの、あることは他の例による
 も明白で、此語の如きも「勝り」「加はり」といふ意味を含んで居るので、
 下二段に變用した場合、即ちカチの形に於ては専ら添加の義となるの
 である——カチの項下參照。

カチ(歩)

韓語カチ(行く)の轉。
 歩行の意から轉じて徒士の義にも用ひられる。
 紀にはカチイサ(歩卒)、カチヒト(歩者)、カチユケ(歩親)など
 いふ調がある。カチヤ(勝部)も亦歩卒即ち走卒の意であるが、部民、
 部曲をいふ意に轉用せられた。カキヤと稱へるのは其音便である。
 (仁徳記) 追下而自歩追去
 (萬三) つぎれふ 山しる道を 人づまの 馬より行くに 己つまの
 カチよりゆけば(三三三)

(萬三) あか駒を山野にはかし捕りかれてたまのよこ山カチゆかや
 らむ
 外來語の特徴の一は語尾を活用せぬことにある。之は漢語から出た
 動詞の通則で、問答をモンダヒ、裝束をソウゾクの如く用ひ試みたも
 のもあるが實用にならなかつた。カチの如きも古くから用ひられ、し
 かも行動を意味する語であるにも拘はらず、カチともカチンともい
 はず、常に行くとはいふ語をそへて活用せられるのは其通例である。

カチ(穀)

古語拾遺に天日鷲神が津咋見神をして穀木種を植ふしめたとあり、
 是木結也と註してある。和名抄には榎、穀木也和名加知とあつて、今
 カシ又はカフソといふものである。

カチ(梶、舵)

カは權の古言、チはト(物)の轉呼であらう。——カコノ項下を見よ。
 カイ(カ柄)と同義で、權槳をいふのであるが、操針の爲に用ひる權
 の意に專用せられるやうになり、船尾で之を使用するが故に槳の字を
 あて、或は舵ともかくやうになつたのである。和名抄には棹にカイ、
 槳にカナの調をあて、槳一名棹とし使舟捷疾也と釋き、舵にはタイ
 シといふ調をあて、居る。——タイシの項を見よ。

カチ(梶)島

筑前國宗像郡神港崎に對する小島。萬葉集九卷に藤原字合の歌とし
 て「曉の夢に見えつゝカチ島の石越す彼のしきてし思ほゆ」とあるのは
 此地であらう。八雲御抄に丹後國とあるさうであるが、字合が同國に

赴いたやうにはおもはれず、之に反して西海道節度使として筑紫に下
 つたことが史書に記されて居るのである。

カチ(勝)の鳥養

カチのトリカチの項を見よ。

カチサビ(勝佐備)

カチ(勝)サビ(活用語尾)。——語法要録參照。
 サビは「様子ふる」といふ意で、勝を誇ることをいふのである。
 (記、上) 於勝佐備離天照大御神之營田之阿云々

カチトヒメ(勝門比賣)

神功皇后が年魚を釣られた玉島の磯の名(記)。神の名によつて其磯
 坐の磯をカチトと稱へたのであらう。

カチナシ(無梶)河

常陸國行方郡の地名(風)。倭迹命が現原の丘から大益川を舟で上ら
 れるとき、棹槳が折れたから梶無川といひ、茨城行方二郡を堺すると
 ある。此名は今残つて居らぬ。

カチ又(勝野)の原

近江國高島郡勝野(今大津村)。萬葉集三卷に「いづくにか我は宿ら
 む高島の勝野の原に此日暮れなば」とあり、七卷にも「高島の三尾の勝
 野」とあるは此地である。

カチハヤピアメのオホミミ(勝速日天大耳)の尊

カチ——カチベ

ニニギの尊の御父(紀一書)。正勝昔勝勝速日天之忍穂耳尊の異傳で
 あらう。オホミミは大御身の意である。

カチヒメ(擬媛)の娘

舊訓の如く擬をカチと訓むべきものとすれば此字は穀に通するので
 あらう。

天武天皇の夫人(紀)。宋人臣大藤呂の女で、忍穂皇子等の生母とあ
 る。樹名を名に負うたものと思はれる。

カチベ(勝部)

マサヤ、スグリヤ、タヘヤなどいふ調もあるが、語義が通ぜぬ。——
 カチの項下を見よ。
 勝は借字で、走卒即ち民部の意である。
 (雄略記) 詔聚秦民賜於秦酒公公仍領率百八十種勝部奉獻庸
 調細糠一充三續朝廷因賜姓曰馬豆麻佐
 (播風) 遣大倭千代勝部令領田(攝保郡大家里の條下)
 此勝をカバネの勝(マサ又はスグリ)と混合するものがあるが、カバ
 ネは部名に用ひることはない。スグネ部といふものも、ムラジ部とい
 ふものも有り得るのである。

カチベ(勝部)の君ムシマロ(虫麻呂)

出雲國大原郡の大領(風)。カチベは歩卒の意であるから、其頭領と
 いふ意味を以て姓としたのであらう。

カチベ(勝部)の岡

播磨國攝保郡大家里の地名(風)。大倭の千代の勝部が同姓の爲に來

住したから名を貢ふたとある。

カチユキ(歩鞞)

ユキ(靴)の項下を見よ。

天表、即ち天孫の表裏とせられた武器(紀、舊)。神武天皇も御所有になり、饒速日命も所有したとある。歩は借字で、カチは優勝の意から出た美稱であらう。上代特種の器物を以て血統の證據としたことは極めて有り得べきである。

カツ(且)

カテ(加)の轉で又の意である。されば古は次の如くも用ひた。

(萬三) 世の中の常かくのみとカツ知れどいたき心はしぬびがれつも

かつかつも (歌詞)

「且々も」即ち「加々」の義で、語を疊んだのは「重ね重ね」又は「幾重にも」といふ意味を表示せんが爲であらう。

(神武天皇御製) カツカツモ いや前立てる えをしまかむ(記)

(萬四) 玉とりに玉はさづけてカツカツモまくらと吾はいざふたり

口語のカツカツ即ち「辛うじて」の意とする説はとらぬ。

カツギ(潜)(被)

カは頭、髪等の原語で「頭部を着く」といふ意から潜水の意にも頭被の義にも用ひられる。——擔をカツクといひ、給與をカツゲといふのは此轉義である。

(忍熊王の歌) 淡海の海にカツヤセなわ(記、紀)

(萬四) にほどりのカツケ池水心あらば君に吾が戀ふ心しめされ

忍熊王の歌のカツヤセナワは「潜きせむ我」といふ意で、セは未來分詞、ナは感動詞として用ひられたのである(語法要録参照)。

カツシカ(勝鹿、葛飾) (地)

シカは族名(其項下参照)。カツの意は判明せぬが、或は字の如く勝を意味し、美稱に用ひられたのであらう。

和名抄下總國葛飾(加止志加)郡。——今武藏下總兩國に分属する。

古は布佐國と无邪志國との中間に一國をなして居たものやうに思はれるが、國造の名のあらはれて居らぬのは公認せられたものがなかつたからであらう。

(萬二四) にほとりのカツシカわせをにへすとも其かなしきをとに立てめやも

カツシカ(勝鹿)のママ(真間)

ママはミマ(水間)の轉呼であらう。

下總國東葛飾郡市川町の大字で國府臺の脚下にあり、流に沿うた地である。真間浦、真間の入江、真間の織機など、歌にもよまれ、ことに國色手古名によつて有名である。

(萬三) 吾も見つ人にも見せむカツシカのママの手見名がおくつき處(同) カツシカのママの入江に打ちなびく玉藻苅りけむ手見名しお

もほゆ (萬四) カツシカのママの井見れば立ならし水汲ましけむ手見名しおもほゆ

(萬二四) カツシカのママの浦まをこく舟の舟人さわく波立つらしも

(萬二四) 足の音せず行かむ駒もがカツシカのママのつぎはしやます

通はむ

カツテ(都、會)

カテテの轉呼であらう。

「加て」の意。轉義により「都て」となり、更に轉じて往時を意味する「會」の訓にもあてられたのであらう。記紀には都の字に此訓を與へて居る。

(萬四) なみなへしきき澤に生ふる花かつみカツテも知らぬ戀もする

かち (萬七) 木高きはカツテ木植ふじほと、ぎす來鳴きとよめて戀まさらしむ

(續紀三三) 此、世間ノ位ヲ、樂求多布事ハ都ヲ無

カツ又(葛野) (地)

和名抄山城國葛野(加止乃、那葛野(加度乃))。記紀には多くカツ又と訓してある。名の義は不明であるが、古いカモ族の占據地であるからカムツ野を訛つてカツ又(又はカトノ)と轉じたのではあるまいか。

カツ又(葛野)川

山城國葛野郡を流る、川。「風」——桂川の別名である。

カツ又(葛野)の連

物部十四世庶流奈西連の後(舊)。——姓氏録には伊我香色乎命の後

とある。

カツ又(葛野)の別

日子坐王(開化皇子)の兒食邪本玉の裔(記)。

カツ又(葛野)のカラクニ(韓國)の連

物部十四世曠古の連の後。曠國連は姓氏録によれば武烈朝曠國に遣された物部氏族のものが賜はつたとあり、物部曠國連といふ姓も見えらる。別に三島の曠國連(舊)もあり、所在地を冠してカツ又のカラクニと稱へたものと思はれる。

カツ又(葛野)のカモ(鴨)の縣主

神皇產靈尊の兒天神玉命の後(舊)。——同書饒速日命供奉三十二將中に天神魂命としてあげたのも同一人で、同じく葛野鴨縣主等の祖とある。——賀茂氏の人で葛野の縣主であつたのであらう。

カツ又(葛野)のキ(城)の首

忍熊王の先鋒熊、凝の裔(神功紀)。山城國葛野に居住した紀族の首長といふことであらう。

カツ又(葛野)のトノモリのアガタヌシ(殿守縣主)部

頭八咫鳥の裔(神武紀)。八咫鳥は姓氏録によれば鴨縣主の祖鴨津身命の化身とあるから、此氏もまた賀茂氏の一族と見るべきであらう。殿守の縣主とあるのは前項葛野鴨縣主と區別する爲の稱呼とおもはれるが、トノモリといふ名の所由は判明せぬ。或は宮主又は屋主と同義

に用ひられたのであるかも知れぬ。
 葛野の主殿と葛野の縣主との二氏とする説があるが、トノモリといふカバネは他に用例が見えぬ。又部の字は倭直部(神武紀)、和部(天武紀)の如く用ひられた例もあるから、何か意味があつたものと思はれるが、今之を詳にせぬ。舊訓ヲとある。

カツヌ(葛野)のハツキ(羽衝) (人)

持統朝近江國益須郡賀山の醜泉を發見した人(紀)。山城の葛野の人で名をハツキと稱へたのであらうが、其義を詳にせぬ。

カツマ(勝間) — カタマの項を見よ。

カツマ(勝間)のクリト(栗人)

阿波國風土記(萬葉抄所引)勝間井の條下に、昔倭建天皇命乃依大御柳箭之志、而勝間栗人者穿井故爲名也とあり、柳箭者勝間云也と註してある。原文に誤説があるらしく解しかれる點があるが、倭建命の御柳箭人勝間栗人が掘つた井であるから、カツマ井といひ、且此人の名をカツマといふのは柳箭の意味であるといふことであらう。——カツマの項参照。

カツマタ(勝間田)の池

カツミの咲く田のある地の池といふことであらう。——カツミ項下参照。

(萬六)カツマタの池は我知る速なし然いふ君が聲なきがこと
 所在不明。左註によれば奈真より遠からぬ所にあつたと思はれるが

其名は殘つて居らぬ。

詞林採葉所引風土記に同國にも勝間田池あり、日本武尊が備をおとし入れられたから、カツマタの池といふとある。上記の如く阿波國風土記(萬葉緯)に柳箭者勝間云也とあるのが誤なしとすれば竹柳箭をいふのであらう。竹で製したものにはカタマ(竹杖)、カタミ(竹籠)等があるのである。——或は竹の一名がカタマ又はカタミであつたかも知れぬ。

カツミ(勝見) (種)

カツミはモ(藻)の轉呼であらうが、カツの語原を詳にせぬ。

菰草をいふ。コモの語義は着裳であるから、本名はカツミであつたのであらう。花のさく種類を花カツミといひ、後世まで陸奥國に此語が残つて居たので、其地の方言であらうといふ説もあるが(東雅)、萬葉集四卷に「をみなへし咲澤におふる花カツミ」とあるサキ澤は大和であるから、此推定は成立たぬ。或は堅蓮の轉であるまいか。

カツラ(藍)(葛)(桂)

カは髪(髮)の原語、ツラは連の意で頭飾として植物の花葉を髪につけることをいふのであるが、轉じて其材料たる葛、桂等をもカツラと稱へるやうになつた。記紀に楓、香木、杜木の字を用ひたのも此義によるものである。
 記にイザナギの命が黒御髮を投げられたら蒲子となつたとあるから此カツラは菰の葉であつたと思はれる。玉鬘、押木鬘などいふ用例によると、花葉以外の材料をも用ひたのであらう。假面をカツラといふのは轉義である。

カツラ(桂)の里

山城國葛野郡の地名(風)。——今も桂村の名が存する——風土記(山城名勝志所引)に月讀命が天照大神の命をうけて保食神の許に來たとき、一本の湯津桂樹の下に立たれた。其樹の在つた所を桂の里といふとあるが信するに足らぬ。

カツラ(縵)の造オシカツ(忍勝)

天武朝嘉木を獻じた人(紀)。十二年連に昇格した。姓氏錄によれば、靈道は百濟人の裔とある。

カツラ(縵、縵)の連

カツラ(歩卒)の轉呼であらう。——カツラの項下を見よ。

物部氏族の一派。縵は借字で、歩卒の長の意とおもはれる。いくつも同名の氏があつたので所在地名によつて區別せられた。即ち

- (イ) 庵智のカツラの連(河内)
- (ロ) 城のカツラの連(大和)
- (ハ) 比尼のカツラの連(和泉)
- (ニ) 三川のカツラの連(參河)

姓氏錄には右の外百濟人祖の後といふ縵連をあげて居る(大和諸藩)。天武十二年に連に昇格した縵造忍勝は恐らくは之に關したものであらう。

カツラキ(葛城) (地)

大和の一地方名。和名抄の葛上、忍海、葛下郡とある地で今の南北葛

其名は殘つて居らぬ。

詞林採葉所引風土記に同國にも勝間田池あり、日本武尊が備をおとし入れられたから、カツマタの池といふとある。上記の如く阿波國風土記(萬葉緯)に柳箭者勝間云也とあるのが誤なしとすれば竹柳箭をいふのであらう。竹で製したものにはカタマ(竹杖)、カタミ(竹籠)等があるのである。——或は竹の一名がカタマ又はカタミであつたかも知れぬ。

カツミ(勝見) (種)

カツミはモ(藻)の轉呼であらうが、カツの語原を詳にせぬ。

菰草をいふ。コモの語義は着裳であるから、本名はカツミであつたのであらう。花のさく種類を花カツミといひ、後世まで陸奥國に此語が残つて居たので、其地の方言であらうといふ説もあるが(東雅)、萬葉集四卷に「をみなへし咲澤におふる花カツミ」とあるサキ澤は大和であるから、此推定は成立たぬ。或は堅蓮の轉であるまいか。

カツラ(藍)(葛)(桂)

カは髪(髮)の原語、ツラは連の意で頭飾として植物の花葉を髪につけることをいふのであるが、轉じて其材料たる葛、桂等をもカツラと稱へるやうになつた。記紀に楓、香木、杜木の字を用ひたのも此義によるものである。
 記にイザナギの命が黒御髮を投げられたら蒲子となつたとあるから此カツラは菰の葉であつたと思はれる。玉鬘、押木鬘などいふ用例によると、花葉以外の材料をも用ひたのであらう。假面をカツラといふのは轉義である。

カツラ(葛木)の直

天孫本紀には尾張氏五世建簡草命の後とし(舊)、姓氏錄には高魂命五世の孫劍根命の裔とある。一見所傳を異にしてあるやうであるが、建簡草命の母は葛城尾治の置姫、祖母は劍根命の女カナナ姫で、母系からいへば葛城の國造(其項下を見よ)の嫡統であるから、其子孫がカツラキの直と稱したことは極めて有り得べきである。姓氏錄には大和未定姓中に天神立命の後と稱する葛城直をあげて居る。……此神は舊事紀には山代久我直等が祖とある。

カツラキ(葛木)の縣

上記葛城にある皇室の御領地(新年祭祝詞)。推古朝蘇我の馬子が自族の本所なるが故に、——武内宿禰の兒葛城の藤津彦が此地を本貫としたことをいふのであらう——封縣として賜はらむことを乞うたが、皇室御世襲の地を手離すことは出来ぬといふ理由の下に拒絶せられたとある。

カツラキ(葛木)の直

天孫本紀には尾張氏五世建簡草命の後とし(舊)、姓氏錄には高魂命五世の孫劍根命の裔とある。一見所傳を異にしてあるやうであるが、建簡草命の母は葛城尾治の置姫、祖母は劍根命の女カナナ姫で、母系からいへば葛城の國造(其項下を見よ)の嫡統であるから、其子孫がカツラキの直と稱したことは極めて有り得べきである。姓氏錄には大和未定姓中に天神立命の後と稱する葛城直をあげて居る。……此神は舊事紀には山代久我直等が祖とある。

建簡草命の母は葛城尾治の置姫、祖母は劍根命の女カナナ姫で、母系からいへば葛城の國造(其項下を見よ)の嫡統であるから、其子孫がカツラキの直と稱したことは極めて有り得べきである。姓氏錄には大和未定姓中に天神立命の後と稱する葛城直をあげて居る。……此神は舊事紀には山代久我直等が祖とある。

カツラキ(葛木)の直

天孫本紀には尾張氏五世建簡草命の後とし(舊)、姓氏錄には高魂命五世の孫劍根命の裔とある。一見所傳を異にしてあるやうであるが、建簡草命の母は葛城尾治の置姫、祖母は劍根命の女カナナ姫で、母系からいへば葛城の國造(其項下を見よ)の嫡統であるから、其子孫がカツラキの直と稱したことは極めて有り得べきである。姓氏錄には大和未定姓中に天神立命の後と稱する葛城直をあげて居る。……此神は舊事紀には山代久我直等が祖とある。

國 刊本に葛木尉直祖とある。尉は等の誤字で直の次にあるべきを轉置したものと思はれる。前田本には尉の字を削り、延佳本には尉にあらためてミツシと訓してあるが、ミツシは古語ではない。

カツラキ(葛城)の直 (逸名)

國 欽明朝の人(紀)。諸蕃掌客の役人とある。

カツラキ(葛城)の直イハムラ(磐村)

國 用明天皇の妃廣子の父(紀)。記には紀を飯之子とし、其父は富麻の會首比呂とあり、法王帝説には富麻會首比里古とある。恐らくは本姓は葛城の直で、富麻の屯倉の管掌者であつたのであらう。紀に其女の所生なる麻呂子皇子を富麻公の先也としたのは理由のあることと思はれる。

カツラギ(葛城)の直ナニハ(難波)

國 欽明朝の人(紀)。高麗使節迎接を命ぜられたとある。

カツラキ(葛城)の王

國 天武紀八年四位葛城王卒とあるのみで出自不明であるが、萬葉集十六卷に陸奥國の前采女が「安積山蔭さへ見ゆる山の井の」といふ歌を獻じたとある葛城王は此人をいふものゝやうである。

カツラキ(葛城)の王

國 橘宿禰諸兄の前名(續紀)。敏達天皇の御子難波皇子の曾孫で、正一位左大臣に昇任し天平寶字元年薨去した。

カツラギ(葛城)の臣ヲナラ(鳥那羅)

國 崇峻朝の人(紀)。蘇我馬子に黨したとある。葛城臣は後年朝臣に昇格したものゝやうで、姓氏録には葛城朝臣は葛津彦之後也とある。ヲナラは小僧の意であらう。

國 葛城臣家は味師内宿禰(建内宿禰の兄弟)が其母葛城の高千那毘賣の所領を相續して起したものであるが、同人没落後建内宿禰の手に歸し其子葛津彦が之を繼承したもののやうである。されば葛城直とは同族であるが、別氏とせればならぬ。

カツラキ(葛城)の國造

國 神武天皇が御根といふものを以て葛城の國造に任命せられたとある(紀、舊)。ツルギネは舊事紀に葛城土神とあり、此地の豪族であつたので其儘公認國造とせられたのであらう。

カツラキ(葛城)の寺

國 備馬(葛城)に

かつらぎの 寺の前なるや とよらの寺の にしなるや えの葉 井に しら玉しづくや

とある。葛城と豐浦(今の高市郡飛鳥村の大字)とは距離が遠いから、此カツラキの寺は葛城にある寺の意でないことは勿論である。守部は行旅抄を引いて葛城寺は豐浦寺の一名で其寺の西門が葛城寺とよばれたことを考證した。

カツラキ(葛木)彦

カツラキ(葛木)のサク(避)姫

國 天戸國(一本戸目)命の妻(舊)。尾張氏第六世建田背命の祖母にあたる。建田背命が旁系から入つて宗家を相續したのは此女性の嫡統であるからであらう。

カツラキ(葛城)のタカチナ(高千那)毘賣

國 比古布都押之信命(孝元皇子)の配、味師内宿禰の生母(紀)。尾張連等の祖意富毘那之妹とある。次項のタカナ姫と同人と思はれる。

カツラキ(葛木)のタカナ(高名)姫命

國 尾張氏第七世建諸隅命の妹(舊)。本名を大海姫命とあるは誤りで、前項のタカナ姫と同人であらう。

國 舊事紀に此人を崇神天皇の妃大海媛におしあてたのは後人のさかしらであらねばならぬ。世代も甚しく相違するのみならず、大海媛は尾張國の人で、大和の葛木の尾張氏の女ではない。

カツラキ(葛城)のタカヌカ(高額)比賣(媛)

國 神功皇后の御母(記紀)。高額は葛城の郷名である(和名抄)。記によれば此女性は大日矛五世の孫で、母系は富摩氏とある。母氏によつて大和に居住し所在地を以て名としたものであらう。

カツラキ(葛城)のタカナカ(高岡)の宮

國 綏靖天皇の宮號(記)。紀に都葛城は謂高丘宮とある。——タカナカは葛城の地名で、高宮郷と同地のやうである。——タカミヤ

カツラキ(葛城)部

國 磐之姫皇后の爲に定められた民部(仁德記)。——記には御名代として葛城部を定むとある。——葛城は皇后の郷貫である。
國 御名代といふ語は從來字の如く解釋して居るが、伊那本和氣命(履中天皇)の爲に定められた民部を壬生部といふが如く(記)、御名に關係のないものがある。案するに「名」は借字で菜の料の義、即ち采邑に隸屬する民部をいふのであらう。——ミナシロの項下參。

カツラキ(葛城)の王(皇子)

國 同名を以て呼ばれた左の三柱の皇子がある。
(一) 欽明天皇の皇子、生母は小兄比賣(記)又は小姉君(紀)。
(二) 敏達天皇の皇子、御母は推古天皇(記)——記には此皇子は見えぬ。
(三) 天智天皇の御稱號。——中大兄皇子の項を見よ。

カツラキ(葛木)のイツシ(出石)姫

國 天忍人命(村雲命の子)の妻(舊)。本名は角屋姫、忍人命の異母妹とある。カツラキは母の氏名であらうが、イツシ(殿石)といふ名を負つた理由を詳にせぬ。

カツラキ(葛城)のサキクサ(福草)

國 孝徳朝の不正官吏(紀)。葛城臣又は直氏の人であらう。サキクサは名である。——其項下參照。

の項下を見よ。

カツラキ(葛城)のツアラ(圓)の大臣

葛城襲津彦の孫玉田宿禰の子(紀)。ツアラの大臣の項下を見よ。
カツラキ(葛城)のナガエ(長江)のソツヒコ(會都毘古)
建内宿禰の子。玉手臣、的臣、生江臣、阿蘇那臣等が祖(記)。——紀には葛城襲津彦とある。——長柄は葛城の地名で、今の吐田郷村名柄である。此人は磐之媛皇后の父で、屢々韓地にも出征した有名な將軍である。——ソツヒコの項下を見よ。

カツラキ(葛城)の又のイロメ(野伊呂賣)

應神天皇の妃(記)。——紀には見えぬ。——葛城の會都毘古の姉にも野のイロヒメといふものがあるから、又は葛城の地名と思はれるが、出自を詳にせぬ。其所生と傳へられる伊賀熊麻和迦王は高城之入日賣の御孫の伊賀之眞若命と文字が少し違ふだけで全く同名であるから、一柱の皇子の生母が二様に言ひ傳へられたものと思はれる。イロメとあつてイロヒメと言はぬ所を見ると、門地の高くない人であつたかも知れぬ。更に想像を逞うすると、高木之入日賣に奉仕した女性の腹からイザのマツカの命が生まれたので、右の如き二傳説を生じたものも解せられる。

カツラキ(葛城)のハニクチ(埴口)の丘の陵

刊本埴口とあるが、舊事紀、諸陵式によるに埴口とある本を正しとすべきである。

飯豐皇女の陵(紀)。諸陵式に在。大和葛下郡とあり、大和志には同郡北花内村(今の北葛城郡新庄村大字北花内)の三歳山を之に擬して居る。

カツラキ(葛城、葛木)のヒトコトヌシ(一言主)の神

ヒトコトヌシの神の項下を見よ。

カツラキ(葛城)のヤマダ(山田)の直ミヅコ(瑞子)

欽明朝の人(紀)。吉備見鳥の田令(タツカヒ)に任ぜられたとある。葛城直の一族で、山田は地名、今も南葛城郡忍海村の大字に残つて居る。ミヅコの義は字の通りであらう。

カツラキ(葛城)のワカイヌカヒ(稚犬養)の連アミタ

(網田)

皇統朝の人(紀)。中大兄皇子(天智天皇)に推舉せられたとある。葛城族の一支で稚犬養連は姓である。姓氏錄によれば若犬養宿禰は天火明命の後とある。葛城の尾張連も亦同じ神の裔であるから、祖先を之に託したものと思はれる。アミタも亦地名から出た名のやうである。

カツラコ(縵兒)

萬葉集第十六卷にあらはれた少女の名。

カテ(加)

カチ(勝)から分化した語で、原語はカ(加)であらう。
カチの他動詞であるが、原義によつて「加へる」といふ意に用ひられ

る。——カチの項下参照。——カツ(且)、カツテ(都)は之から分派せられたのであらう。

カテ(勝)のトリカヒ(鳥養) (人)
勝はカチとも訓み得るが、舊訓の如くカテとしても差支はない。

カテ(加)の約。

カテ(加)の意から轉じて、旁の義にも用ひられる。音便によつてカテラといふ。例
(萬一) 山邊の御井を見ガテリ神風の伊勢をとめども逃ひ見つるかも
(萬七) 吾が舟は沖ゆなかり向舟片持カテリ浦ゆこぎあはむ
(萬一八) 梅の花咲き散る間に我行かむ君が使を片持カテラ
(萬一六) 吾妹子が 紀念カテラと 紅の やしほに染めて おこせ
たる 衣のすそも とほりて濡れぬ(萬一六)

かてり、かてら (助)

カテ(加)の意から轉じて、旁の義にも用ひられる。音便によつてカテラといふ。例

カド(門)氏イソタリ(石足)

萬葉作家。門部連石足と同人——其項下を見よ。

カトウチハフリ(加度打放)

萬葉集六卷湯原王打酒の歌に「焼刀の加度打放丈夫ののむ豊御酒に我酔ひにけり」とある。焼太刀は枕詞(其項下を見よ)、カトは肩の轉、ハフリはハヤフリの約(其項下参照)で、肩をフイイカラシテといふやうな意であらう。

カトベ(門部)の王

元明——聖武朝の人(續紀)。大原真人といふ姓を賜はつた。萬葉集一本には敏達天皇六代の孫舒明天皇之後也とある。姓子録に大原真人は敏達天皇の孫百濟王の後とあると同氏であらう。

カトベ(門部)の直オホシマ(大島)

天武十年連に昇格した(紀)。姓氏錄には牟須比命の兒安牟須比命之後也とあるが、種族を詳にせぬ。後記門部金が起した家であるかも知れぬ。

カトベ(門部)の連イソタリ(石足)

萬葉作家。筑前後とある。傳不明。

カトベ(門部)のコガネ(金)

孝德朝遣唐使頭目(紀)。薩摩の竹島之門で難破し、筏を作つて神島に到着した功によつて位を進められたとある。門部は門衛の意で、コガネ(或はカネと稱へたものかも知れぬ)は名であらう。

カトリ(縑、絹)

カマ(因)ナリ(織)の約。
胡の目の特徴なものをカトリといひ、之に對して粗絹即ち縑をフトキヌと稱へる。

カトリ(楨取、香取)〔地〕

下總國香取郡香取(和名抄)。古書には多く楨取といふ字をあて、あるが、字のやうな意味で命名せられたか疑問である。
萬葉集十四卷に「筑紫なる勾ふ兒故に陸奥の可刀利少女のゆひし組とく」とあるによれば、陸奥にもカトリといふ有名な地があつたものと見える。——和名抄にも現在の地名稱呼中にも見えぬ。

カトリ(香取)の浦

萬葉集七卷に「いづくにか舟のりしけむ高島のカトリの浦ゆこぎ出来る舟」とあるから、近江高島郡の湖邊であらうが所在は判明せぬ。

カトリ(香取)の神

下總國香取に鎮座する神。——神名帳に香取神宮とあり、現に官幣大社である。——神代紀一書には齊之大人とし、春日祭の祝詞には香取坐伊波比主命とある。然るに古語拾遺に經津主神は今下總國香取神是也と註記してあるので、少からぬ感を生じたが、其は拾遺の註記者の誤解で、經津主と齊之大人とは同一神ではなく、鹿島の神を奉じて東國を經略し香取に足を止めたものが齊之大人と稱へられ、役後神に祀られたと解すべきである。——イハロノウシの項下参照——藤原氏の

氏神とせられたのは大和の春日に勧請後のことである。

カトリ(香取)のミコ(神子)の社

常陸國行方郡鴨野及小高にある神社(風)。香取の大神の神裔と稱するものを祀つた社で、恐らくは此地の開拓者の神靈であらう。

カナキ(金木)

カナ(金)は美稱で、美しい木といふほどの意であらう。
大蔵(天)津金木ヲ木打切末打斷ナ
カナキは榮木にする料である。之を小木枝とする解釋は理由のないことである。

かなきつけ〔歌詞〕

孝徳天皇から大和の飛鳥に居られる皇后に贈られた御製に
カナキツケ吾がかふ駒はひきでせず吾がかふ駒を人見つらむか
とある。カナキはカナケ(金筥)の意であらう。

カナクラ(金肆)〔地〕

播磨國雲野郡の地名(風)。——クラミの里の條下参照。

カナサシ(金刺)の宮

シキシマのカナサシの宮の項を見よ。

カナシ(悲)(愛)

カナシは「いづれも感動詞、シは形容接尾語。
カにナを添へたカナもまた感動助語として用ひられるが、カナは單

純な感傷の表示の外に、愛戀の意をも含むので(語法要録参照)、悲憤と親愛との兩義を生じたのである。——沖繩の人名に用ひられるカナ(又はカナシ)は後の意から出たものであらう。

カナタ(金田)の城

天智天皇六年對馬國に金田城を築くとある(紀)。竹敷村字黒瀬が其遺跡といはれる(地名辭書)。

カナタヤヌ(金田屋野)姫

尾張氏十三世尾綱根命の妹(舊)。甥品隨若王に嫁し、高城入姫、中姫、弟姫の三女をあげ、いづれも應神天皇に聘せられたとある——記。紀には此女性の名があげられて居らぬ。——カナ(金)は美稱、タヤヌは尾張の地名であらうが、所在を詳にせぬ。今知多郡鬼崎村に多屋といふ字がある。

カナツナキ(金綱井)

天武紀に見える大和の地名。大伴の吹負が援軍を得て宇陀の黒坂から此地に引かへし散卒を招き聚めたとある。カナは美稱、ツナキは常井の意で、水の絶えぬ井をいふ。——ツナガ井の項下参照。

カナテ(奏)

カ(振)の語幹(ナテ)ナテ(撫)。
振撫の意であらうが、本來手振の形容であるから、舞ヒカナテともいふ。マヒもまた自體の動作から出た語である。——マヒの項を見よ。
附其大前小前宿禰舉手打膝舞詞那傳歌參

カナト(金門)

カ(日)ノ(助語)ト(門)の轉。
日光の入口といふ意で、門をカドともカナトともいうたものとおもはれる。——水門をミトともミナトともいふと同例である。——カナを美稱とし、或は金屬製の門としてはあたらぬ場合が多い。少くとも上代には門に用ひるほど金屬が潤澤ではなかつた筈である。
(安)康天皇の御製)大前小前宿禰がカナト隆(記、紀)
(萬)國)カナト田をあらがきまゆみ日かとはば雨を待とのす君なら
まとも
(同)さきもりの立ちし朝けのカナト出に手ばなれ惜しみ泣きし子
らばも

カナハサ(金波佐)彦

波久岐ノ國造豐玉根命の祖(舊)。阿岐國造同祖とあるから、天湯津彦の後であらう。名の義不明。

カナバタ(簡儺磨多)

カナハタといふ語は仁徳紀に見えるのみで、他に用例がない。カナ(金)は美稱、ハタは布の意であらう。釋紀に金機也、私記曰師説吉簡機以三金鍊二取三鳴聲一織也とあるは信じられぬ。
(仁)徳紀)ひさ方の 天カナハタ 雌鳥がおる カナハタ 準別の
御おすひかれ

カ、タは往々相通することがあるから、——ボリネシア語系に最も多い音便である——或はカナバタの説であるかも知れぬ。

カナヤ(金箭)川

播磨國揖保郡の地名「風」。應神天皇の御狩の時金箭が此川におちたから此名を負うたとある。

カナヤマ(金山)毘古(毘賣)の神

イザナヤの命のタケリ(吐)から化生した神(記)。——紀の一事には金山彦一神とせられて居る——カナヤマ即ち鑛山の神の意である。

カナラス(必)

假ならずの意で、古語ではないが、萬葉時代には替く用ひられた。例(萬二) 天地の神をいのりて我こふる君に必逢はずあらめやも

カナラチ(賀奈良知)姫

天忍男命(村雲命の子)の妻(舊)。葛木の土神(根命)の女とある。賀奈知姫とした本もある。或は賀奈知真姫で、カナチイラツメと訓むのではあるまいか。若し然りとせばカナチはカナシの音便で、可愛といふ意であらう。

カナル (動)

ナル(鳴)は泣くとも通ずる。カは接頭語で顯著の意を含む。例(萬三) あらし男のいなさ手ばさみ立むかひカナル間しづみ出でてぞ吾來る

(萬四) 足からの遠面(フナモコ)此面にさす畏のカナル間しづみ子ら吾祖とく後の歌は禽歌が原にかゝつてカナル(俗語ガナルといふ)にカ泣クを

いひかけたのである。——カガナクの項下参照。

カナナリ(鐵折)〔人〕

持統朝出家修道を志願した陸奥國優待郡城養の蝦夷(紀)。胆利古の男麻呂と同族であらう。——其項下参照。

がに〔助〕

此方は疑問助語カの轉用で、助語ニと連つて「かのやうに」といふ意に用ひられた。今も稀に「生命死ぬるかに見えて」などいふ事がある。ガニと必ず濁音したかどうか不明であるが、連濁は行はれ得た筈である。例

(萬四) 我宿の夕かげ草の白露の消ぬ蟹もとな念ほゆるかも
(同) 道に逢ひて吹ひしからにふる雪の消なば消ぬ香二戀云吾妹
(萬六) 五月を近み あへぬ我爾 花さきにけり(二五七)
(同) 秋田かる借慮もいまだこぼたれば腸がれ寒し霜もおきぬ我二 尙例が多い。

カニハ(櫻皮)

和名抄木類に朱櫻ハハカ一云カニハサクラとあり、又木具類に榊木皮名、可ニ以爲ア炬者也、和名カハ又云カニハ、今櫻皮有之とある。朱櫻(櫻皮)と榊とを混同し、ハハカとカニハと同一としたことの誤なるは後に考證する通りであるが、カニハサクラは今赤カバとも稱へられ、其皮は絨氈の用に供せられるものである(箋註)。カニハは恐らくは神庭の意で、此木は神社の境内などに多く生ひたからカニハ櫻とよばれたのであらう。——カニハはカニハサクラの略稱——皮の色が美しい

カニモリ(掃部)の連ツヌマロ(角麻呂)

掃部(又は掃守)はカモリ又はカムモリと稱へるを正しとするが、姑く俗稱に従ふ——カモリの項下を見よ。

孝徳朝新羅に使した人(紀)。

カニモリ(掃部)の連ヲマロ(小麻呂)

孝徳朝唐副使(紀)。上記角麻呂と同族であらう。

カヌ(蚊野)の別

日子坐王(開化皇子)の子葦原本玉の後(舊)。近淡江の蚊野とあるから、近江國愛智郡蚊野郷(和名抄)の君主であらう。

カヌチ(鍛人、鍛部)

カネ(金)ウチ(打)の約。

字鏡に鍛師をカヌチと訓してある。天岩屋の祭に鏡を作つた鍛人天津麻呂(記)及鞍碓天皇の命により眞鍮を製した鍛部天津眞浦(記)が舊訓の如くカヌチと呼ばれたものとすれば、此語及之によつて表示せられる職業の起原は古いものとせればならぬが、假字書せられた例がないから確説し得ぬ。紀には治工及作金者をカナタタミ、鍛をカタシとも訓して居る。

カヌマ(可奴麻)〔地〕

神沼の意。

(萬二) いかほるにあま雲いつきカヌマつく人とおたはふいざ疑し

ので封緘、綉包用の外に裝飾をも兼ねたやうである。
(萬三) 櫻皮まき 作れる舟に 眞かぢぬき 吾が傍きくれば(九四二)
櫻皮をカバ又赤カバといふのは「皮」の意である。榊も亦其皮が乗炬材料の外種々の用途に充てられるものなるが故にカハと名づけられたのであらうが、朱櫻とは全く別種で、今の語でシラカバと呼ばれるものである。ハハカは此木の名で——其項下参照——和名抄に朱櫻の調にあてたのは誤解である。

カニハ(可爾波)の田井

カニハ神庭の意か。

和名抄山城國相樂郡蟹崎郷とある地であらう。カムハタ又はカリハタとも稱へられた(各其項下を見よ)。

(萬三) ますら男と思へるものを太刀はきてカニハの田井に岸ぞつみける

此歌の如くばカリハタ、カニハタ、カムハタのタは田で、名稱はカニハ(カムハ又はカリハ)とあつたとおもはれる。

カニメイカツチ(迦邇米雷)の王

山代の大筒木眞若王(開化天皇の御孫)の子、生母は丹波の阿治佐波(記)。神功皇后の御祖父である。カニメは蟹目の意で、其に似た眼をもつて居られたから名に負はれたのであらう。イカツチの原義は威神であるが(其項下を見よ)、こゝでは嚴格なる君主の意に用ひられたものと思はれる。

カニモリ(掃部、掃守)の連——カモリの連の項を見よ。

めとら
〔同〕岩の上にかゝる雲のカヌマつくひととおたはふいざ寝しめ
とら

後者が前者の異傳なることはいふまでもない。伊香保ろとあるから
此カヌマが伊加保沼即ち権名湖であることは勿論で、上二句は序「神
沼をいつく人の歌が聞える。いざ寝よとであらう」といふ意である。
——オマハフの項下参照。

がね〔助〕

鎌、兼の意のカネの轉用で、「鎌め充富する」といふ心持を以て「爲に」
といふ意の助語に用ひらる。例

(仁徳紀) 単別のみおすひガネ

(萬二) ますらをの弓上振りおし射つる矢を後見む人はかたりつぐ

ガネ

(萬二〇) うめのはな我は散らさじ青丹よし奈良なる人の來つて見む

ガネ

カネ(金、鐘)の崎

筑前國宗像郡の北端の岬で、今も此名を以てよばれて居る。昔韓地
より貢獻の鐘が此沖に沈んだといふ傳説がある。其南の山に織幡神社
がある。萬葉集七卷に「千はやふる金の三崎を過ぐれども我はわすれ
ずしかの皇神」とあるのは此神をさすのであらう。其南方に神の湊が
あるのを見ても名高い神であつたことが知られる。

カハ(河)部

允恭天皇の御代に皇后の妹田井中比賣の御名代として定められた民
部〔記〕。カハ部は應神天皇の御代に定められた山部及海部に對するも
ので、河川住民から設けられた部であらう。

カハカミ(河上)〔地〕

字の如く川上といふ意で、地名に轉用せられた例も少くはない。左
に古典に見えたものを列挙する。

(一) 丹波道主王の妃摩須郎女の郷貫——丹後國熊野郡川上〔和名抄〕。
今も川上村と稱へる。

(二) イニシキ入彦命(垂仁皇子)の宮所。——記には鳥取の河上宮とあ
り、紀には菟砥川上宮とある。和名抄和泉國日根郡鳥取郷とある地
で、今泉南郡東鳥取村といふ。

(三) 吉野の川上。——後記参照。

カハカミ(河上)〔人〕

五十瓊敷皇子の命により刀劍を作つた鍛工(垂仁紀)。其製作した一
千口の太刀を河上(カハカミ)部と稱する。

カハカミ(河上)の娘

蘇我馬子の女(崇峻紀)。東漢直駒と通じたとある。

カハカミ(河上)の小野

吉野川の川上の野の意。今も川上村といふ地がある。紀に雄略天皇
が此地に行幸せられたとき、御腕を咬んだ蛇を蜻蛉が食うたので、此
地を蜻蛉野と名づくことある。——記には阿岐豆野に御狩せられた事に

なつて居る。

アツキ野は上古アキとよばれた地方即ち高市、葛城、吉野三郡に跨る
地にあつたとせればならぬから、河上の小野をアツキ野と稱へたとい
ふ紀の傳承は受取りにくい。記の傳を正しとすべきであらう。

カハカミ(河上)のウダキ(倅)の峯

倅の字前田本ホツマ、延佳本イカルガとあるが、誤字にあらずとす
れば、其訓はウナキ又はウダキであらねばならぬ。——ウダキの項下
参照。

倅速日命が磐船に乗つて天から降りつたといはれる地〔舊〕。其
から鳥見の白鹿山に移つたとあるから、河上は富の小川の川上であら
ねばならぬ。ウダキといふ名の所由及其所在は不明であるが、田原郷
にある水源地の山(今蔵王山といふ)であらう。田原は上古大和と河内
とに跨つた地區の名で、東寺文書には安貞二年河内國田原庄とある。
河内國河上倅峯とあると、同國交野郡に磐船(今北河内郡)といふ地
名がある事によつて、之を天の川又は生駒川の川上とするのは理由の
ない想像に過ぎぬ。其川下が倅速日命の由縁の地であつたればこそ、
川上といふ語を冠したので、漫然川上といふ字を用ひたのではあるま
い。

カハカミ(川上)のオホオユ(巨老)

萬葉作家。下野國寒川郡の上丁。

カハカミ(川上)のタケル(梟帥)

日本武尊に誅戮せられた熊襲の酋長〔紀〕。一名を取石鹿文といふと

ある(其項下参照)。——記には單に熊曾建と記されてある——カハカ
ミは所在地の名であらう。

カハカミ(河上)のトネリ(舍人)部

雄略天皇の朝に設けられた民部〔紀〕。——記には長谷部舍人とある。

右の外に河瀨の舍人〔記〕も見える。舍人部(舍人は略稱)は恐ら
くは親衛兵を出す集團のことであらう(トネリ部の項下参照)。此カハ
カミは吉野の川上をいふもの、やうである。

カハカミ(河上)のマス(摩須)の郎女

丹波の道主王の配〔記〕。垂仁皇后ヒマス比賣等の生母とある。マス
はミス(御橋)の轉呼ではあるまいか。ヒマス比賣のマス(マスの音便)
もこと縁があるやうである。

カハカミのトモ(川上部)

五十瓊敷命(垂仁皇子)が作られた一千口の劍の名〔記〕。一名を櫻伴
といふとある。一傳に鍛工の名を河上といふとある所を見ると、カハ
カミの作つた刀なるが故にカハカミとよび、多數であるからトモと稱
へたと解し得られる。——記には河上宮に居られたから河上部といふ
民部を定められたとある(次項参照)。或は之が櫻伴といふ太刀の名と
まされたのかも知れぬ。——アカハナカトモの項下参照。

カハカミ(河上部)

印色入日子命(垂仁皇子)が鳥取の河上宮に坐して定められた民部
〔記〕。紀の本文には前項の如く之を太刀一千口の名とし、一傳には楯

部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、柏根部、玉作部、神刑部、日置部及、太刀佩部の十部を賜はつたとある。或は此十部をあはせて河上部と稱へたのかも知れぬ。

カハカリ(河鴈、川鴈)

カハカリは本来水禽の總稱でカモと同語である。——が及カモの項下参照——其中多く川に棲むものをカハカリと稱へたのである。

天若日子葬儀の段に河鴈爲三岐佐理持、鶯爲三持持とある(記)。——紀には川鴈が持頭者及持帯者を兼ねて居る——鶯の毛冠を帯に見たて、川鴈の長い頭を木鋸の柄に見立たのである(キサリの項下参照)。

カハカレ(川枯)姫——アフミのカハカレ姫の項下を見よ。

カハキシ(河岸)の村

肥前國彼杵郡の地名(風)。筑紫といふものが此地に住したとある。——今の川棚村(東彼杵郡)が之と關係があるのか、或は固有名ではなく、單に川岸の村といふ意か之を明にし得ぬ。

カハグチ(河口)の關

伊勢國壹岐志郡川口村で、天平十二年聖武天皇蘇我廣嗣の亂をさけて伊勢行幸の際此地の頓宮に入られたとある(檢紀)。

(萬三)カハグチの野邊にいほりて夜のふれば妹がたもとしおもほゆるかも。

カハシ(皮石)の郡

和名抄肥後國合志(加波志)郡。今菊地郡に屬する。持統紀に此地の

人壬生の諸石といふもの、名が見える。

カハシマ(川島)の縣

吉備國の地名(應神紀)。所在についてはいろ／＼の説があるが、確實ではない。仁徳紀に虬が出たとある吉備中國川島河原と同地ではあるまいか。大川と河邊川とよつて構成せられた三角洲で、今の西河知村、河内町、連島町等より成る島をいふもの、やうである。

カハシマ(川島)の皇子

天智天皇の皇子、生母は色夫古姫(記)。川島は地名であらう。和名抄に山城國葛野郡川島郷がある。

カハセ(河瀬)の舍人

雄略の朝に定められた民部(記、紀)。紀によれば近江國栗太郡から鶴が谷上濱に居ると言上したので詔して川瀬舍人を置くとあるから、カハセは其地方の地名であらう。大山郡に河瀬といふ村が現存して居るが谷上とは餘り距れて居る。

カハセ(川瀬)の舍人の造

天武十二年連に昇格(記)。右の舍人部の首長であらう。

カハセ(川瀬)の造(直)

天造根命の裔(舊)。——姓氏録同斷。——國造本紀には直根命は紀伊國造で紀河瀬直の祖とある。直と造とは同氏であらう。河瀬は地名であらうが所在を詳にせぬ。

カハタレトキ(加波多例等積)

「彼は誰時」の意、黄昏即ちタソカレトキ(誰被時)に同じい。トカマ(誰彼間)ともいうたやうである(其項下参照)。

カハチ(河内)

カハ(川)チ(路)の意。河内は借字である。

上代海路大阪灣に達し其より大和に赴くには大和川に沿うて龍田に出るのが最捷路であつたから、神武天皇も此道を取らうとせられた。

古の大和川は墨江の津に流れ淀川にも通じて居たのである。——此川筋の道にあたる國なるが故にカハチ(川道)國と呼ばれた。——オフシカハチともいふのは大川道の意である。

河内の字をあてるやうになつてから、字についてカフチとも稱へ、急流の意のカフチ(其項下)と混同せられたけれども、口語では今でも發音を誤られずカハチというて居る。——カフチの項下参照。——古の河内國は大和川の流域を意味し、略々今の三河内郡に相當する地方をいうたのであつたが、國郡制定の際茅渟縣(即ち今の和泉國)をもあはせ、元正天皇の御代に和泉の縣を置かれて再び分立し、現在の境界が定められたのである。

カハチ(河内)の驛家

常陸國那賀郡の驛舎(風)。郡家の東北粟河を挟むとある。河内は借字で、カハツ(河津)の意であらう。同郡平津驛家に對する稱呼と思はれる。今的那珂郡柳河村にある上、中、下河内村といふ大字は其遺跡で

あらうといはれる。水戸市と河を隔て、對向して居る。

カハチのウマカヒ(河内馬飼)の首

カフチのウマカヒの首の項下を見よ。

カハツ(蛙、蝦蟇)

カハ(河)ツ(響)の轉呼。

川の精といふ意から、水に住む蛙、蝦蟇の呼稱に轉用せられた。

蛙の一種で澗水中に住み、鳴聲清亮なる故を以て鹿鳴に譬へてカシカ(川鹿)とよぶ種類がある。之をカハツとよび、蛙はカヘルであらねばならぬとするは俗説である。次項のやうに孝徳紀にもカハツに蝦蟇の字が用ひられて居る。

カハツ(蝦蟇)の行宮

孝徳天皇の離宮(記)。二年の紀に此の行宮(註に或本云離宮とある)行幸の事が見え、其年の一月子代離宮を起され、一時御滞在、二月に大和に還幸せられたといふ記事があるから、此行宮は子代離宮と同所なすものと了解せられる。蝦蟇は借字で河津を意味し、今高津とかき、カワツと稱へられる。

カハツ(川津)媛

安寧天皇の皇后停名底仲姫の一名(記)。磯城縣主葉江の女とある。——記の阿久斗比賣にあたる。——川津は地名であらう。

カハト(河音)の屯倉

安閑朝に備後國に新設せられた屯倉(紀)。後月の郡(原)村字加夫登が之に擬せられて居る。

カハト(川音)村

播磨國安藝郡の地名(風)。天日槍が此村に宿つた時川音が甚高かつたからカハトと名づけたとある。

カバネ(姓)

カ(顯)ホ(秀)ネ(系)の轉呼。

ネはナ(名)の原語であるから、カバネ(カホネ)は榮稱の意となる。

——姓は借字。

(記、下) 於是天皇慈天下氏々々人等氏姓(カバネ)性過(而)

氏(の)稱に對して其氏の首長が有する稱號を氏のカバネと稱へた。大

稱、宿禰(直根)、公(君)、臣、別、連、造、縣主、首、稻置、村主、倉下、祝等は

カバネである。天武十三年諸氏の族姓を改めて左記八色之姓(謂は施

してないが、カバネと稱へたのであらう)を定められた。——語義は各

其項下に述べる。

一、真人(新設)

二、朝臣(新設)

三、宿禰

四、忌寸(新設)

五、道師(改稱)

六、臣(改稱)

七、連

八、稻置

カバネは本来氏、部族の呼稱で、其起原、成立及組織によつて稱呼を異にしたが、相互の間に高下の階級はなく、貴賤貧富によつて之を變更し、若くは相習することを許さなかつたのである。——例へば物部大伴は連で、武内宿禰一族は宿禰又は臣と稱へ、皇別は多く公(君)と稱するが如く——然るに歸化人の出現、氏族の分裂の爲に混亂し、一種の尊卑階級と見なされるやうになり、天武朝には上記八色制定以前に於ても臣、首、造等を連に昇格せしめられた事例がある。新制實施の結果は昔のカバネの特色は大部分失はれたのであるが、尙葛城王に第三階の橋宿禰(後朝臣と改稱)を賜はつたのは母氏の姓によるもので、必しも尊卑に伴ふものではなかつた。姓氏錄、尊卑分限等は其後に出來たものであるから、之によつて上代の氏族を説かうとすると、往々大なる誤に陥ることがある。

カハヒ(川合)の里

播磨國賀毛郡の地名(風)。嵯鹿川(原)と鴨川との合流地なるが故に、川合里といふとある。和名抄にも見え、今も川合村といふ。

カハノへ(河邊)の朝臣アツマヒト(東人)

萬葉作家。寶字元年石見守に任官した(續紀)。後記河邊臣と同氏である。

カハノへ(川邊)の臣

川邊はカハヒとも訓み得るが、後記十市郡の川邊郷を始り、播津の河邊郡、山城葛野郡の川邊郷はいづれも和名抄に加八乃倍、加波乃倍と訓してある。

カハノへ(河邊)の臣マロ(麻呂)

孝德朝遣唐大使(紀)。

カハノへ(河邊)の臣モモエ(百枝)

天武朝の人(紀)。民部卿に任ぜられたとある。

カハノへ(河邊)の臣モモヨリ(百依)

孝德朝の不正國介(紀)。

カハノへ(川邊)の里

播磨國神前郡の地名(風)。川の邊にあるから里の名としたとある。和名抄にも見え、今も此名を存する。

カハノへ(河邊)のミヤヒト(宮人)

萬葉作家。元明朝の人であるが傳を詳にせぬ。河邊の朝臣の一族で、ミヤヒトは其名であらう。

カハノへ(河邊)のモモエ(百枝)の臣

天智朝百濟救護將軍(紀)。前項河邊臣百枝と同入。

カハへ(河邊)の屯倉

安閑朝紀伊國に新設せられた屯倉(紀)。海草郡川永村大字川邊が之に擬せられて居る。

か——其項下参照。

カハノへ(河邊)の臣イハツツ(磐管)及ユマロ(湯麻呂)

孝德朝の不正官吏(紀)。イハツツとユマロとは兄弟とある。

カハノへ(河邊)の臣コビト(子首)

天武朝の人(紀)。筑紫に差遣せられたとある。

カハノへ(河邊)の臣シハツ(磯泊)

孝德朝の不正官吏(紀)。シハツは地名を負うたのであらう。——シハツの項を見よ。

カハノへ(河邊)の臣ニヘ(瓊缶)

欽明朝新羅征討副將(紀)。

カハノへ(河邊)の臣ネズ(禰受)

推古朝後の新羅征討軍副將(紀)。名の義不明。或はネズミ(鼠)の畧

カハノへ(河邊)の臣

建内宿禰の子孫賀の石川宿禰の裔(紀)。天武十三年朝臣に昇格(紀)。川邊の義から轉じた地名で類名が多いが、之は和名抄に大和國十市郡川邊(加八乃倍)とある地であらう。蘇我の八腹の臣はいづれも大和に居住し、其地名を苗字としたもの、やうである。

カハマタ(河俣、川派)毘賣(媛)

綏靖天皇の妃、師木の縣主の祖(記)。—紀には一書云として磯城縣主女としてある。其所生をシキツ彦玉手見命(安寧天皇)と申上げ、片鹽に都せられたとあるから、此師木(磯城)縣主は河内の志紀家で、河俣は和名抄若江郡川俣郷(今の中河内郡楠根村字川俣)であらう。

カハマタ(河俣)のイナヨリヒメ(稻依毘賣)の命

息長宿禰王の妃(記)。神功皇后の庶母にあたる。河内の川俣の人で、或る神の依姫であつたのであらう。イナは「齋の」の轉か。

カハマタ(河派)のナカヒコ(仲彦)

應神天皇の妃弟姫の父(記)。記にタヒマタ長日子王とあるに相當する。—タヒは樹下水の意であるから、其項下参照。カハマタ、タヒマタは畧と同義である。—タヒマタ長日子の項下参照。

カハムラ(河村)の王

萬葉作家。桓武朝の人(續紀)。備後守に任ぜられたとある。

カハムラ(川村)の宮

仁賢天皇の宮殿(紀)。播磨風土記に志深村に川村宮を造つて居られたとあるが其であらう。

カハホリ(蝙蝠)

持統天皇八年飛騨國から白蝙蝠を獻じたとある。蝙蝠は和名抄に加

波宮利と訓し、本草に晝伏夜飛食蚊蚋とあるので蚊蚋と説くものがあり、白石は之を非として川守の義としたが、恐らくはカハ(皮)ハリ(張)の意で腹翹を張るから名を貢はせたのであらう。蝶類をカハヒラコ(字鏡)といふのも同趣意で、神編語では之をハベルと稱へる。

カハラ(川原)の浦

肥前國直野島の泊(風)。—此停から出發して美彌良久の濱に至る即ち川原浦の西の濱是也とあるから、相子からミミラクに至る間の一港で、細江島の岐宿村附近であらう。

カハラ(川原)の宿禰クワモロ(黒麻呂)

常陸の國司(風)。後記川原連と同氏であらうが、宿禰に昇格したことは史書に記されて居らぬ。後一條朝に川原宿禰文岑といふものゝ名が見える(氏族志)。

カハラ(川原)の連カネ(加呢)

天武朝の人(紀)。縣犬養連手櫛の副として敦羅に派遣せられたとある。姓氏錄河内蕃には魏陳思王植の後として河原連をあげて居る。カハラは河内國南河内郡丹比村大字河原城(舊名河原庄)をいひ、カネは名である。

カハラ(川原)のタミ(民)の直ミヤ(宮)

欽明朝の人(紀)。檜隈村の人とある。カハラは大和の高市郡の地名(今の高市村大字川原)、民氏は阿知使主に引率せられて歸化した漢人の後である。民の使、民忌寸、民宿禰などいふ姓もある。ミヤは分註の

通り其人の名である。

カハラ(川原)のムシマロ(虫麿)

萬葉作家。駿河の人。

カハラ(川原)のワカサ(若狹)

原本に若狹とある。狹は狹で、狹に通じ、サの假字である。

播磨國揖保郡深部里の人(風)。上記川原連と同族でないとしても、深部の里人であるから、歸化人の裔と思はれる。ワカサといふ名の所由不明。

カハラダ(川原田)の郎女

應神天皇の皇女、生母はカゲロ比賣(記)。—紀には此名が見えぬ。カハラダは地名で、高市郡川原であらう(前項参照)。

記傳にはカゲロ比賣を若沼毛二侯王の妃とし、其所出の四皇女及一皇子も二侯王の子女であらうと致慮して居る。

カハル(加波流) (地)

カハラ(川原)の轉呼。

豊前國田河郡香春(風)。—和名抄にも見え、今も此地名を存する。—郡の東北境杉坂山から流出し眞瀾川に會流する川の瀬が清いので清川原村と名づけたのが鹿春と訛つたとあり、又郷北の山には銅を産すと記されて居る。

カハル(香春)の神

上記カハルの郷に鎮坐する神(風)。新羅國から渡來したとある。恐らくは採銅の爲に移住せしめられた新羅人が祭つたものであらう。

カハラ(川曲)の坂

和名抄伊勢國河曲(加波和)郡(今では奄美郡と合併して河野郡といひ、河曲は村名として残つて居る)。其地の坂を川曲坂といひ、天武天皇御經山地である(紀)。

カヒ(貝)

カ(炊)の原語(ハ(容器)の轉呼)。

上古貝の殻を竈に代用したからカヒといふ語を生じたのであらう。へなととした例にはモヒといふ語もある。八重山語では木の杓子をもカヒと稱へる。

カヒ(交)(峽)(買)

カ(加)の原語、アヒ(合)の約。

交叉の意で、四段に活用するの外、他動詞としては下二段に活用する。轉義により山麓の交會地をもカヒ(峽)と稱へた。賣買は上古物々交易の遺風であるから交の意を以て買をカヒと訓し、之に對して餘剩を意味するウルといふ語を賣の義に用ひるやうになつたのである。

カヒ(芽、穎)

カは上の意、ヒはイヒの原語である。—各其項下参照。

萌芽の意から轉じて穎(穂)又は微菌を意味する語となつた。(記、上)如_カ芽_ヒ因_カ萌_ヒ成_カ神

(新年祭祝詞) 初穂ヲ千類八百類ニ奉置ナ

カヒ(甲斐) (國)

國名の義については異説もあるが、大體は山の峽といふに一致するもののやうである。

ナマヨミといふ語を甲斐の枕に用ひるのは「鮮佳身の貝」とつづくので、魚介は古昔一般にミ(ム)と稱へたのである。——ナマヨミの項下を見よ。

カヒ(甲斐、香火)の郎女(姫皇女)

反正天皇の皇女、生母はツメの郎女(記、紀)。幼妹皇女をツアラ(國)といひ、母をツメ(角)といふ所を見ると、カヒは「交」の意であらうが其所由を詳にせぬ。

カヒタコ(貝鎧)の王

敏達天皇の皇女神貝王の一名(記)。——紀には菟道貝鎧皇女とある(其項下参照)。カヒタコは和名抄によれば草魚の一種の名であるが、草魚を名に負はれたとするのは餘りに奇抜であるから、他に意味があつたのかも知れぬ。

カヒベラ(甲斐辨羅)の神

イザナギの命の御禊の際左右の手廻から化生した神(記)。奥津カヒベラ、邊津カヒベラの二柱とせられて居る。同時に化生した神が魂及ナギサといふ名を負うて居る所を見ると、神と清との交會といふ意を以てカヒと呼ばれたので、ベラは海原のワラの轉音であらう。

カヒ(甲斐)の國造

沙本馬古王(開化天皇の孫)の裔(記)。國造本紀には此王の三世の孫臣知津彦公の子領海尼尼が國造に定められたとある。

尾張氏系譜に十世傍系大八埜命が甲斐の國造等の祖とあるが、國造本紀に據れば此甲斐は斐陀の誤寫とせねばならぬ。

カヒヤ(香火屋、鹿火屋)

峽谷の意か、或は之から出た地名であらう。萬葉集にカヒヤカ詠じた歌が二首ある。鶯城國石城郡神谷村は往時頭谷又は壁屋と稱へたといふことであるが(地名辭書)、其國の歌とも思はれぬ。

春霞鹿火屋が下に鳴くかはづ聲だに聞かば我こひめやも(萬二) 朝かすみ香火屋が下になく川津しめびつ、在りと告げむ子(萬三) しかし

カヒレ(賀毗禮)の高峯

常陸國久慈郡東境の高山(風)。入四間山(中里村)であるといはれる(標註)。立速日男命(一名速經和氣命)が鎮座したとある。

カフ(頭、株)

カム(上)の轉呼。

上頭の意。轉じて團塊状のものないひ、草木の株をも意味するやうになつた。

此語はカフツチ(頭推)の劍、カフト(胃)の如く用ひられ、又活用語尾リを接着したカフリは頭被を意味する。

カフカ(鹿深) (地)

和名抄近江國甲賀郡とある地。高市皇子が此處を超えて伊賀の積植(拓植)で御父天武天皇に會合せられたとある(紀)。

カフカ(鹿深)の臣 (逸名)

敏達朝百濟から彌勒の石像を持ち歸つた人(紀)。カフカは地名で、近江國にもあるが、之は和名抄に河内國葦原郡甲可とある地(今北河内郡甲可村)であらう。河内は歸化人の多く居住した地で、此人も百濟と特別關係があつたやうに思はれる。

カフシ(加夫斯) (勳)

カ(頭)フシ(伏)。

頭を垂れることであらう。

(八千矛神歌) 大和の 一本薄 ウナカフシ 汝が泣かさまく(記) 紀に類傾此云歌矛志とある訓註によつて此ウナカフシをも項を傾ける意とするものがあるが、右の類傾は借字であるから、——イナカフシの項下を見よ——之に準用することは出来ぬ。

カフシトワ(甲子騰和)ヨトミ(與騰美)

齊明紀童謡第三節にカフシトワヨトミ、チノヘダサ、ラフクノリカヨカとある。後の二句は「尾上田を雁々が食らふ」——末句は倒置——であるから、上二句は之に對立し「甲子門は淀み」で、甲子門は水門の名ではあるまいか。尙可考。

甲子はこゝなよみ始めとするといふ符牒(クオーテーションマーク)

と説くものであるが、字にかいて示したものでなければいざ知らず、人口に膾炙した童謡にそのやうな事があり得る筈がない。——其他の諸説は論ずるに足らぬ。

カフチ(河内)

カハ、ワチの約。——ワチの項下参照。

内は借字で、語義は急湍である。其故に川内というても内川というても同義になる。——播磨風土記神時郡の條下には大川内を大内川ともかいてある。後世川路の意のカハチをカフチと混同したことは次項の通りであるが、次の例の如きは明に急流を意味するものである。(萬六) 年のにはかくも見てしか三吉野の清きカフチのたぎつ白波

(同) 山高み白ゆふ花の落ちたぎつ 瀧のカフチは見れどあかねかも(萬七) 吉野川 たぎつカフチに 高殿を 高知りまして(五六)

カフチ(河内) (國)

和名抄に加不知と訓し、欽明紀にも加不至と註してある。

カハチの轉呼。——其項下を見よ。

カハチが音便によりカフチと稱へられ、河内といふ字を假りたのである。然るに此文字について國名の意義を附會するものがあるが、河外といふ地名のないのを見ても河内が意をなさぬ事は明である。

カフチ(河内)の直

天武十年川内直繼に連の姓を賜うたとあり(紀)、姓氏録には河内連は百濟國都羅王の男陰太費首玉の後也とある。右の外姓氏録には河内畫師、河内忌寸、河内造等をあげて居るが皆別氏である。

カフチ(河内)の直 (逸名)

欽明朝安羅の日本府駐在官(紀)。分註に加不至費直阿賢移那斯佐魯麻部とあり、五年の分註にも加不至費移那斯麻部、而語訛未詳其正也とあるが、次の文に河内直等が移那斯麻部兩人の指擲に従ふとあるから河内直と移那斯及麻部とは別人なること勿論である。

カフチ(川内)の直アガタ(縣)

天武朝の人(紀)。速に昇格したとある。

カフチ(河内)の直クチラ(鯨)

天智朝の遺唐使(紀)。

カフチ(河内)の忌寸ツラ(連)

持統朝の人(紀)。遣新羅使に擬定せられたとある。姓氏録によれば河内の忌寸は魯國白龍王の後也とある。

カフチ(川内)の王

天武持統朝の人(紀)。天武天皇御大葬に左右大舍人の事を諫したとあり、持統三年筑紫の大宰帥に任ぜられたとあるが出家を許にせぬ。

カフチ(河内)の女王

高市皇子の女、寶龜十年薨(續紀)。萬葉作家。

カフチ(河内)の里

落流の意から地名に轉じたもので風土記に次の二地が見える。

(一) 常陸國久慈郡の地名。本名を古古といふとある。——今金砂村に上下宮河内といふ大字がある——所謂久慈川の乘船也といふ註記は此處が久慈上流にあるといふことを意味するものであらう。

(二) 播磨國賀茂郡の地名。由川爲名とあるから、落流の意なることは明白である。

カフチのアヤ(西漢)

河内國に居住する漢人を西漢と書き、口ではカフチのアヤとも稱へたやうであるが、便宜のためニシのアヤとして記載する。——其項下参照。

カフチ(河内)のウマカヒ(馬飼)

天武十二年速に昇格(紀)。——ウマカヒの項下を見よ。

カフチ(川内)のシナガ(科長、磯長)の陵

敏達天皇の御陵(記、紀)。諸陵式には磯長中尾陵に河内國石川郡とある。——今南河内郡磯長村大字築室——シナガの陵の項下参照。

カフチ(河内)のフミ(書)の首 (逸名)

齊明朝の人(紀)。高麗に派遣せられた使節隨員である。河内のフミ氏は西文ともかき(祝詞)、百濟の博士王仁の後と稱する(拾遺)。

カフチ(河内)のモモエ(百枝)の娘子

萬葉作家。河内の忌寸又は連家の女で、百枝は其名であらう。

カフチ(川内)のワクコ(若子)比賣

宣化天皇の妃(記)。紀には大河内稚子媛とある。凡川内連の出であらう。

カフチ(河内)のアシヒタ(阿斯比多)

百濟、安羅、加羅から日本に派遣した使者(欽明紀)。任那に駐留した河内直の配下でアシヒタは恐らくはアシヒト(脚人)の訛であらう。

かぶつくまひにはあてず (歌詞)

マヒのマは接頭語で火をいふ。——日と區別する爲にたゞの火即ちマヒといふたのであらう。——カアツクの語義は不明であるが、龜樂の轉でヒ(火)の枕詞に用ひられたものではあるまいか。

(應神天皇御製) 三つ栗の 其中つ土を カアツク マヒにはあてず 肩がき 義にかきたれ(記)

カフツチ(頭椎、頭槌)の劍(太刀)

國記の神武天皇の御製に久夫都都伊とあるによりカフツチと訓まればならぬとする説があるが、カフは寧ろカアの音便と見るべきである。——カフツツイの項を見よ。——ツチはツツイの約である。——イシツツイの項下参照。

天孫降臨供奉の將天忍日命が帯びたとある劍(紀)。神武天皇の軍卒がカフツツイ、石ツツイもち撃ちてしやまむといふ歌を合圖に俱拔其頭椎劍一時殺處とあり(記)、忍熊王の最後の歌にも「うちのあそがカフツツの痛手おはすば」とある(紀)。單に頭椎といへば關境のついで

た根柢とも解せられるが、——カフツツイの項下を見よ。——劍又は太刀といふ語が添へられて居るから、マサカキ(鉞)狀の兵器を意味したのであらう。

國頭が國境をなした劍とするのが通説であるが、神武天皇時代の軍兵が皆そのやうな刀劍を携へたと考へられぬことであるのみならず、裝飾ならばいざ知らず、實用上國頭に國境がついて居ては甚つかひ悪いことは槓杆の理によるも明らなことであるから、刀を振りまはした經驗のある人ならば恐らくは一度考へて見たであらう。發掘の遺物中二三そのやうな形をしたものがあつたとしても、之を以て神武天皇時代の常用兵器とするのは速断である。

カフツツイ(勾驚都都伊)——カフツツイの項下を見よ。

國記にはカフと訓してあるが、勾は句と同字であるから、記の歌と同じくカフと訓む方がよい。

カフト(冑)

カフトは頭の義。トは事物を意味する接尾語であるから、被り物の意で、防禦兵器の冑の意に用ひられたのは後代のことであらう。

カフト(冑)岡

播磨國神崎郡の地名(風)。伊與都比古神の冑の落ちた地であるから岡岡といふとある。

カフロキ(加夫呂伎)

カムロキの轉呼。——其項下を見よ。

④(出雲國造神壽詞)伊射那伎ノ日高名古加夫侶伎熊野大神柳御氣野命カヘ(柏)

カヘの語原は不明であるが、漢字桐をカイと訓み(桐、桐相似)、更にカヘと説つたのではあるまいか。口語ではカヤといふ。
和名抄柏一名桐和名カヘとある。又同書葉類中に柏實一名は桐子和名カヘともある所を見ると、カヘは實の名稱で、其葉はカシハとよばれたものとおもはれる。

ガベ(我辨) (助)

ガは助語で、ナに通じ、ベは宜であるから、ナベと同じく當然又は必定の意になる。例

④(萬二) 既なる廻たつ胸のおくるガベ妹がいひしを起きて悲しも
④ 廻たつ胸は張り切つた胸の意。歌の意は妹が餘り早く起きると腹の胸も起きるが必定というたのに、起きてしまつて悔しいといふことである。

④ 此ガベをガヘと訓み、「ガハ」の説又は「ガ上」とするものがあるが、其では此歌の意はとけぬ。

カヘシウタ(歌返)——ウタヒカヘシの條下参照。

カヘラマ(加岐良末)

カヘルマの轉呼。

④(萬二) カヘラマに君こそ我に携ひれの白濱波のよる時もし

カヘル(蛙、蝦蟇)

和名抄蛙カヘル蝦蟇也とある。蝦蟇の子の初生は縋帯の如く、變じて科斗となり、再變して蝦蟇の形になるが故に、變成の意でカヘルと名づけたのであらうといひ(白石)、遠方に棄ても舊地に歸るからカヘルと稱へる(土清)などいふ説は動詞の名詞的用法の原則に反する。恐らくはヒル(蛙)と關係のある語であらう。和名抄にカヘルテの木を加比留天と訓してあるのも其一證である。

カヘル(可散流) (地)

和名抄越前國敦賀郡鹿森(加倍留)。今市條郡に屬し、同じ名を以て呼ばれる。越中の國府から敦賀に出る街道である。

④(萬二) カヘル未能みち行かむ日はいつはたの坂に袖ふれ我をしお

未能は「マ(同)」の意で、カヘルの地域といふ意味にも解せられるが、新古今以下にカヘル山と詠じた例もあるから、ヤマの誤記であるかも知れぬ。若し然りとすれば敦賀郡の海岸杉津浦に出る道の山地で今の鉢伏山をいふのであらう。

カヘルテ(蝦手) (植)

和名抄に楊子漢語抄云鶴冠木カヘテの木、辨色立成云鶴頭樹カヒルテの木、今按は一木名也とあるが、萬葉集十四卷に「こも山和加加散波氏のみづまで」と假字書してあるから、カヘルテが古い呼稱で、カヘテは其轉訛とすべきである。今いふモミチの木(榊樹)のことで、其葉がカヘルの手の如く裂けて居るので此名を貰うたのである。

カホ(容、顔)花

往昔觀賞せられた花の名であるが、其物を詳にせぬ。萬葉集八卷に「高まとの野邊のカホ花面影に見えつ、妹は忘れかれつ」とあり、其外「問々に生ひたるカホ花」「卷二〇」「宮の瀬川のカホ花」「卷二四」「問べにたてるカホが花」「卷二四」などもあるから、野にも水にも咲くものなをいひ、恐らくは一種に限られた稱呼ではなかつたのであらう。名の義は不明であるが、テミナヘシ、ナテシヨの如く人に擬へた花の名のある所を見ると、これも美女の顔に譬へてカホ花と稱へたのかも知れぬ。アサカホ(薺、牽牛子)、ヒルカホ(旋花)の名が此カホ花から出たものなることは勿論である。——アサカホの項下参照。

和名抄に露地蓮也、朝生夕落者也、和名キハチスとあり、睡蓮科植物にカホホネ(河骨)——ホネはハナと相通音である——といふものがある所を見ると、カホハナは或は睡蓮科植物の總稱であつたのではあるまいか。

カホトリ(容鳥)

萬葉集に「カホ鳥の間なく歌鳴く」「卷三、六、二〇、二七」と詠まれて居るが、其物を明にせぬ。カホ鳥と名づくる由も不明である。待後考。

カホヤガ(可保夜我)沼

カホはイカホ(イは接頭語)と同じく、ヤはヤマ(山)のヤであらう。——谷をヤといふのと同語である。——即ち伊加保山沼の義で、單にイカホ沼とも、カヤマともいふ(各其項下参照)。

④(萬二) かみつ毛野カホヤガ沼のいはあつら引かばねれつ、吾をな

たえそれ

カマ(蒲)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。蒲の生ひた地なるが故に名づくところ。

カマ(鎌)の屯倉

安福朝筑紫に新設せられた屯倉(紀)。和名抄に筑前國嘉麻郡とある地(今種波郡と併合して嘉穂郡と稱へる)。

カマ(竈)山

竈は借字、カムヤマ(神山)の轉呼であらう。

五湖命薨去の地(記、紀)。諸陵式に在紀伊國名草郡・兆城東西一町南北二町守戸三畑とある。官幣中社竈山神社(同郡三田村大字和田)は此皇子を祭神とするから、陵も此地にあつたのであらう。此神社は後世此地に移されたものであるといふ説もあるが、上古紀伊川は和歌浦に流出したのであるかも知れぬ。

カマカハ(蒲川)山

肥前國佐嘉郡の地名(風)。此郡に生ひた樟の大樹が朝日には杵島郡蒲川山を蔽うたとある。糸崎貞幹説に佐留志村の堤尾山であらうとある(標註)。

カマクチ(竈口)の君

日本武尊の子葦原尊見別命の後(舊)。カマクチは地名であらうが、所在を詳にせぬ。

カマクラ(鎌倉)の別

倭建命の子足鐮別王の裔(記)。相模國鎌倉郡(和名抄)のマケであらう。カマクラの語義は不明であるが、隣郡をカカクラ(高座)といふ所を見ると、カミクラ(上座)の説ではあるまいか。桓朝が此地に占據したとき祭祀した若宮八幡はこのマケの祖神であらう。

カマケ(蚊間毛)

カは接頭語で、マケは股又は向の意で、或事にか、づらふことをいふ。今も用ひて居る語である。

萬二(萬二)はしきやしおきな(歌)におほしきここの兒らやカマケて居らむ

皇極紀に中臣鎌千連便感所遇而語舍人曰云々とある感を蓋調カマケとしたのも同義によるものであらう。

カマシシ(羚羊、山羊)

カモ(鹿)シシ(鹿)の轉呼。——オリカモの項を見よ。
カモ(鹿)とするに適する毛を生ずるが故にカモシシ(カマシシ)と稱へる。皇極紀に山背王の頭髪雜毛似山羊たのでカマシシに譬へたとあるから、其頃は山羊をもカマシシと稱へたのであらう。

カマタ(蒲田)の郷

肥前國神埼郡蒲田(風)。——和名抄にも見え、今も蓮池町の東に蒲田津といふ村がある。——景行天皇御食事の時龜の壺甚尊と仰せられたので郷と稱へたのを説つたとあるが、今蓮池とよばれる地は筑後川

の水郷であるから、古は沼澤地で、蒲田があつたので名を貰つたと解する方が確のやうである。

カマト(竈)

カ(灶)マ(間)ト(所)。
和名抄には竈、炊爨處也、和名カマとあり、火を燃す間といふ意を以てカマと稱へたのであるが、更にト(處)をそへてカマトといふ語を生じた。竈といふ字は推古紀三年の條下に見え、釋紀に私記に曰師説加摩斗者梵語也とあるは據る所を詳にせぬ。
(萬二)加摩度には煙吹き立てず 飯には 蜘蛛の巣かきて(八二)

カマト(竈)の神

竈はカマとも訓み得るが、上記のやうにカマトといふ語も奈良朝時代には用ひられて居たやうである。

古事記大年神系譜に奥津日子神、次奥津比賣神亦名大戸比賣神、此者諸人以拜禮神者也とあり、延喜式大膳職に竈神四座、大炊寮に同八座と見え、臨時祭式に御靈祭をあげ、文徳朝齋火武主比神及庭火皇神と共に從五位下に叙せられたとある(文徳實錄)。奥津日子(比賣)が竈神とせられたのはオキ(熨)、へ(竈)といふ語の縁によるものであらう。——其神名の項下參照。

カマフ(蒲生)の地

蒲の生ずる所といふ意。
和名抄近江國蒲生(加萬不)郡。天智朝百濟の亡命客佐平餘自信以下男女七百餘人を此郡に置かれたとある(紀)。此地を流るる川を蒲生河

といひ、推古朝怪物があらはれたといふ(紀)。

カマフ(蒲生)野

近江國蒲生郡の野。天智天皇此野に縱獵せられた(紀)。此時額田王の詠じた歌として萬葉集第一卷に
西さす紫野行きシメ野行き野守は見すや君が袖ふる
とあるから、皇室の狩獵地で、紫野ともよばれたが、或は紫の草が咲き亂れて居たのであらう。

カマフ(蒲生)の娘子

萬葉作家。遊行女婦とある。

カミ(上)の王

欽明天皇の皇子、御母は小石比賣命(宣化皇女(記)。紀には石上皇子とし母妃は稚媛皇女とある。或は石上の石を脱したのであるかも知れぬ。

カマメ(加萬目)

カモメの音便。——其項下を見よ。
(萬二)海原波加萬目立多都(二)

カミ(神)(上)(頭)

カミの項を見よ。
原義は上級者といふことであるから、神祇の外に首長といふ意にも用ひられる。

カミといふ語には至高至貴の意味はない。人の上にたつものは皆カミと稱へられ、神祇は人間以上の力を有するものとせられたが故に専ら此稱を用ひたのである。上代史には渠、帥の意を以て生人にも屢々「神」といふ字を用ひた例があるから注意せねばならぬ。

カミ(賀負)の里

播磨國賀野郡の地名(風)。川上にあたるが故にカミといふとある。和名抄には賀美郷の外に那賀、賀母の二郷をもあげて居るから、風土記の説は信をおくべきであらう。今の杉原谷、松井庄村にあたる。

カミ(神)島

神の住む島といふ意で地名に轉用せられたのであらう。
古書に見えた神島に左の諸地がある。
(一)播磨國揖保郡の神島(風)。佛像に似た石神があるによつて號くとある。今飾磨郡に屬し上島と稱へる。
(二)神名帳備中國小田郡神島神社とある地。萬葉集十五卷道新羅使一行の歌に「月よみの光を清みカミシマのいそまの浦舟出す我は」とあるのは此神島であらう。

(三)備後國の神島。萬葉集十三卷に調使首が此島で鹿を見て作つた歌が載せられて居る。所在を詳にせぬが、或は上記備中の神島のことであるかも知れぬ。

カミ(上)の村主クダラ(百濟)

持統朝の大博士(紀)。興學の稻一千束を給はつたとある。姓氏錄には上村主は羅摩思王植の後と記されて居る。

△スピはタマ(靈魂)と同義語。——其項下参照。
 天御中主神及高御產巢日神と共に高天原に出現した原始神(記、紀) (一書)。天の神の祖靈といふ意で名を真はせたのであらう。紀の本文及數ある一書中にも一傳を除くの外之を擧げて居らぬのは傳説の系統を異にしたからである。——天のミナカマシの項下参照——古語拾遺には皇親神留命のことであると分註してあるが、他書に見えぬ説であるのみならず、皇親神留美といふ語についても疑義がある(スエムツの項下を見よ)。

後記の如く此神はカミムスビ御祖神とも、御祖神魂命ともよばれ、出雲に出現し(記)、同國に多くの子孫を残した(出風)。同一群に屬する天御中主神及高ミムスビの神には例のないことであるから、何か譯があつたとせねばならぬ。或は高天原の原始神の外にカモ(賀茂)氏族の祖神でカモ魂といふ神があつたのを混同したのであるまいか。舊事紀に天神魂命又は天神玉命として葛野鴨縣主等の祖とあるのは之をいふものやうである。——ミオヤ神ムスビの命及天のカムタマの命の項下参照。

カミムスビミオヤ(神産巢日御祖)の命

古事記少名毘古那神の章下に此神の親を神産巢日神又は神産巢日御祖命としてある。出雲風土記鳥根郡加賀郷及加賀神崎の條下に御祖神魂命とあるのも同一神をいふのであらう。上記の如くカモ(賀茂)氏族の祖神を高天原の原始神なる神ムスビの神と混同したものと思はれる。——ミオヤ神魂命の項下参照。

カミヨナナヨ(神代七代、神世七代)

國常立尊(神)以下イザナギの尊(神)までを、偶生神は一代として、神世七代と稱へる。但し七代の神は記紀傳承を異にする。即ち

記。國常立——豐雲野——ワヒヂニ——ツヌクヒ——大トノチ
イザナギ
イザナミ
 紀。國常立——國狹植——豐解野——ワヒヂニ——大トノチ
面足——諸册二神

紀一書には大トノチ、大トマへを缺き、ツヌクヒ、イククヒが加はつて居る。案するに神世七代といふ古い言ひ傳へがあつて改めることが出来なかつたので、いづれも或一代を省いて數にあはせたのであらう。さりながら面足、憶根までは純神なるに反し、諸册二神は人文神で、同一列に見るべきものではないから、原傳説は國常立——國狹植——豐クムヌ——ワヒヂニ(スヒヂニ)——ツヌクヒ(イククヒ)——大トノチ(大トノへ)——面足(憶根)を七代としたのであらう。

カミラ(賀美良、介滿羅)

カ(奥)ミラ(菘)。
 ミラの原義は菜であるから、——其項下参照——カミラというて初めて菘根の意になるのであるが、略してミラといひ、轉じてニラとも稱へるやうになつたのである。
 (神武天皇御製)粟生にはカミラ一本(記、紀)

カミエハ(上殖葉)の皇子

宣化天皇の皇子、御母は橘中姫皇后(紀)。記には此皇子をあけず、紀若子比賣の出としてエハ(惠波)王をのせて居る。恐らくは同一皇子を二様に言ひ傳へたのであらう。エハも上エハも地名と思はれるが所在を明にせぬ。——紀によれば一名を梶子皇子といひ、丹比公、倭那公の先とある。

カミヲ(神尾)山

播磨國揖保郡の地名(風)。出雲のミカゲの大神が鎮座するによつて神尾山と名づくところ。カミヲは神丘の意であらう。

カミヲカ(神岳、雷岳) (地)

大和國高市郡の丘陵。萬葉集第二卷及第九卷に「神岳の山の紅葉」とあり、第三卷に山邊の赤人が登覽した神岳は其歌に三諸の神名備山とある。この三諸は雄略朝小千部の螺贏をして其神を捉へしめたとする三諸岳(紀、靈異記)であることは勿論で、其地から明日香の舊都を望見したことによつても明である。ミモロはミヤ(宮)と同義語であるから、必しも三輪山とは限らぬと同時に、神ナビも亦社の意で、固有名調でないことを知らねばならぬ。——各其項下参照——恐らくは神の坐す丘(又は社)といふ意で此稱呼を用ひたのであらう。萬葉集第三卷に天皇遊三雷岳とあるのも同地で、雷はカミと訓むのであらう。

カミヲカ(神阜) (地)

播磨國揖保郡の里名(風)。アホの大神が坐乗の舟を覆せて鎮座したから神阜の名を得たとある。和名抄のカムツチカ(上岡)と同一地であらう。今も神岡村といふ。

カムアサチハラ(神淺茅原)

アサチの項を見よ。
 崇神天皇卜占の爲に行幸せられた祭場(紀)。語義はアサチの生ひた原のことで、神は美稱であるから、固有地名ではなかつたかも知れぬ。笠懸邑と同一地とする説があるが、根拠が薄弱である。神をミソと訓して三輪の淺茅原と解せんとするのは無理である。
 神淺茅原は或はササチハラと訓するのかも知れぬ。若し然りとせば神聖な茅原の意とすべきで、地名ではあるまい、——ソソチハラの項下を見よ。

カムアダカアシツ(神吾田鹿葦津)姫

ニニギの尊の妃(紀一書)。記の阿多郡比賣、紀の正文の鹿葦津姫にあたる。——各其項下を見よ。

カムアタツ(神阿多郡)比賣

ニニギの命の妃(記)。大山津見神の女で、一名は木花佐久夜毘賣といふとある。紀には豐吉田津姫とも鹿葦津姫とも記されて居る。吾田の津で、葦津といふ地に居住したから、其名を負うたのであらう。カは美稱である。

カミイカコヤ(神伊賀古夜)日賣

鴨建角身命の配(山城風土記)。神胎を産した玉依日賣の母で、夫神及玉依比賣と共に磐倉の三井社に祀られたとある。丹波國神野(神名帳桑田郡神野神社とある地)の人とあるが、名の義を詳せにぬ。

カムサキ(神崎)〔地〕

神の鎮座する時といふ意。サキは必しも海岸ばかりではなく山の端の突出した地形をいふ。
〔一〕播磨國神崎郡(風)。和名抄に神崎とあり、今も神崎郡といふ。伊和神之子建石敷神の住した神前山によつて名を得たとある。
〔二〕厚前國神崎郡(風、和)。現に此名を存する。——景行天皇巡狩の際荒ぶる神を和ませられたにより名づくところある。
右の外近江國神崎郡(和名抄)其他カムサキといふ地名は諸國に少くはない。

カムサキ(神崎)の松原

播磨國川邊郡の地名(風)。今小田村字神前——神功皇后西征御發向の際、此地に諸神を集めて福をいのられたとある。

カムサキ(神前)の皇女(郎女)

繼體天皇の皇女、生母は黒比賣(記)、又は廣媛(紀)。近江の神崎郡に因があつて名に負はれたのであらう。

カムサキ(神前)山

播磨國神崎郡の地名(風)。伊和大神の子建石敷神の居住地とある。

カムサビ(神佐備)〔動〕

カム(神)サビ(活用語尾)。神の状態を示すこと即ち示威の意である。——サビの項下参照。

〔四〕(萬二)やすみしし 吾が大君 神ながら 神サビせすと(三九)
〔萬二〕かしこくも 定め給ひて 神サアと 聲隠ります(一九九)
右の外同集には用例が極めて多い。

カムサビ(神狭日)の命

サビは斬刃の意。
天忍日命の一名(舊)。カムは美稱、サビは蛇、龍、魚、鳥のマサヒの如く刀劍の意に用ひられる。大伴氏の祖で武將であるから此名を負はせたのであらう。

カムシタ(可牟思太)〔地〕

駿河國志太郡(和名抄)の上部地方をいふのであらう。——シタの項下参照。
〔四〕(萬四)つむが野に鈴が音きこゆカムシタの殿の中主し鳥がかりすらし

カムサリ(神遊)〔動〕

カムは美稱、サリは去の義でこゝでは死去を意味する。
貴人の生涯をカムナリといひ、——其項下参照——死去をカムサリと稱へたのである。紀には崩、薨、神退、化去等を常にカムサリと訓してある。

カムシミ(神之味)〔動〕

カムサビの轉呼であらう。
〔四〕(萬六)山高く川の瀬清し百世まで神シミ行かむ大宮處

カムシロ(神代)の直

景行朝厚前國彼許郡平定に遷遣せられた人(風)。和名抄に同國高來郡神代(加無之呂)郷とある地——今も神代村と稱へる——の豪族であらう。カムシロは神代の意である。

カムササノヲ(神素盞鳴、神須佐乃鳥)の尊(命)

スサノヲの命の二稱(紀)。出雲風土記にも此稱號を用ひて居る。カムは美稱である。

カムタチ(神立)の命

高皇產靈尊の兄(舊)。山代久我直等の祖とある。タチは裁斷の意、タガタチの神として久我氏の祖とせられたのであらう——タガタチの項下参照。

カムツミチ(上道)の縣

カムツミチの項下を見よ。

カムツミヤ(上宮)の郡

和名抄筑後國上妻(加牟豆萬)郡。今舊稱に復して八女郡といふ。持統紀に上陽郡の軍丁大伴部博麻呂といふものゝ名が見える。

カムト(神門、神戸)〔地〕

出雲國の郡名(風、和)。今飯川郡に屬する——カム(神)は美稱でトは橋の小戸などといひ、水門を意味する。神門の海より外海に通ずる水路の名から轉じて地方の稱呼となつたのであらう。風土記に神門臣が神門を買つたとあるのは伊勢の社の神門といふ意味かも知れぬが、納得の行がたい説明である。神の門(鳥居)を數里も離れた地に建てるといふ慣習が上代に存したかといふことを疑とせればならぬ。推古紀に神戸郡に毎大の瓜がなつたと出雲から奏上したとある。

カムト(神門)の臣

出雲の豪族(風)。伊加曾然(又は伊賀曾熊)といふものゝ代に神門を買じたから神門といふとあるが、恐らくは地名を姓に買つたのであらう。——前項参照——姓氏錄によれば出雲臣同祖天德日命十二世の孫輪瀧津命の後也とある。

カムト(神門)の臣イカソネ(伊加曾然)

流布本には伊賀曾熊と改めてあるが、古寫本に従ふ。
イカシ(殿)ネ(尊稱)の轉呼。
出雲國神門郡の住人(風)。神門を買つたとある。恐らくは神地を獻じたといふことであらう。名の義は嚴かな君といふことである。

カムト(神門)の臣フルネ(古禰)

出雲國出雲郡健部里の人(風)。景行朝倭建命の紀念の爲に健部を定められたとき、此部に編入せられ、姓を健部臣と給はつたとある。フルネは名であるが、舊系を意味し、上記神門郡の神門の臣よりも古い家柄なることを暗示するのであらう。

カムト(神度、神戸)の劍

アチシキ高彦根命が天若日子の喪服を斬り伏せた刀劍大ハカリの一名(記、紀)。トは事物を意味する原語であるからカムトは神物の意であらう。

カムドキ(霹靂)

和名抄には加美度岐と訓してあるが、音便によりカムドキと稱へる方がよい。天武紀にカムドケと點してあるのは轉呼であらう。

カント(肝等)の屯倉

安閑朝に豐國に新設せられた屯倉(紀)。取音讀とあるからカントと訓むに相違はないが、所在は不明である。京都郡刈田(カクタ)が之に擬せられて居る。

カムトモ(神部)の直

大タゲネコの孫山田彦の後(舊)。崇神朝に神部直及大神部直の姓を給はつたとある。カムトモは字の如く神に仕へる人の群をいふので、

三輪神社の社人を意味する。

カムトモ(神人部)の子オシヲ(忍男)

神をミツと訓むべからざることは勿論である。カムトモと訓するものもあるが、古語では神人部はカムトモと稱へた。

カムナギ(巫)

神の子の意。其故にミコ(御子)とも、カムコ(神子)とも稱へる。

カムナギ(巫)の別—カムコのツケの項下を見よ。

カムナギ(巫)部の連(宿禰)

物部十一世庶流眞椋連の後(舊)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。姓氏録には雄略天皇御不例のとき、右の眞椋の大連が筑紫の奇巫を召し上せて仕へ奉らしめたので巫部連と呼ばれたとある。豐國には物部族

の一支が居住したから、此奇巫も其族人であつたのかも知れぬ。

カムナギ(巫)部のマソ(麻蘇)の娘子

萬葉作家。巫部宿禰家の女で、マソ(眞麻蘇)は名であらう。

カムナツギ(十月)—カミナツギの項下を見よ。

カムナツシ(神夏碓)媛

舊訓カムカシとあるが、之と同地方の人に物部君祖夏花といふ名も見えるから、夏の字はナツと訓むべきである。

カムナヒ(神名備)

カミノモリの約とする説があるが、ノモリをナヒと轉呼することは困難であるから、神の山(山)の約か、又は神トナヒ(木)の轉とすべきであらう。木が轉義により杜の意となつたことはあり得べきである。

飛鳥のカムナヒ(賀夜奈流美神)

右の外に龍田(平群郡)にもカムナヒ(神南)山があり、龍田川の名をカムナヒ川とも稱へる。カムナヒといふ語は紀紀には見えぬから、稍後世に出雲又は韓國から輸入せられて流行したものであらう。出雲國に神名備山といふ山の名が多いことは後記の通りである。

カムナヒ(神名備、神名火)山

出雲國意宇郡、秋鹿郡、楯縫郡、出雲郡にある山の名(風)。出雲郡の神名火山は伎比佐加美高日子命が此山嶺に鎮坐するから神名火山といふと説明してあるが意が通ぜぬ。大原郡の城名備山を大國主が八十神を伐つ爲に城を作つた山であるから名を負うたとした同書の記事と照しあはせると、ナヒに山の意があるものとすべきであらう。——前項参照。

カムナヒ(甘南備)のアスカ(飛鳥)の社

地神本紀は都味齒八重事代主神の社とある(舊)。然るに延喜式にあげた出雲國造神賀詞には事代主命、御魂ヲ宅奈提ニ坐、賀夜奈流美命、御魂ヲ飛鳥ノ神奈備ニ坐とあつて一致せぬ。神名備によれば高市郡の飛鳥には次の三社がある。

- 飛鳥坐神社四座
飛鳥山口坐神社
飛鳥川上坐宇須多伎比賣命神社
事代主、加夜奈留美の神の社も同郡に存するが、上記三社以外である。いづれにしても高市郡に事代主といふ神が祭られてあつたことだけは疑がない。

神王高御魂神魂命

神王は加夫侶熊野大神と用ひた例もあるから、カムロキと訓むものであらう。王を祖の誤としてカムミオヤ(又はカムノミオヤ)と訓ずるものがあるが、誤字の確證が出て来ぬ限り想像説たるに過ぎぬ。王を主の誤としてカプロと訓するに至つては語義を解せざるものといはねばならぬ。

此句は出雲國造神賀詞に見えるのみで、「高天の神王」とある。此場合のカムロキは神なるアキの意、アキは尊稱であるから、「吾君」「吾公」をアキの假字にあてたと同じ趣旨を以て「王」の字を配したのである。「王」を「祖」の誤とするのは神魂神が女性であるといふ古語拾遺の説に提はれたものであるが、此神は古事記の勇頭に獨神成坐而隱身也と特記せられて居る所によると、性があつたものとは思はれず、假に女性と見なしたことがあつたとしても、「高天の神王」というて少しも差支はないのである。

カムラミ(神麻績)の連

神に奉る麻を績む部族をカムラミ部と稱へたのであらう。姓氏録によると此氏(右京神別天神)は天物知命の後也とあるが、天神本紀には廣瀨の神麻績(乳速日命の裔)、伊勢神麻績(八坂産命の裔)の二つにわけてある。三者の祖先相互の關係は明にし得ぬが、同一系の神であらう。

カムラミ(神麻績)部のシマヤマロ(島麿)

萬葉作家。下野國河内郡の上丁。

カメ(瓶子)

カはケ(筒)、メはミ(身)の轉であらう。和名抄瓦器中に瓶子は賀米と訓し、新開字鏡にも瓶にミツカメといふ訓を與へて居る。瓶はもと液器を意味し、我國でも瓶子と音讀する場合には酒をつぐ道具のことであるが、カメといふ語は液體容器をいふもの、やうである。

萬二匹 陶人が つくれる瓶を 今日行きて 明日取持ち來(雲六六) (風俗歌玉垂) 玉垂の カメを中に据えて 主人は さかなまきに

カメ(龜)

カミ(神)の轉。上代龜は神獸とせられたので、今もなほ其信仰が残つて居る。之をカミと稱へ、轉じてカメとなつたのであらう(東雅)。本初はムシカメと稱へたのであるまいか、催馬樂大序に「ムシカメの筒、犀角の采」とある。ムシは漢字の虫と同じく木初麩く動物を意味したのである。——ムシの項下参照。

カメ(加米)のオミ(意美)

周防の國造(舊)。茨城國造と同祖とある。記に周芳國造は天津日子根命の裔とあると一致する。意美は臣と同義で、カメは地名と思はれるが所在を明にせぬ。

カメシ(龜石)郡

天武紀二年備後國司が龜石郡から白雉を得て獻じたとある。和名抄

カモ(鴨、鳧)

備後國神石(加女志)郡とある地である。——今シンセキ郡と稱へる。語義は字の通りで、龜に似た石に因つて名を負つたのであらう。ガム(鴈)と同語、古語では語頭を濁る事を好まなかつたから、カムと發音し、轉じてカモとなつたので、カモもまたガムの轉音である。鴈、鵞の類の水鳥をいふ。鴨といふ一種のみに專用せられるやうになつたのは寧ろ後世のことである。和名抄には鴨、野名曰鳧家名曰鴨、鴨子漢語抄云鳧鴈和名加毛とある。鴨は鴈のことであるから、其當時は鳧も鴨も皆カモとよばれたのであらうが、鴨は説文にない字で、古は鴈と稱した。鴈は鴈と同種である。——カモの項下参照。

カモ(鼈)

獸毛を摺りあはせた數物類をいふ。ナリカモの略語である。——其項下参照。

カモ(賀茂、迦毛、鴨、甘茂、加茂)

カミ(上、神)の轉呼で、其意から轉じて族名となり、更に地名に轉用せられたのであらう。カモといふ稱呼は上古から存したもので、やうである。左に古書に見えたものを二三列挙する。

- (一) アサシキ高日子根の神は迦毛大御神といふ(記)。
- (二) 大三輪神の子は甘茂君等(紀)。
- (三) 天神玉(神魂)命は葛野鴨縣主の祖又天櫛玉命は鴨縣主の祖(舊)。

(四) 神武天皇の醫事仕へた神を賀茂建角身命といふ(山城風土記)。其女玉依姫の生んだ子は賀茂別雷神である。

(五) 懿德天皇の御母淳名底仲媛命は事代主神孫鴨玉女(紀)。地名としては大和の葛城の鴨(高鴨)、山城の賀茂を始め播磨、安藝、佐波、美濃、三河、伊豆等には賀茂(加茂)郡があり、其他カモと稱する地名は全國到る所にある。地形を示す語として説明する事の出来ぬ限り、居住者の族名に因んで命名せられたものと解するの外はない。姓氏録によればカモといふ氏は賀茂朝臣(賀茂君同系)、賀茂(鴨)縣主、鴨部(鴨)縣主、鴨君等で、大國主(大物主)の神裔と産坐王の後とに分たれて居るが、其は主長の家柄を意味するもので、族人が全部同血統であるといふ意味ではない。案ずるに上代カモと稱する氏族が廣く各地に分布して居たのであらう。

カモ族の出自は明示せられて居らぬが、其族祖神を神魂命又は神玉命と稱したもので、やうである。偶々神魂と神産巢日とは語義を同うするので同一神と見なされ、或は神産巢尊の兒とせられたが(舊)、神魂命の子孫が多く出雲紀伊方面に活躍して居る所を見ると、紀族と同一系統に屬するもの、やうに思はれる。契丹の神祖が爰勃(カモ)と發音するのであらう)と呼ばれたとある(日韓正宗源流所引遠古文書)のも之が傍證とするに足るものである。

カモ(鴨)川

山城國愛宕郡を貫流する川(風)。紀伊郡鳥羽村於て葛野川(桂川)と合流し、末は淀川に注ぐ。賀茂といふ地名から名を得たのであらう。

カモ(鴨)野

今このハイミチは新開道路の意で、切株なども残つて居るから踏ぬきをせぬやうに履をばきなされといふのである。

カル(輕) (地)

カリの轉呼。——其項下を見よ。

大和國高市郡の舊里名。和名抄には之をあげて居らぬが、今も白樺村の字に大輕といふ地がある。名の義がカリ(雁鴨類)であることは此地の枕詞を「天飛ぶや」といふを以ても證とせられるが、今も鴨の一種にカル鴨といふ名があるのである。姓氏録和泉皇別輕部の條に倭日向建日向八綱田命の後裔が雄略朝に加里乃郡(一本郷)を獻じたから、輕部君といふ姓を賜はつたとあるのもカリ、カル相通の一證である。

カル(輕)の直サトマロ(里麻呂)

天智朝の人(常風)。中區鎌足の封戸調査の爲め常陸に下向したとある。輕直は恐らくは輕我孫と同氏であらう。姓氏録によれば輕我孫は彦坐王四世の孫白髮王の後で、成務天皇の御代に輕池の地を給ひ、因つて姓としたとある。

カル(輕)の池

大和の輕にある池の名。應神朝に作られたとあるが(紀)、記によれば垂仁朝に二俣小舟を倭に市師池輕池に泛べられたとあるから、其以前から沼澤が存したのを此朝に池塘を作り灌漑の用に供せられたのであらう。或はカルといふ名も此池に雁鴨類が多く集まつたが故に眞はせたのであるかも知れぬ。萬葉集三卷に「輕の池の池田行きめぐる鴨すらに玉藻の上に獨りれなくに」

とある歌によつても覺るべきである。

カル(輕)の大郎女(大郎皇女)

允恭天皇の皇女、御母は忍坂大中姫皇后(紀)。亦の名を衣通郎女といふとある(紀)。同母木梨の輕太子に通じた爲に罪を得た。

カル(輕)の皇子

天萬豐日(孝德)天皇の御通稱(紀)。——アメヨロツトヨヒの尊の項下参照。

カル(輕)の皇子

文武天皇の御幼名(續紀)。草壁皇太子の御子、御母は阿閉皇女(元明天皇)。

カル(輕)のサカヒヲ(境岡)の宮

懿德天皇の宮(紀)。紀には曲映宮とある。——マガリヲの宮の項下参照。

カル(輕)のサカヲリ(酒折)の池

酒折はサコリとも訓み得る。

崇神朝に作られた池(紀)。紀には作_二酒折池反折池_一とある。酒折は反折と同語異字であらうが、記の如く輕の一地の名か、或は紀の傳のやうに輕とは關係のない別地をいふのか判明せぬ。

酒折(反折)はサコリの假字で坂寄又は坂降の意であるかも知れぬ。尙可考。

カル(輕)のマガリトノ(曲殿)

蘇我の稻目の邸宅(欽明記)。カルは所在地、マガリは高麗語「大」の意で、當時物すきに用ひられた語である。——マガリの項下参照。

カル(輕)のモロコエ(諸越)

モロコエは村越の轉即ち村境の義であらう。

小子部の輕が雷神に命を傳へた地(靈異記)。——今白樺村字大輕の一地點であらう。

カルウス(可流羽須)

カラウス(碓)の轉。——其項下を見よ。

(萬二) カルウスはたぶせの下に我せ、はにふぶに突みて立ちませり見ゆ

カルシマ(輕島)のアキラ(明)の宮

應神天皇の宮(記、舊)。——國造本紀には豐明宮とあり、攝津風土記には豐阿岐羅宮と假字書してある。——輕島は高市郡輕をいひ、シマといふ語を添へたのは磯城を磯城島といふと同じく、スマ(住區)の義である。アキラ(又は黎明)は皇居を讀へた美稱であらう。

カルヌ(輕野) (地)

常陸鹿島郡南方の一郷(風)。——和名抄にも見え、今も此名を存する。孝德朝香島郡創設までは下池の海上國造の領内に屬したといふことである。恐らくは上古其北方の神池及勝川一帯が海口であつたので

あらう。萬葉集九卷に鹿島郡近野橋とあるのは此地に架設せられた橋をいふものと思はれる。

カルベ(輕部)

輕太子の御名代として設定せられた民部(允恭記)。轉じて地名ともなつた。和名抄に和泉國和泉郡に輕部の郷をあげ、但馬、備前、備中、下總、下野、常陸にも同じ郷名がある。姓氏録和泉皇別輕部は倭日向建日向八綱多命の後で、雄略朝加里乃郡(一本郷)を獻じたから輕部君の姓を給はつたとあるが、恐らくは輕部といふ地の首長となつたから、カルベを姓としたものであらう。

カルベ(輕部)の朝臣タルセ(足瀬)

天武朝の人(紀)。行宮造營の爲め信濃に派遣せられたとある。次の輕部臣の項下を見よ。

カルベ(輕部)の臣

建内宿禰の子巨勢の小柄宿禰の後(紀)。天武十三年朝臣に昇格した(紀)。此カルベは輕部の意で、上記輕太子の爲に定められた御名代部のカルベとは全然別義である。

カルメ(借馬、輕馬)の連

カルメの音便。

物部十一世鍛冶師の連及十二世麻作連並に同十三世長目連及金連の後(舊)。姓氏録左京神別に石上と同祖輕部連とあるのも同氏で、輕太子の御名代部の部長をいふのであらう。

カルモリ(輕守)の皇女

敏達天皇の皇女、御母は推古天皇(紀)。鶴守皇女ともいふ。ウ(鶴)も亦カル(鳧鴨)の一種であるから、相通じて用ひられたのであらう。モリは管掌の意である。但し此名を負はれた理由を明にせぬ。

かれちほ [歌詞]

カレオチホ(枯落穂)の約。

神樂(神樂)大前張(大前張)ゆふしでし 神の幸田に 稻の穂の もろ穂にしてよ カレチホもなく

此歌風案抄には初句のユフシテノとあり、末二句も「もろほにしあればこれといふなし」とある。カレチホの義については「残れる穂」の上略(置濁)、枯朽穂の約(守部)とする説もあるが、國語は決して此の如き無理な省略を許さぬのである。

カロビ(韓帶)

カラビと訓んでもよい。

萬葉集十六卷竹取翁の歌に「絹の帯を引帯なす韓帶に取爲」とある。ヒキオビ(袴)のやうに韓風にとりなしたといふ意で、胸高にしめたのであらうが、其様式は不明である。——ヒコビの項下参照。

カワラ(訶和羅、伽和羅、考羅) [地]

此名については左記の二傳がある。

(一) 武埴安彦の軍が敗れて甲をぬいだ所(紀)。——今の櫻喜郡田邊町字河原が之に據せられて居る。

(二) 大山守王の尾を川から引上げる時、鉤が其甲にかゝつてカワラと書したから其地をカワラの前といふ。——所在不明であるが宇治川の河流であらねばならぬ。紀に考羅の漢とあつて名の所由は説かれて居らぬ。

案するにカワラはカハラの轉呼で、兩地ともに川原を意味したのであらう。

カワラ(各羅)の島(海)

舊訓カララとあるが、カワラと稱へたのかもしれない。

百濟の武寧王が生まれた筑紫の離島(雄略紀武烈紀)。各羅海中の島で主島ともいふとある。唐津の加唐島であるといふ説もあるが確證がない。名の義不明。

カワラク(賀和良久)の三宅

播磨國飾磨郡の三宅の一名(風)。カハラクは恐らくは川原處の意であらう。カハラを音便によりカララと稱へたことは前項の例によつても明である。

カエシネ(訶惠志泥、香殖稻)の命

孝昭天皇の御名(記、紀)。ミマツ彦と冠稱し奉る。古事記及書紀の一傳によれば御母は飯日比賣命といふとあるから、イヒの縁語を以て殖稻を名とせられたのであらう。カは神、上の意で美稱である。

かをかすかにや [歌詞]

催馬樂「妹與我」に見える句。——イルサの山の項下に述べた。

き

キ(子)

コ(子)と同語、相通じて用ひる。

コノ原義は小で子の外にも裔、仔、粉、鷺、海鼠、格の意に用ひられるが、キは人間の子に限り、轉義により男子の通稱として敬語に用ひられるやうになつた。

キは單獨では用ひられぬが、他の語と結合したものは極めて多い。

アキ(アは接頭語)——第二人称(敬語)

ワキ(右の轉)——別

カムナギ(神の子)——巫

スメラギ(聖體之子)——天皇

カムロキ(神の子)——男神

イサナギの命

アヲナギの神

キミ(君)といふ語も之とミ(身)とを結合したのであらう。

キ(牙)

和名抄に牙はキハ一云在齒後最近輔車一者也とある。キハは牙齒の義で、キは牙を意味する原語であらう。萬葉集九卷宇奈比少女の歌に牙喫建怒とあるをキカミタケビと訓してある。

キ(寸)

韓語尺の十分の一を寸(音チ)といふ。恐らくは同源であらう。

キ(城)

カ、ク、コと轉じて用ひられる「處」といふ意の語と同源であらう。

地點をいふ意から轉じて防禦地の義となり、城の字をあてるやうになつたのであらう。次の場合には尙原意によつて用ひられたもの、やうである。

(神武天皇御製) 宇陀のヤカキに鳴震張る(記、紀)

(仁徳天皇御製) 御語の其マカキなる大ぬ、が原(記)

キ(棺)

ケ(棺)の轉呼。

死體を収めるケ(棺)をヒツキ(人筒)とも單にキ(ケ)とも稱へたのである。

キ(酒)

ケ(食)の轉音轉義。

液體食物の意。ミキ(御酒、神酒)、シロキ(白酒)、クロキ(黒酒)などと用ひられる。サケも亦サ(榮)ケ(食)の意ではあるまいか。

キ(紀) [族]

キ(紀)の國を始め、和名抄には山城國紀伊(岐)郡紀伊郷、肥前國基肄郡基肄(木伊)郷をあげ、其他諸國に木曾、喜多の如くキを冠する地名

が少くない。更に多数を算するはキに或る語を冠したもので、國名として、イキ(壹岐)、オキ(隱岐)、ハキ(伯耆)、アキ(安藝)、サマキ(讃岐)があり、大和の舊地名だけにシキ(磯城)、アキ(秋、阿蘇)、カツラキ(葛城)、サキ(佐紀)、サマキ(散吉)等をあげ得る。右の如く分布の廣い呼稱は之を族名と見る外には説明のしようがない。木の國はスサノヲの命の子と稱する五十猛命、大屋津姫、狐津姫等の移住地といはれ、出雲國にはイキ(伊支)と稱する民衆が住み、ヒキ(日置)又はオキ(置)といふ氏族が棲息した形跡があり(出風)、其隣邦をハハキ(伯耆)及オキ(隱岐)といふ所を見ると、キは出雲族と同系に屬する種族の稱呼であつたと推定せられる。

新羅國人をシラキ(志良貴)と稱へ、契丹も亦キの國の意(タは國土の義)であるらしいから、此キといふ種族は大陸方面から移住し、此國土及朝鮮に於て大に繁榮したものとおはれる。スサノヲの命が韓地に渡られたといふ傳説があるのも、同一種族の國であつたからではあるまいか。

キ(紀)の朝臣キヨヒト(清人)

萬葉作家。元明——孝謙朝の人(續紀)。紀の臣と同氏。——其項下を見よ。

キ(紀)の朝臣トヨカハ(豊河)

萬葉作家。聖武朝の人(續紀)。

キ(紀)の朝臣マヒト(真人)

天武朝の人(紀)。大勢に勝戦の事を誅したとある。

キ(紀)の朝臣マロ(麻呂)

持統朝の人(紀)。慶雲二年大納言を以て薨去(續紀)。大納言大人の子——後記紀の大人の臣の項下參照。

キ(紀)の朝臣ヲカチ(尾梶)

萬葉作家、聖武——淳仁朝の人(續紀)。ヲカチは同主の意であらう。チ(主)を添へて名とすることは此時代替く行はれたやうである。

キ(紀、紀伊)の直

建内宿禰の外祖父菟道彦の裔(景行紀)。——記には外伯父を木國造字豆比古といふとある——神功紀にも紀直の祖豐耳といふ人名が見える。舊事紀神代本紀には紀伊直は神皇產靈尊の兒天御氣持命の後とあり、姓氏錄には神魂命五世の孫天道根命之後也とある。天道根命は神代本紀には神皇產靈尊の兒として天御氣持命と同列にあげてあるが、國造本紀に神武朝國造に任ぜられた人で、神皇產靈命五世の孫とあるから、姓氏錄の記事に一致する。

キは上記の如く出雲族と同種の族名であるから、其名門中に神皇產靈尊の裔と稱するもの、あるのは奇とすべきであるが、高天原の原始神として傳へられた神ムスビの神と、賀茂氏の祖神たる神ムスビの命とが夙に混同せられたことは神ムスビ御祖命の項下に述べた通りで、大國主も亦此神の裔とせられて居るのであるから、紀氏が祖先を此神に託したことは決して妄言ではなかつたのである。

キ(紀)の女郎

萬葉作家。元暦校本、類聚鈔等の註に鹿人大夫の女、名曰小鹿、安貴之王之妻也とある。紀の朝臣家の人であらうが、其父鹿人の傳を詳にせぬ。

キ(紀伊)の大神

持統天皇の六年新宮落成について奉幣使を派遣せられたとある。神代紀一書に五十猛神を紀伊國所坐大神是也とあるから、神名帳に名草郡伊太郎曾神社(名神大)とある神であらう。大屋都比賣神及郡麻呂都比賣神をも含めた、とも有り得る。

キ(木、紀)の臣(朝臣)

建内宿禰の子木角宿禰の裔(記)。建内宿禰の母は木國造(又は紀直)の女であるので、母系によりキ氏の宗家を相續し、之を其子角宿禰に傳へたのである。天武十二年朝臣に昇格した(紀)。

キ(紀)の臣アサマロ(阿佐麻呂)

天武朝の人(紀)。五年の紀に弟濃の磯岐郡に在住せる此人の子を東國に遷して百姓に降さしめられたとある所を見ると、近江朝廷に黨したので御怒しみが深かつたものと思はれる。

キ(紀)の臣アヘマロ(阿閉麻呂)

天武朝の人(紀)。壬申亂に東道將軍として武功を建てたとある。

キ(紀)の臣オホト(大音)

天武朝の人(紀)。大伴吹負連の配下の將とある。

キ(紀)の臣カタマロ(訶多麻呂、堅麻呂)

天武朝の人(紀)。高市大寺營造司とある。

キ(紀)の臣シホテ(鹽手)

推古——舒明朝の人(紀)。山背大兄王を推戴したとある。

キ(紀)の臣奈卒

欽明紀に見える百濟人の名で、紀臣娶韓婦所生、因留百濟爲奈卒一者也、未詳其父と註してある。奈卒は百濟の六等官である。

キ(木)の臣マロ(麻呂)

孝德朝の人(紀)。山田石川麻呂討伐に向うたとある。

キ(紀)の臣ヲマロ(男麻呂)の宿禰

崇峻朝の人(紀)。馬子に黨して物部守屋討伐に向ひ、又新羅征討大將軍に任ぜられたとある。

キ(紀)の臣ヲマロキタ(乎麻呂岐多)

乎を衍字としてマロキタと訓み、後記紀の麻利耆陀臣と同人なりとする説がある。

孝德朝の官吏(紀)。ヲマロキタ(又はマキキタ)は名であらうが、其語義を詳にせぬ。

キ(椽、基肄、記夷)の城

キビ(吉備)の臣タケヒコ(建日子)——キビのタケヒコ及ミス
キトモミの項下を見よ。

キビ(吉備)の臣ヤマ(山)

雄略天皇の朝謀叛を企てた下道臣前津屋は或本に國造吉備臣山とあ
ると傍註してある(紀)。異傳があつたのであらう。

キビ(吉備)の臣ヲシロ(尾代)

雄略朝の新羅征討將軍(紀)。ヲシロは名であらうが、其歌に「道に逢
ふヲシロの子」とある所を見ると、地名から出たもの、やうである。
備後國出雲郡松永町に尾代といふ字があり、尾代明神を祀るといふ(福
山志料)。背反した蝦夷と戦つたといふサバ(瓊婆)の水門も亦同じ郡
にある。

キビ(吉備)の臣ヲナシ(小梨)

雄略朝任那日本府守備將の一人(紀)。ヲナシも亦地名から出た名で
あらう。

キビ(吉備)の中山

備中國賀陽郡吉備津彦神社所在地の山を吉備の中山といふ。備馬場
に「もとしげき吉備の中山」とあるは此地のことである。

キビ(喜備)の別

舊事紀に景行天皇の皇子豐國別命の裔とあるが、此皇子は日向のミ

ハカシ媛の出であるから、喜備が吉備と同一地であるとすれば、理に
あはぬやうである。——紀、記には日向國造の始祖とせられて居る(國
造本紀同断)。

キビのアナ(吉備穴)の國造

景行朝和邇臣同祖彦調服命の孫八千足尼が拜任したとある(舊)
アナの國の項下参照。

キビ(吉備)のアナト(穴戸)のタケ(武)媛

日本武尊の妃、吉備武彦の女(紀)。記には大吉備建比賣とある。

キビ(吉備)のアマ(海部)の直

吉備の國の海人族の名門の意。舊事紀に景行天皇の皇子兒彦命の裔
とある海部直は或は之に當るものであるかも知れぬ。——アマの直の
項を見よ。——仁徳天皇の寵幸を得た黒日賣は吉備海部直の女とあり
(記)、紀にも此氏人として赤尾、難波、羽鳥などいふ名が見える。

キビ(吉備)のアマ(海部)の直アカラ(赤尾)

雄略天皇の朝吉備の弟君に副として新羅に派遣せられた人(紀)。

キビ(吉備)のアマ(海部)の直ナニハ(難波)

敏達朝の人(紀)。高麗の使臣送還の命を受けて任を果さなかつたと
ある。

キビ(吉備)のアマ(海部)の直ハシマ(羽島)

敏達朝連率日羅を迎へる爲百濟に派遣せられた人(紀)。連率の門に
佇んで居た所が、夫人が出て来て、韓語で以_レ汝之根入_レ我根内とい
うたので、其後に從うて日羅に面會することを得たとある。根は「系」
に通じ、日羅もまた吉備武彦命の裔なる葦北國造の出であるから、同
系相親といふ意を以て此隱語を用ひたものと思はれる。——アシキタ
の國造の項下参照。

キビ(吉備)のイハナシ(石无)の別

垂仁皇子大中津子命の裔(記)。イハナシは和名抄に備前國磐梨(伊
波奈須)郡石生(伊波奈須)の郷とある地。ナシはナスの轉呼で、原義
は藤の柄であらう。

キビ(吉備)のエヒコ(兄彦、兄日子)の皇子(王)

景行天皇の皇子(紀、記)。生母は八坂入姫(紀)、又は一妾(記)の出と
ある。御名の所由は不明であるが、吉備國に縁故を有せられたものと
思はれる。

キビ(吉備)のオトキミ(弟君)の臣

欽明朝任那に駐在した日本官吏の一人(紀)。雄略朝にも吉備弟君と
いふ名が見え、——オトキミの項下を見よ——其妻糠媛に殺された
も、或は漢の手人を伴うて百濟から歸朝したともあるが、其後六十年
を経て居るから同人ではあるまい。恐らくは弟君が彼地に残した子孫
が弟君の臣と稱したのであらう。

キビ(吉備)のカサ(笠)の臣——カサの臣の項を見よ。

キビ(吉備)のカムトモ(神部)

紀の書にスサノヲの命が蛇を斬られた韓鶴の劍は今吉備神部の許
にあるとある。カムトモは神人など、同じく神に奉仕する人々の群を
いふのであるが、何神の神伴とも明示せられて居らぬ。恐らくは備後
國深津郡にある須佐能袁能神社(神名帳)をいふのであらう。

古語拾遺には右の劍の名を天羽々斬とし今在_二石上神宮_一とあるか
ら、或は備前國赤坂郡石上布都之魂神社に此劍が奉納せられて居ると
いふ傳説があつたのかも知れぬ。舊事紀に大明積命(大田田福古命の
孫)の弟田々彦が神部直、大神部直の姓を賜はつたとあるによつて備前
國赤坂郡鴨神社を此寶劍奉安地に擬するものがあるが、田々彦の裔は
三輪の神部で、鴨(又は吉備)の神部ではない。

キビ(吉備)の兒島

諸册二尊生成國土の一(紀、記)。兒島は今も郡名として殘存して居
る。恐らくは吉備といふ國名も之から出たのであらう。——キビの項
下参照。

キビ(吉備)のシモツミチ(下道)——シモツミチの項下参照。

キビ(吉備)のタケヒコ(武彦)

日本武尊東征に供奉した人(紀)。記には吉備臣等の祖御祖友耳建日
子とも吉備臣建日子ともある(ミスキトモミの項下参照)。姓氏錄下
道朝臣及眞斐部の項下には稚武彦命の男とあり、同書藤原公の條には
稚武彦命の孫とある。稚武彦命は孝靈天皇の御子とあるけれども、崇

い。キレルはキリ、アルの約である。
此キリなカチ(煎)——香在りの轉——と同語とする古義の説は論ずるに足らぬ。

く

ク (原語)

飲食の概念を表示する語である。
クは單獨では用ひられぬが、活用接尾語とを添付すればクヒ(食)となり、ミカ添付すればクミ(汲、飲の意)となる。飲食物を攝取する器官をクチ(チは鑿の意)といひ、クハは鑿の食用となる葉をさし、クモギは食用の實を結ぶ樹科植物の總稱に用ひられた。
クの轉音ケ(カ)は食物を意味し、キ(酒)は飲料をいふ。——各其項下参照。——コメがク芽の音便であることは疑がなく、之を調理することなカシ(炊)といふのもクシ(食爲)の轉呼であらう。

ク (助語) —— 語法要録参照。

クエ(潰)

コヤリ、コヤスのコヤの轉呼。
コヤ(臥)の轉義で潰崩の意である。音便によつてクエとなり、既、既の意にも用ひられた。

クエヒコ(久延毘古)

クエヒコは潰崩の意。
少名毘古那神を見あらはした人(記)。所謂久延毘古者於今者山田之曾富騰者也、此神者足雖不^レ行靈知^二天下之事^一神也とある。瘰人の義である。其神(像)がソホト即ち案山子であるといふのも足がなからであらう。

クガ(陸)

クニ(國)カ(處)の約。
ウミ(海)に對する語で、主として陸の意に用ひられるが、尙原義に基いて國處(山地)の義に使はれた例もある。例へば玖賀耳之御笠(記)は國處の御身即ち山地酋長の意である。

クガ(久我) (地)

山城國乙訓郡の地名(現存)。和名抄には見えぬが、古は久我國とも稱へられ、久我直、久我縣主といふ氏姓もある。——後項参照——クガといふ地名は和名抄に玖珂郡久珂郷をあげ、丹波には玖賀耳の御笠といふものが居た(記)。恐らくは國處といふ意を以て名としたのであらう。山城には右の外久瀨、乙訓などいふ地名もあるのである。

クガ(久我)の直

天神立命(高皇產靈尊の兒)の裔(舊)。山代久我直とある。饒速日命供奉三十二將中天背男命も山代久我直等の祖とあり、天世手命は久我直等の祖とせられて居る(舊)。山代といふ國名の有無によつて別流の

氏姓と見なすことは出来ぬから、久我直の祖が三様に傳へられたものと思はれる。そのうち神マチの命のマチはクガ(罪穢)の縁語であるから、最も據があるやうである。但しクガといふ地名が國處の意から起つたことは上記の通りであるから、神立命の裔といふのも假託であらねばならぬ。案するに此氏は土着の種族で祖先が判明せぬから、之を天神の一に求めようとしたのであらう。——此氏は記、紀、姓氏録にも見えぬ。

天背男命といふ名は三十二將中今一人あるが(尾張中島海部直等が祖)、天にはアメとアマとの二調があるから、海部の直の祖はアマノセノチ、久我の直の祖はアメのセノチと訓して別人と見るべきである。延佳が神代本紀によつて此天背男命を天神立命と改記したのは速断である。

クガ(久我)の國

上記の久我郷の古名である。山城風土記に賀茂建角見命が此地の北山の麓に一時占據したとある。桂川の西岸、賀茂川との會流地點を今も久我村と稱へる。

クガタチ(盟神探湯)

クガはクガ(罪穢)と同語。マチは斷の意である。
神に祈つて曲直を裁斷する事をいふ。其手段としてクガ(玖賀)を据ゑて湯を盛り、之を探ぐるに罪あるものは身を傷ひ、清淨のものは無事なりとせられた。之を行うたことは盟神紀の武内兄弟の争及允恭紀(記)氏臣正の條下に見える。允恭紀の註によると、成泥納^レ釜煮沸瀝^レ手探^二湯泥^一或燒^二釜火色^一置^二于掌^一とあり、北史によれば「倭國マヤ

或置^二小石^一於^二湯^一令^二背^一法者^二探^一之云、理曲者即手觸、或置^二蛇腹中^一令^二取^一之云曲者即探^二手^一とある。北史の記事の必しも信すべからざる事は勿論、右の允恭紀の註も後人の推測で、熱湯を探り赤灼の斧をつかめば善人でも手を焼くことは當然で、昔も今も人身の組織にはかはりはない筈である。案するに此神事に用ひる湯又は燒釜は其ほど熱いものではないのであるが、犯人は神に對する恐怖心から手を觸る、前に自白し、若しくは精神作用で熱くも感じ火傷を負うたのであらう。此斷罪法は今も自然民族の間に行はれて居ることである。體體紀によれば任那駐在官毛野臣が誤に誓湯を行つて多くの人を殺し、民の怨府となつたとあるのは、其ころ既にクガタチの本旨が忘れられたことの一證とすべきである。

クガヌシ(探湯主) —— イカキメシの誤讀。其項下を見よ。

クガへ(探湯瓮)

クガ(罪)へ(容器)。
クガタチ(斷罪)を行ふ爲に湯を盛る瓮をいふ。探湯は借字である。——クガタチの項下参照。

クガミミ(玖賀耳)のミカサ(御笠)

クガミミは國處御身の意で稱號である。
崇神朝日子坐王を派して誅戮せしめられた丹波國の土豪(記)。クガの語義は國處であるが(其項下参照)、轉じて地名に用ひられたのかも知れぬ。仁德紀に桑田の玖賀鏡といふ名も見え、丹波國桑田郡にクガといふ地があつたのであらう。ミカサは名である。

クサカベ(日下部)〔地〕

右の日下部が居住した爲に轉じて地名となつたので、日下、日部、草壁、神壁、草部、草加部など、かき、諸國に存在する。播磨國揖保郡の舊地名日下部の里——今の龍野町——を風土記に因り、人姓、爲名とあるのが其一體である。
雄略天皇の御製に「久佐加辨のこちの山とたみ萬平群の山のこちこちに」とあるクサカベは河内の草香の郷の意で、べは原義によりムラ(村)をいふのである。

クサカベ(日下部)の首

丹波國與謝郡の人筒川嶮子トシノコの後(風)。嶮子は浦島の子の事である。姓氏録によれば和泉皇別の日下部首は彦坐命の後世とある。——後記日下部連の項下を見よ。

クサカベ(日下部)の使主ミナカ(三中)

萬葉作家。上總國造の丁とある。此姓は他には見えぬ。

クサカベ(草香部)の吉士アヤヒコ(漢彦)

清寧朝の人(紀)。雄略朝に大草香部吉士の姓を給はつた雄波吉士日香香の遺族であらう。此氏は天武朝に雄波連に復歸した。——後記大形の項下参照。

クサカベ(草壁)の吉士イハカネ(磐金)

皇極朝の人(紀)。前朝の紀に単に吉士磐金とあると同人であらう。

——其項下を見よ。

クサカベ(草香部)の吉士オホカタ(大形)

天武十年雄波連の姓を給はつたとある(紀)。

クサカベ(草壁)の吉士マト(眞跡)

皇極朝の人(紀)。

クサカベ(日下部)の君

景行天皇の從臣大屋田子オホヤタノコの後(肥風)。大伴狹手彦の愛人弟日子イモコもまた同氏の祖とある(同書)。案するに此地方(松浦郡)に日下部が占居したのであらう。

クサカベ(草壁)の皇子

天武天皇の皇子、御母は特統天皇(紀)。皇太子の位に立たれたが、夭折せられたので、其御子文武天皇が大統を嗣がれた。クサカベといふ名を置はせられたのは河内國日下部に湯沐邑を有せられたか、若くは日下部姓の人が奉仕したからであらう。

クサカベ(日下部)の連

日子坐王ヒコイマス(開化皇子)の子沙本尾古王サホノキの後(紀)。天武十二年宿禰に昇格した(紀)。

クサカベ(日下部)の連オミ(使主、意美)

市邊押野皇子の命人(紀)。億計弘計二王を奉じ丹後の與謝を経て播

磨に通れ、世を忍ぶ爲に名を田来と改めたが、尙發覺を恐れて自經して死んだとある。紀の分註によれば使主は名とあるが、播磨風土記には意美と記されて居るから、大身の意であらう。與謝に通れたのは其地に縁故があつたからで、同國風土記によれば筒川、嶮子(水江の浦島の子)も日下部首等が祖とあるのである。

クサカベ(草壁)の連シコフ(醜經)

孝徳朝穴戸の國司(紀)。シコフは色夫、色夫知、色弗などいふ名と同義であらう。——シコフの項下を見よ。

クサカベ(日下部)のマツ(馬津)

マツはマチ(御主)の轉呼。

彦湯支命ヒコユサヒ(宇麻志麻知命の子)の妻阿野媛の父久流久美の稱號(舊)。日下部は上記河内國日下部をいひ、マツは其主長を意味する。此稱號は當時大和河内の貴族の用ひたもので、ウマシマチの命のマチも其である。

クサキ(草木)の命

景行天皇の皇子(舊)。日向君の祖とある。他書には見えず、名所由も判明せぬ。

クササ(來狭々)村

雄略朝土師連音ウヂノリが贊土師部を新設する爲め此村の私民部を獻じたとある(紀)。神名帳攝津國能勢郡久佐々神社とある地——今の豐能郡西郷村宿野——であらう。

クサツツミ(草菅見)

ツツミは病障のことであるから(其項下参照)、クサ(毒)の病をクサツツミと稱へるのである。

草菅見ヤヒアヤサミ 身病不有ミヤマアヨク すむややくスミヤキ 還したまはれ(三)

此は毒の病も、身の内にも病もあらせずといふ意で、ヤマヒに身病の字を充てたのは上にクサツツミ(外疾)といふ語があるのから義譯したのであらう。

草菅見を莫菅見ムスビタミの誤としてツツミナクと改訓したのは(宣長)、考の足らぬことを自白するものである。

クサナクサ(草名草)姫——クシナクシ姫の項下を見よ。

刊本、前田本には節名節とある。延佳本には草と改めた根拠を詳にせぬが、紀の名草の意を以て改記したものとすれば大なる贅しらである。

クサノカミ(草上)村

播磨國飾磨郡の地名(風)。和名抄に久佐之加三と訓註してある。此地に一むらの草が生ひ、其根が臭かつたので名づけたと風土記に説明せられて居るが、クサは臭の義としても、カミといふ語をそへた理由が判明せぬ。恐らくは他に意義があつたのであらう。

クサフケヌ(草深野)

クサフ(草生)ケヌ(御領地)。——ケヌ(ミケヌ)の項下参照。

草の生ひた御領地の意で、狩場をいふのである。

(萬)玉タマきはる宇治の大野に馬なべて朝踏アサフミすらすむ其草深野

草深が借字なることを覺らず、字によつて草の深い野と解するのは誤である。其意味ならば深草野といはればならぬ。現に宇治の附近には深草の里といふ地もあるのである。

クサマクラ(草枕) (枕)

タビ(旅)の枕詞。草を枕に野宿するといふ意から草枕タビとつけられるやうになつたのであらう。屢々用ひられる語であるから例は省略する。後世の歌にはユフ(結)又はカ(刈)にかけて用ひた例もあるが、少くとも枕がはづれて居る。

萬葉集十四巻信濃の歌に「草枕多胡の入野の奥もかなしも」とあるのは「草を枕にした多胡の入野の奥」といふ意で、枕詞ではあるまい。

クサヨコ(草横)山

肥前國養父郡の山の名(風)。佐嘉郡に生ひた樟の大樹が朝日には杵鳥郡蒲川山を蔽ひ、夕日には此山を蔽つたとある。標註には三橋氏説として田代の西南にある九千部山であらうとある。

クシ(串)(櫛)(奇)

櫛條を意味する原語で、串、櫛の意に用ひられる。或種の串は靈異の力を有するものとせられたので、奇の義に轉用せられた。

串が奇の意に轉じたのはハシ(箸、柱)が好と轉義したのと軌を一にするもので、ハシと同じくクシキ、クシクと活用する。串の意のクシはクシ(櫛)の如くも用ひられ、端末の尖つたものをアマクシといひ、頭髪の留に用ひるツマクシは畧してクシ(櫛)ともクシロ(櫛)ともいふ。——各其項下參照。

クシ(區兒)

播磨國所引日向風土記に俗語謂^レ栗爲^ニ區兒とある。語原は不明であるが、群語^{クシ}今^{クシ}計^{クシ}は味甘しといふことであるから、美味の義を以て此果實をクシと稱へたのかもしれない。若し然りとせばクズ(葛)も亦同語から出たものと見るべきである。

クシ(久慈、久自) (地)

常陸國の郡名(風、和)。古は久自ノ國と稱へた。郡の南に小丘があつて形鯨鯢に似て居るので倭武天皇が久慈と名づけられたと風土記に説明せられて居るが、陸奥にも久慈といふ古い地名があるから、或は夷語ではあるまいか。アイヌ語のクシは「渡」といふことである。

クシ(久慈)川

常陸國久慈郡を流れる川。

(萬二) クジカハハさげくあり持てしほ舟にまかちし貫き我がかへり來む

此歌上の句を「久慈が母」の意とすることの誤なるは勿論である。

クジ(久自、久慈)の國造

成務朝伊香色雄命三世の孫船滿足尼が任命せられたとある(舊)。

クシアカルタマ(櫛明玉)の命(神)

出雲國忌部郡の玉作の祖(拾)。スサノヲの命上天の際瑞八坂瓊之曲玉を獻じたとある。紀の一書には大國主神を祭る爲に此神が作玉者に

任ぜられたといふ。いづれにしても出雲の玉作の祖神とせられたものと思はれる。

クシイナダ(奇稻田)姫——クシナダヘメの項下を見よ。

奇稻田をクシイナダとも稱へた事は次項による疑がないが、シ、イの二音は約せられてシとなるのが上代の發音通則であり、且記には櫛名田比賣と記されて居るから、尙クシナダを正しとすべきであらう。

クシイナダ(久志伊奈太)ミトアタハス(美等與)マヌラヒメ(麻奴良比賣)の命

信友はクシイナダミ、トヨマヌラと訓したが、後藤訓を可とする。

出雲國風土記飯石郡熊谷郷の條下に見える神名。奇稻田姫と同一神で、ミトアタハスは「寢所を與へ給ふ」といふ意(其項下を見よ)、マヌラのマは接頭語で、ヌラは「寝る」といふこと、此女神はスサノヲの命に身を許されたから、ミトアタハスマヌラといふ語を添へて呼ばれたのであらう。

クシイハマト(櫛石窓)の神

天孫に副へて降された天石戸別神の一名(記)。又豊石窓神ともいふとある。クシは美稱、イハ(鑿)は堅牢の形容、マトは御戸の義である。門戸の神をいふのであらう。

クシイマ(久志伊麻)の命

信夫國造久麻直の祖(舊)。阿支國造同祖とあるから、天湯津彦の後であらう。

刊本には久志伊宇とあるが、字が語尾につくことは古語にはあり得ぬから、一本に麻とあるを可とする。又伊が志と連なる場合には上の母韻に接せられシ一音となるのが例で、クシイマといふ發音は上代にはない筈であるから、伊の字も亦誤字であつたかも知れぬ。根據の薄弱な推測ではあるが、或は思國造の項下に阿岐國造と同祖十世孫志久麻彦とあると同人で、シクマの誤記ではないかと思はれる。シクマが轉倒してクシマとなり、音が延びてクシイマと稱へられたことは絶無とはいへぬ。信夫、思が同國であり、久志伊麻の孫がクマの直といふ所を見ても、此人の名もシクマであつたと思はれるのである。

クシゲ(櫛筒、櫛匣、梳匣、匣)

クシ(櫛)ケ(筒)、即ち櫛を收納する匣の意。

此語の最古く傳説にあらはれたのは倭迹々姫の話(崇神紀)で、大物主神が此皇女の櫛筒の中に美しい小蛇となつて姿を現したとある。クシは神代に於ても用ひられたものであるが、髪を梳く爲のものでも、花櫛やうのものでもなく、結髪の爲の篋であつたらしいから、上代垂髪的女性が之を用ひたとは思はれず、從つて婦人専用の什器中にクシゲがあつたといふことも疑とせればならぬ。播磨國風土記にも印南の別擲の用ひられた匣を河流から求め得たとあるから、若し上代貴婦人がクシゲといふものを用ひたとすれば、其は櫛を納る、匣ではなく、他に意味があつたかも知れぬ。クシといふ語に靈異といふ意味のある事をも考へあはすべきである。

クシゲ(匣)丘

播磨國飾磨郡伊和里の地名(風)。大汝命の舟が離破したとき梳匣の

落ちた所と説明せられて居る。

クシツヌワケ(櫛角別)の王

景行天皇の皇子、御母は伊那能大郎女(記)。天田下連等が祖とある。—紀には此皇子をあがず、舊事紀には天田連の祖とせられて居る—クシツヌ(又はクシツ)は地名であらうが所在を詳にせぬ。

クシタマニギハヤヒ(櫛玉饒速日)の命

饒速日命の一名(紀)。クシタマは奇魂の意で美稱である—ニギハヤヒの命の項下参照。

クシナクシ(櫛名櫛)姫

舊訓が缺けて居るが、節は櫛の尊字として用いた例があるから、此もクシと訓した。延佳本には節を草とあらためてクサナクサと訓してある。

尾張氏第六世庶建宇那比命の妻(舊)。城島連の祖とある。葛木一族の人であらうが—キシマの連の項下参照—クシナクシといふ名の所由を詳にせぬ。或は下の節は衍字で、クシナ(奇名)姫ではあるまいが。其所生も高名姫とよばれるのである。—カッラヤのタカナヒメの項下参照。

原文「此命城嶋連祖節姫生ニ男一女」とあるが、前例によれば姫の次に爲す妻といふ二字があるべきである。延佳本には城島を磯城島、節名節を草名草にあらためてあるが、根拠のないことのやうである。城島連といふ姓が他書に見えぬと同様に、磯城島連といふ名も聞いたことがない。大和の磯城又は紀伊の草名といふ地名を以て稱呼と

したものとは考へられぬことである。

クシナタヒメ(櫛名田比賣、奇稻田姫)

スサノハの命の配(記、紀)。紀には稻田姫とも書し、記にも其父を稻田の宮主須賀之八耳命とあるから、クシナダがクシイメダの連約であることは疑がない。クシ(奇)は美稱、イナダ(稻田)は地名であらう。

くしのかみ (歌詞)

クシは奇の意で、クスリ(薬)—クシ、アリの約—といふ語も之から出たのである。醫療の神といふ意。

(神功皇后の御歌) 此御酒は 我が御酒ならず クシノカミ 常に世にいます 岩たたす すくな御神の とよほぎ……まつりこし御酒ぞ(記、紀)

此場合クシノカミは少御神にかゝるのである。少彦名は大己貴命と共に療病の方と禁厭之法とを定めたといふ傳説があるから(紀)、クシの神と稱へられたのである。

クシビ(久志備)

上記クシ(奇、靈異)の派成語。ヒの原義は「能」で靈能の意にも、活用語尾としても用ひられるから、—ヒの項下参照—クシビも亦クシの力又はクシの行爲の兩義に解せられる。—紀に靈、靈聖等をクシビとしたのは義調である。

(丹後風土記) 故云「天梯立、神御懸坐間伏、仍性久志備坐」故云「久志備」。 (古語拾遺) 大宮賣神……是太玉命、久志備所生神ナリ

クシビ(楳日)のフタカミ(二上)峰

天孫降臨の地(紀一書)。到_二於日向高千穂楳日二上峯_一天浮橋而立_二於浮橋在之平地_一とある。フタカミの峯は地名で、日向風土記にも高千穂の二上峯とあり、白杵郡智保(和名抄智保郷)の舊名とせられて居る。恐らく二峯が連立したので二神と稱へたのであらう。クシビは通例靈異の意と解せられるが、此のクシビは或は靈火の意で火山を意味するのかも知れぬ。

風土記の説によつて天孫降臨地を日向の白杵郡と断定することは早計である。右に引用した一節を率爾に訓分下すと日向の高千穂の楳日の二上峯にある天浮橋に到着せられたやうに解せられるが、到着地は二上峯で、天浮橋から浮橋の平地に降り立たし給うたものとすべきことは勿論である。タカチホは固有名詞ではないから、此名を以て呼ばれた地が數ヶ所あつたとしても少しも不思議はなく、白杵郡智保の里の二上峯も亦タカチホと呼ばれ、天孫降臨の地と傳へられたのであらうが、浮橋在之平地は之を吾田長屋笠狭崎から程遠からぬ地に求めずばなるまい。

クシヒカタアメヒカタ(奇日方天日方) (人)

崇神紀大田々根子が系譜を名乗る條に「父曰大物主大神(母曰)活玉依媛(陶津耳之女、亦云奇日方天日方武茅渟祇之女也)とある。亦云以下は分註であるが、頗る曖昧な書き方であるので、奇日方天日方は武茅渟祇の冠稱とも、活玉依媛の一名とも解せらる。集解には語を補うて蓋父曰奇日方天日方武茅渟祇之女也と説いて居るが、原文を改作せぬ限り聊か無理のやうである。クシヒカタアメヒカタは活玉依媛

の所生の子神御方命(記)又は天日方奇日方命(舊)のことであるらしいから、之を挿入と見て、陶津耳之女、亦云武茅渟祇之女也」と解すべきであらう。陶津耳は茅渟郷の人であるから(紀)、武茅渟祇とよばれたことはあり得べきである。

クシフルタケ(久士布流多氣、楳觸之峯)

天孫降臨の地(記、紀の一書)。筑紫日向高千穂のクシフルタケとある(クシフルはクシビ在の意クシビの二上峯の項下参照)。高千穂の峯といふのであらうが、此タカチホは何れの地をいふか判明せぬ。—タカチホの項下参照。—記には宇岐志麻理蘇理多多斯且(浮島在り其下り立たして)といふ意といふ一旬が先行して居るが、紀の傳の如く(本文及一書)之を後に移す方が順序がよいやうである。

韓語アルは邑落を意味し、又は山頂を列入乎(ともいふから之に引つけて解かうとするものもあるが、前項の如くクシビの二上峯ともいひ、「靈異」又は「靈火」の意としても十分了解せられるから、強て異論をたてるにも及ぶまい。

クシマチ(櫛眞智)の神

大和國十市郡天香山に鎮座する神(神名帳)。名の義は奇御靈といふことである。之を卜占の神とし(釋紀)、又は天兒根根命の別名なりとする説は推定に過ぎぬ。

クシミ(櫛見)の皇命

景行天皇の皇子(舊)。讃岐國造の祖とある。同書及紀に神櫛皇子又は神櫛別皇子(讃岐國造祖)とあると同一皇子が二様に傳へられたので

あらう。皇命といふ字は他に用例が見えぬが、讃岐の國造が其祖を尊んでヌメミコト(皇命)と稱へたことも有り得る。

クシミカタ(櫛御方)の命

活玉依姫の子(記)。大物主神の神胎と稱せられ、大タネネコの祖である。クシ(奇)は美稱、ミカマは恐らくは御形の意であらう。神胎なるが故に此名を得たものと思はれる。姓氏録にクシロカマ(櫛日方)とあるは音便である。

クシミケ又(櫛御氣野)の命

奇御食野、即ちすぐれた穀米の生ひる野といふことで、クシナダ(奇稻田)と略々同義である。

出雲國造神賀詞にスサノヲの命を熊野大神御氣野命としてある。此神は稻田の宮に住せられたから(記)、此名を負はれたものと思はれる。——クマヌの大神及イナダの宮主の項下を見よ。

クシヤタマ(櫛八玉)の神

大國主神の勝夫として仕へた神(記)。水戸神の孫とある。海尊の柄を火燐杖につつて火を熾り出したとある所を見ると、燧火の神とせられたので、クシヤは恐らくは奇柄即ち燧杖の意であらう。ヤ、エは相通音である。水戸神の孫とせられたのは其材料が海尊であつたからと思はれる。

クジラ(鯨)

大(クシ)シシ(獣)ラ(接尾語)の約。

クは大を意味する古語で、クジラは巨獣の意である。其最大なるものは鯨であるから之に轉用せられた。クヂラは其音便である。——クヂラの項下参照。

常陸國久慈郡の名の所由傳説によれば、單にクジとも稱へられたやうである。ラは接尾語であるから、之を略しても意にかはりはしないのである。

クシラ(串卜)の郷

クシ(奇)ラ(接尾語)。

大隅國大隅郡の郷名(風)。今肝屬郡に屬し、東西串真村に別れて居る。昔造(國神)が使者を遣して此行を偵察せしめた所が、村内に燧杖神が居ると報告したので久四(異郷)といふとあり、串人の俗語と註してある。此説明によると、クシケヅルことを串人語ではクシルといふたもの、やうであるが、神名の變換は借字で奇ラ(ラは接尾語)即ち靈具の神といふことであらう。

クジリ(扶)

クジはコジの轉。——其項下を見よ。

掘り窪める意である。コジは外來語で其儘活動することが出来ぬから、リを添へて動詞としたのであらう。

クシロ(釧)——ヒジマキの誤讀。次項参照。

クシロ(釧、賑)

口は接尾語。

上記クシと同語で、多くはツマクシないふに用ひられ、釧といふ字をあてが、農具の(鍬)をクシロといひ(和名抄)、サククシロ五十鈴と用ひる場合のクシロは原義により串の意味する。——サククシロの項下参照。釧と櫛とは今では全く異物であるが、上古ツマクシ(又は略してクシ)と稱へたのは松葉形又は蛙腹の如きものが若しくは小數の脚をそなへた束髪(ビシ)のやうなもので、今用ひて居るさし櫛、すき櫛は存在しなかつたから、釧とかはりはなかつたのである。

クシロを釧の意なりとするは大なる誤である。釧はヒヂマキと訓まればならぬ。——其項下参照。——萬葉集九卷に我妹子はクシロにあらなむ左手の我が手に纏きて去ましとある歌を準爾によむと、クシロは手にまいたもの、やうにも解せられ、顯昭の抽中抄にも此クシロは釧であると註してあるが、「去」は借字で左の手で巻いて添髪しようといふ意であるから、——イナは夜寝の意——ヒヂマキ(釧)なることを要せぬのみならず、髪に挿す釧とする方が却つて風情があるのである。

クシロツク(釧着) (枕)

クシロの枕。釧着はフサ(キキフサ)とつゞくのである。萬葉集一卷に「釧着手節乃崎」とある字に提はれてクシを腕の義とするのは誤解である。——假に手首をクシといひ得るとしても手首によくものはマキである。

クス(葛)

和名抄に葛一名鹿豆クヅカツラのミとし、又葛根はクヅカツラの

ネとある。今葛をクスと稱へるのはクヅカツラの略である。

クス(國標、國柄、國主)

クニ(國)ス(標)の約。クス又はクルス(栗栖)と轉呼したのも、ニ、リが相通音であるからであらう。

國權即ち土着人といふ意で、常陸風土記などの用例によると一定の種族を意味せぬもの、やうであるが、大和に於ては吉野の山人が専らクスと呼ばれた。應神紀によれば毎取(山)粟食とあり、其土毛者粟食及年魚の類なりとあつて、木實を常食としたやうである。栗栖といふ字を充てたのも其故であらう。

コシ(高志、越)もまたクスの轉呼であるといふ説があるが、コシの同族は大和ではコレとよばれたもの、やうである。

クス(樟)の使主イハテ(磐手)

近江朝の人(天武紀)。吉備の軍兵使の爲に派遣せられたとある。樟の使主といふ姓は他に見えぬ。

クス(玖珠)川

豊後國玖珠郡の南境より出つる水流(風)。同國日田郡に入りて阿蘇(三隈)川と會し日田川となるとある。筑後川の上流である。

クス(玖珠)の郡

豊後國の郡名(風、和)。——今も此名が傳はつて居る。——風土記に此地に樟の大樹があつたからクスといふ名を負うたとあるのは事實らしく思はれる。

クス(樟)のマガリ(勾)の宮

欽明紀に十四年天皇樟勾宮に行幸せられたとある(紀)。樟はクスと訓むが、或はクスノキと訓すべきか不明。所在もまた判明せぬ。マガリの宮は大宮といふことであらう。—マガリの項下参照。

クスシ(奇)

クスシ(奇)シ(形容語尾)の轉呼。

クスシ(奇)自體もクスシ、クシキと活用するが、本來クスシのシは形容語尾ではないから、古はクスシシ(クスシ)の形に於て使用せられたのであらう。大殿祭の祝詞には「奇護言」の下に古語云久須志伊波比許登と註してある。

田(萬二) 萬二ハ、こ、なしも あやに久須之彌(三三三)

(萬三) 聞し如まこと貴くクスシクモ神さびいますこれの水鳥

クスシ(薬師)エニチ(惠日)

孝徳朝遺唐副使(紀)。

クスニシリ(久須尼自利)

倭國造手彦が駿馬に騎つて城池を飛越えて逃げたのを新羅の國將が見て歎賞して久須尼自利というたとある(欽明紀)。新羅語未詳と註してある。

クスハ(樟葉)の宮

繼體天皇踐祚當時の皇居(紀)。クスハは和名抄に河内國交野郡葛葉

(久須波)とある地。今の北河内郡樟葉村である。—次項参照。

クスバ(樟葉、久須婆)の度

上記樟葉村の淀川渡頭。紀記に武埴安彦の軍兵が追ひつめられて塚を離れ居たので度、和と稱へたのが訛つてクスハとなつたと説明せられて居るが、恐らくは樟の木があつたから名を貢うたのであらう。淀川と木津川と會流點の直下である。

クスハシ(久須婆之)

クスハシ(奇)ハシ(好)の轉呼。

奇しき好しきことなふのであらう。

田(萬二) 古にありけむわざのクスハシキ 事と言ひつぐ(四三三)

クスビ(樟氷、久須毘)の皇女(郎女)

クスビ(璉奇)の轉呼か。

仁賢天皇の皇女、御母は春日大姫(紀、記)。何かのクスビによつて名づけられたのであらう。

クスヒメ(樟媛)

吉備の弟君の妻(雄略紀)。夫に異國のあることを知つて之を殺害したとある。

クスリのキミ(薬君)の娘

クスリはクスシ(奇)、アリ(有)の約。

敏達天皇の妃、老女子夫人の一名(紀)。璉奇ある君の意で春日の忌

の女なるが故に此名を貢うたのであらう。—オイメコの夫人の項下参照。

クスリガリ(藥獵)

初夏鹿を捕へて其角をとることをいふ。鹿角は薬に用ひられるが故にクスリ獵と稱へた。推古朝以來朝廷では儀式として五月五日に行はれた。

クソ(屎、大便)

クサ(臭)の轉音轉義。

クソカツラ(屎葛)

クサカツラの轉呼。

和名抄に細子草和名クソカツラとあり、今へクソカツラ又は灸花(漢名牛皮凍)と稱へるもので、一種の惡臭を放つが故に此名を貢うたのである。春日廣生花を生じ、灰色で内面紫色、小壺狀を呈する。

田(萬二) 葛葉にははひおほどれるクソカツラ絶ゆることなく宮づかへせむ(三六五)

クソヘ(屎戸)

脱糞のことである。へは鼻ヒリ、屁ヒリ、卵ヒリなどいふヒリの原語で、排の義である(其項下参照)。大祓の祝詞に屎戸を天つ罪の一つとしてあげて居るのはササノテの命が天照大御神の大嘗開しめず殿に屎をまり散されたといふ故事によるものであらう。—アマツツミの項下を見よ。

クダ(小角)

管の意から轉じて竹管を以て製した號角器をクダとも稱へた。和名抄に大角はハラノフェ、小角はクダのフェとある。

田(萬三) 吹なせる クダの音も 敵見たる 虎かほゆると(三九)

クタミ(玖潭、忽美、久多美)の郷(社)

出雲國備後郡の郷名(風、和)。—今の笠川郡久多美村。—久多美(玖潭)といふ神社もある(風、神名帳)。所造天下大神(大國主)が天御飯田の御倉を作る地を求めに巡行の際波夜佐雨久多美乃山といはれたから忽美と名づけたと風土記に説かれて居る所を見ると、クダ(下マ(間)といふ意と思はれる。

此地名は後記豐後の球覃の外に豊前、肥後、美濃等にもある。周防の下松、加賀の九谷、東京の九段なども同語から出たのであらう。

クタミ(救覃)の峯

豐後國直入郡の山名(風)。—今久住山といふ。標柱に大船山のこといしてある。恐らくは黒嶺、大船、久住三山とあはせて古はクダミ山と稱へたのであらう。—風土記に峯頂常に火燵之神河の源で、二の湯河之に會流すとある。

クタミ(來田見、球覃、朽網)邑

豐後國直入郡の地名(風)。景行天皇行宮の地(紀)。地名辭書には今の長湯、津野諸村を之に擬して居るが、或はクスミ(久住)村が其遺跡であるかも知れぬ。ス、ツは音便である。—風土記によれば、其地の泉

に絶頂(謂ふ於美)が住み、爲に其水が臭く、加饒の水を汲まむとしたとき天皇が「鼻からむにな汲み」と仰せられたので、鼻泉と名づけたのを更に球(ツクリ)と説いたとあるが、上記の如く他の國にもある地名であるから、下間の意とすべきであらう。

クタミ(朽網)山

○萬葉集十一巻に「クタミ山夕居る雲のうすらがば我はこひむな君が目をほり(三毛)とある。クタミは上記の外に伊勢國度會郡朽網神社、因幡八上郡久多美神社などが神名帳に見えるが、此歌のクタミ山はいづれをさすものか判明せぬ。

クダラ(百濟)

○韓地の一國號であるが、百濟の字をクダラと發音すべき理由がない。恐らくは樂浪——韓音(アケナン)——の誤であらう。九州の倭人の交易の相手は樂浪、帶方存留の支那人で、之を通じて漢國本國とも交通したから、樂浪の名は大和にも早く聞え、クダラと稱へて居たが、新羅の西方にある百濟が入貢したので、漫然之をもクダラと呼稱したのであらう。後日之と區別する爲に樂浪及帶方の支那人をクレと稱へるやうになつた。——クレの條下参照。——續體紀には扶餘にもクダラと訓してある。

クダラ(百濟)の池

○聖神天皇の御代に作られた池(記)。新羅人を殺して作つたとあるが、其名をクダラといふ所を見ると百濟人も其中に混じて居たのであらう。クダラは攝津及河内にもあふ地名であるが、此クダラは後記百濟

濟川、百濟野(原)と同じく、大和國北葛城郡百濟村のことであらう。

クダラ(百濟)川

○大和國高市郡から北葛城郡に流出する川。今重坂川と稱する。舒明朝此河時に大宮及大寺を造營せられた(記)。

クダラ(百濟)王昌成

○百濟國最終王義慈の孫で禪廣の子(記)。父に従つて歸化し、百濟王といふ姓を給はつたとある。

クダラ(百濟)王余禪廣

○百濟國滅亡後本朝に歸化した人(記)。義慈王の子である。善光とも禪廣とも記された。

クダラ(百濟)王良虞

○天武大喪の際上記善光に代つて誅した人(記)。亡命百濟王族の一人である。

クダラ(百濟)王南典

○亡命百濟王族の一員(記)。

クダラ(百濟)王遠實

○亡命百濟王族の一員(記)。

クダラ(百濟)野(原)

○持統朝の人(記)。近江國益須郡買山の醴泉の効驗を發見したとある。百濟歸化人の女で、ツララは其名であらう。語義不明。

クダラ(百濟)のニヒキ(新興)

○刊本に濟の字を脱して居るが、釋紀によつて補うた。

クダラ(百濟)のイケツ(池津)媛

○天武十二年述に昇格(記)。史書には見えぬが、百濟部といふ民間があつて其部長を百濟の造と稱へたのであらう。百濟滅亡後歸化した王族の裔とは別氏とせればならぬ。

クダラ(百濟)のイケツ(池津)媛

○雄略朝百濟から後宮に貢つた女性(記)。石川橋と最通した爲に極刑に處せられたとある。分註に百濟新羅といふ書を引いて蘇尼夫人の女で、暹羅女と曰ふと記されて居る。百濟池(其項下を見よ)附近に住居したのでイケツヒメと呼ばれたのであらう。

クダラ(百濟)のオホホ(大井)の宮

○敏達天皇踐祚の宮(紀)。河内國錦部郡百濟郷(和名抄)を之に擬するものがあるが、河内に遷都せられた形跡はない。舒明天皇十一年百濟川の側を宮處と定められ、大宮大寺を造り、天皇も此地で崩御せられたとある所を見ると、此大井の宮も大和の百濟川の流域にあつたのであらう。今の北葛城郡百濟村とすべきである。

クダラ(百濟)のサケ(酒)の君——サケの君の項下参照。

○サケの君の項下参照。

クダラ(百濟)のツララ(土羅々)女

○市邊の押倉皇子横死の地(紀、記)。淡海國とあるが所在は判明せぬ。豊智郡百濟寺といふ地を其遺跡なりとする説がある(地名辭書)。若し然りとすればクダラツラのクダラ(百濟田)の説であらう。カヤスは茅野の意で固有名ではあるまい。

クチオホノラハタスズキ(口大之尾翼鱈)

○スズキの項下を見よ。

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

スズキはススケ(神鱈)の轉で、尾ハタ(鱈)スズキは神鱈にする魚をいひ、口の大きいのは鱈の特徴であるから、語義からいへばオホチ

ノチハタヌスキという始めて鯨の意になるのである。記の國語の段に爲釣海人之口大之尾製鯨とあるのは、海人の口多(鯨舌)に口大をいひかけたのであらう。——記傳に大口の誤としたのは連断である。

クチコ(口子)の臣

仁徳朝の人(記)。天皇の命をうけて石之日賣皇后の許に使した。——紀には口持臣とある。——九瀬臣氏で妹を口比賣といふとあるから、クチは兄妹共通の稱呼で、コは敬稱であらう。——勅旨を口づから傳へたからクチといふ名を負うたとする説には従はれぬ。

クチヒメ(口比賣)

前項口子臣の妹(記)。——紀には國依媛とある。——石之比賣皇后の近侍。

クチメ(口女)

山幸彦の釣を呑んだ魚(紀の書)。他の傳には赤女、鯛魚又は赤海鯚魚とある。——メはミ(實、身)の轉で、食用魚介の總稱、クチは字の如く口に特徴のある魚をいふのであらう。今クチメ(又はケチ)と稱するのはアイナメの一種であるが、赤女ともある所を見ると笠子の類をいふたのではないかと思はれる。紀の書の註に口女は鯛魚也とあるが、根據を詳にせぬ。

クチモチ(口持)の臣

上記口子の臣と同人(紀)。的臣の祖とある。モチは管掌の意であるがクチモチとつけられた理由を詳にせぬ。的臣の祖とあることに誤な

しとすれば、盾人(戸田)の宿禰と同人とせねばならぬ。

クチラ(鯨)

クツラの轉呼。——其項を見よ。

巨獸の意。鯨は其最大なるものであるから、之に轉用せられた。クツラが正字であるが、シ、ナは音便により相通するから、クヂラとも書したのであらう。

(神武天皇御製)字陀の 高城に 鳴良張る 我まつや 鳴はさやらす いすくはし クヂラさやる(記、紀)

いかに上代なればとて大和の字陀に張つた鯨がかゝる筈はないから、此クヂラは原義により巨獸を意味するものとせねばならぬ。今も猪を山クヂラと稱へる。意外の大捷をよるこばれたのであらう。

クヂラ(鯨)岡

常陸國行方郡小高里の地名(風)。往昔海鯨がこゝに知止つたから其名を負うたとある。地形が鯨の臥したのに似て居たのであらう。

クツ(久都)野

播磨國栗原郡の地名(風)。ミマツヒコ(命)が此山越れば崩つべしといふたからクツと名づけたとあるが信じ難い。後にウメ(宇努)とあらためたといふ。ウメは大野の義であらう。

クツキ(久都伎)の直

上海上國造(舊)。上海上國造の祖の孫とある。クツキは地名を取つて姓としたのであらうが所在を詳にせぬ。

クツハミ(鯨)

口依の意。

和名抄に馬街也とし、クツハミ又はクツミと訓してある。今ハミと稱へる。其兩端に取付けた手綱を通す輪をクツツといふ。——クツツの項下參照。

クツヒキ(臥機)

クツ(音)ヒキ(引)か。機機の名である。機(機)を足にかけて引くからクツヒキと稱へられたのであらう「東雅」。和名抄にも臥機漢語抄云クツヒキとある。

(肥前風) 其夜夢見臥機——謂久都叱机と註してある。

クツマ(偃僕) 〔人〕

齊明紀に津臣偃僕といふ人名をあげ、此云「俱豆磨」と註してある。偃僕は偃字で、クツマはクツミの轉即ち前身の意であらう。

クツワ(轡勒)

クツワの説。

和名抄に轡訓ミ久豆和都其、俗云久都和とあり、新選字鏡には勒に此兩訓を與へて居るが、正しくいへば勒はクツワ、轡(手綱)はクツワツラであらねばならぬ。然るに往々逆用ひられ、靈異記(中巻)の如きも轡を久ツ波彌と訓註して居る。——クツハミの項下參照。

クド(久度)の神

山城國平野社(今官幣大社平野神社)の祭神の一座。式の祝詞によれば大和から勧請せられた神とあるから、神名帳に平群郡久度神社とあると同じ神であらう。平安遷都前延暦二年に従五位に叙せられ、官祀に預かつた所を見ると、故あつて天皇が御崇信あらせられたのであらう。祭神不明。和名抄に菅(和名久度、靈後穿也とある)によつて靈神なりとする説は尙一考を要する。

クナガヒ(婚合)

靈異記上巻「提雷緣」の條下に婚合をクナガヒと訓してある。

此訓によりてクナガヒ又はクナガヒは交接をいふ語と一般に了解せられて居るが、古書に此語を用ひた例がない。鶴嶺をニハクナガヒ(和名抄)といふものによつるとする説があるが、若しクナに其義があるとすれば、子産から出たのであらう。いづれにしても平安朝以後の語と見るべきで、古語では交接はオコシといふた。——其項下を見よ。

クナタフレ(久奈多夫禮) 〔人〕

クナはクナル(勘良)の語幹クナと同語で、カマクナ(頑迷)の如くに用ひられる。タフレはタハレ(狂)の轉呼であらう。

天平寶字元年の疑獄に坐して庶人に貶せられた黄文の王の變名(續紀紹)。本文には多夫禮と改名せしめたとある。

クナト(久那斗) 〔神〕

クナトのオホナ(來名戸之祖)の神の略稱であらう。——次項參照。

(道樂祭祝詞) 八衛比古、八衛比賣、久那斗御名者申す

久那斗に神又は彦(懸)の如き稱號をそへぬのは異例であるが、文意から推せば神名と見るの外はない。恐らくは脱字であらう。

クナド(岐)の神—チマタの神の項下を見よ。

調註にはフナトとあり、釋紀には前項久那斗を引證してクナトと調したの誤で、クナト(フナト)には岐といふ意味はない。——フナトの項下参照。——此は八衢比古、八衢比賣に相當するものであるから、チマタの神と調すべきである。

クナトのオホチ(來名戸之祖)の神

舊訓に據る。和名抄に道祖をサヘノカミと調してあるによつてオホチをサへと調みあらためたのは大なる誤である。——調註の此條下参照。

クナトはフナト(極處)の轉呼。オホチは大懸である。

岐神の本號「紀一書」。フナト即ち墓地の靈神の意であらう。——フナトの項下参照。

此本號曰來名戸之祖神とある一句は後人の追記又は註記であらうといふ説がある。或はさうであるかも知れぬが、之によつて岐神がフナトの神と混同せられた譯が明になり、極めて重要な註記である。

チマタの神及フナトの神の項下参照。活字本に之を削つたものがあるが、甚しい專斷といはねばならぬ。

クナトのサへの神—前項を見よ。

クナバラ(國原)

ハラは原義により平坦廣潤の地域を意味するから、クナバラも亦平野といふと同義となるのである。

クニ(國、郷)

クニは木(木)の轉音で、ニは土であらう。水(水)の生ずる土塊即ち國土の意。轉義により或る社會集團を收容する一定地域をいひ、(一)國家及(二)行政區域(武藏の國の如き)を表示するにも轉用せられた。

クニ(久遠)の原

聖武朝に造營せられた山城國相樂郡の皇宮の地。今の木津町から瓶原村にかけた地域であつたらうといはれる。史書には善仁宮とも記されて居る。

クニオシヒト(國押人)の命(天皇)

孝安天皇の御名(記紀)。冠稱を大倭御日子(記)又は日本足彦(紀)と申上げる。紀には御兄皇子をも天足彦國押人命といふとある。——記には天押御日子命——オシは抑制の意で、國押人は國を統治する人といふ義であるから、御兄弟御同名であつたとすれば天足彦の天はアマと調み、海人の義とせればならぬ。

クニオシワケ(國忍別)の命

スサノナの命の子(出風)。出雲國島根郡方結里を領したとある。記のスサノナの命系譜には見えぬ名であるが、同神の裔と稱した出雲

族の一人であつたのであらう。名の義は統治者たる貴人といふことである。——オシの項下参照。

クニオモワケ(國乳別)の皇子

クニニツケとも調み得るが、乳はオモの假字に用ひられたものと見る方がよい。オモはセに對立する語である。

景行天皇の皇子、生母は慶(武媛「紀」)。水沼別の祖とある。同腹の弟皇子を國背別といひ、舊事紀に水間君祖とせられて居る所を見ると、一姫を面と背とに分して各其一を領せられたのであらう。——舊事紀には此皇子は伊與の字和別の祖としてある。

クニカケ(國懸)の神

調註、式共にクニカカスと調してあるが、語義上クニカケであらねばならぬ。

天武朱鳥元年奉幣せられた紀伊國の神(紀)。持統朝藤原宮造營を來告せられたとある紀伊大神(紀)も此神のことであつたかも知れぬ。神名帳に名草郡國懸神社とあり、今海草郡宮村字秋月にある官幣大社國懸神社である。明文抄に載せた大倭本記に天皇之始天降來之時其副護寶鏡三面とある本註に一鏡者天照大神之御靈、名天懸大神、伊勢國磯宮崇敬拜大神也、一鏡者天照大神之前靈、名國懸大神、今紀伊ノ國名草宮崇敬拜大神也とあるから、鏡を神體とすることは明で、神代紀一書及古語拾遺に見える日前の神と同一神であることは疑がない。——ヒノクマの項下参照——ヒノクマは地名であるから、昔は日前國懸神と稱へて一社であつたのが、後世故あつて日前神社と國懸神社とに分祀せられたのであらう。國懸は天懸に對立し、天及國は美稱、懸はカケと調

み、「影」の意を以て鏡の稱呼に用ひたものとせられる。——カカスと調しては意をなさぬ。

クニカタヒメ(國方姫、國片比賣)の命

崇神天皇の皇女、御母は御間城姫(御真津比賣)皇后(紀、記)。クニカタヒメは地方の意味から轉じた地名であらうが、所在を詳にせぬ。

クニカツ(國勝)の吉士クヒナ(水鷄)

水鷄此云ニ俱比那、と調註してある。皇極朝百濟差遣の勅命を受けた人(紀)。齊明紀に難波吉士國勝とあるから、クニカツが此吉士の名であることは疑なく、クヒナは獲名であらう。

水鷄の下に吉士を脱したのとして、國勝の吉士と水鷄吉士との二名の意とも解せられるが、同列の使者が皆一名である所を見ると、此も同様一人とする方が妥當である。

クニカラ(國柄)

此カラは因の意で、クニカラは「國により」といふことである。俗語に國カラ、家ガラ、品ガラなどいふガラも此と同じ語であらう。

萬(萬)玉藻よし、讚岐の國は、神カラが見れともあかぬ、クニカラが、こゝだ貴(三山)

クニクル(國玖琉、國奉)の命(天皇)

孝靈天皇の御名(記紀)。冠稱を大日本根子彦と申上げる。クルはキ(來)の活用形で、「國來る」は人民來服の意である。民衆糾合に「國來」

といふ表現を用いた例は有名な國引傳説にもあることで、紀に國奉といふ文字を用ひたのも其義によるものであらう。神武天皇から七代を経て大和朝廷の勢力が大に加はり、播磨、吉備等が歸順したことを意味するやうである。開化、崇神一朝の國土統一大事業も此頃から着々準備せられたのである。

クニコリワケ(國疑別)の皇子

景行天皇の皇子、生母は豊武媛(舊)。紀記には此名は見えぬが、武國疑別皇子(紀、舊)の異傳であらう。――其項ト参照。

クニサキ(國崎) [地]

豊後の郡名(風、和)。――今東、西國東郡と稱へる――國造本紀に國前國とあるのも此地である。風土記によれば景行天皇が周防國佐保より御出船の際、この地を見そなはして國崎かと仰せられたから國崎郡といふとある。

クニサキ(國前)の臣

日子刺別命(孝靈皇子)の裔(記)。豐國之國崎臣とある。景行紀には天皇西征に供奉した菟名手といふ人の後とせられて居る。

クニサキ(國前)の國造

成務朝吉備郡命六世の孫佐依の命が任命せられたとある(舊)。

クニサルタカ(國避高)

ワチサル・タカマツのヤマ木の項下を見よ。

クニス(國巢、國棟) [クズの項下を見よ]

クズと讀みならはして居るが、原語はクニスであらう。其はクルスと轉訛したことを以て證とすべきである。郡棟即ち土着人を意味するのである。

クニセワケ(國背別)の皇子

景行天皇の皇子、生母は豊武媛(紀、舊)。一名を宮道別といふとあり、舊事紀には水間君の祖とせられて居る。名の義は兄皇子の國オモ別に対する國セで、郷國を而と背とに分して各其一を領せられたのであらう。――クニオモワケの項下参照。

クニタマ(國魂、國玉)

國土の靈の意。
國郷には皆其々の國靈があるとして居る。此クニタマは國土其ものの精とも考へられたことはあり得るが、上代人の信仰に於ては人間の靈と同一神性を備ふるものとせられ、多くは昔日其地の支配者であったもの、靈魂が國魂となると思はれたやうである。大國主神を大國玉又は國玉といふが如きは其一例である。天若日子の父が天津國玉神とよばれたのもアマ(族)の支配者の靈といふ意味であつたのであらう。
國このいふ國は決して國家の意味ではない。其故に國々に國魂神があつたので、倭國魂(又は倭大國魂)といつても日本帝國全版圖を支配する神といふ意にはたらぬ。臺灣神等には倭大國魂を勧請したのは明に誤解にもとづくものである。

クニチ(國乳)別の命――クニオモワケの命の項下を見よ。

クニツカミ(國神、國津神、地祇)

國天の神に對する語で、此國土に生成した神、換言すれば高天原系にあらざる神をいふ。足名椎がスサノヲの命の間に答へて「倭者國神大山津見神之子焉」というたとある(記)が如きは其例である。カミには神の外、魁帥といふ意もあるの、日本武尊に降伏した陸奥の土酋の如きも鳥津神、國津神とよばれたのである。――國土の靈を意味するクニタマとは別義である(前項参照)。

クニツクリ(作國、國作)

國國作りは國家經營の意である。大國主神を國作大己貴命(紀一書)、所造天下大神(出、播風)など、稱へるのは此意味である。――クニツクリイザナギ、イザナミの命が天の諸神からは是のタガヨヘル國を修理(國成)と命ぜられたとある(記)のも同様の意であつたのを、作製すること、取らへて國土生成傳説が生まれたのではあるまいか。

クニツツミ(國津罪)

國國つ神の罰。――アマツツミの項下参照。

クニナカのハシラ(國中之柱)

國紀に諸神二神が葦原國を以て國中柱とし、左右にわかれて之を巡り夫婦となつて洲國を生まれたとある。此島を根據として八洲を備服したことの譬喩であらう。紀には見立天之御柱、見立八尋殿とし

て、家の柱の意味に記されて居り、舊事紀には以て天璽予指ニ立於葦原島之上、以爲國中柱とある。
國紀に天の瓊矛を島上に立て、柱としたから其矛が小山になつたといふのは右の舊事紀の傳承にもとづくものであらうが、深く信ずるに足らぬ。

クニノオシホ(國忍富)の神

國富の字をトミと訓むは非。トミは女性の稱號である。
國國は國つ神の意を以て冠せられたので、オシホは大秀の義である。
國大國主神の孫、鳥鳴海神の子(記)。

クニのおホ又サ(國之大奴佐)、クニのおホハラヒ(國之大祇)

國オサ及ハラヒの項を見よ。
國仲哀天皇不時の崩御を驚き惶みて國の大幣を取りて種々の罪を求めて國の大祇を執り行はれたといふ(記)。此クニは國家の意である。

クニノクヒザモチ(國之久比耆母智)の神

クヒザモチの神の項下を見よ。

クニノクラト(國之開戸)の神

クラトの神の項下を見よ。

クニノサギリ(國之狹霧)の神

サギリの神の項下を見よ。

クニノサタチ(國狹立)の尊

クニノサツチの神呼。——クニノサツチの神の項下を見よ。
 くにのさだもの [歌詞]

神國の定物即ち國の控にて禁ぜられたもの、意守部。
 出 催馬樂「大芹」おほせりは國のさだもの、こせりこそ、ゆでても
 うまし

大セリは大勝頁、小セリは小勝頁のこと、之を大芹、小芹に擬へたのである。——之は守部の發明であるが、大セリは樗蒲、小セリは雙六とおしあてたのは考へすぎである。——大勝頁は國の制禁といふことであらう。

クニノサツチ(國之狹土)の神——サツチの神の項を見よ。

クニノサツチ(國狹楯)の尊

サは榮、幸の語幹で繁榮の意。ツチは神靈の義である。——チの項下参照。

神代七代の神の一「紀」。一書には國狹立尊とある。國土の繁榮を象徴した神で、國常立の尊と對立するものである。

記の神世七代中には此神をあげず、天之狹土、國之狹土二神にわけて大山津見及野稚神の所生として居る。——サツチの神の項下を見よ。

——神代七代といふ數に合はず爲に移されたもの、やうであるが、語義上紀の所傳を可とする。

クニノソコタチ(國底立)の尊

ソコはトコに通ずる。——次項を見よ。

クニノミクマリ(國之水分)の神——ミクマリ(神の項)を見よ。

クニマロ(國摩侶) [人]

マロの項下を見よ。

豊後國直入郡福野の土蜘蛛(景行紀)。名の義は國の貴人といふことである。

マロといふ語が一般に人名表示に用ひられるやうになつて以來國摩呂と名乗つたものも少くはない。例へば坂上直國麻呂、大伴連國麻呂(各其項下を見よ)等があるが、其は純然たる固有名で其實を伴ふ稱號ではない。

クニミ(國見)

原義は字の通りであるが、古は統治者が親しく領内を巡行して人民と接觸することの代りに、高地から國內を登覽することがあつた。之は主權確立の一形式として行はれたもの、やうで、諸國に國見といふ地名が残つて居るのは之によるものである。

クニミ(國見) [人]——アへの臣クニミの項下を見よ。

クニミ(國見) 岳

大和國宇陀の山名(神武紀)。所在は尙確説がないが、宇陀郡北部の山地であらうといはれて居る。

クニミ(國見野)の尊

語 類

クニノトコタチ(國之常立)の神(尊)

トコは地盤の意。タチはツチの神呼で神靈の義である。

神世七代の首位の神(紀、紀)。紀の一書には國底立尊とある(トコ、ソコ相通)。國土の基礎の神といふ意で、之に對して國土繁榮を象徴する國狹立尊といふ神がある(紀)。

神代紀の本文には此神を以て最初の神としてある。古事記には此神に先ちて別天神五柱をあげ、紀の一書中にも天御中主尊を初代とするもの、或は可美兼牙彦尊(又は天常立尊)を以て首位とするものがあるが、その傳承に脱漏があつたかのやうに解するものがあるが、舍人親王以下の編纂者が其に氣づかなかつた筈はないから、相當の理由があつたものとせねばならぬ。案するに原始神に關する傳説は種族によつて所承を異にし、少くとも三説が存在したのであるが、此國土についていへば國常立尊を祖とするのが當然とせられたのであらう——天御中主及ウマシラカビヒコエの項参照——天之常立と國之常立とが對立する神であるかのやうに考へるのは未だ續しからざるものである。

クニノホ(久爾能富)

國の秀即ち國內のよい所といふ意である。

出 (應神天皇御製) ちばのかづ野を見れば百千足やには見ゆ クニノ

「靈場」の富野を見れば富野も見えぬといふ意で、遠望の光景を詠ざられたのである。チバ、ヤニハを千葉、富野の義とするものがあるが、天皇がいかに御目がよくとも數里はなれた宇連野から富野の樹葉や屋の庭を見とめられた筈がない。

刊本には見野とあるが、玉屋本に據る。國はクの假字に用ひたのでクミヨと訓むべしとする説もあるが、必しも豐酌淨と同語とすること出來ぬから、尙字について訓するを安全とする。

豐國主尊の一名「紀一書」。本文に豐酌淨尊とあるにあたる。此神には幾多の異稱があるが、必しも同一義ではないやうである。クニミといふ訓に誤りなしとすれば、語義は字の通りで、ホはホに通ずる敬稱であらう。——ミヨの尊の項下を見よ。

クニミヤツコ(國造)

國土の開拓者、地方の草分けの神祇といふ意であるが、——ミヤツコの項下参照——成務朝に國々の界を定め、地方長官として國造を公認せられた。さりながら國造と名乗るものは決して一人一人のみではなく、所在の土豪中此稱號を用ひたものも少くはなかつたやうである。孝徳朝國郡制定の際國造中性廣清原、堀、時務三者を大領、小領に任じ、神祇聰敏巧書等者を主張主政に採用せられたので、爾後國造はカバネとしてのみ用ひられるやうになつた。

クニヨリヒメ(國依媛)

臣の祖口持臣の妹、磐之姫皇后の侍女(仁徳紀)。記には丸瀨臣口子の妹とある。クニは名、依媛は神のよりましたの女性といふ意であるから、和瀨のオム(思)の女とする記の傳承を正しとすべきであらう。

——ヨニのオミの項を見よ。

クヌ(久努) [地]

ケヌ(毛野)の神呼か、又は木野であらう。

語 類

遠江國山名郡久努郷(和名抄)。今則智郡久努西村といふ。古は一國をなし國造を置かれた。

クヌ(久努)の直

物部八世大小木の連及同世印岐美連の裔(舊)。印岐美連は遠江國造に任ぜられた人であるから、其子孫が此地に土着したこともあり得るし、又大小木連若くは其子が印岐美に隨從して下り、此氏の祖となつたことも不可能ではない。

クヌ(久奴、久努)の巨マロ(麻呂)

天武朝の人(紀)。朝参を禁ぜられ、次で官位を顧はれたとある。阿倍久努朝臣麻呂と同入であらう。其項下参照。

クヌ(久努)の國造

仲哀朝伊香色男命の孫印輪の足尼が任命せられたとある(舊)。物部系譜に十世印葉連公とある人であらう。

クヌ(久奴)の王

堅石王(應神皇子)の子(記)。他書には見えぬ名で、クヌも地名であらうと思はれるが所在を詳にせぬ。

クヌ(久努)の連

尾張氏十五世庶流尾治の知々古連の裔(舊)。此連又は其子孫が此地

に移住したのであらう。阿倍氏族の支流なる久努臣(紀)、物部族から出た久努直(舊)とは別氏である。

クヌキ(樾、歷木)

食の木の意で榊科植物の總稱であらう。

クハ(桑)

ク(食)ハ(葉)の意。蠶の食用となる葉なるが故に名を貰はせたのであらう。クの項下を見よ。

クハ(鐵、鏝)

和名抄に鎧一名鐙和名久波とあり、又説文を引いて鐙ハ大鐙也和名同上とある。仁德天皇の御製にも見えるから古語ではあらうが、現用のやうな鐵製農具が上代に存したとも考へられぬ。或は木歯の意でフケシと同じく木造器具であつたのではあるまい。

(仁德御製)山代めの、クハもち 打ちし大根(記、紀)

釋紀にコを次につけてコクハと訓み、木鐵也と注してあるが、コクハといふ語の有無はともかくも、ウチシオホネの如き母韻が二つもあつた六音句に尋常の五音句を冠するのは句法上甚拙いことであるから第三句はクハモチと四音によむべきである。

クハ(久波)比賣

丹波國造アラサカ媛の女(播風、讃容郡の條下)。クハは鐵の意で、姉をワナ(詠)比賣といふと縁があるやうである。

クハウチ(桑内)の王

天武九年私宅で卒去とあるが(紀)、出自を詳にせぬ。

クハウチ(桑内)の連

「鉄うち」の意か。鉄で耕すことを今もウツといふ。

尾張氏六世庶流藤麻利尼命の後(舊)。此姓は他書に見えぬが、桑内は神名帳に大和國城上郡桑内神社とある地であらう。

クハエ(整柄)川

播磨國讃容郡の地名(風)。神日子命が鐵の柄を取らしめた山から出た川なるが故に名づくところ。

クハシ(精、細)

クシ(奇)ハシ(好)の連約か。

奇好の意から精美、織細等の義に用ひられる。次項クハシホコ、クハシメ等の用例の外に、カケハシ(香精)、ナケハシ(香好)の如くも用ひる。クハシと同源であるが、多少異つた意味に用ひられる(其項下を見よ)。

クハシ(細)比賣(媛)の命

孝靈天皇の妃(記)。十市縣主の祖大目の女(記)——紀には一云十市縣主等祖眞香媛也とある——孝元天皇の御生母である。

クハシホコ(細戈)

クハシホコは精妙の矛といふ意で、チにかゝる枕詞である。——玉

神のミチといふのと趣を同うする——ホコとチとの關係は判明せぬが矛は杖と同じく衝くものであるから、ツ、チを通はして細戈のチ(衝)といふたのか、或は矛にチといふ部分があつた(紀にチ連の矛ともある)のかもしれぬ。矛突きたつる道の意とする説もある。尙可考。

(神武紀)日本者浦安國、細戈千足國

クハシメ(久波志賣)

美女の意。

(八千矛神の歌)クハシメを 有りとまきして(記)

クハタ(桑田) [地]

和名抄に丹波國桑田郡桑田郷とある。語義は字の通りであらう。垂仁紀に丹波の桑田村の人襲襲の飼犬に噛み殺されたムウナの腹から八尺瓊勾玉が出たとあり、仁德天皇の宮中にも桑田玖實媛といふ名が見えるから(紀)、古い地名と思はれる。

クハタ(桑田)の王

天武朝史書編纂を命ぜられた人(紀)。和運録に押板彦人皇子の子とある。若し然りとせば天皇の御叔父である。

クハタ(桑田)の皇女(王)

敏達天皇の皇女、生母は老女子(紀、記)。古事記には此天皇の御孫、即ち日子入太子の御子の中にも桑田王をあげて居るが、恐らくは訛傳であらう。

クハラ(桑田)のクガ(玖賀)媛

仁德天皇の宮媛(紀)。播磨國造の祖速待に賜はつたが、桑田に歸る途中病歿したとある。クガは國造の意で桑田郡の郡名であらう。

クハツ(桑津)の邑

應神天皇が髪長姫を置かれた地(紀)。攝津志によると今の大阪市東成區百濟村が其であるといふ。

クハナ(桑名)の地

和名抄伊勢國桑名(久波奈)郡。天武天皇聖曆の際桑名の郡家に滞在せられたとある(紀)。

クハハラ(桑原)の地

和名抄大和國葛城郡桑原郷。今の掖上村附近。神功初任因韓人を置かれたとある(紀)。

クハハラ(桑原)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。舊名を倉見といふとある。

クハハラ(桑原)の村主カツ(訶都)

天武天皇の侍醫(紀)。連のカバネを賜はつたとある。姓氏錄攝津郡桑原史の條下に桑原村主同祖、萬德使主之後也とし、左京審別桑原宿禰は萬高祖七世孫萬德使主之後也とある。高祖七世の孫とあるは疑はしいが、高麗から歸化した漢人であつたのであらう。

クハハラ(桑原)の屯倉

安南朝に饑饉に新饒せられた屯倉(紀)。和名抄筑後國上野郡桑原郷(今の八女郡黒木町附近)のことであらうといふ説がある(集解)。

クハハラ(桑原)の連ヒトタル(人足)

天武朝の人(紀)。高麗に派遣せられたとある。上記訶都と同族であらう。

クハハラ(桑原)の岳

常陸國茨城郡の東十里の一丘(風)。倭武天皇登臨の地とある。所在不明。

クハマ(桑間)の宮

崇神天皇の行在所(紀一云)。天皇此地に坐して三池を作らしめ給うたとある。所在不明。クハマの意は字の如く桑のある地區といふことであらう。

クハヨボロ(饑丁)

クハ(饑)ヨボロ(丁)。ヨボロの項下参照。

御田の耕作の爲に饑饉せられる役丁。安南紀に紀宅饒に饑波屯倉と毎郡の饑丁を給うたとあり、又同紀に河内の直味郡が毎郡春秋各五百の饑丁を賦したとある。田部との相違は常設と臨時備役とにある。此制度は此ころから始まつたもの、やうであるが、尙田部とも稱へたと見へて、紀の其條下に三島竹村屯倉者以河内縣部曲爲田部之元

於是乎起とある。

クハラ(久波乎)の人

倭男の意であらう。
攝津風土記に下樋山に樋を伏せて神の許に達した人とある。——シタビ山の項下参照。

クヒ(咋、杙、楸)

ク(水)ヒ(水)。
クヒは水の意の古語で——其項下を見よ——モヒ(マヒの轉)ともいひ、樹下水をクヒ(コヒともいふ)と稱へた。即ち溪水の意である。
神名人名に咋、杙、楸など、かくのは當字で、いづれも樹下水を意味するもの、やうである。例
角杙神——水の神。ツメ、イクは美稱である(各其項下参照)。
活杙神——大山咋の神——賤水の大神。
三島湊咋——瀉を流れる水の意。

クビ(頸)の峯

豐後國速見郡の由布峯の西南にある山(風)——所在不明——風土記には此山について次の如き傳説をあげて居る。
昔此峯の下に水田があつて本名を宅田と稱へた。此田の苗は常に鹿に喫はれるので田主が樽を作つて持つて居た所が、鹿が来て樽の間から頭をさし入れて苗を食うたので、之を捕へて殺さうとしたとき鹿が人語を發して命を救されるならば誓つて子孫をして苗を喫はし

めぬといふた。田主は之を奇として許したが、爾來鹿の害がない。其故に此地を頸田と稱へ、山の名ともした。

神名帳に速見郡宇那岐日女神社(今北由布村川上に鎮座)とあるから頭はクヒと訓むのであらう。但しクヒは楸神社は由布嶽の由布明神又名六社権現であるといふ説もある(地名辭書)。

クビキ(久比岐)の國造

クビキは和名抄後國頸城郡(現存)とある地。國造本紀によれば崇神朝大和直向祖御戈命が任命せられたとある。

クヒサモチ(久比奢母智)の神

クヒは上記の如く樹下水の意で、サは差の語幹、モチは管掌の義であるから、クヒサモチは水を差すことを掌るといふ意であらう。
速秋津日子、速秋津比賣の兒(紀)。天之久比奢母智、國之久比奢母智の二柱と分たれて居る。「天」國は美稱、いづれも瀧水の神である。
國記傳には鎮火祭の祝詞を引用してクミヒサゴ(波能)の約略と説いて居るが、クミヒサなクヒサと約することは不可能であるのみならず、牠の神とするのも牽強である。

クビス(踵)

クビス(首)シ(下)の轉呼。
足首の下又は尻といふ意である。クビス又はクビスヒはいづれも其職である。

クヒタ(杙田)の史

ムラタの史の項を見よ。

クヒナ(水鶏)

皇極紀に水鶏此云俱比那と訓註してある。
クヒは樹下水、ナはナトリ(食用禽)の意。——ナトリの項下を見よ。
和名抄に食糧を引いて鷹鳥、和名クヒナ、語抄云水鶏とある。溪水に住む食用禽なるが故にクヒナと呼ばれたのであらう。

クヒマタナガヒコ(杵俣長日子、昨股長日子)の王

倭建命の御孫、息長田別王の子(記)。應神紀には河派仲彦とある。クヒは樹下水の意であるから、クヒマタもカハマタも略と同義で、地名であらう。和名抄攝津國住吉郡枕杭(久末多)郷とある地とする説がある(記傳)。

クアツツチの劍(太刀)——カアツツチの劍(太刀)の項下を見よ。

クアツツイ(久夫都々伊)

クアツツイはツエ(衝柄)の疊頭語。——イ、エは相通する、——クアはカア(株)の轉呼。
クアツツイはツチ(地)の原語で、クアツツイは株の地の意。
木根又は瘤節などを兵器として用ひたのである。景行紀にも「探海石櫛樹」作「稚爲兵」とある。
(來自歌) 來目の子等が、クアツツイ 石つついもち 撃ちてしや まむ(紀、記)
記の前文に「其人佩刀誨其勝夫等一日聞歌之者一時共斬」とあるによつてクアツツイといふ一種の刃物と解することの誤なるはイシツツイ

クボノナ(隱名)

に紀にも特に此訓を傳へたのであらう。

くぼの名を何とかがいふ くぼの名を何とかがいふ つびたりけふくなうたもろ 日の中のひつきめなけふくなうたもろ
とある。クボは抄にクナとあり「くをはくぼともいふ。奥ふかくかくれたる所をいふ。落くぼ、谷くぼなどいふが如し」とある。守部は字鏡に「屋音朱、開也久保」とあるによつて、此一首をすべて生殖器のことなといふと解釋したが、裏に其意が潜むとしても言葉に文があつてこそ歌にもなるので、露骨に生殖器の名稱を羅列したものとするのは風流氣のないことである。案するにクボは窪、タモロもタムロの説で窪をいひ(タは接頭語、ムロは窪)、即ち窪である。ケフクナは「狭口の」ヒツキメは一本にヒツクメともあるから引込の義で、「日」中の引籠りといふこと、ナはノの轉である。ツビタリはツボミタリの約なることは勿論である。右によつてこの意を譯すると
窪の名をば何といふ。窄みたる狭口の窪、日中の引籠り、狭口の窪となる。クボ及ツビ(和名抄玉門は女陰の名也揚子漢語抄云犀(通鼻)が女陰を意味することはいふまでもないが、其をおもしろくいひ懸したたのである。

クボヤ(窪屋)の臣

雄略天皇の妃稚媛は一本云吉備窪屋臣の女とある(紀)。此姓は他に見えぬが、和名抄備中國窪屋郡(今都窪郡に属す)とある地の名門であらう。

の項下に論じた通りである。

クヘ(久敵)

クヘへの轉呼。
播邊といふ意から轉じて垣といふ意に用ひられるやうになつたのであらう。クヘ垣と用ひた例もある。
(萬二) クヘ感しに妻はむ仔馬のはつはつに逢ひ見し子らしあやに 恋しも

クベリ(玖倍理)の湯井

豊後國速見郡々々、河直山の東岸にある熱湯(風)。人が近づいて大聲を發すると驚鳴涌騰すること二丈餘、其氣熾にして近づくべからず、縁邊の草木皆枯委むので櫃の湯井といひ、俗に玖倍理湯井と稱へるとある。河直山は今銀輪(朝日村の大字)とよび、其山中の鬼山地獄と稱する温泉が此クベリ湯井にあたる。クベリの原義不明、口語のクベルと同語とする説もあるが尙一考を要する。

クボサ(利)

推古紀に白癩のある百濟人が歸投したので、之を海島中に棄てようとしたら、自分は小技があるから、留めて用ひられたら爲國有利といふたとなり、利にクボサと訓してある。類聚名義抄によれば贏をクアサと訓むとあるが、國語とは思はれぬから、恐らくは外来語であらう。今の朝鮮語でも二倍の利を得ることを音音ひ(コプカリヤ)といふ。又前面の白癩をもコプ(聖)と稱へるから、舌(白癩)のある此男が私を用ひられたらコプ(得)があらうといふたので、言の戯である。其故

クマ(神)

カムの轉呼。
和名抄に糝米即ち神に享する糝米をクマシネと訓し、石見及淡路の地名神嶺をも同様に訓んである。

クマ(熊) [族]

クマの原義は不明であるが、クニ(國)と同義語らしく思はれることはトククマの尊の項下に考證する。
肥後國球磨郡を始め、熊本(熊登)、熊毛(周防、大隅)、能野(紀伊、出雲)等クマといふ語のつく地名は全國到處所にあり、クマシは國名又は族名として用ひられ、ツチクモ(土蜘蛛、土雲)といふ異俗の存在が傳へられて居る所を見ると、上古クマ又はクモと稱する先住民が棲息したものと推定せられる。系統は詳でないが、ヒナキ、アマ等とは別種で、紀記の傳説に大山津見とあるのは此種族の祖神又は酋長をいふものではないかと思はれる。

クマ(堀、隈)

キ(木)マ(間)の轉か。
木の間は薄暗く蔭のある所であるから、隈の意に轉用せられ、更に轉じて隱りたる所、奥まりたる所、曲折せる地點等をいふに用ひられるやうになつた。例
ヒノクマ(櫛前)——此クマは原義によるもの、やうである。
月のクマ(彙)——隈の意である。
八十クママ(堀手)——奥まりたる所をいふ。

クマ(熊)の縣

和名抄肥後國球磨(久萬)郡。クマ族の根據であつたが故に名を貢うたのであらう。景行紀に天皇此地巡幸のことが見え、其地の首長を熊津彦といふとある。

クマ(久麻)の直 (逸名)

信夫國造(舊)。阿支(安藝)國造と同祖久志伊麻命の孫とある。——クシイマの命の項下を見よ。——クマといふ地の名門の意と解せられるが、信夫には此地名が見えぬ。或は阿武隈河の上流にクマと稱へた地があつたのかも知れぬ。——後記苦麻村とは餘りに離れて居るから、之に因むものではあるまい。

クマ(苦麻)の村

常陸風土記多胡郡の條下に陸奥國石城郡苦麻之村爲二道後とある。今の雙葉郡(昔の標葉郡)熊町であらう。

クマ(熊)のオシツ(忍津)彦の命

景行天皇の皇子、母氏不明(舊)。日向の穴穂別の祖とある。クマは肥後國玖波郡で、オシツは玖波川の大津の意であらう。

クマ(熊)のヒモロギ(神籬)

ヒモロギの項下を見よ。
天日槍將來の神寶の一(記)。ヒモロギは護符で、熊害を攘ふ効驗を有するが故にクマのヒモロギと稱へたのである。

クマカシ(熊白樹)

カシの條下を見よ。
或る種類のカシの木である。アマカシ又はカラカシなどいふ語もあるから、クマは區別稱呼に用ひられたのであらう。葉廣クマカシ(委仁及雄略記)とある所を見ると潤葉樹を意味するものと思はれる。
記傳にカシはさのみ葉の廣いものではないから、ハビロは葉の茂つた形容、クマも亦クミ、コモリと同語で葉の繁きをいふと説いたのは無理である。カシは本来カシハの木の意で(其項下参照)、其葉を飲食器に用ひたものであるから、葉廣であつて然るべきである。

クマカミ(熊髮)

髪を髣髴の誤としてホノカニと訓み、或は従山の誤としてヤマヨリと訓するのは理由のない憶測である。
髪は僧字、クマ(族)の魁帥の意であらう。
紀伊の熊野村で神武天皇を懐まし奉つた賊帥(記)。カミはヒトコのカミ(魁帥)のカミで酋長の意である。——シマツカミ、ヒタカミ、アラアルカミ参照。

熊野がクマ(族)の酋長の占據地であつたことは紀に熊野神邑とあるによつても明である。記に大熊髪出入而即失云々と怪異物でもあるかのやうに傳へたのは神と酋と相通するから魔力を有したもののやうに説きなしたので古傳説にはめづらしからぬ例である。天皇大和入の御道筋に國神と稱するものが幾人もあらはれて歸順したとあるのも、決して靈神をいふのではない。先賢之に思ひ及ばず髪(ケ)の字を誤り得なかつたのは笑止である。

クマキ(熊來) (地)

和名抄能登國熊來郡。今鹿島郡熊本村。
(萬二六) はしたての クマキのやりに 新羅弁 おとし入るわし
(三六六)

(同) 檜楯の クマキ酒屋に まねらる奴わし(三六六)

クマリ(熊會、熊襲) (地) (族)

イザナギ、イザナミの命の所生國土中筑紫の國は一身四面で、其一を熊會國と稱した(記)。景行紀には熊襲國とあり、或は單に襲國とも記されて居るから、略してツの國とも稱へられたので、神代紀に日向の襲とあるのも同じ地を意味するものと思はれる。然るに景行、仲哀紀(記)、風土記によれば、熊會の酋長は熊襲タケル(魁帥・建)とも土蜘蛛とも呼ばれたやうであるから、クマツのクマは土蜘蛛のクモと同じく、種族名と見ればならぬ。——クマの項下参照。——若し然りとせばツはクニス(國柄)、エミシ(蝦夷)、キソ(木會)とも用ひられる語で、住の義から局地集團の意に轉用せられたものと思はれる。換言すればクマツはクマ族集團の意で、其占據した地方をクマツの國といひ、略してツの國とも稱へたのであらう。九州に於てはクマといふ稱呼は上記の如く肥後に残り、ソといふ語はソオと伸して(キの國をキイと稱するやうに)大隅の噺咲郡に名義を留めたが、古のクマツの國は更に廣い地域に及び、記の所傳の如くシラ(筑紫)、トヨ(豊)、ヒ(肥)に屬せざる地方は皆之に含まれたのであらう。——ソの項下参照。

クマソオ(球磨贈於)

肥前風土記(彼杵郡の條下)によれば景行天皇が球磨贈於を誅滅せられたとある。クマソオは上記クマツの伸音であらう。——前項参照。
クマソタケル(熊會達)、クマソヤソタケル(熊襲八十梟帥)

タケルは勇者の意。——其項下を見よ。
クマツの魁帥をいふ。倭建命は強勇無比の熊會建二人を誅戮せられたので、其者どもが臨終に奉つた歎美の辭によつて大和建と名乗られたとあり(記)、景行天皇筑紫親征の際には熊襲八十梟帥が割據して居たとある(紀)。

クマタ(熊田)の造 ——ククマタ(來熊田)の造の項下を見よ。

クマツヒコ(熊津彦)

景行天皇に征服せられた熊襲の酋長(紀)。兄を兄熊、弟を弟熊といふとある。クマの貴種といふ意である。

クマツヒコ(熊津彦)の命

景行天皇の皇子(舊)。母氏後裔共に不明。或は上記熊忍津彦命と同一人又は同腹であるかも知れぬ。名の義は熊襲の貴種といふ事である。

クマナスのミネ 又は **クマナリのタケ**(熊成峯) ——リニナ

のタケの項を見よ。

クマヌ 又は **クマノ**(熊野) (地)

諸國に多い地名であるが、古書に見えて居るのは熊野國(舊)、熊野
神色、熊野の有馬村(紀)、熊野村(記)——以上紀伊國——出雲の熊野
大神(風)、丹後の熊野(久萬乃)郡、但馬二方郡熊野郷(以上和名抄)等
で、神名帳には出雲國意宇郡熊野坐神社の外に、紀伊國牟婁郡に熊野
坐神社及熊野早玉神社をあげて居る。熊野権現の信仰が普及してから
此神を祭る地といふ意味でクマヌといふ名を負うたものも多いうで
あるが、上古クマヌと稱せられたのはクマ(族)人が占據した野といふ
ことであらう。——クマヌの神色の項下參照。

クマヌ(熊野)の大神

神名帳出雲國意宇郡熊野坐神社——今八東郡熊野村國幣大社熊野神
社——の祭神。出雲風土記には伊弉奈積乃麻奈子坐熊野加武呂乃命と
あり、出雲國造神賀詞には伊弉那伎ノ日眞名子加夫呂伎熊野大神御
氣野命とある。——クシミケヌの項下參照——スサノヲの命のことで、
クマヌといふ地に祭られたから熊野の大神と呼稱したのである。

クマヌ(熊野)の神邑

神武天皇が名草戸岬を誅せられた後、狭野を越えて進出せられた地
點(紀)、記の熊野村にあり、クマカミ(其項下を見よ)が占據した地
なるが故にクマヌのカミの邑としたのである。神武紀(紀)の記事より
察するに雄(男)水門、龜山、名草を距ること遠からぬ地であらねばなら
ぬ。クマヌといふ稱呼は今牟婁郡の地名として残つて居るのみで
あるが、後記熊野の有馬村の如く、和名抄に名草郡とある地方も上古
熊野と呼ばれたものやうである。
クマヌは上記の如く一地に限る名稱ではない。然るに牟婁郡の熊

野が後世有名になつた爲に、神武紀(紀)の熊野神邑も同地であると百
信し、古傳説に曲解を興へたのが殆ど定説のやうになつて居るから、
煩はしいけれども左に然らざる所以を論述する。

- (一) 熊野神邑に出入されたのは名草戸岬を誅戮せられた時のことで、
同じ條下につけてかいてある。
- (二) 六月二十三日に名草戸岬を誅し、八月二日に宇陀に進出せられ
て居る。其間僅に四十日(勿論、この日附には大なる信用をおく
ことは出来ぬが、其年の内に大和を平定せられたのであるから、
長時日を費したものでないことは確實である)。昔の航海からい
へば此短時日に紀州の海岸を周廻した上、大臺が原を踏破し得る
筈がない。——雄の水門から名草の進出までにすらも四十五日を
費したのである。
- (三) 吉野原巡は記に熊野から宇陀に出られる途中のこと、ある(川
下から順に記されて居る)。紀に宇陀から輕兵を率ゐて進出せら
れたとあるが(川上を先にしてある)、前後の文から見ても兄猾討
伐と國見岳の八十梟撃破との間に其やうな餘裕はなかつた筈で
あるから、記の記事を正しとせねばならぬ。若し然りとせば牟婁
の熊野から上陸して宇陀に出られるのに吉野川尻まで下られたと
するは(記傳の如く此吉野を其支流の名と解せぬ限り)甚しい迂回
である。——古のメシヌは葛城宇智に接した地方の名である
といふことを考へて見る必要がある。
- クマヌのカミの邑が牟婁郡の熊野と誤られた理由は後者が平安朝末
期に有名であつたといふことばかりではなく、次の點にもあるもの
やうである。

一、熊野の荒坂津につかれる前に離航の記事のあること。

二、高倉下の應援を受けられての途次の記事なく(古事記には吉
野の川尻を通られたとある)、直に莖田に進出せられたやうに記述
せられて居ること。

さりながら稻飯命及三毛入野命入水の話は此皇子達が母氏族ヲマツミ
(海)氏に就かれたことの譬喩であるから、古事記の記事の如く東征前
のこと、すべきで、こゝに掲げられたのは挿入である。——或は後
人が牟婁遷居と連断してさかしらにこゝに移したのであるかも知れ
ぬ。——高倉下の應援を受けられたのは荒坂津より上流(紀伊川)で、
其より吉野川を過つて宇陀に出られるまで大なる戦がなかつたとすれ
ば其記事のないのも不思議とするに足らぬが、尙古事記の傳承のやう
に吉野舊服が宇陀進出以前に行はれたとすべくであらう。紀に莖田か
ら吉野に巡幸せられたとあるのは誤傳とせねばならぬ。

クマヌ(熊野)の國造

國造本紀に紀伊國造の次に此國造を序して居るから、今の紀伊國の
一部分であらうが、現在熊野と稱する地方をいふか、または上記名草
附近の熊野を古クマヌの國と稱したのか判明せぬ。饒速日命五世の孫
大阿計足尼——一本には大阿斗足尼とある——が此國造に任ぜられた
とあるが、其出自が不明であるのみならず、成務天皇の御代とあるの
も世代があはぬやうである。

クマヌ(熊野)の岬

磐之媛皇后が御綱葉(カシハ)を取りにゆかれた地點(紀)。——記には單に木
の國とある。——拾玉集にミツナカシハは志摩國土直島(今伊勢國度
會郡鴨倉村字東宮)の産とあるので、此熊野岬を牟婁郡の熊野として

何人も怪しまぬやうであるが、女性の御身として熊野浦の險を冒して
進に紀伊東岸に航海せられたとは考へられぬことであり、又熊野から
土直までの距離は短くはないから、熊野岬に到りて其處之御綱葉をと
りてとはいへぬ筈である。思ふにこの熊野岬も亦神武天皇御經由の熊
野と同一地で、海草郡地方であらねばならぬ。淡路附近にもアチマサ
(蒲葵)の島があつた時代のことであるから、南流の波が洗ふ紀伊海岸
にミツナカシハ(パンダクス)類であらう。其項下參照が生ひて居たこ
とは不思議とするに足らぬ。必しも土直島あたりまで採集に行く必要
もなかつた筈である。

クマヌ(熊野)の御崎

少産名の神が當世郷に渡つた地點(紀一書)。出雲の意宇郡に熊野神
社があるが、此御崎は海岸の地とせねばならぬ。或は其附近の海岸の
稱呼であつたかも知れぬ。實在の地とは限らぬから穿鑿する必要もあ
るまい。

クマヌ(熊野)村

クマヌ(熊野)のアリマ(有馬)村

イザナミの命を葬つた地(紀一書)。紀伊國とある。和名抄牟婁郡有
馬郷(今鳴神村)とある地であらう。古この附近をクマヌと總稱した形
跡がある(クマヌ神色の項下參照)。この地に鳴神社及香都知神社(神名

帳があるのも此神の縁故によるものであらう。
熊野を紀伊の牟婁郡又は出雲に限るとして説をなすのは取るに足らぬ。現在牟婁郡の熊野にも有馬村があり、此神の遺跡と稱する地もあるが、恐らくは後人が此傳説に附會する爲に設けたものであらう。

クマヌ(熊野)のマタフネ(諸手船)

從來モロタフネと訓して居るが、諸手は兩手、左右手と同じくマタの假字であらう。

事代主の許に遣はされた舟(紀)。亦名天鳩船といふとある。マタフネは二枝船の意で、カツボ舟二つならべ其を横材でつなぎ合はせたものをいふのであらう。古は山中で舟をつくつたのである。

諸手といふ字について説をなすものがあるが、假にこれをモロタと訓むとしても、モロタは今の語のモロ手で兩手即ちマタの義となるのであるから、之をマタの假字と見るのは少しも差支のない事である。

クマヌカムロ(熊野加武呂)の命

上記熊野の大神のことである(出風)。——其項下参照。カムロの命は神の命(口は接尾語)といふと同義である。

クマノ(熊野)村

紀伊國牟婁郡の一地方名(蠱異記)。——和名抄には此地名をあげず、今も此名の郷村はないが、東西牟婁郡のある區域を總稱する。熊野本宮、新宮、那智等の神社及之に附屬する佛寺によつて有名である。蠱異記(下巻第一條)によれば永興神師といふものが此村に居て海邊の民を化したとあり、其許に居た僧が伊勢の國に贈えたといひ、又此村

人が熊野川(新宮川)の川上で木を伐つたとあるから、往昔は此川の流域一帯を熊野村と稱へたものとおもはれる。但し神武天皇の御巡幸があつた熊野とは別地である。

クマノオシホミ(熊野忍隔)の命

以下四項の熊野はクマヌと訓んでも差支はないが、「クマノ」の音便と見ればならぬ。——クマヌノと訓むは非。

オシホミは大柄身の意。大屋の主といふことである。

熊野忍踏命の一名(紀一書)。——次項を見よ。

クマノオシホミ(熊野忍踏)の命

音調による。踏はフミと訓しても差支はないが、ホミの音便と見ればならぬ。

熊野は音字でクマ(族)ノ(助語)といふ意。オシホミは大柄身の義であらう。

オシホミ

スサノヲの命の誓によつて化生した神の柱(紀一書)。他の一書には一名を熊野忍隔命といふとある。天の忍徳耳尊に對する呼稱で、クマ族の首長といふ意である。紀の本文及古事記には熊野クスビの命と傳へられて居る。——次項参照。

安ノ河の誓傳説は其儘史實と解することは出来ぬから、寓意のある神話と見ればならぬ。スサノヲの命の誓に化成し、物質の主によつて天照大御神の御子とせられた五神の名の義を案するに、オシホミ、ホミ、ヒコネ、オシホミ(又はクスビ、オシホミ、オホスミ)は皆尊稱以外に何等の意味もないから、アメ、アマツ、イカツ等の冠稱は單なる美稱ではなく、區別稱呼と見ればならぬ。此意味に於ても熊野は出雲の一郷

名といふが如き狭い意味とは考へられぬのである。抑も此神話は日本民族統一の必要から、諸種族の祖神を一系に繋ぐ爲に案出せられたもので、之を天照大御神の骨肉の御子とせずして、養子とした所に傳説子の用意がうかがはれるのである。我々は慎重に其意のある所を察せればならぬ。

クマノオホスミ(熊野大隅)の命

スサノヲの命の誓から化成したと稱せられる神の柱(紀一書)。上記の熊野忍隔と同義で、熊野クスビ又は熊野オシホミの命に相當するものである。——前二項及後項参照。

クマノクスビ(熊野久須毘、櫛樟日)の命

クスビはクシビの轉呼。靈力の意である。

スサノヲの命の誓によつて化成したと稱せられる神の柱(紀及紀の本文)。前項熊野忍隔(大隅)、熊野忍踏命と同一神。クマ族の靈神といふ意である。——クマノオシホミの項下参照。

クマノコリ(熊之凝)〔人〕

コリは大人(首)と同義。——其項下を見よ。

忍熊王の武將(神功紀)。葛野城首の祖、一云多良吉師之遠祖也とある。クマといふ猛獸を名としたので、クマのコリは熊大人といふほどの意であらう。萬葉集にも大伴熊凝といふ名が見える。——其項下参照。

クマヒト(神人)のハラフト(腹太)

神人をミツヒトと訓するものもあるが、此神はクマ(高麗)の假字に用ひられたのである。

播磨國揖保郡太田里の人(風)。額田部連伊勢と鬪争したとある。此里は韓國から渡來した民によつて開拓せられたとあるから、腹太も亦歸化人であればならぬ。姓氏録和泉蕃別に高麗人許里都の裔とある神人の族であらう。

姓氏録には神人三氏をあげ、いづれもミツヒトと訓して居るが、三輪の祭主大田根子命の裔(攝津神別)の外は、ミツといふべき理由がない。此クマヒトはコマ(高麗)人の轉呼とせればならぬ。

クマミ(阿回)

音調グラマとあるが、クマミを可とする。

クマ(限)マ(地区)の轉呼。

クマ(限)のある地区、即ち物産といふほどの意である。クマミと稱へたのは音便である。

おくれ居て懸ひつつあらずおび及かん道のクマミにしめゆへ我せ

クマワニ(熊罽)〔人〕

仲哀天皇を奉迎した筑紫の豪族(紀)。岡の版主の祖とある。クマは名、ワニは一種の稱號と思はれるが之を詳にせぬ。——ワニ吉師の項下参照。

クミ(久味)の國造

クミは和名抄伊豫國久米郡(今温泉郡に屬す)とある地。國造本紀に

應神朝神武天皇十三世の孫伊與主命が拜任したとある。
神武天皇には疑があるが、尙疑々に改記することは出来ぬ。——カム
ハフリの命の項下参照。

クミト(久美度、奇御戸)

クミはコモリ(隠)の語幹、トは處の義であるから、クミトは隱處即
ち男女の同衾の處の意となる。

古事記の男女二神婚嫁の條下並にスサノヲの命傳説(紀、記)にクミ
トニオコシテといふ句がある。房事を營むことを古語ではクミトニオ
コシテといふたのである。——オコシの項下を見よ。

クムチ(久牟知)山(川)

攝津國有馬郡の川名(風)。——今山口村大字山口に久牟知山がある。
其邊を流れる小河で武庫川一支流をクムチ川といふたのであらう。
風土記によれば孝德天皇が行宮を作られた時、此山から良材を切り出
したから、功地山と名づけたのがクムチと訛つたので、川は其山の名
を負つたものであるといふ。

クメ(來目)

クミ(組)と同語で隊伍の意である。

天孫ニギギの尊及神武天皇に供奉した部隊の名で、大來目、天德津大
來目、大來目部、來目部とも稱へられる(オホクメの項下を見よ)。紀に
は大伴の長(天忍日命又は道臣命)が引率したとあり、記には天津久米
命又は大久米命が指揮者であつたやうに記されて居る。

クメは海人族の部隊の稱呼であらうといふ説がある(喜田)。大伴と

對立した(後世大伴と佐伯部とが對立したやうに)所を見ると有り得べ
きことのやうに思はれるが確證はない。宣長がクメは「クルクルした
眼」の意とし、大久米命の目が圓かつたからクメとよばれ、配下にも其
名を負はせたと説いたのは妄誕である。第一に大久米命の眼は「サケ
ル利目」ともいはれ、瞼が切れて居た苦でクルクルした眼とはいへぬ。
第二に紀には大久米の命といふ人物は出て來ぬ。假に紀の誤説である
としても、神武天皇の御代の人の名を過つてニギギの命の配下の將(又
は部隊)にも負はせたとはいふのは有り得べからざることである。

クメ(來目)「人」

大伴の吹負連の配下の勇士(紀)。姓又は名の一方を脱したが、或は
來目部の人といふ意であらう。

クメ(久米)の朝臣ツグマロ(繼麻呂)

萬葉作家。越中國判官とある。久米の朝臣は久米臣と同氏。——其
項下を見よ。

クメ(久米)の朝臣ヒロナハ(廣繩)

萬葉作家。越中國の權とある。

クメ(久米)の直

ニギギの命供奉の將天津久米命及神武天皇の將大久米命の裔(記)。
景行朝倭建命の東征に供奉した七拳屋は久米直等が祖とある(記)。久
米部族中の名門といふ意である。姓氏録には左京及右京神別に久米直
をあげ、左京のものは高御魂命八世孫味耳命の後、右京のものは神魂

命八世孫味日命の後也とある。いづれを正とすべきかを知らぬが、ワ
マシミ(可美御身)とワマシヒ(可美風)とは義に於て大差はない。恐
らくは元明朝に久米直の姓を給はつた忍海手人廣道(續紀)が祖先を神
別の一貴人に託したのであらう。

クメ(久米)の女郎

萬葉作家。久米朝臣家の女であらう。

クメ(來目)歌

神武天皇の御製「ウタの高キ」並に「ミツミツシクメの子」と歌ひ起さ
れた二首の歌を記には來目歌といふとし、此的ニ歌歌者而名之也とい
ひ、又今樂府奏ニ此歌者猶有ニ手量大小音聲巨細此古之遺式也と註記
せられて居る。之をクメ歌と稱するのはヒナ歌、シツ歌、シラケ歌の類
で、クメ(特種軍隊)に特有の曲調を意味するのであらう。今の語でい
へば軍歌である。來目備といふ特有の御(武樂なりともいふ)のあるこ
ともも思ひ合すべきである。——但し來目御を本とし之に用ひる歌と
解することは本末顛倒のやうである。

クメ(久米)の女王

萬葉作家。天平十七年從五位に叙任せられたことが續紀に見える。
出自不明。

クメ(來目)の臣(朝臣)

孝德紀に法頭に叙せられた來目臣(缺名)といふものをあげ、天武紀
に來目臣(缺名)といふ名が見える。天武十三年朝臣に昇格した(姓)。姓

氏録によると久米朝臣は武内宿禰五世孫稻目宿禰の後也とある。同書
には天足彦國押人命(孝昭皇子)五世の孫大難波命の後と稱する大和久
米臣をあげて居るが、朝臣家とは全然關係はないもの、やうである。

クメ(來目)の臣シホコ(鹽籠)

河内國司(天武紀)。天皇に心を寄せ軍兵を集めたことが近江朝の將
軍登岐史韓國に聞えたので自盡したとある。

クメ(久米、來目)の子

クメ部の部人の意。

神武天皇御製)みつみつし クメのコが 粟生には(紀、記)

クメ(來目)の舍人の造

天武十二年連に昇格(紀)。此舍人部の起原は史書には見えぬが、川
上の舍人、河瀬の舍人などの類で、或る朝に設置せられた舍人部であ
らう。

クメ(來目、久米)の皇子(王)

用明天皇の皇子、御母は間人皇后(紀、記)。大和國高市郡久米郷(和
名抄)に由縁があつて此名を負はれたのであらう。推古朝新羅討伐將
軍に任ぜられ、出征の途次筑紫で薨去せられた。

クメ(來目、久米)邑

大和國高市郡久米郷(和名抄)。神武天皇が此地を大來目の居所とせ
られたので來目邑といふ(紀)。今白樺村の大字として其名を存する。

クメ(来目)の物部

○ 饒速日命供奉二十五物部の一(舊)。大和の久米村の物部であらう。後日此名を負はせたものと解すべきである。

クメ(来目)の稚子

○ 顯宗天皇の御幼名(紀)。御兄皇子も鳥の稚子とよばれた所を見ると地名に因んだ稱號であらねばならぬ。高市郡久米郷(和名抄)に由縁を有せられたのであらう。

○ 萬葉集第三卷紀伊國三保の石屋の歌に久米の若子といふものが此石屋に居たかのやうに詠まれて居るが、弘計皇子のことを申し上げたのではなく、他に傳説があつたとせねばならぬ。今之を詳にせぬ。

クメ(久米)のキヌヌヒ(衣縫)

○ 應神天皇の朝百濟から貢獻した衣縫工女眞毛津の裔(紀)。大和の久米村に居住したから其地名を負うたのであらう。

クメ(久米)のサラ山

○ 美作國久米郡佐真山村。昔は佐真の庄と名づけた地である。
○ (古今集及催馬廻)みまさかのくめのさら山さらさららに我名はたえじ高代までに

クメ(久米)のゼムシ(禪師)

○ 萬葉作家。石川女郎と戀歌を贈答した。禪師は名で、石川朝臣家と同族の久米朝臣家の人であらう。俗人が佛、釋迦、阿彌陀、禪師の如き

名を用ひることは此頃の流行であつたやうである。

クメ(久米)のマイト(麻伊刀)比賣

○ 建内宿禰の女(記)。久米郷に居住したが故に地名を負うたのであらう。マは接頭語、イトヒメの語義は其項下に述べた通りである。

クメ(来目)の物部のイクヒ(伊區比)

○ 舒明朝の人(紀)。境部臣麻理勢父子を打取つたとある。イクヒは名で、イは接頭語、クヒの語義は詳でないが、嘯、咋、咋子などかき、他にも見える人名である。

クモ(雲)

○ クミ(隱)、コミ(籠)と同語。

○ 雲は天體をコメルものであるから、クミと名づけられ、轉じてクモとなつたのである。——霞、霧等については今でもコメルといふ。

○ 雲の字音がモに近いので、彌雲タツといふ枕詞になんでイツモに出雲の字をあてたが、モに雲の意があるのではない。イツクモを約してイツモというたとする説の如きは邦語の發音法を無視するもので、かゝる約法もなく、また曖昧に發音することも上代には決して許されなかつたのである。

クモクシ(雲梯)の社

○ 地神本紀に大國主神の女下照姫命の鎮坐する社とある(舊)。神名帳によれば大和國葛上郡大倉比賣神社の一名を雲梯社とある。クモクシの意義不明。

クモキ(雲居、雲井)

○ キは「居」で「座」といふに同じい。雲の座といふことである。

クラ(座)(倉)(桝)

○ ク(處)から分化したのであらう。

○ 原義は座であるが、轉じて倉、桝の意に用ひられたのである。

○ 座の意に於ては天ノ磐座、高御座の如く用ひられ、クラキ(位)といふ語を派した。物を置く所をもまたクラといひ、千座、置座、御手座(幣)の如き語があり、置座即ち案の意から物品收藏所をもクラ(藏)と稱へるやうになつた。貴重品及穀物等を收藏する爲に建てた別棟をもクラ(倉)といふのは之から出たので、床を張つたものをタナクラ(棚倉)、神物を藏するものをホクラ(秀倉)と稱へ、ホクラは轉じて祠堂の意に用ひられるやうになつた。桝(鞍)をクラといふのは馬背の座といふ意から出たのである。

クラ(倉)の臣ヲクソ(小屎)

○ 孝徳朝の人(紀)。倉ノ山田臣(石川麻呂)の一族であらう。

クラ(倉)の皇子

○ 欽明天皇の皇子(紀)——記に宗賀倉王とあるにあたる(其項下参照)——御母は宣化天皇の皇女日影姫とあるが、日影姫といふ名は宣化紀(記)には見えず、且此皇子が「倉」を稱號とせられた所を見ると倉稚媛(記)には倉之若江王とある(の)の所生ではあるまいか。倉は和名抄に廣瀬郡上倉及下倉郷とある地であらう。

クラ(倉)の連

○ 天武十三年宿禰の姓を給はつた(紀)。姓氏錄番別に都賀直四世の孫東人直の後とある。内藏宿禰と同氏であらう。此氏は坂上氏の同族で、内藏、大藏にわかれ、桓武紀によれば菊田麻呂の上表によつて此御代に宿禰に昇格したとあるが、藏官は重要な職であるから、天武朝に既に昇格したのも有り得たと思ふ。姓氏錄和泉神別に棟連といふ姓(天香山命の裔)も見えるが、天武朝乃至桓武朝に宿禰に昇格したものが「連」として掲記せられる筈がないから、別氏とせねばならぬ。

クラ(内藏)のキヌヌヒ(衣縫)の造

○ 天武十三年連に昇格(紀)。齊明紀に大藏衣縫造とあると同氏。

クラ(倉)のトネ(舍人)の君

○ クラは正倉即ちミヤケ(屯倉)の意で、其首長をトネ(殿)の君と稱へたのであらう。——舍人は借字とおもはれる。
○ 出雲風土記意字郡舍人郷の説明に此地に正倉があり、倉舍人君等が祖日置臣志思といふものが大舍人として奉仕したから舍人と名づくといふ。

クラノツカサ(藏官)

○ 履中天皇の御代に創設せられた官職で、今の大藏大臣兼内藏頭である。阿知の直が之に任ぜられた(記)。其子孫に内藏氏及大藏氏がある(續紀)。——姓氏錄には内藏宿禰は都賀直(阿知の直の子)の後とある——歸化人が此要職に任ぜられたのは筆算の知識を有した爲なること

は勿論であるが、阿知が墨江中の皇子の亂に天皇を助けまゐらせた論功行賞の意も含まれて居たのであらう。

クラ(倉)のワカエ(若江)の王又は**ワカヤ(稚綾)姫皇女**
宣化天皇の皇女、御母は中姫皇后(記、紀)。欽明天皇の妃である。クラは上記廣瀨郡の地名で、其郷中に若江といふ地も存したのであらう。ワカヤ(稚綾)は其轉呼と思はれる。欽明紀には單に稚綾姫とある。

クラオカミ(關添加美、關瀨)の神

オカミは大神の義であるが、靈蛇をもオカミといふ(其項下参照)。クラは暗黒の意である。
カケツチを斬つた十握劍の權についた血から化生した神(記、紀)。刀劍の威力に對する恐怖を神格化したのであらう。

クラガキ(倉崎)の直マロ(麻呂)

大伴吹負連配下の將(天武紀)。坂上田麻呂の上書によれば同氏族に倉垣忌寸といふ姓をあげて居る(桓武紀)。クラガキは地名で、攝津國能勢郡倉垣であらう。

クラゲ(久羅下)

古事記天地開闢の記事に國雜如浮脂而久羅下那洲多陀用幣琉之時とある。和名抄に海月一名水母、貌似月在海中、故以名之、和名久良介とあり、今もクラゲと稱へるが、語原及原義を詳にせぬ。

クラス(倉標) [地]

安閑朝武藏の國造笠原直使主が輦恩の爲に屯倉を設けた地(紀)。和名抄武藏國久良(久良岐)郡の舊名であらう。クラキに久良の字をあてたのは地名用ニ字といふ制によるものと思はれるが、尙クラが主語で、キは處の意であつたので之を略したのであらう。クラスのスも亦栖の義で居所を意味するから、クラキとも通するのである。隣國相模にも高座、鎌倉などいふ地名のあることを考へ合はすべきである。

クラジ(倉下)

紀に倉下此云ニ衛羅何と訓註してある。

クラ(倉)チ(主)の轉呼。

仲哀紀に關浦の男神として大倉主といふ神名をあげて居る所を見ると、クラマシ又はクラチ(クラウ)といふ語が上古敬稱若くは榮稱(カバネ)として用ひられたとせねばならぬ。神武紀(記)に高倉下といふ名が見え、又同紀に大和の磯城の土豪兄倉下、弟倉下といふものがあるのも此意味で稱呼としたのであらう。續紀三十卷にも養老倉下といふ人名が見える。

クラタニ(久良多爾)

關谷の意。

萬(二)うぐひすの鳴くクラタニの打はめてやけは死ぬとも君をしまたむ

クラタニは關谷の義から轉じた地名で、焼け死ぬやうな熱湯の涌いた地ではあるまいか。越中守となつて赴任する家持におくる歌であるから其途中の一地とおもはれる。加賀國石川郡早川村(金澤市の附近)倉谷の東方に湯涌谷といふ温泉があるから、或は此地のことではある

まいか。地名辭書には越前國今立郡味野野の鞍谷を之に擬して居る。

クラツクリ(鞍部)の堅貴

雄略朝新來の漢人(紀)。東漢直隴の配下として他の歸化人と共に上桃原、下桃原、眞神原に分置せられたとある。恐らくは司馬達等の祖先であらう。

クラツクリ(鞍作)の村主司馬達等

敏達朝の人(紀)。早く佛法に歸依し、十一歳になる其女島を得度せしめたとある。司馬達等といふ名から推察すると、近代の歸化人で鞍作の工人であつたが故に其居住地をもクラツクリと稱へ、其地の里長となつたものと思はれる。河内國邊川郡に鞍作といふ地名がある(今中河内郡加美村の大字)。

クラツクリ(鞍作)の村主マスヒト(益人)

萬葉作家。

クラツクリ(鞍作)の徳積

推古朝の僧(紀)。僧都に任ぜられたとある。

クラツクリ(鞍部)のタスナ(多須奈)

鞍部は借字で鞍作と同じくクラツクリと訓むのであらう。ハトリを服部とかくと同一用字例である。
用明朝の人(紀)。司馬達等の子で、天皇御臨終に出家修道して丈六佛及寺を作る誓を建てたとある。佛師島の父である。タスナはタツナ

(輦)の轉語で、鞍作の轉語であらう。

クラツクリ(鞍作)のトクシ(得志)

皇極朝の人(紀)。高麗に於て異術を修得し、爲に毒殺せられた僧とある。

クラツクリ(鞍作)のトリ(鳥)

推古朝の佛師(紀)。司馬達等の孫、多須奈の子。有名な鳥の佛師である。

クラツクリ(鞍作)のフクリ(福利)

推古朝の人(紀)。通事として小野臣妹子に隨行したとある。

クラト(開戸)の神

クラ(暗)ト(處)の神といふ意。

大山津見と野稚神との間に生まれた子(記)。天之開戸、國之開戸の二柱に分れて居る。「天」「國」は美稱で區別稱呼に用ひられたのである。——クラを谷の義とする説はとらぬ。

クラナシ(倉無)の濱

豊前國下毛郡中津町龍王濱が萬葉集によまれたクラナシの濱であるといふ説があるが(地名辭書)、眞偽を明にせぬ。

(萬) 吾妹兒が赤裳ひづちて殖ふし田を刈りて藏めむクラナシの濱

クラニ(鞍橋)の君

脚橋此云ニ短羅賦と訓註してある。

クラニはクラネ(靴根)の轉呼で、鞍の前後橋をいふのであらう。鞍橋はクラホネともいふのである。

筑紫國造某百濟軍に従うて敵の馬鞍の前後橋を射通し、太子餘昌の危難を救うたので、クラニの君といふ稱號を得たとある(欽明紀)。

クラハシ(倉椅) (地)

大和國十市郡の地名。今も磯城郡多武峰村に倉椅といふ名が残つて居る。準別王の歌に「椅立の倉椅山」とあるのも此地で、倉の梯に類する地形によつて名づけられたのであらう。

クラハシ(倉椅)の山を高みかこもり夜に出て来る月の光ともしき(萬葉) 椅立のクラハシ山に立てる白雲、見まく欲り我がするなべに立てる白雲

クラハシ(倉椅)のシバガキ(柴垣)の宮

崇峻天皇の宮號(記)。——紀には宮に於倉椅とある——柴垣を繞らした宮であつたからシバガキと稱へられたのであらう。此天皇は御在位も短く未だ大に土工を起すに至らざるうちに弑害に遭つたのであるから、皇居も皇子時代の御住居のまゝ柴垣であつたものと思はれる。

クラハシ(倉椅)の岡の陵

崇峻天皇の御陵(記、紀)。

クラハシ(倉椅部、椋橋部)の女王

萬葉作家。出自不明、大和の倉椅村に縁故を有したが、若しくは椋

橋部連(姓氏録攝津未定雜姓)又は椋橋部首(同書和泉未定雜姓)が妻化したから此名を負はれたものと思はれる。

クラハシ(椋橋部)のアラムシ(荒虫)の妻

萬葉作家。荒虫は武藏國豐島郡の上丁、後記の如く同姓が橋樹部及荏原郡にもある所を見ると、武藏國に暮息した氏族と思はれるが、所由を詳にせぬ。

クラハシ(椋橋部)のオトメ(弟女)

萬葉作家。武藏國橋樹郡上丁物部の眞根が妻。

クラハシ(椋橋部)のトジメ(刀自女)

萬葉作家。武藏國荏原郡の主張物部の歲徳の妻。トジメは主婦といふ意である。

クラヒトメ(藏部)

履中天皇の御代に定められた部名(記)。此朝始めて大藏を設けられ阿知直を其官に任ぜられたことは古事記に見え(古語拾遺によれば阿知直主及百濟博士王仁が出納に任じたとある)、財政の基礎を建てられたものと思はれる。藏部は之に屬する吏員を意味し、後世藏人と稱へられたもの、前身である。

クラヒトメ(倉人女)

古事記仁德皇后石之比賣が紀伊から御網拍を取つてかへられた條下に見えた外には、此語の用例がない。皇后の御倉を掌る女性の意であ

らう。——或は女は倉字でクラヒトメの音便であるかも知れぬ。

クラフ(倉歴) (地)

天武天皇の支隊と近江朝の支隊との交戦地(紀)。和名抄近江國甲賀郡藏部(久良布)郷とある地。拓植から近江に越える山路である。

クラマチキミ(久羅麻致支彌) (人)

繼體紀三年の條下所引百濟本紀に見える日本使臣の名。クラマチはクラモチ(車持)の訛であらうが、出自を詳にせぬ。

クラミ(間見、椋見、久良彌) (地)

クラ(暗)マ(地區)の轉呼か。

出雲國島根郡の地名(風)。國引神話に八東水臣津野命が北門良波乃國を引継いだ國土の名とあり、島根郡に久良彌社(風、式)、椋見社(風)がある。——今も八東郡本庄村字新庄にクラミ谷といふ地名が残つて居る。——風土記によれば久良美社にはハヤツムシ(速麩)別といふ神が合祀せられたとある。

クラミ(倉見)の里(川)

播磨國揖保郡の地名(風)。其名の所由として應神天皇が森然たる倉を遠望せられたといふ説と、此村主が讃容郡の人の度(クラ)を盗んで發覺したといふ傳とをあげて居るが、いづれも疑はしい。クラミはクラマの轉で、暗い地區といふ意ではあるまいか。同風土記讃容郡の條下にはサヨツ姫が金鞍を得た故に、山の名を金肆、川の名をクラミ川といふとある。

クラミ(倉見)別 (人)

慶敏忍熊軍の將(記)。犬上君の祖とある。犬上君は倭建命の子稻依別王の後とあるから(景行紀)、世代より推察するにクラミ別は其子であらう。クラ(倉)は稻の轉語であるが、尙大山にクラマ(クラミ)は其音便といふ地があつたのかも知れぬ。

クラミツハ(間御津羽、間罔象)の神

クラは暗黒の意、ミツハは水母の義で水の女神をいふのであらう。カゲツチを斬つた劍の櫛の血から化生した神(記及紀一書)。紀に罔象の字をあてた理由は不明であるが、罔は網に通じ山川水石等の精を意味するから、水精の義を以て充當したのであらう。暗所に住む水の怪といふ意で、劍に對する恐怖を神格化したものと思はれる。

クラモチ(車持)の朝臣チトセ(千年)

クルモチと訓むは非。——車持部の項を見よ。萬葉作家。傳不明。——次項参照。

クラモチ(車持)の君

後記車持部の長。天武十三年朝臣に昇格した(記)。延喜式踐祚大嘗祭の記事に車持朝臣一人執三菅蓋、子部宿禰一人、笠取直一人並執三蓋綱とある所を見ると、後世職掌が變更したのであらう。姓氏録に豐城入彦八世の孫射狹君が雄略朝に供進乘輿したから命名せられたとして車持公といふ姓をあげて居るが、此記事にして誤なくばクルモチと訓み、クラモチの朝臣とは全く別氏とすべきである。何となれば朝

臣から公のカバネに復すべき苦がなく、クラを車の意と解することは出来ぬからである。

クラモチ(車持)部

クラ(庫)モチ(擔任)。

此部を置かれたことは史書には見えぬが、履中紀に車持君が筑紫國に赴いて車持部を授けられたとある。車をクラと稱へたとすれば庫の略字で、ミヤケ(屯倉)を擔任する民の意であらう。新に筑紫に庫持部を設けられる事になつたので、其主長となるべきものを派出せられた所が神戸を之に編入した爲に神の崇を招いたものと思はれる。次條に分寄子神祇(車持部とあるを見ると、神の爲にもクラモチ部が設けられて居たものとせればならぬ。或は御田部を筑紫ではクラモチ部と稱へたのかも知れぬ。

クラヤマダ(倉山田)のマロ(麻呂)の臣

蘇我の倉山田の石川麻呂のことである。——其項下を見よ。

クラヤマツミ(關山津見)の神

ツミはツチの意。——ヤマツミの項を見よ。

クラ山の精の意。クラ山は木の茂つて暗い山をいふのであらう。新殺せられたカガツチの陰部に化生した神(記)。毛の多い所を密林と見たてたものと思はれる。

クラヤマツミ(鞍山祇)姫

ミはミミ(御身)の約、倉山ヲ御身の意であらう。

大田田圃古命の子大御氣持命の配(妻)。出雲鞍山祇とある。クラヤマは地名で其地の君主たるが故に倉山の御身と呼ばれたのであらう。——前項のクラヤマツミとは全く別義である。

大御氣持の母も亦出雲神門臣の女である。二代つづいて出雲系の血が混じたことはやがて大物主と大國主、鴨の事代主と出雲の事代主との習合の因をなしたのであらう。

クリ(栗)

漢書抄によれば日向國韓生村は昔晉陽玉別といふものが韓國に渡り、栗を持つて歸つたので此名を得た。風土記に俗語謂栗爲風兒然則韓生村云云韓菓林一賦とある。クリがクシに訛つたとは發音上受取にくいことであるが、クリはクラとも通じ、巨椋、椋橋の如くムク(實木)をクラともいふ所を見ると、樹實を意味する語と思はれる。語原については尙一考を要する。

クリ(栗)川

肥前國松浦郡の川の名(風)。弟日姫子が狭手彦から贈られた鏡の緒が断れて此川に沈んだとある。——其地を鏡津といふ。

粟川は松浦川の一名であらう。此川と波多川の會流地點の東岸に接して久里村がある。地名辭書に玉川の古名なりとあるが、久里といひ鏡といひ、玉川とはや、距離が遠い。

クリクマ(栗隈)の縣

和名抄山城國久世郡栗隈(久里久末)。仁徳天皇の御世に此地に大溝を削つて田に灌溉せられたとある(記)。名の義は檢堀などと同じく栗

のある限地といふことであらう。

クリクマ(栗隈)の采女クロメ(黒女)

推古天皇に奉仕した女官(記)。クロメは名。

クリクマ(栗隈)の首トクマン(徳萬)

天智天皇の宮嬪黒媛の父(記)。山城の栗隈郷の首長であらうが、系統を詳にせぬ。天武朝連に昇格したとある(記)。

クリクマ(栗前)の王

天智朝の人(記)。筑紫の率に任ぜられたとある。姓氏錄によれば此王は敏達天皇の御子難波皇子の兒であるといふ。

クリクマ(栗隈)の君アツマヒト(東人)

孝徳朝の人(記)。三輪栗隈君とも単に三輪君ともある。——其項下参照。

クリモト(栗下)の女王

推古天皇の近習(記)。出自不明。クリモトは近江國栗太郡のことで其地を本貫とする皇族であらう。

クリモト(栗太)の郡

近江國の地名(雄略紀、天智紀)。和名抄に栗本(久留毛止)郡とあり、今タリ(栗太)といふ。上古栗の木があつたから名を貰うたと今昔物語に説明せられて居る。

クリヤ(栗家)の池

常陸國行方郡尾高里の池の名(風)。實の大きい栗があつたので名を得たとあるが、ヤといふ語が説明せられて居らぬ。或は舊御厨の地ではあるまいか。

クル(樞)

クリ(刺)の轉呼。

タキ(軸)即ちトボツ(戸廣)を嵌合するやうに割つた孔をいふ。此語は今もクルの形に於て樞軸の意に用ひられる。

(萬三)むばたまのクルにくぎ挿しかためてし妹が心はあよくなめかも(萬三)

クルクミ(久流久美) (人)

物部二世彦湯支命の配阿野姫の父(舊)。日下部の馬津とある。——其項下を見よ——クルクミの語義不明。

クルス (地)

クニ(國)ス(稻)の轉呼。——其項下を見よ。

クルスは栗栖(山代、大和、近江、紀伊、播磨、美濃、尾張、下野、但馬)、久留主(筑前)郡、栗須(上野)、來栖(常陸)、里住(丹波)などかき、諸國に多い名で、日本紀には栗林といふ字をさへあて、栗の木が多い所とせられて居るが、其語原はクニス(國稻)であらう。——其項下参照。——クニスは此國土の原住民で栗實を主食したから、其居住地に栗の多かつたのは當然で、栗といふ字を充てるやうになつたのも此事實に

もとづくものであらう。

〔神功紀〕及三狭々瀝栗林——至子今其栗林之菓不進御所也
〔俄馬鑿〕(慶子) 慶の子は、まろに給はらんや 手にすみて、栗津
が原の みクルスの めぐりの鶴 とらさんや さきんたちや

クルス(栗栖)——カキハミクルスの項下を見よ。

クルス(栗栖)の里

〔播磨國揖保郡の地名「風」〕。若倭部連池子といふものが仁徳天皇から
賜はつた皮を剥いだ栗を培養したので名を得たとあるが、前項の如く
國栖の轉呼であらう。

クルタ(黒田)〔地〕

〔和名抄大和國城下郡黒田(久留多)。孝安天皇の宮處で、今都村大字
黒田に此名が残つて居る。田の土が黒いのでクルタと呼ばれたのであ
らう。〕

クルヒ(狂)〔動〕

〔クルはコロ(轉)の音便、ヒは活用語尾。〕
〔クルクル、コロコロは共に物の轉々することをいふ。いづれが原語
か詳でないが、同源の語であることは疑がない。——コチロ、コチロの
條下参照。——クルヒの原義は廻轉であるが、轉義により狂亂の意と
なつたのであらう。〕

クルベキ(反轉)

〔クルマ(車)キ(木)の轉呼。〕

〔和名抄機織具中反轉をクルベキと訓してある。今カセリ又はマヒバ
といひ、絲をまく大輪を廻轉するやうに取つた臺である。〕

〔萬葉〕吾妹兒に懸而亂在クルベキにかけて寄せむと吾が懸ひそめし

クルヤクルヤ(聞々耶々)

〔聞々耶々の誤字でサヤサヤと讀むのであらう。〕

〔出風、國引の段〕霜黒萬聞々耶々爾

〔從來聞々間の誤としてクルヤクルヤと訓んで居るが、機々の意なら
ば霜の字は無用である。恐らくは枯かかつた葉がサヤケ音に因んでサ
ヤサヤの枕に霜黒萬を用ひたのであらう。聞々の誤としてヘナヘナと
訓するが如きは論外である。〕

クレ(樽)

〔キ(木)クレ(樽)の約か。——守部はクルの轉で丸太の意としたが従
はれぬ。〕

〔原義は木樽であるが、枝の意にも轉用せられたのであらう。樽又は
材の字をあてる。〕

〔萬葉集等に往々見ゆるコノクレ(木碗といふ字をあてた場合もある)
を從來樹陰と解して居るが、木は晩れるべきものでないから、コノク
レとはいへず、クラシ(晴)の義とすれば、コクラと稱すべきである。こ
とにコノクレシゲキ(萬葉元三)と屢用ひてあるを藤が繁き意と解くこ
とは無理であるから、コノクレもまた木樽の意であらう。木の木樽と
いうては木が重複するやうであるが、既にクレといふ語が熟した後で
あるから、少しも妨がない。例へば道のチマタも原義からいへば道の

道侯である。

クレ(吳)〔地〕

〔從來吳の字に提はれて支那江南の地と解せられたが、文字をはなれ
てクレといふ語から推考すると吳の國をクレと稱すべき理由がない。
案するにクレはコリ(高麗)の轉呼で、クダラ(百濟)の北方の國土の稱
呼であつたのが、轉じて濠洲帶地方を意味するやうになつたのであ
らう。此地方には支那人が占據し、上古支那との交通は此地を介した
ので、時としては支那本邦をも含めてクレと稱へたことも有つたやう
であるが、特に江南を意味したものとは思はれぬ。クレに吳の字を充
てた理由は詳でないが、クダラに百濟といふ字を用ひたと同様に、當
初の誤解がもとになつたものと思はれる。姓氏録蕃別未定雜姓中には
百濟國人德率吳起例の後といふ吳氏があげられ、播磨風土記にも韓國
から渡來したと稱する吳勝の姓が見える。帶方地方に吳氏が多かつた
から誤まつて地方稱呼と見なされ、クレに充當せられたのではあるま
いか。〕

クレ(吳)坂

〔シハツを起點とする大和路にある坂(シハツの項下を見よ)であるが
〔雄略紀〕、所在を明にし得ぬ。吳人を迎へる爲に設けたのでクレサカ
と名づけられたとある。〕

クレ(吳)のキヌヌヒ(衣縫)

〔應神朝阿知の使主が吳から連れて來た工女の裔(紀)。蚊屋(漢の轉)
衣縫と並記せられて居るから、吳がクレの國を意味することは明であ
らう。〕

る。——クレを地名とするは非。——カヤの衣縫の項下を見よ。

クレ(吳)のスグリ(勝)

〔勝はマサと訓むも可。〕

〔播磨國揖保郡太田里の人「風」〕。韓國から移住したとある。勝はカバ
ネの一種である。——スグリの項下参照。〕

クレ(吳)のマサヒ(摩差比)

〔マは接頭語、吳から到來した刺刃の義で、舶來の劍といふほどの意
である。——サヒの項下を見よ。〕

〔推古天皇御製〕ま蘇我よ 蘇我の子らは 馬ならば 日向の駒
太刀ならば 吳のマサヒ(紀)

くれくれと〔歌詞〕

〔クルクル(繩々)との轉音であらう。萬葉集に次の如き用例がある。〕

(一) 常知らぬ道の長手をクレクレといかにか行かむカリテはなしに
(二) 沖つ波來寄る濱邊をクレクレと獨ぞわが來る妹が目をほり
契沖は遙なることの形容詞というたが、聊説明が足らぬ。繩をクル如
く辿つて行くことをいうたのであらう。——晩々の意とする宣長説は
取るに足らぬ。〕

クレナキ(紅)

〔クレ(吳)ノ(助語)アキ(藍)の約。〕

〔アキは染草をいひ、吳から移入したものを吳の藍即ちクレナキとい
ふ。和名抄には紅藍及吳藍にクレノアキと訓してある。今マニバトと

稱へる菊科植物である。

クレナキ(紅)〔枕〕

イロ(色)、ワツシ(移)、アサ(淺)の枕詞。後二者はこの染料の顔色しやすことをいふので、アサはアセ(纏)の音便である。例

(萬四) 謂言の恐き國ぞクレナキの色にな出でそ念ひ死ぬとも
(萬七) こちたくばかかもせむをクレナキのうつし心や妹にあらざらむ

(萬二) クレナキの淺葉の野らにかる草の東の間も吾を忘らすな
色の淺いことにかゝるといふ説は誤である。

クレフシ(肺時臥)山

肺は日の暁を意味するから、假にクレフシと訓して置く。

常陸國那賀郡茨城里の山(風)。——茨城里は今の西茨城郡大原村であらうといはれる——努賀毗咩の生んだ神の子が在留した峯とある。

粟田氏標註によれば、水戸の學者は之をホジフシと訓み、式内藤内神社を以て之に擬し、粟田翁は之に疑を挟み別に考ありと記して居る(考未見)。音訓併用は異例であるから、上記の如く讀みあらためた。

或はクラフシの假字で、クラハシ(倉橋)に通ずるのではあるまいか。萬葉集防人歌によれば武蔵國人にクラハシと稱する姓が見えるから、東國に此地名があつたと推定する事も絶體に不可能ではあるまい。

クレハシ(吳橋)

推古紀に路子工をして須彌山の形と吳橋とを南庭に作らしめたとある。吳式の橋の義で、今いふ橋であらう。其ころまで我國にハシと稱

へられたのは多くは舟橋であつたやうである。

クレハトリ(吳織)

ハトリはハタ(布)オリ(織)の約。

應神朝阿知使臣及都加使臣をして吳から求めしめられた工女(紀)。

記には其名を西葉として百濟王が貢進したとある——雄略紀にも身狭村主青等が漢織吳織を連れて歸つたとあり、人名であるかのやうに記されて居るが、恐らくは織工の稱呼で、固有名詞ではあるまい。

クレハラ(吳原)〔地〕

雄略朝吳の歸化人を置いた地(記、紀)。紀には楡隈野に安置し、因つて吳原と名づくところ。和名抄に高市郡楡前郷(今の坂合村)とある地で、今も字を栗原といふ。神名帳に同郡吳津孫の神社とあるのも此地に祭られた歸化人の祖神であらう。

クロ(黒)川

播磨國賀毛郡の地名(風)。應神天皇の命により誅戮せられた百八十村君の血が黒く流れたので黒川といふとある。

クロ(黒)比賣(媛)

カゲロ比賣と同じく、黒髪を以てクロヒメと名を貰はせたのであらう。

記、紀に此名を以て呼ばれた人が數名ある。左に之を列挙する。

(一) 仁徳天皇の寵姫(記)。吉健海部直の女。
(二) 羽田八代宿禰の女(記)。履中天皇太子の、ころ之を嫁せんとして御

弟中皇子を使に遣はされた所が、中皇子が太子の名を冒して之を新したとある。

(三) 履中天皇の皇后、葦田の宿禰の女(記、紀)。記には葦田の宿禰は葛城の曾都昆古の子とある。然るに履中紀五年の條下に、「羽田の汝妹は羽族に御立往」といふ聲が大空から聞え、間もなく皇后薨去の訃音が傳へられたとある所を見ると、皇后は羽田宿禰家の出といふ傳説があつたのであらう。弟皇子に汚された女性が皇后となられたといふ事は後代の思想からは不可解であるが、安康天皇の皇后が御叔父大日下王の妃であつた例もあり、上代には有り得たことである。
(四) 繼體天皇の妃(記)。坂田の大倭王の女とある。紀には廣媛と記されて居る。

クロイカツチ(黒雷)

イザナミの命の遺體に宿つた八種雷公中尻に居たもの(紀一書)。イカツチは厲鬼の意で、其色の黒いものをいふのであらう。

クロカミ(黒髪)山

萬葉集第七卷、第十一卷にある黒髪山を契沖は下野國の其(日光男體山)であるといふが、此山名は備中、肥前其他にもあるから、歌の面だけでは日光と決定することは出来ぬ。

(萬七) ねばたまのクロカミ山を朝こえて山下露にぬれにけるかも
(萬二) ねばたまのクロカミ山のやま草に小雨降りしきしくしくおほはゆ

クロキのスハシ(黒樺橋)——クロスハシの項を見よ

クロサカ(黒坂)の命

常陸國那賀郡の地名(風)。舊名は角枯山と稱へたが、黒坂命が此地で病歿したから黒前山と改めたとある。今も黒前村に大字黒坂といふ地名がある。其地の立割山が古の黒前山であるといはれて居る。

クロサキ(黒前)山

常陸國多珂郡の地名(風)。舊名は角枯山と稱へたが、黒坂命が此地で病歿したから黒前山と改めたとある。今も黒前村に大字黒坂といふ地名がある。其地の立割山が古の黒前山であるといはれて居る。

クロサヤ(文漏邪夜)

契沖はムロサヤと訓したが、紀傳の説に書中ムの假字に「文」の字をあてた例がないから、「久」の誤寫で黒比賣の名と關係があるのであらうとある。姑く之に従ふ。

仁徳天皇の寵姫吉備海部直黒比賣が歸國する時の御製(記)
沖邊には小舟つららくクロサヤのまさつ子我妹國へ下らす
サヤはフタサヤ(萬四)、シノイサヤ(催馬樂)——各其項下を見よ——などの用例によれば、サは接頭語で、ヤ(屋)の意であるから、クロサヤは黒屋の義で、黒比賣の家の稱號とおもはれる。否、クロサヤのマサツコ(續統)なるが故に此女性にクロ媛と呼ばれたのかも知れぬ。

クロシ(黒牛)の海(潟)

黒磯の意であらう。

萬葉にクロシ(クロウシと訓むは非)の海又は海とあるのは今紀伊國海草郡黒江村で、クロモ(黒瀬)とも稱へられるといふことである。

クロスバシ(黒橋)

記傳にクロキのスハシと訓してあるが、特にキ(木)といふ語を加へずとも、クロスバシと訓んで十分意が通ずる。

本牟智和氣命(垂仁皇子)が出雲に御巡幸の際、肥河之中作「黒橋橋」仕奉假宮而坐とある(記)。橋橋は借字で、スハシは養の子の意——スハシの項下参照——河中へかけ出しをして養の子の床をつくつて假宮としたのであらう。次の文に此宮から川下を展望せられたとある所を見ては河流に突出た假宮であつたことが明である。

橋といふ字に提はれて黒木の丸太を打渡した橋と解するのは迂遠なる説である。谷川などであらばいざ知らず、肥の川のやうな大河に丸木橋が架せられた筈はなく、橋柱を立て、橋梁を架するといふやうな土工が其當時行はれたとは考へられぬことである。加之橋を河中に作ることは上代の人でもいはなかつたらうと思はれる。

クロタ(黒田)——タルタの項下を見よ。

クロタ(黒田)の里

播磨國多可郡の地名(風、和)。風土記には土が黒いので名をつけたとある。

クロタ(黒田)の別

播磨國賀茂郡の人(風)。國造とある。クロタは上記多可郡黒田郷の

名族であらう。針間鴨國造家の人か、若しくは其地方の豪族といふ意で國造と稱へたのかも知れぬ。

クロトモ(黒友) (人)

阿曇連濱子を一傳には黒友とある(履中紀)。——アツミの連ハマコノ項下を見よ——應神紀には阿曇連祖大濱の宿禰といふ名も見え、ハマは稱號らしく思はれるから、或は本名をクロトモというたのかも知れぬ。

クロハヤ(黒速) (人)

神武天皇に歸順した磯城の土豪弟磯城の名(紀)。勳功により磯城の縣主に任ぜられたとある。次の世代の縣主が殿延(記)、又は葉江又は葉江ノ男(紀)とよばれたとある所を見ると、ハヤ又はハエは此氏の通稱であつたかもしれぬ。クロはトノ(殿)に對するタラ(食)の轉呼ではあるまいか。

クロヒメ(黒媛)の娘

天智天皇の宮嬪、栗隈首德萬の女(紀)。水主皇女の生母である。

クロホ(久路保)の峯

黒秀即ち黒い峰の意。

赤城連山の東峯で今黒槍山(海拔一八九三米)といふ。其東及北の麓勢多郡及利根郡に現にクロホといふ村名が残つて居る。

(萬)かみつけ野クロホのねろのくづ葉がたかなしき子らにいやさかり来も

クロマロ(黒摩呂) (人)

舒明朝の人(紀)。大唐の使節高表仁送還を命ぜられたとある。送使吉士雄摩呂黒摩呂等とあるから、此人も吉士と名乗つたのであらう。

クエ(蹴、蹶)

神代紀に蹴散を此云^{クエハカラカス}と訓註してある。

クエ(潰)の轉呼。——クエの項下を見よ。

倒潰の意から轉じて足を以て蹶倒することをいふのに用ひられたのであらう。約してケともいふ。垂仁紀にも富麻のクエハヤといふ力士の名が見える。——次項参照。

(神代紀、記) 沫雪なすクエハララカシ

クエ(久惠)の峯

近江國淺井郡の山名(帝王編年紀所載古老傳説)。——所在不明——夷服岳神の姉須佐志比女命が之に住したとある。夷服岳の神と丈くらべした淺井岳の女神の母であるらしい。此山に此山が加はつたとは傳へられて居らぬが、クエはクエ(潰)と同語であるから、或は淺井岳と同じ山であらう。近江國淺井郡の高山を意味することは疑がない。

クエハヤ(蹶速) (人)

垂仁朝野見の宿禰と角力した勇士(紀)。大和の富麻の人とある。蹶は借字で、クエはクエ(潰)の意、敵をクヤスハヤナ(捷男)といふ義で名としたのであらう。

クエが蹶る意でないことは其條下の舉足相蹶則蹶折とある蹶をいづ

れもフムと訓してある事によつても明である——フミの項下参照。

け

ケ(日)

カ(日)の轉呼。——其項下を見よ。

古は日の意を以てケといふ語を用ひた。其例は仁德天皇の皇妹の御歌に「長きケを」萬、舒明天皇御製に「ケのコンコロ」萬等とある。「朝にケに」「日にケに」などいふ慣用句のケも其である。

此ケをキ(來)の約と解くものがあるが、國語の發音原則上右の如き音約の行はれぬことは「朝にキへ」「日にキへ」等の如く用ひた例の一つもないことによつても明である。

ケ(食)

ケと同語。——其項下参照。

食物を意味する原語にケとナとの二種がある。——恐らくは別の語系から出たのであらう。——ケはミケ(御饌)の如く用ひられる外に、カともキ(酒)とも轉用せられることは各其項下に述べた通りで、大ケツ姫、豐ウケ姫、ウケモチの神等が主食神なることは勿論である。

ケ(筒)

ケ(食)を盛るものといふ意から飲食容器をいふに用ひられ、更に一

般器の義に轉用せられたのであらう。

此語は「家にあればケに盛る飯を」(萬)の如く原語として用ひられる外にカ、キとも轉じ他語と初合して多くの語を生じた。チケ(種)、ミカ(庭)、ヒラカ(平茂)、カメ(瓶)、ウキ(杯)、ツキ(杯)等は之に屬する。

ケ(毛)

毛髪を意味する語ではあるが、草木は大地の毛髪といふ意でケと稱へられ、キ(木)とも轉呼したのではないかと思ふ。少くとも禾草はケと稱へられたやうである。カミ(髪)は頭毛の略で、ヒゲは鬚毛の轉呼であらう。身體の他の部分の毛はケと稱へられるが、禽獸はことに毛の多いものであるからケモノと呼ばれたのである。

ケ(穢)(異)

イ又はユ(齋、淨)と相反する概念を表示する語で、穢の原語であるが轉じて凶異の意にも用ひられる。

原形原義に於てはケコロモ(褌衣)といふ用例があるのみであるが、後記の如くケガ、ケガレ(穢)の形を以て替く用ひられる。凶異の意を以ては「鳥が昔ケになく」(萬二)の如く用ひられ、又ケシ、ケシキと活用する。——其項下参照。

ケガ(穢)

ケは上掲原語、カは形容接尾語で、トガ、マガ、サガ、スガのガと同一用法である。

ケの現はなることの意味で、穢、潰、凶の義に用ひられる。貞節をケガといふのも凶變であるからである。

ケガは形容詞で、ケガシ、ケガシキとも活用した。名詞としてはケガラの轉呼ケガレが專用せられる。

ケガクニ(穢國)、ケガレノクニ(汚穢之國)

紀の調註には汗穢此云ニ穢多穢積とし、記傳も之に従うて穢國にキミナキクニといふ調を興へて居るが、キミナキはカタナシ(形無)の轉呼で、第二次生の語であるのみならず、其原義は穢で、上代思想の穢ではない。恐らくは紀の調註が施されたころには既に古語の傳を失うて居たのであらう。古意によつてケガクニ又はケガレノクニと調み改むべきである。

齋淨ならざる國といふ意。唯に形而下の穢穢をいふのみならず、形而上に於ても不詳なることを意味するのである。

(記、上) 吾者到於伊那志許米志許米岐穢國而在那理(神代紀一書) 到ニ不須也凶目汚穢之國

ケサ(今朝)

ケ、アサの約。

ケはカ(日)の轉呼で、ケアサは日の朝の意、即ち今朝といふことである。

ケサ(袈裟)

梵語カシャーヤの轉呼。

僧衣の意。支那で袈裟と音譯せられ、更にケサと説つたのである。

ケシ(異)

前項凶異の意のケの活用形である。古書には常に「異」の字をあて、ある。

(記、上) 以爲(謂)着(能)往之狀(參)上耳、無(異)心(萬二) からころも 穢のうちはあはれどもケシキころを吾が思はなくに

ケタシ(蓋)

キサシ(光)の轉呼か。

字鏡に備設也、若也、例也、太止比又介太志とあつて口語のモシヤの意である。之に「其」の意のタを添付したケタシは「備し其は」といふ意になるので、後世タを略してケダシをも此意に用ひ「其は」といふ説明する場合に充當せられるやうになつたのである。

ケタ(氣多)

稻羽の氣多之前(記、出雲神話)、出雲の氣多嶋(風)をはじめ、因幡、但馬の郡名、遠江の郷名(和名抄)等に用ひられた語であるが、ケタの原義を詳にせぬ。

ケツ(毛津)

境部臣麻理勢の子(舒明紀)。畝傍山に追ひつめられて自加したとある。名の義不明。

ケナガキ(氣長)妹

歌の長い女、即ち年増の意。

萬葉集一巻持統上皇參河行幸の時、長皇子の歌に

語誌 ケダシ—ケヌ

よひに逃ひてあした面なみナバリにかケナガキいもがいほりせりけむ

とある。ケナガキは次項の「ケ長き」とは異リ毛の長い女の意で、年増が少女のやうに耻しがらるのを見て、ナマリ(腫)といふ語の縁によつて「名振にでも住つて居たか」と戯れたので、恐らくは供奉中坐興に詠まれた歌であらう。

けながくなりぬ

ケは顯著を意味する接頭語で、「長くなりぬ」といふ意である。

前項ケナガキ妹とある「毛長き」とは全然別語である。

(輕太郎女の歌) 君が行きケナガクなりぬ山たつの迎を行かむ待つにはまた(記)——萬葉にも同じ歌が少し直して勢之姫皇后の御歌としてのせられてゐる。

(萬葉) 君が行きケナガクなりぬ奈長路なるしまの木たちも神さびにけり

此ケを來經の約と説くものがあるが、上に「君が行」といふ句があるのを見て、行、來、經といふやうな拙い修辭を用ひる筈がない。

ケヌ(毛野)

食野の意。食邑といふ熟語と同じ思想から出た語であらう。

豐城入彦の封國をケヌ(毛野)の國と稱へたもの、やうである。後に上下二國(上毛野、下毛野)に分れた。天皇の湯沐邑はミケヌと稱へられたのであるが、ミタマ(御田部)を單にタマ(田部)とも稱へるやうに敬語のミを昇して單にケヌといふた例も多い。諸國にケヌ(又はミケヌ)といふ地があるのは之によるものである。

ケヌ(毛野)川

今の鬼怒川の古名で、常陸風土記によると、新治郡(今の西茨城郡)の西から白壁(真壁)郡の南を経て、流海即ち今の霞浦に注いだもの、やうである。——其ころ利根川はまた東流しなかつた。

ケヌ(毛野)の臣——アツミのケヌの臣の項下を見よ。

けによばすきぬ [歌詞]

「日に及ばず来ぬ」既に日を重ねずして来たといふ意。

萬葉集十四巻駿河の歌に「富士のいのいや遠長き山路をも妹がりとはばケニヨバズ来ぬ」とある。ケニヨバズは日ニ及バズの約轉である。

ケ(日)の項下参照——オホビは集中他に用例がないが、其ころ東國では既に一般に用ひられて居たものと思はれる。

靈異記に呻の字をニョブと訓せられて居るので、此意にときなさうとするものがあるが、ニョブは語義上、に用ひる事は出来ぬ。——其項下参照。

ケノアラモノ、ケノニコモノ(毛麤物、毛柔物)

上記の如く禽獸は古へ總てケモノと稱へられ、其毛の剛柔によつてケノアラモノ、ケノニコモノと區別した。恐らくはケノニコモノは主として禽鳥をいうたのであらう。

(記、上) 爲山佐知毘古・勿取ニ毛鹿物毛柔物

ケヒ(筒飯、氣比) [地]

越前國の舊地名。——今の敦賀郡敦賀町である——垂仁紀にはツマガアラント東着の地とあり、仲哀紀にも角賀の行宮を筒飯宮といふとある。ツマガ(角鹿)に坐す神を氣比大神といひ(紀)、今も氣比神社と稱へるのは此地の名を遺つたものであらう。名の所由は不明であるが語義は筒飯であらねばならぬ。此語の緣から其地の神をミケ(御食)大神と稱へた(記)ものと思はれる。——ミケツ神の所在地なるが故に食糧の意を以て地名としたといふ記傳の説は首肯しかれる。少くともヒに靈といふ意はない。

ケヒ(筒飯)の海

萬葉集三卷入麻呂の驅旅の歌に「ケヒの海の庭よくあらし」とある。ケヒは上記の如く越前の地名であるが、淡路の國三原郡松浦村字筒飯野といふ地があるから、此歌のケヒの海は淡路の西岸のことであるかも知れぬ。

ケヒ(氣比、筒飯)の大神

越前國筒飯に鎮坐する神(神功紀)。神名帳に氣比神社七座とあり、今の官幣大社氣比神社の主祭神である。記によれば此神の本名は伊香沙別大神命で、御食津大神といふとある。

ケヒ(筒飯)の宮

仲哀天皇の行宮(紀)。

天皇が敦賀に行幸せられたのは息長足比賣皇后が此地に居住せられた之を誇する爲であつたらしく思はれる。記に應神天皇が建内宿禰に伴はれて淡路を経て敦賀に赴かれたことも由ありげである。

ケヒメ(毛媛)

吉備の上道臣田狹の妻。葛城豊津彦の子玉田宿禰の女(紀一傳)。雄略天皇の後宮に移された人である。本傳には稚媛とある。——其項下参照。

ケフ(今日)

ユフ(夕)に對立する語で、日中を意味し、轉じて今日の意となつたのであらう。

ケフはコ(此)ヒ(日)の轉で、キノフ(昨日)に對する語と一般に了解せられて居るが、キノフは古語ではないから、寧ろユフ(原義はヨヒと同じく「夜」である)に對する語とすべきであらう。若し然りとせばユフは夜經の意、ケフに日經の義と思はれる。

ゲンシヤウ(玄勝) [人]

萬葉集十七卷に見える古歌傳誦者。

ケミ(菟)

天武十年廣瀨野に蒐する御金があつたが中止せられたと記されて居る。蒐は春獵の義であるが、之をケミと稱へたとすれば毛兔の意で、狩の目的が必ずしも娛樂の爲ではなかつた事を語るものである。——此語は後世稻田の檢分の意に用ひられた。

ケモモ(毛桃)

ケは食の義。本初は食用果物といふ意味を以て——モモの項下参照

こ

桃子をケモモと稱へたのであるが、後には毛桃の字をあて桃の一種の名と了解せられた。

(萬七) はしきやし苧家の毛桃本しげく花のみ咲きてならざらめやも (萬二〇) 吾がやどの毛桃の下につくよさし下心よしうたてこのころ (二八九)

(萬二) 大和の室原の毛桃もと繁くいひてしものを成らすはやまじ (二八九)

コ [原語]

「小」を意味する語であるが、轉じて(一)細、(二)粉、(三)點、(四)子、(五)孫、(六)商等の意に用ひられ、又仔細といふ意味から(七)鼠、(八)其に似た海鼠の意となり、細粉の義から(九)沙、砂をいふにも轉用せられ、(一〇)からは(一一)心の義を生じた。——子の意に於てはキと轉呼し、種々の語を派生したことは其項下に述べた通りである。

コ(籠)

ケ(筒)の轉音。

原義はケ(筒)と同じく容器をいふのであるが、——ハコのコの如く——竹製の筒を區別する爲に用ひられ、籠の意となつたのである。

ゴ(基)の檀越——キのダンチチの項を見よ。

コアンセン(固安銭)〔人〕

雄略朝の人(紀)。吉備弟君の妻糠媛の迎の爲、遣日鷹吉士堅磐固安銭(使共復命)とある。其名によるも歸化人たることは明で、河内のカタシハ(其項下を見よ)に居住したから、堅磐の固安銭とよばれたのであらう。

和名抄に筑前國穂波郡堅磐(加多之万)郷といふ地があるが、難波吉士と同行したとあるのを見て、當時歸化人の最多く居住した河内の人と思はれる。堅磐を日鷹吉士につけて讀み、或は日鷹吉士といふ稱呼が固安銭にもかゝるものとする説があるが、固安銭といふ名はこ、以外には見えず、日鷹吉士は次に難波日高吉師とあり、仁賢紀にも見えるが、堅磐とつゞけて用ひられて居らぬから、カタシハは固安銭につけて讀まればならぬ。

コイ(輾轉)

コエ(越)と同一語原から分化したものであらう。
 コイマロビ、コイフシの如く他の語とつゞけて用ひられ、活用形としてはコイヤ(賦)、コヤシ(横)の如く、コヤと變化する。

コイシタ(子石田)の君

釋紀系譜及水享本には子の字がないので、イシタ又はイハタと訓して居るが、姑く刊本及舊訓に従ふ。

垂仁天皇の皇子五十日足彥命の高(紀)。——記には高志、池君とある(其項下を見よ)——コイシタといふ稱呼の由来不明。或はコシダと訓み高志の田ノ君を意味し、高志、池君の異傳であつたかも知れぬ。

此皇子の生母は山背の珂幡戸邊なるが故に石田の君を正しとし、イハタと訓み、山城國久世郡石田神社(神名帳)とある地の君長なりとするものがある。一説として聞くべきである。

コイシヒメ(小石姫、小石比賣)の皇女(命)

小石はイイシとも訓み得るが、小島をコシマと稱へたやうにコイシといふ方が聞よいやうである。

宣化天皇の皇女(紀、記)、御母は楠仲皇女(中比賣)皇后。御母石姫に對して小石と名つけられたのであらう。記には此皇女も亦欽明天皇の妃になられたとある。

コイへ(小宅)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。和名抄には同郡に小宅郷をあげ、古伊備と訓してあるが、今はコヤケ村と稱へる。少宅の智麻呂といふものが里長となつて後、舊名アヤマをコイへと改稱したと風土記に説明せられて居る。

コイマロビ——コイ及マロビの項下を見よ。

コウチャウ(弘聴)〔人〕

飛鳥寺の僧、天武九年歿とある(紀)。大津皇子、高市皇子が弔問せられたとある所を見ると、名門の出であらう。

コオカシ(下婚)

原文上通下婚とあるのを記傳は延佳本に従うて上通下通婚とあらた

コキシ(許幾斯)

コキはココ(許多)の轉、シはチ(數)の音便であらう。——語法要録數詞の項下参照。

コキタ、ココタと同語で多數を意味する。

(神武天皇御製) ななはさば なたそばの 實のなげくを コキシひふれ(記、紀)

コキダ(許幾陀)

ココダの轉。——其項下を見よ。

前項コキシと同語で多數を意味し、助語を添へてコキダタとも用ひられる。

(神武天皇御製) うはなりが ななはさば いちさか木 實の多げくを コキダひふれ(記、紀)

コキレ(古寸入)

カキイレの約轉。

萬葉集八卷に「引よちて折らば散るべみ梅の花袖にコキレッ染まばしむとも」とあり、十八、十九、廿卷に古伎殿とかいてあるから、コキレと稱へたことは疑がない。挿入の意であらう。

コキバクモ(己伎婆久母)

ココバクモの轉。

ココバクは「いばかり多く」といふ意。幾許の義にも通じて用ひら

め、之を一句としてオヤコタハケと訓したが、他の罪が盡く二字づつで表現せられて居るのを見て、此五字を一句とすることの誤なるはいふまでもない。且タハケといふ語も此場合にあらぬ。——オヤオカシの項下参照。

コガ(許我)の渡

萬葉集十四卷に「まくらがのコガの渡のから槐の音高しもよ暖なへ見ゆゑに」とある。所在は不明であるが、マクラガの一地點名であらねばならぬ。——マクラガの項下参照——「逃れぬ子の故に聲のみ高し」と詠じたのである。カラカチは柄櫂であるが、空名の意なきかせたのである。

此コガを下總國磯島郡古河とするものがあるが、マクラガについて詠まれた他の歌と考へあはせると、海岸の地のやうに思はれる。

ココタ(子難、粉瀆)の海

この地を詠じた次の二首の歌がある。

(萬三) 我妹子を外のみや見む越の海の子難の海鳥ならなくに
 (萬二) むらさきのココタの海につぐ鳥たまかつぎ出ば吾が玉に
 せむ

右によれば越の國の名所と思はれるが、所在は判明せぬ。語義は小海であらう。

れる。
 ① (萬三) 漁り釣りけり、ソキタケモ、おぎろなきかも、コキバケモ、ゆたけきかも [萬三〇]

コクミ(胡久美)

① 原義は不明であるが、和名抄疾病部齋類中に瘧は寄肉也アマシシ、コクミとあるから、剩肉を意味することは明である。
 ② (大祓祝詞) 國津御ト生膚斷、死膚斷、白人、胡久美
 ③ コクミは犯罪ではなく、犯罪が招いた罰をいふのである。

ココ [數詞]

① 古語コ(大)の聲語。
 ② 本來は多大の義であるが、古へ數詞が尙發達しなかつたころヤ(八)を最大數とした時代があつたので、更に其上に一つ加へた數(九)をココと稱へるやうになつたのであらう。——ココノツは「ココノ數」の意(語法要録數詞の項を見よ)。——其故に一般的に多數の意を表示するに用ひられ、ココラ(ラは接尾語)ともいひ、或はコヤシ(ココチの轉)、コタ、コキタ(ココツの轉)とも稱へたのである。

ココ(古古)之村

① 常陸國久慈郡河内里の本名「風」。ココは發聲、之によつて名づけたとある。——カフチの里の項下参照。

コト(凝)

① コ(凝)の語幹コの声語、シは形容語尾。

① 口語のゴロゴロと同じく岩石の磊塊たる形容である。

② (萬三) 磐金の凝敷山を越えかれて突にはなくとも色に出でめやも岩根ゴゴシキといふ用例は七卷、十二卷にもある。
 (萬一七) 許其志可毛岩の神さび [萬三〇]

③ 凝敷を凝重の意としてコシグと訓したものがあつたが、若し然りとせばコシカモといへぬ筈である。又第三卷「三三」の「極此疑」をコシカモと訓するのは富を得て居らぬやうである。——訓詁参照。

ココダ(許々陀)

① コチ(又はツ)の轉。——ココの項下を見よ。
 ② 多數の意。コキダとも轉呼し(其項下参照)、之に助語クを添へてココダク(コキダク)とも用ひる。
 (萬一七) いもが家に雪かも降ると見ると見るとにココダもまがふうめの花かも
 (萬一八) いかにせる布勢の浦ぞもココダニ君が見せむと我をとどむる

コト(木事) (人)

① コ(語)コト(言)の意。神に祈願する辭をいふもの、やうである。
 ② 景行天皇の妃高田媛の父阿倍氏木事(紀)、反正天皇の妃津野媛(都怒郎女)の父大宅臣の祖木事(紀)又は九瀬許基登臣(紀)、天足彦國押人命の裔木事命(姓氏錄布留宿禰の條下)等ココトを名としたものが少くない。阿倍氏を除いてはいづれも天足彦國押人命(孝昭皇子)の後胤で、春日の祠官の家がらであるから、此名を用ひたのも由があるやうに思はれる。

コゴトムスビ(興台産靈、興登魂)の命

① コゴトは上記の如く請辭の意で、ムスビは神靈を意味する。恐らくは祝詞(賀辭)を掌る神とせられたのであらう。

② 天兒屋命の父(紀一書)。神代本紀には津速魂尊の兒、市千魂尊の兒、天兒屋命の親とある「舊」。兒屋命は高天原の祭祀に大祝詞を宣した神であるから、其親をコゴトムスビとすることはよく理に合つて居る。——アメのコヤネの命の項下を見よ。

③ コゴトはコト(言)の疊頭語で言辭の意と解することも可能である。若し然りとせばコゴトムスビは言語の靈、即ちコトタマと同義とすべきである。

ココバケ(幾許)

① ココバカの轉。

② ココは多數の意であるから、バカ(計)とつづけると「いかほど多く」といふ意になる。幾許の字をあてたのも之によるものである。

ココホリ(小郡) —— チコホリの項下を見よ。

ココラ(許多)

① ココ(巨多)ラ(接尾語)。——ココの條下参照。

ココロ(心)

① コの項下を見よ。

② トコロを單にトといふと同じく、ココロも原義はコー音にある。コ

のある處といふ意味でココロといふのであらう。

③ コ(凝)もまたコの派生語で、疊頭によつてココリ(凍凝)ともいひ得るが、心をココリの轉呼することは不當である。

こころぐし [歌詞]

① ココロ(心)クシ(奇)即ち「心に奇とする」といふこと、後世の心ニクシ(心ノクシの説)と同意である。
 ② (萬一四) 春日山霞たなびくココロクシ照れる月夜に菊かもれむ
 (同) 心クシおもほゆるかも春霞たなびく時に事の通へば
 (萬一六) 心クキ物にぞ有ける春霞たなびく時に戀のしげきは
 (萬一七) 心クシ いざ見にゆかな ことはたなゆひ [萬一七]
 (萬一七) 相見れば とこ初花に 心クシ 眼クシもなしに [萬一七]

ココログミ(心具美)

① 心込の意。次の用例があるのみである。

(萬一三) あさち原ち生に足ふみ心グミ 我思ふ子等が家のあたり見つ

こころと [歌詞]

① 心所の意。
 ② (萬一六) 妹を見ず越の國へに年ふれば吾ココロのなぐる日もなし
 (萬一七) 出で立たむこころをなみと籠り居て君にこふるに許己呂度もなし

③ 利心に同じといふ説は非。形容詞を下へつけることは異例である。

こころもしめ [歌詞]